

地域包括支援センター訪問調査に基づく行政評価の結果

1. 概要

令和4年度第4四半期終了時に各地域包括支援センターより提出された事業報告書に基づき、現地訪問調査及びヒアリングをもとに行政評価を実施した。

○訪問先及び訪問日

1	宮本・本町地域包括支援センター(社会福祉法人 聖進會)	6月20日
2	豊富・坪井地域包括支援センター(社会福祉法人 南生会)	
3	法典地域包括支援センター(社会福祉法人 千葉県福祉援護会)	6月21日
4	二和・八木が谷地域包括支援センター(社会医療法人社団 千葉県勤労者医療協会)	
5	塚田地域包括支援センター(医療法人 弘仁会)	6月27日
6	新高根・芝山、高根台地域包括支援センター(社会福祉法人 創明会)	6月28日
7	習志野台地域包括支援センター(医療法人 成春会)	
8	前原地域包括支援センター(社会福祉法人 清和会)	6月29日
9	三山・田喜野井地域包括支援センター(社会福祉法人 六親会)	

○訪問者

職員6名(地域包括ケア推進課4名、圏域の直営地域包括支援センター2名)

2. 行政評価の結果

○評価票(基本点)

大項目	配点	新高根・芝山、高根台	前原	三山・田喜野井	習志野台	塚田	法典	宮本・本町	二和・八木が谷	豊富・坪井
運営体制	64点	64点	63点	59点	63点	59点	63点	62点	61点	62点
重点項目	44点	44点	44点	44点	44点	44点	44点	44点	44点	44点
包括的支援事業	80点	79点	80点	80点	80点	80点	79点	77点	80点	80点
その他	24点	22点	24点	24点	24点	24点	24点	23点	23点	22点
合計	212点	209点	211点	207点	211点	207点	210点	206点	208点	208点

○重点事業等(成果点)

大項目	配点	新高根・芝山、高根台	前原	三山・田喜野井	習志野台	塚田	法典	宮本・本町	二和・八木が谷	豊富・坪井
重点事業	30点	25点	26点	25点	25点	27点	26点	24点	28点	28点
センター事業	20点	17点	20点	18点	17点	19点	18点	17点	17点	18点
合計	50点	42点	46点	43点	42点	46点	44点	41点	45点	46点

○総合計点

基本点 + 成果点	配点	新高根・芝山、高根台	前原	三山・田喜野井	習志野台	塚田	法典	宮本・本町	二和・八木が谷	豊富・坪井
		262点	251点	257点	250点	253点	253点	254点	247点	253点

3. 行政評価結果の推移

○新高根・芝山、高根台地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期	R4年度 第4四半期
基本点	運営体制	64点	64点	64点	64点	64点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
	包括的支援事業	80点	79点	78点	79点	79点
	その他	24点	22点	22点	21点	22点
	合計	212点	209点	208点	208点	209点
成果点	重点事業	30点	26点	28点	25点	25点
	センター事業	20点	16点	17点	18点	17点
	合計	50点	42点	45点	43点	42点
総合計		262点	251点	253点	251点	251点

○前原地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期	R4年度 第4四半期
基本点	運営体制	64点	64点	64点	64点	63点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
	包括的支援事業	80点	80点	80点	79点	80点
	その他	24点	24点	24点	24点	24点
	合計	212点	212点	212点	211点	211点
成果点	重点事業	30点	28点	29点	26点	26点
	センター事業	20点	18点	20点	19点	20点
	合計	50点	46点	49点	45点	46点
総合計		262点	258点	261点	256点	257点

○三山・田喜野井地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期	R4年度 第4四半期
基本点	運営体制	64点	61点	62点	59点	59点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
	包括的支援事業	80点	79点	80点	79点	80点
	その他	24点	23点	24点	24点	24点
	合計	212点	207点	210点	206点	207点
成果点	重点事業	30点	29点	28点	25点	25点
	センター事業	20点	17点	18点	16点	18点
	合計	50点	46点	46点	41点	43点
総合計		262点	253点	256点	247点	250点

○習志野台地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期	R4年度 第4四半期
基本点	運営体制	64点	64点	64点	63点	63点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
	包括的支援事業	80点	80点	80点	80点	80点
	その他	24点	24点	24点	24点	24点
	合計	212点	212点	212点	211点	211点
成果点	重点事業	30点	29点	30点	26点	25点
	センター事業	20点	17点	18点	17点	17点
	合計	50点	46点	48点	43点	42点
総合計		262点	258点	260点	254点	253点

○塚田地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期	R4年度 第4四半期
基本点	運営体制	64点	60点	64点	61点	59点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
	包括的支援事業	80点	80点	80点	80点	80点
	その他	24点	23点	24点	24点	24点
	合計	212点	207点	212点	209点	207点
成果点	重点事業	30点	26点	29点	26点	27点
	センター事業	20点	18点	19点	19点	19点
	合計	50点	44点	48点	45点	46点
総合計		262点	251点	260点	254点	253点

○法典地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期	R4年度 第4四半期
基本点	運営体制	64点	64点	62点	63点	63点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
	包括的支援事業	80点	80点	80点	80点	79点
	その他	24点	22点	24点	24点	24点
	合計	212点	210点	210点	211点	210点
成果点	重点事業	30点	29点	30点	26点	26点
	センター事業	20点	20点	20点	19点	18点
	合計	50点	49点	50点	45点	44点
総合計		262点	259点	260点	256点	254点

○宮本・本町地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期	R4年度 第4四半期
基本点	運営体制	64点	-	-	60点	62点
	重点項目	44点	-	-	44点	44点
	包括的支援事業	80点	-	-	80点	77点
	その他	24点	-	-	24点	23点
	合計	212点	-	-	208点	206点
成果点	重点事業	30点	-	-	24点	24点
	センター事業	20点	-	-	15点	17点
	合計	50点	-	-	39点	41点
総合計		262点	-	-	247点	247点

○二和・八木が谷地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期	R4年度 第4四半期
基本点	運営体制	64点	63点	64点	62点	61点
	重点項目	44点	44点	44点	42点	44点
	包括的支援事業	80点	80点	78点	77点	80点
	その他	24点	22点	23点	24点	23点
	合計	212点	209点	209点	205点	208点
成果点	重点事業	30点	29点	27点	28点	28点
	センター事業	20点	19点	19点	19点	17点
	合計	50点	48点	46点	47点	45点
総合計		262点	257点	255点	252点	253点

○豊富・坪井地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期	R4年度 第4四半期
基本点	運営体制	64点	64点	60点	63点	62点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
	包括的支援事業	80点	80点	77点	80点	80点
	その他	24点	23点	23点	23点	22点
	合計	212点	211点	204点	210点	208点
成果点	重点事業	30点	28点	26点	25点	28点
	センター事業	20点	19点	18点	16点	18点
	合計	50点	47点	44点	41点	46点
総合計		262点	258点	248点	251点	254点

事業報告書に係る評価について

1. 実施者

市（地域包括ケア推進課）が行います。

2. 評価項目

(1) 評価票（基本点）

各大項目の中に小項目があり、小項目は4段階評価としています。A評価は4点、B評価は3点、C評価は2点、D評価は1点とし、それ以外の評価はないものとしています。各項目の配点（小計）は下表のとおりです。なお、事業報告書（評価票）中、☆印がある小項目については、2倍の配点となっています。

大項目	配点
(1) 運営体制	64点
(2) 重点項目	44点
(3) 介護予防ケアマネジメント	12点
(4) 総合相談支援	20点
(5) 権利擁護	20点
(6) 包括的・継続的ケアマネジメント	16点
(7) 地域ケア会議	12点
(8) その他	24点
合 計	212点

(2) 重点事業等（成果点）

①重点事業（市で設定）、②センター事業（センターで設定）の2項目について評価を行います。各項目の配点は下表のとおりです。

区分	大項目	配点	小計
重点事業 ・権利擁護業務 (主に意思決定支援)	早期発見・早期対応	10点	30点
	関係機関との連携及び役割分担	10点	
	センター内の体制	5点	
	その他	5点	
センター事業	事業の効果	10点	20点
	先進性・波及	5点	
	その他	5点	
合 計		50点	

3. 評価結果の取り扱い

まず各地域包括支援センターが自己評価を行います。その後、地域包括ケア推進課職員及び同一圏域にある地域包括支援センター職員にて訪問調査を行い、行政評価を行います。

評価結果について、地域包括支援センター運営協議会に議題として報告し、意見を集約した後、最終評価を確定いたします。

センター別事業評価結果一覧(基本点)

項目	実施基準	評価	新高根・芝山、高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井		
			自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	
① 職種の適正配置とバランス	仕様条件どおり三職種が配置されており、かつ三職種がバランスよく配置されている	配置職員(変更含む)は事前に報告することを仕様条件としているため行政評価のみ		A		A		D		A		D		A		A		A		A	
② 職員の安定的な雇用	年度の途中で職員を変更しないよう、利用者等に配慮することができている	配置職員(変更含む)は事前に報告することを仕様条件としているため行政評価のみ		A		B		B		A		C		B		A		B		C	
③ ☆事業計画	年度の事業計画を目標とし全員で取り組んでいる	A: 事業計画を全職員が共通理解し、計画遂行に向け積極的に取り組んでいる B: 事業計画を全職員が共通理解したが、計画遂行に向けた取り組みが不十分である C: 事業計画を全職員が共通理解したが、日々の業務を単純に遂行している D: 事業計画を全職員で共通理解することなく、日々の業務を単純に遂行している	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
④ 提出物の期日内提出	仕様条件どおり報告書等が期限内に提出できている	A: 報告書等が期限内に提出できており、かつ工夫して分かりやすい報告等を行うことができている B: 報告書等が期限内に提出できている C: 報告書等がおおむね期限内に提出できている D: あまりできていない	A	A	A	A	B	B	A	B	A	A	A	A	A	A	A	C	C	A	A
⑤ 専門性の確保	①職員の研修履歴を記録し、 ②今後の研修計画を立て、 ③研修結果をセンター内で報告・共有する機会を設けている	A: ①②③いずれもできている B: ①②③のうち、いずれか2つをできている C: ①②③のうち、いずれか1つをできている D: ①②③いずれもできていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑥ 職員の公正・中立性の確認	公益的な機関としての認識を持ち、公正・中立性に留意して業務を行っている	A: 職員一人ひとりが、公益的な機関としての認識を持ち、かつ客観的に公正・中立性に留意して業務を行っている B: 職員一人ひとりが、公益的な機関としての認識を持ち、公正・中立性に留意して業務を行っている C: 職員全員が公正・中立性に留意して業務を行っているとはいえない D: できているとはいえない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑦ ☆職員の資質の向上	①研修会等に積極的に参加し、 ②研修の成果等を他の職員に適切に伝達し、 ③センター内でOJT体制を確保し、経験の浅い職員などへのフォローができています	A: ①②③いずれもできている B: ①②③のうち、いずれか2つをできている C: ①②③のうち、いずれか1つをできている D: ①②③いずれもできていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑧ 緊急時等の体制整備	24時間365日対応できる体制が整っている	A: 市へ登録した緊急連絡体制のとおり随時対応することができる B: 市へ登録した緊急連絡体制のとおり対応したが、一部留守番電話等の対応となり随時対応できない場合があった C: 市へ登録した緊急連絡体制の変更届け出が原因日以降の届け出となった D: 市へ登録した緊急連絡体制の変更届け出が市からの指摘により判明した	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑨ 業務マニュアルの整備及び運用	各種業務マニュアルの整備状況及び運用について	A: 市等のマニュアルに加え独自のマニュアルを作成し、全職員共通理解のもと業務にあたっている B: 市等のマニュアルに加え独自のマニュアルを作成したが、全職員共通理解に至っていない C: 市等のマニュアルを全職員共通理解のもと業務にあたっている D: 市等のマニュアルを理解できていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

(1) 運営体制

センター別事業評価結果一覧(基本点)

項目	実施基準	評価	新高根・芝山、高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井		
			自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	
⑩	苦情対応	①苦情があればその内容と対応結果を記録に残している ②その内容及び対処方法をセンター職員で共有するとともに再発防止に努めている ③苦情処理の対応についてマニュアルなどが整備されている	A:①②③いずれもできている B:①②③のうち、いずれか2つをできている C:①②③のうち、いずれか1つをできている D:①②③いずれもできていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	
⑪	介護予防支援における介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントを三職種が行わず本来業務に専念できている	A:三職種が介護予防ケアプラン業務に従事せず、本来業務に専念している D:三職種が介護予防ケアプラン作成業務を行ったことがある ※該当する場合は、作成件数及び理由を「評価の理由や根拠」欄に記載すること	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	
⑫	建物設備等	仕様条件どおり建物及び設備が整っている	建物設備等は仕様条件としているため行政評価のみ		A		A		A		A		A		A		A		A		A
⑬	相談者に配慮した相談スペース	仕様条件どおり相談者に配慮した相談スペースが確保されているか	相談室及び会議室等の配置は仕様条件としているため行政評価のみ		A		A		A		A		A		A		A		A		A
⑭	周知	地域包括支援センターの周知をパンフレットやホームページで行っている	A:センターの周知を独自のパンフレットで行い、かつ、別に工夫して周知している B:センターの周知を独自のパンフレットで行うか、又は、別に工夫して周知している C:センターの周知を市のパンフレットで行い、かつ、別に工夫して周知している D:センターの周知を市のパンフレットで行っている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
				64		63		59		63		59		63		62		61		62	
② 重点項目	① ☆地域課題	地域の課題を把握している	A:地域課題を把握し、独自に分析を行い課題を明確にして、次年度の事業計画に反映させることができている B:地域課題を把握し、独自に分析を行い課題を明確にしているが、次年度以降の活用は未定である C:地域課題を把握に留まっており、今後工夫する余地がある D:地域課題の把握に着手していない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	② ☆地域資源の状況	地域資源の状況を把握している	A:地域資源の状況を把握し、独自に地域の関係機関のリストを作成の上活用している B:地域資源の状況を把握し、独自に地域の関係機関のリストを作成したが、活用に至っていない C:地域資源の状況把握に留まっており、今後工夫する余地がある D:地域資源の状況把握に着手していない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	③ ☆高齢者の生活実態把握	高齢者の生活実態を把握している	A:高齢者の生活実態を把握し、リストを作成するなど、情報を整理のうえ、ケース支援に有効に活用できている B:高齢者の生活実態を把握し、リストを作成するなど、情報を整理しているが、工夫の余地がある C:高齢者の生活実態の把握に留まっている D:高齢者の生活実態の把握に着手していない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	④ ☆必要なサービスの導入	高齢者の生活実態を把握し必要なサービスを導入している	A:高齢者の生活実態を把握し、必要なサービスを導入している B:高齢者の生活実態を把握し、必要なサービスの導入は一部に留まっている C:高齢者の生活実態の把握に留まっており、必要なサービスの導入に至っていない D:高齢者の生活実態の把握に着手していない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

センター別事業評価結果一覧(基本点)

項目	実施基準	評価	新高根・芝山・高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井	
			自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政
⑤ ☆住民主体の活動支援	住民主体の活動に対する支援ができています	A: 住民主体の活動に対して、地域の状況を把握し、適切に支援ができています B: 住民主体の活動について、地域の状況を把握できている範囲で、適切に支援ができています C: 住民主体の活動について、地域の状況は把握できているが、必要な支援をするには至っていない D: 住民主体の活動について、地域の状況の把握に着手していない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	⑥ 地区民協への参加	地区民協に参加し、民生委員との連携ができています	A: 原則毎回出席し、民生委員と相互に情報交換を行うことができている B: 原則毎回出席し、必要に応じて民生委員への情報提供を行っている C: 市からの依頼・報告事項及びセンターからの情報提供等がある場合のみ出席している D: 市からの依頼・報告事項がある場合のみ出席している	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
			×	44	×	44	×	44	×	44	×	44	×	44	×	44	×	44	×	44
③ 総合事業の介護予防ケアマネジメント	① 基本チェックリストの実施	相談者の意向や状態を適切に把握するとともに、総合事業の趣旨と手続き、要介護認定等の申請について十分に説明した上で基本チェックリストを適切に実施している	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	③ 事業対象者の妥当性及び適切なサービスへの判定検討の実施	基本チェックリストに加え船橋市版アセスメントシートを用いてセンターが行う検討会において適切にできています	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	③ 介護予防ケアマネジメント	利用者(要支援者及び事業対象者)の状況にあった適切な介護予防ケアマネジメントができています	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
			×	11	×	12	×	12	×	12	×	12	×	12	×	12	×	12	×	12
④ 総合	① 総合相談	個別の相談者に適切な対応ができています	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	② 実態把握	実態把握を適切に行っている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	③ 事後確認	必要な事後確認を行い、期待された効果の有無を確認している	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

センター別事業評価結果一覧(基本点)

項目	実施基準	評価	新高根・芝山・高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井	
			自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政
相談支援	④ ネットワークの構築	適切な支援のためのネットワーク構築が図れている	A: 独自のネットワーク作りが行われており、具体的な形となっている B: 各関係機関の会議等に参加しネットワーク作りに努めている C: 各関係機関の会議等に参加しているが、ネットワーク作りを目的としていない D: あまりできていない		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A
	⑤ 必要な情報の整理	フォーマル及びインフォーマルサービス等の各関係機関・制度の情報が整理されている	A: フォーマル・インフォーマルサービスを独自に整理し、相談対応に活用している B: 市のマニュアル等に補足する形で整理し、相談対応に活用されている C: どちらともいえない D: あまりできていない		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A
			✕	20	✕	20	✕	20	✕	20	✕	20	✕	20	✕	18	✕	20	✕	20
(5) 権利擁護	① 権利擁護に関する支援	権利擁護支援に関する適切な制度の活用、意思決定支援が出来る	A: 全職員が自己研鑽して、適切な意思決定支援や相談田王、制度に繋げることができている B: 全職員が十分に対応できるとはいえないが、センター内で連携して適切な相談対応や支援ができている C: 一部の職員(社会福祉士等)のみできている、当該職員に依存している D: あまりできていない		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	② 成年後見制度の活用及び市長申し立て事務	成年後見制度の活用のためのアセスメントを経て市長申し立ての判断、事務ができる	A: 制度の利用判断や必要書類の要点を押さえ作成ができ、迅速に直営センターへ依頼している B: 必要書類の把握はできているが、直営センターへ応援を依頼し、共同で判断、準備している C: 必要書類の把握が不十分であり、直営センターからの指示がないと判断、準備ができない D: あまりできていない		A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A
	③ 虐待対応	虐待の認定と対応を適切に行うことができる	A: センター内で対応方針を迅速に取り決め、受付票を作成し直営センターと確認をしている。積極的に対応検討会等を活用する。 B: センター内である程度対応方針を取り決め、直営センターの指示を仰いで受付票を作成している。対応検討会等を活用することができる C: 基本的に直営センター等に指示を仰いでいる D: あまりできていない		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A

センター別事業評価結果一覧(基本点)

項目	実施基準	評価	新高根・芝山、高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井	
			自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政
④	地域の関係機関との情報の共有	個別の事例について地域の関係団体等と適切に情報を共有できている A: 地域ケア会議等で、地域の関係団体等と情報の共有ができていない B: 関係団体等とは情報の共有ができていない C: 積極的に情報の共有は行っていない D: 共有ができていないといえない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	やむを得ない措置	やむを得ない措置を行う必要がある場合などの緊急の場合に対応できる A: やむを得ない措置を行う場合を含め、危機管理体制が整えられており適切に対応できる B: ある程度できる C: どちらともいえない D: あまりできていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
			×	20	×	20	×	20	×	20	×	20	×	19	×	19	×	20	×	20
(6) 包括的・継続的ケアマネジメント	① 関係機関との連携・協働体制	関係機関との連携・協働体制が構築できている A: 独自のネットワークを構築し、連携・協働体制を整備している B: 多職種との連携の場を設けている C: 介護支援専門員に関係機関の情報提供ができていない D: あまりできていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	② 介護支援専門員の資質の向上	地域の介護支援専門員の資質の向上に努めている A: 地域の介護支援専門員の資質の向上のため独自に研修会や勉強会を行っている B: 圏域ごとに実施する研修に積極的に協力している C: 市や他団体の研修等への参加を促している D: あまりできていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	③ 介護支援専門員に対する個別相談・指導	地域の介護支援専門員に対して個別に相談を受け、又は指導できている A: 地域内の相談体制を整備している B: 相談体制は整備していないが、積極的に応じている C: 必要に応じて相談は受けているが、積極的には行っていない D: あまりできていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	④ 困難事例について支援方針の検討、指導助言	介護支援専門員が抱える個別困難事例について、支援方針の検討や指導助言を行っている A: センター内でのカンファレンス等を通じて三職種全体で支援方針を検討し、指導助言を行っている B: 複数の職員により、支援方針を検討し、指導助言を行っている C: 一部の職員のみ事例を把握し、他の職員は必要な場合のみケースファイルで確認している D: あまり行っていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
			×	16	×	16	×	16	×	16	×	16	×	16	×	16	×	16	×	16
(7) 地域ケア会	① 地域ケア会議の周知	関係機関や地域住民への地域ケア会議の普及啓発に努めている A: 独自の啓発チラシの作成や講演会を開催するなど、工夫して普及啓発に努めている B: 講演会やイベントなどの機会を捉え、普及啓発に努めている C: 要請があった場合のみ、事業の説明を行っている D: あまり行っていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	② 地域課題の解決	地域ケア会議として、当該地域の地域課題を抽出し、解決に向けた具体的な取り組みを行っている A: 地域課題を抽出し、解決に向けた具体的な取り組みを地域ケア会議として行っている B: 地域課題を抽出し、解決に向けた具体的な取り組みを検討している C: 地域課題の抽出ができていない D: 地域課題の抽出が十分にできていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

センター別事業評価結果一覧(基本点)

項目	実施基準	評価	新高根・芝山・高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井			
			自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政
議																						
③ 個別ケア会議	個別ケア会議で検討すべき事案を的確に把握の上、適時適切に会議を開催し、その積み重ねから地域課題の抽出につなげることができる	A: 個別ケア会議で検討すべき事案を的確に把握の上、適時適切に会議を開催し、その積み重ねから地域課題の抽出につなげることができる B: 個別ケア会議で検討すべき事案を的確に把握し、適時適切に会議を開催している C: 個別ケア会議で検討すべき事案の把握に努めているが、開催に至っていない D: あまりできていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
			×	12	×	12	×	12	×	12	×	12	×	12	×	12	×	12	×	12	×	12
(8) その他	① 消費者被害への啓発や対応	①消費者被害の情報を専門機関等から把握している ②知り得た情報を民生委員やケアマネジャー等に提供している ③消費者被害防止の啓発をしている A: ①②③いずれもできている B: ①②③のうち、いずれか2つをできている C: ①②③のうち、いずれか1つをできている D: ①②③いずれもできていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
	② 地域包括支援センター運営協議会その他の審議会等への参加	仕様書に記載の地域包括支援センター運営協議会その他の審議会等に参加できている A: 全体的に8割以上参加できている。 B: 概ね参加している。(6割～7割程度) C: どちらともいえない(4割～5割程度) D: あまりできていない(4割未満)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	D	B	A	A	A	
	③ 個人情報の保護	個人情報を適切に管理できている A: 市の条例や関係法令(以下、「条例等」という)を熟知し、かつ、独自のマニュアル等を整備し適切に管理している B: 条例等は理解しているが、マニュアル等は整備していない C: センター職員全員が条例等を熟知していない D: あまりできていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	④ 認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成講座を企画したり、キャラバン・メイトとして地域に出向しているか A: 独自に企画を1回以上行い、かつ、市からの依頼に応じてキャラバンメイトとして延3回以上出向している B: 独自に企画を1回以上行い、かつ、市からの依頼に応じてキャラバンメイトとして1回以上出向している C: 企画はしていないが、市からの依頼に応じてキャラバンメイトとして1回以上出向している D: 出向していない	C	C	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	C	C	C	C
	⑤ 在宅介護支援教室の実施	在宅介護支援教室を行っている A: 独自に在宅介護支援教室を企画し、実施している(コロナの影響で開催できなかった場合でも企画まで行っていればAとする。) B: 地域からの要請に基づき、在宅介護や介護予防に資する教室に協力している C: 行政や地域の在宅介護や介護予防に資する教室の紹介は行っている D: 行っていない	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	⑥ 指定介護予防支援事業所(以下、「事業所」という)としての業務	事業所として適切に業務を行い、かつ、地域内の他の居宅介護支援事業所の適切な管理・指導等を行っている A: 事業所として業務を公正中立に行い、かつ、他の事業所に適切に管理・指導等を行っている B: 事業所として業務を公正中立に行っているが、他の事業所への管理・指導等が十分とはいえない C: 事業所として業務が公正中立とは言えず、かつ、他の事業所への管理・指導等が十分とはいえない D: 事業所としての業務、及び他の事業所への管理・指導等のいずれも適切ではない	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
			×	22	×	24	×	24	×	24	×	24	×	24	×	23	×	23	×	22	×	22
合計				209		211		207		211		207		210		206		208		208		208

センター別事業評価結果一覧(成果点)

■重点事業:権利擁護業務(主に意思決定支援)

項目	配点	考え方	高芝	前原	三山	習台	塚田	法典	宮本	二八	豊坪
中核機関の周知・広報	10点	令和4年度から新たに設置される中核機関の存在・役割等について、地域ケア会議・講演会などを利用して市民や関係団体に周知・広報を行っているか。	9点	9点	8点	7点	9点	9点	8点	10点	10点
地域連携ネットワークの構築	10点	権利擁護を必要としている人を発見し、適切に必要な支援に繋げるために本人に身近な親族、医療・福祉・地域の関係者等と十分な連携が取れ、地域の支援体制の構築及び役割分担が整理されているのか。 また、必要に応じて、中核機関と連携してケース対応が出来ているのか	9点	9点	9点	9点	10点	9点	8点	9点	9点
センター内の体制	5点	センター内の職員で情報が共有され、特定の職員に負担が集中することなく、チームで対応出来ているか。また、職員の研修、OJTの機会が確保されているとともにメンタルヘルスについて十分配慮されているか。	3点	4点	4点	5点	4点	4点	4点	5点	5点
その他	5点	上記項目以外に、総合的に判断して当該地区の取り組みが優れているか。	4点	4点	4点	4点	4点	4点	4点	4点	4点
合計	30点		25点	26点	25点	25点	27点	26点	24点	28点	28点

■センター事業

項目	配点	考え方	高芝	前原	三山	習台	塚田	法典	宮本	二八	豊坪
事業の効果	10点	意識向上やセンターのPRなど、地区にとって効果的な事業となっているか。	9点	10点	9点	9点	10点	9点	9点	9点	10点
先進性・波及	5点	着眼点、運営方法など先進性があるか。また、他地区への波及(転用)が望めるか。	4点	5点	5点	4点	5点	5点	4点	4点	4点
その他	5点	上記項目以外に、総合的に判断して当該地区の取り組みが優れているか。	4点	5点	4点	4点	4点	4点	4点	4点	4点
合計	20点		17点	20点	18点	17点	19点	18点	17点	17点	18点

■合計点

重点事業及びセンター事業の合計点数	42点	46点	43点	42点	46点	44点	41点	45点	46点
-------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

事業報告書（概要）

（令和4年度：第4四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

誰もが住み慣れた地域で安心して、尊厳あるその人らしい生活が送れることを基本理念として、相談業務にあたっている。対応においては、適切な医療・介護・福祉サービスや地域のインフォーマルサービス等、個々の問題に必要な支援に過不足なく繋げることを心掛けている。しかし、昨今地域の居宅介護支援事業所で新規のケアプランの受け入れが困難な状況が続いており、特に要支援や暫定で迅速な対応に支障が出ている。

地域包括支援センターは高齢者の相談窓口として、日々様々な相談を受けている。関係機関も含め、高齢者であれば、何でも包括にという傾向は変わらなかった。関係機関から案内され包括に連絡を頂いた方から、「包括に連絡すれば何でもやってくれて解決してくれる」という過大な期待をして連絡を頂く事もあり、対応に苦慮する事もあった。何が問題なのか明確にした上で、案内を頂ければと思う。

重層的支援体制の整備に向けては、各相談支援機関が相談内容の吟味、適切なアセスメント、ニーズの把握、支援に繋げるといった一連のマネジメントの流れを行い、各々の役割分担を果たしていくことで円滑な連携が図れるものと思われる。今後も当センターでは相談の内容を吟味し、問題の核や個別性を見極め対応していく。関係機関とも共有を図るとともに、ファーストコールをワン・ストップサービスとして対応することを心掛け、引き続き個だけでなく、地域に安心と信頼を提供できるセンターを目指していく。

医療機関との連携においては、コロナ禍でのやむを得ない状況があるが、円滑に進む場合とそうでない場合の差があった。入院中の家族から相談を受けた場合には、基本の対応は医療機関に依頼することを前提として、選択しうる社会資源などの情報をお伝えした。今後も本人、家族を中心に個人情報保護やQOLを考慮した上で対応していく。

今年度は福寿大学や地域のミニデイや町会のサロン、介護者教室などの場面で地域住民に介護予防や詐欺被害予防について伝える機会を計画通り持てた。参加者は想定していた以上に健康維持に関する自負があることがわかった。今後も地域活動に参加できる場面は積極的に活用し、これまで同様、自立支援として自分達が出来ることが何かを考え、お互いに取り組んで行ける地域を目指し、関係性の強化、普及啓発に努めていく。健康維持に関する取り組みや公的支援を受けるタイミングなど個々の価値観もあり、一概に押し付けることはできないが、表面的な情報に惑わされず、より適切な情報に基づいて選択できるような情報提供や発信を心掛けていく。

相談内容は特に介護保険制度に関する事、在宅医療、経済生活問題の順に多く、これらの問題が単独でなく、複数絡んでいることが少なくない。さらに家族関係の希薄化、8050問題、アルコール依存や精神疾患など、背景の複雑・多様化の傾向は続いている。今年度も迅速に対応をするため、適宜ミーティングや情報共有を行った。今後もセンター全体で支援できる体制を継続していく。また複雑化した問題に対処するために、行政や専門職、関係機関が一同に会しての会議の場も必要に応じて開催した。引き続きスム

一ズな連携と関係構築を図り、対応力を強化していく。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

* 高齢者虐待関係

今年度、様々な相談対応を行うため、民生委員の方々へ「近隣より大声が聞こえてくることが多く心配」という仮想事例を作成し、事例対象者を年齢別に分けて、相談先を知っていますか？というアンケートを実施。65 歳未満の通報先については、地域包括支援センターを含めて、さまざまな機関名の返答あったが、65 才以上の方の通報先は地域包括支援センターとほぼ認知されていた。アンケート報告を行う際に、「通報」という言葉を重く受け止めてしまう方がいるため、通報ではなく、「気になったら」連絡いただくよう周知を行った。その他、地域ケア会議新聞を活用して、今年度一年かけて虐待の種類別の説明を分かりやすく行い、「こんなことがあったら、連絡ください。」と、地域が虐待通報し易いよう呼びかけ、結果、民生委員から連絡が入るようになっている。また、近隣住民が発信（警察通報）されるケースもあり、地域が虐待というアンテナを少しずつ高くしている状況と思われる。

ケアマネジャーからの虐待通報については、昨年度同様に、「虐待かも」と通報されるケースがあったが、高齢者の状況、生活歴、家族状況などのアセスメントが不十分なため、情報収集に時間を要している。早急な虐待対応をできるよう、アセスメントも虐待防止や対応に重要であることや、虐待発生時の情報収集など「虐待かも」と感じた時にケアマネジャーとしてできることを理解していただく必要もあると再認識した。今年度、ケアマネジャー向けの虐待研修の開催を目指していたが、コロナ禍で開催するまでには至っていない。

今年度の虐待通報は 14 件（内、半数の 7 件が警察からの通報。）あり、うち 3 件の虐待（セルフネグレクト・身体的虐待）を認定している（3 件事実確認中）。セルフネグレクトで虐待認定したケースについては、随時、民生委員・生活支援課と共に会議などを開催して生活状況を共有していたため、ちょっとした変化をすぐに察知することができ、スムーズに関係者間で役割分担を明確化し措置対応することができた。認定に至らなかったケースでは、養護関係のない夫婦喧嘩や精神症状による行動が警察への虐待通報に繋がっており、ケアマネジャーなどの関係者と見守り体制を構築するなど支援環境の強化を図り、継続的に支援を行うこともあった。昨年通報の多かった 8050 世帯の通報は 2 件と昨年度より少ない。

他機関との連携を行いながら対応したケースは昨年度より少なかったが、ケアマネジャーの他に生活支援課やさーくると協働し対応している。しかし、以前から報告してい

る通り、関係機関によっては情報共有・役割分担をしても、足並みを揃えて支援することが難しいと多々感じることもあり、どの関係機関も支援できていないことは地域包括支援センターが連携を超えて対応せざるを得ない状況がある。

虐待解除後も継続的に他機関と連携が必要なケースはいるが、支援の中心を担っている機関が情報収集・連携ができていないこともあり、地域包括支援センターに判断を求めてくる現状がある。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

多種多様なサービスや支援を必要とする高齢者が増加する中、地域の高齢者が可能な限り在宅で安心して生活できるよう、包括的に介護支援専門員等をサポートしながら関係機関との連携構築・強化や介護支援専門員同士のネットワーク構築、介護支援専門員等の実践力向上とした勉強会、研修などを中心に活動している。近來、介護支援専門員が対応に苦慮しているケースでは、高齢者の介護関連以外の家庭問題が生じている場合も多く、多様化した問題への対応として、地域や他機関、多職種との連携が必須となっており、今後の「重層的支援」を意識できるよう、地域ケア会議へ介護支援専門員をオブザーバーとして参加できるよう声をかけている。また、障害支援の関係者交えての研修会を圏域内で行い、介護関係以外の多制度を支援する仲間同士でのグループワーク等を通して、実際の事例などの実情を話合う場所に作り、まずはお互いの業務を知るきっかけとなった。

地域の介護支援体制として、圏域内の居宅介護支援事業所は他地区へ移転が 1 件、休止が 1 件となっており、介護支援専門員数は微減である。要支援、要介護者の人数に対して介護支援専門員数が不足している現状がある。圏域の高齢化率も高芝・高根台ともに 30%を超える中、支援体制の需要から供給の不足は、高齢者の生活へ直ちに悪影響となる可能性もあるため、市全域で対策を検討して行かなければならないと感じている。

介護支援専門員同士のネットワークの構築・活用に関する支援としては、地域の主任ケアマネ連絡会を直営包括と当センター協働で事務機能をサポートし、令和 4 年 2 月から 3 月にかけて Web 上でのアンケートを実施した。アンケート結果から令和 4 年度の研修方法等を含めた意見集約を行い、介護支援専門員等の実践力向上支援とした研修開催に向けた企画準備や開催時のサポート支援を協働にて行い前述の通り、障害支援関係者を交えての研修会の 7 月に実施、令和 5 年 1 月には介護支援専門員を対象とした事例検討会を開催、同年 3 月に地区の主任介護支援専門員を対象とした、スーパービジョンを学ぶ研修会を企画し、当センターのセンター長が講師として指導・助言などを行った。

圏域内の研修会は、打ち合わせを含め全てリモート開催としたが、アンケートの結果から「参加がしやすい」と意見が多かった他、リモートでの事例検討自体についても、参加しやすい等の好意的な意見が多くあった。

参集での開催の良さもあるが、圏域内での会場確保が難しい状況は今後も続くと考えられるため、リモート開催での内容を充実させて行く事が今後の課題と考えている。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

令和 4 年度は、年 4 回の定例の全体会を開催。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い自粛し、書面会議は 1 回、後の 3 回は対面形式で開催できた。

構成員については、地域の民生委員や地区社協に加え、商店会の会長や法律関係者、自治連、生活支援コーディネーター、グループホームの管理者、薬剤師、歯科医師、サービス付き高齢者住宅の施設長など地域で暮らしている、もしくは活動している、地域に密接した関係者で今年度の変更はなかったが、都度、オブザーバーとして参加され地域活動を一緒に行ってきた、UR 都市機構のスタッフを次年度からの構成員として迎えることを第 4 回定例会（令和 5 年 2 月 15 日）の場にて構成員より承認を得た。

人員については、今年度より生活支援コーディネーターが変更となったが、前任の方が地区社協の事務局長として残留した頂くこととなった。また、老人クラブの構成員も変更になったが、今までも町会の行事で何度も顔を合わせている方が推薦され参加されている。

民生委員では、今回の改選に伴い、お一人が退任することとなり、それに伴い構成員も外れることとなっている。退任される方は、当センターが設置される以前の在宅介護支援センターが事務局となっていた時代からの構成員であり、永年にわたりご協力いただいていた方が第 3 回定例会（令和 4 年 1 月 16 日に開催）で、経年を振り返るお話もして頂き退任報告を構成員と共に確認させて頂いた。後任には、新たに副会長になられた方が参加。多少の入れ替わりはあったものの、会議全体の雰囲気は変わらず、参加しやすい会議を心がけていく。

今年度第 1 回定例会（令和 4 年 5 月 18 日）には、新たに設置された中核機関について本課より会議に参加頂き説明をして頂いた。また、第 4 回定例会では、来年度から始まる重層的支援体制整備事業について、地域福祉課に参加頂くなど、適宜、会議の中で新しい情報の発信を行っていった。

今年度も対面式の会議に於いては、毎回、介護支援専門員にオブザーバーとして参加頂いている。地域の課題は、地域のケースを担当している介護支援専門員がより実感している事と思われ、具体的な意見を聴取できるようになっているが、課題の発掘というよりは、地域の実情を知って頂くことの方が多い。地域を知っていく中で具体性が出てくるかと思われるため、今後もオブザーバーとしての参加を仰いでいく。また、未だ声かけはできていないが、介護支援専門員や民生委員に限らず、地域の介護

サービス事業所等でも関心のある方々には、参加を頂けるようにしたいと思う。今年度は、地域に店舗を持つマツモトキヨシ本部から地域ケア会議参加の意向があり、第4回目に参加頂いている。

顔の見える関係性ということで介護支援専門員に限らず、民生委員にもオブザーバーとして参加いただき、民生委員と介護支援専門員との連携を深めていくことも目的の一つであり、地域包括支援センターを通さず、お互いに連絡し合うことも増えてきている。顔見知りになった関係者達が地域で（道端でばったり）会った際に互いに気楽に声を掛け合える町づくりとして、今後も地域ケア会議で担っていききたい。

今回、第3回定例会（8月開催中止）の書面会議では、昨年度同様に地区の民生委員の方々にもアンケートを取り、地域の高齢者に足りないサービスを調査確認。今後、ケアマネジャーにも同様のアンケートを実施する予定にしている。

地域性もあるため、新高根と芝山の課題に違いはあると思われるが、そこから地域のインフォーマルサービスを探り出せればと思っている。

○個別ケア会議について

個別ケア会議が必要なケースについては、今まで通り開催前の情報収集を必ず行い、三職種で検討した方向性を基本にして、開催の必要性について適切に判断した上で会議を開催している。

今年度は2件の個別ケア会議を開催し、高根台地区のケースについては、高根台在宅介護支援センターと連携して進めた。1件はセルフネグレクトのケースで、当センターが開設してから、しばらくかかわりがあったが、ADLも自立され言動が粗暴で関与を拒否する方であった。認知症状が進んだのを機に民生委員、生活支援課と連携し、早期に施設へ入所できたケース。

もう1件は、近隣より虐待疑いの通報あり、民生委員、ケアマネジャーと会議を開催。介護者の人となりや昔からのキャラ的などを地域からの情報が上がり、責任感の強い方でもあったため、介護者の言動が親子では通常の会話でもあることが、地域から虐待に観られがちとなり、介護者が孤立しないよう地域でもフォローして頂く方向性となる。

高根台のケースでは、ゴミ屋敷、お金が無い、臭いが酷く、地域からもクレームが出ていたケース。民生委員、生活支援課、よく立ち寄る飲食店も交え、今後の方向性を検討し、役割分担しながら支援し早期に施設へ入所となった。

今回のケース検討した案件については、地域の方が入ることで、本人だけではなく介護者の以前からの性格、ケアマネジャーなどの支援者が入っていることで現状の介護者の状況を確認でき、虐待認定は行わず、介護者のフォローも地域で行って頂けることになった。

今回の3案件共に認知症のケースであり、認知症の方に対する支援については、まだまだ課題は多い。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

地域ケア会議の周知については、会議の都度発行している「地域ケア会議新聞」を発行・配布し、地域の方々への啓発を図っているが、地域ケア会議を積極的に知りたいという関係者は、やはり未だ少ない。今年度もオブザーバーとして定例会を見ていただけるよう、民生委員及びケアマネジャーへ引き続き参加案内を行った。

また、対面ではなかなか意見を述べるのが難しい方々も、書面会議という形をとる事で、会議の開催は無くとも貴重な意見を頂戴できることになった。また、民生委員の方々へアンケートをとる事が、地域の実情を知る手段の一つとなっている。

地域の課題は地域に聞け!ということをモットーに、今後も様々な部分で地域の課題に沿ったアンケートを実施していくこととする。

今年度行った地域に不足している社会資源の集計が整い、地域の課題が見えたことで、今後は地区社協や地域の施設、事業所等とも連携しながら検討を行い、地域に情報提供できるよう進めていくこととする。

また、以前より地域課題として挙げている、地域の認知症の理解と対応については、末端の一般市民や商店、銀行や郵便局など、高齢者が赴く場への方々への周知がなかなか出来ておらず、認知症サポーター養成講座等を積極的に開催すること、また、来年度、高芝地区でも立ち上げる、チームオレンジとも並行しながら対応していく。

その他にも、地域にあらゆる情報発信と地域課題の発掘を行い、地域と専門職が気軽に連携の図れる地域を目指していく。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

認知症の方の相談に関しては、情報共有や協力体制の構築等、関係者が1つのチームとして活動できるよう意識してそれぞれの関係者に対応している。

コロナ流行前は地区の様々な催し物（ミニデイサービスやボランティア講座等）で互いに元気である事や状況の確認が出来ていたが、今年度も、コロナ感染症予防の為、開催の見送りや、開催回数の減少により、互いに確認できる機会が少ない状況にある。

しかし、一方で、社会参加による確認の場が減った事により、認知症状の見られる方や、症状が無くても認知症にならない様に、民生委員や町会役員、医療機関、介護事業者等、日常生活の中で互いに、今まで以上に気にかけるようになったと感じる。

地域住民の加齢に伴い、今まで何も支障なく生活していた人が表面的に急に症状が出現する事により、その方の周囲の地域住民が急に認知症の問題に直面する事が増え、認知症状を意識し、自然に自ら考え対応してくれる場面が増えている。今まで、実践の場の中で、民生委員や近隣住民等に協力頂きながら、一緒に考え、個別対応を丁寧に行ってきた成果の表れであると思う。

今年度も、更に警察からの徘徊通報票が増えており、内容を見ると市民の方からの

通報が多い。また、同じ人の徘徊通報が増えている。ただ、何も対応していないという訳ではなく、本人・家族の希望で在宅生活を継続されており、徘徊したらすぐに施設入所という考え方ではなく、徘徊しても危険が少ないよう、すぐに発見できるよう、安全と改善に向けた試みを行い、地域で生活できるよう、忍耐強く見守ってくれるようになっている。

個々のケース対応、個別ケア会議等の様々な会議で地域住民や民生委員、介護支援専門員等の専門職等がチームとなり、情報を持ち寄り、多方面の視点で見る事により、気付かなかった事が分かったり、関係調整をしてくれたり、連携する事で様々なアプローチが出来、良い方向に向ける事が出来ている。様々な問題があると、地域住民としてはすぐに解決させたいと思うのは当然の事と思うが、すぐに解決に至らず、見守らなければならない時もある。最近では、解決に向けて見守りの時なのか、動く時なのか民生委員を始めとする地域の関係者が自ら考え、周囲の方が不安にならない様に説明してくれたり、それぞれに適した役割を発揮してくれており、地域包括支援センターが助けられると共に、学ばせてもらう機会も増え、より良い関係性が築かれている。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

地域内には4か所の認知症カフェの開催予定があるが、新型コロナウイルス感染予防の為、昨年度から引き続き開催が難しい。それでも、高根公団のエプロンカフェは、通常レストランとして営業している事から、認知症カフェを再開し、また、若い人向けの介護教室を開催されている。最近では、近くの高齢者の利用も多く、利用者の中には認知症状のある方もいる。エプロンカフェのスタッフの方々が、認知症に対する理解が専門的であるが故、受け入れる対応をしてくれるので、認知症の方が行きやすい気持ちはよくわかる。エプロンカフェ開設当初より、懇意にさせて頂いている関係性があり、気になる方は情報提供してくれている。実際、エプロンカフェと個別ケア会議等、情報提携し、役割分担をしながら解決の好時期まで、一緒に見守れる体制がケースを通して出来てきており、有効的な関係性に発展してきている。

今後はエプロンカフェの介護教室にも出席させて頂きながら、許す限りで、他の認知症カフェのスタッフの参加を仰ぎ、互いに地域を支える関係作りをしていきたいと考える。

様々な情報がマスコミ等から流れ、「認知症」がよりポピュラーになってきて、受診し診断を受ける事は以前より気持ち的なハードルは下がった。しかし、受診しても、症状に対してどの様に介護サービス等で対応すれば良いのか、どの様な心持ちで接すれば良いのか、介護保険サービスを利用していても、通院していても、日常生活はそれだけではない為、対応に苦慮する事があり、介護者や介護支援専門員からの悩み相談が

増えている。「認知症状なのだから仕方ない」と頭ではわかってはいるが、介護者自身の気持ちのやり場に苦慮しているという話をされる方も多い。家族や近隣住民はその方の認知症状の出現する前の人柄や状況を知っているが故、その変化を受容できずに困惑している。何とか助けてあげたいと思うあまり、優しくしすぎて依存されてしまい対応に苦慮されたり、事故につながるかと、認知症の方の生活の一挙手一投足が気になり、心配が講じてイライラしたり、自分自身の生活に影響を及ぼすという話も伺う。そのような事から、介護者や支援者を少人数ずつ募り、悩みや不安を共有し、1人で悩まず、皆で考える時間が必要だと思う。思いを共有する事により介護における気持ちの距離の取り方を学ぶ機会になればと考える。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

認知症徘徊模擬訓練のメイン会場として、新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから地域の方々と協議したのち中止に至った。

高齢者の多い地域ということもあり、迷っていそうな人がいれば、中学生でも高齢な方でも、声をかけてくれている実態がある。その意味では、見守りの体制は出来てきている事は頼もしい。また、町会役員の方からは、以前、新高根公民館で開催された徘徊模擬訓練を見て、今は難しいが、いずれは町会で開催してほしいとの嬉しい話も頂いた。新型コロナウイルス感染症の流行には、敏感な地域であるが故、情勢を見極め、小規模の徘徊模擬訓練を開催していきたい。

令和5年度は高芝地区において、チームオレンジの発足を計画している。しかし、それに先んじて、高芝社会福祉協議会で地域の見守りシステムが構築されようとしていたがコロナ流行で思うように活動できず停滞気味である。社会情勢の変化と共にそのシステムに福祉や医療面での専門性を加味し協働出来るように、進めていきたいと考える。また、地域ケア会議の書面会議において、今後、地域にどんなサービスが必要と考えられるかアンケート調査を実施した。坂の多い地域の特性や市内4位の高齢化率を背景とし、有意義な意見がみられている。その意見を大切に、安定して継続できるサービス（地域資源）の提供方法も同時に考えていきたいと思う。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

今年度基本チェックリストの実施は 1 件あったが、事業対象者には該当しなかった。初回 相談の時点で、予防給付に相当する住宅改修や福祉用具利用の相談が多く、介護保険申請となっている。敷地内に屋外階段がある戸建住宅が多い地域事情もあると考えられる。また、疾患により運動の制限がある場合もあり、専門職が面接した場合は、勧めにくい実情もある。介護保険申請をせざるを得ない状況であり、基本チェックリストの実施件数は依然増えない状況である。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの特例措置で「認定有効期間の延長」も多く、手続きが異なる「事業対象者」へ移行する場合、面談等が必要であることから、更新時の移行は少なかったと考えられる。

○多様なサービスの活用

介護支援専門員より問い合わせがあった際には、センターで把握している地域のサービスは案内しているが、コロナ禍において住民主体のサービスは休止している場合もあることも併せて伝えている。民間のサービスについては、ケアマネジャー間で情報交換しやすいよう、主任ケアマネ連絡会でのメールを活用している。また、地域ケア会議へのオブザーバーとしての参加も多く、地域資源を知るうえで、今後も参加を促したい。

自立支援型介護予防ケアマネジメント事業の一環として行われている「リハ職の同行訪問」について、今年度は居宅介護支援事業所より1件の申し出があった。身体機能の評価や今後の支援の参考になったとケアマネジャーからあり、積極的に今後も利用したいと話があった。

○総合事業の普及啓発

多くのケアプランは「現状維持(サービス利用前提での生活)」になっているが、コロナ禍においては現状維持も大変な側面であったと考えられる。予防プランに関する研修は今年度実施できなかったが、今後は自立支援検討会議の参加も見据え、サービス利用以前の状況を聞き取り、何処に目標を定めるかといった、「予防、改善」の観点も含め、研修で改めて説明してゆく。

また、今年度は公民館で福寿大学や介護者教室を開催することができ、地域住民に直接介護予防について普及啓発活動をすることができた。コロナ禍で活動の機会が減り、体力低下を自覚しているといった声が多く聞かれた。機能低下を自覚する前からの取り組みが重要であることをアクティブシニア手帳の活用を中心に伝え、一般介護予防事業の案内も行った。地域住民に身近な場所で継続していくこと、また地域包括支援センター単独でなく、地域を巻き込んでいくことが重要であるため、次年度も継続して行っていく。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第4四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務(主に意思決定支援)（介護保険法115条の45第2項第2号）

*判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

今年度、第1回地域ケア会議にて、中核機関より構成員ならびにオブザーバーとして参加していただいている民生委員やケアマネジャーへ広報を行ってもらっている。また、サービス事業所で行われている運営推進会議にて中核機関についての周知・広報を行った。成年後見制度についての周知・広報についても、公民館と当センターで開催した介護者教室等でパンフレットを配布、個別相談等で行っている。

成年後見制度利用の早期発見・早期対応には、高齢者自身が制度を必要と認識してもらう必要がある、その手段の一つに、エンディングノートがあると思われる。年々地域包括支援センターへエンディングノートを取りに来られる方が増えており、今年度、公民館と共催で行った福寿大学では、参加された50名の方へエンディングノートの利用状況を確認したところ、8～9割程の方が持っているとお答えがあったが、実際作成している方は1～2名程で、ノートを活用できていないことが分かった。エンディングノートの記載方法が難しいとの意見があったため、地域に向けた記載方法の研修を検討し、URコミュニティ主催の地域向けに終活セミナーをコスモス成年後見サポートセンターと共に行い、エンディングノートを記載する大事なポイントをお伝えし、記載方法についての勉強会を行った。

○地域連携ネットワークの構築

地域ケア会議のオブザーバーとして民生委員やケアマネジャーに参加して頂いているため、関係機関と顔を合わせるが増えている。地域で活躍している構成員の行政書士より講演会や相談会の周知などがあり、ケアマネジャーには「成年後見制度を利用するなら、この人に相談すれば良いんだ。」と少しずつ感じてもらうことが出来ており、成年後見制度の広報と共に、必要な方へ早期に繋げてゆけるネットワークが少しずつ出来てきている。構成員の行政書士からは、以前より依頼が多くなっているとお話を聞いている。ただ、一部の関係機関では、成年後見制度の対応は、全て地域包括支援センターにお任せという認識をされている現状がある。相談があった際には、後見支援団体などの紹介をしながら、ネットワークを広げている。また、日常生活自立支援事業については、早期な対応が難しいため、今年度の利用はない。身寄りのない高齢者の要因については、人によってさまざまあり、最近では高齢者が子供に迷惑を掛けたくない、子供との連絡を取らず疎遠になっている方が多い。ただ、子供に迷惑を掛けたくないと話しつつも、実際には孤独を感じ、子供に助けを

求めたいと思っている方も多いため、高齢者の本心を引き出しながら、親族との関わり
の大切さを伝えている。地域でのイベントでも、親族との関わり大切さを伝え、
高齢者が孤立しないよう啓発している。

○センター内の体制

権利擁護の相談については、社会福祉士のみでなく、まず初回に対応した職員が
適切にアセスメントを行うことが出来ている。検討が必要なケースについては、随時
三職種で話し合いを行い、後見人が必要だから市長申立てではなく、高齢者の能力・
関わってくれる親族などの状況もアセスメントした上で、本人・親族申立てを行う
ことが出来ている。また、支援方針を決めていく際、高齢者のその場の言葉だけで
決定するのではなく、高齢者の本心を引き出せるよう信頼関係を築いた上で、高齢者
の意思決定を引き出し、支援を行うことができた。今年度、成年後見制度を繋げる上
で、地域包括支援センターが中心となって支援していた方は、本人申立てが3件、市
長 申立ては0件である。市長申立ての依頼はあったが、身内がないというだけで
相談が入ることがある。その都度、状況を確認しながら、適切な形で助言や支援を行
っている。

消費者被害防止については、最新情報を随時入手し、民協などで啓発を行っている。
また、コロナ禍で集まる場での啓発ができなかったため、個別相談時に気になるケー
スへの情報提供、地域ケア会議新聞での啓発、センター内の啓発ポスターの掲示を
行っている。今年度、ケアマネジャーより特殊詐欺の被害報告が1件あった。ケア
マネジャーが消費生活センターなどと連携を取り対応されていた。

身寄りのない高齢者の支援について、以前より支援に苦慮する場面が多いと報告を
させて頂いているが、関係機関のみではなく、地域の実情を一番把握されている民生
委員も同様に身寄りのない方への支援に問題を感じている。実際、高齢者が体調を
崩した際に、「どうするのか?」と強い不安を抱えており、行政が中心となって身寄り
のない高齢者への支援体制の整備が必要と感じている。

センター事業

新型コロナウイルス感染症の影響による活動制限などもある中、今年度は事業計画
に沿った地域での活動を行うことができた。イベント活動においては、地域支援関係
者に高齢な方が多いため、十分な感染症対策を講じた上でイベントを開催しながら、
地域課題の把握と共に関係者同士の情報連携及び情報共有を中心に事業を展開した。

主なセンター事業としては、地域の方々との小さな規模の交流などを細かに設け、
地域を巻き込んだ活動として、福祉教育の一環とした認知症予防の講話や健康体操と

題した心身低下予防の活動を地域の老人クラブと福寿大学の方々に対し、公民館との協働企画で実施することができた。また、中々参集して開催できないコロナ禍だからこそ、地域の声をくみ上げながら、地域組織との融合に向けた基礎づくりを民生委員や地域ケア会議の構成員、介護支援専門員に向けたアンケート調査を実施した。

調査では地域で必要とされる社会資源の情報収集を行い、今後の重層的な支援体制をも含んだ課題整理を行いながら、社会資源のニーズを引き出す実態を把握することができた。しかし、地域で支援を結びつける社会資源も乏しい現状であり、地域の支援体制をどのように創るか、そして地域共生社会に向けた基盤づくりとして、今後も地域住民や町内会、自治会等の地域住民組織、民生・児童委員、地区社協にも協力を仰ぎながら、新たな社会資源の開発へと考えている。

昨年度まで実施できていなかった、地域の介護者向けの介護者教室を3回シリーズで公民館にて開催、1回目は、船橋市の福祉・介護のサービスについて、福祉ガイドを用いて3職種より説明。2回目は、独自企画として福祉用具専門相談員の協力を得ながら、地域の方々に多くの福祉用具を来て見て触ってもらうことに主眼を置き、福祉用具の活用体験や介護者自身の介護リスク（歩行状態）を知ってもらうITソフトなども体験してもらった。ほか、住宅改修などの活用例などを知って頂き、自立支援にむけた介護予防の実践を自らも体験することができた。

今後も地域包括支援センターの機能・役割を市民に対して、もっと周知できるように積極的に地域に出向き、広報活動の継続、地域で尊厳ある自立した生活をいつまでも住み慣れた場所で送れるよう、地域包括ケアのワンストップをモットーに身近な相談機関として業務遂行を継続していく。8050問題などの世帯支援に対しても、専門的な支援機関と連携を深めるために積極的にカンファレンス等を開催し、課題解決に向けた問題整理と支援者同士の役割の明確化を図っている。多様化した複雑な問題の背景にある社会的要素を含んだ課題に対し、共助と公助の使い分けを適切かつ効率的に活用できるように行政関係者と連絡を取り合いながら連携体制の構築を図った。

最後に介護予防ケアマネジメント実践能力においては、介護予防ケアマネジメントの向上と計画作成を支援できるよう体制を、委託している居宅介護支援事業所と共に研鑽できる場の計画はしたが、今年度は実施できなかったため、次年度においては、ICTなどの活用も試みたいと考える。同様に高芝地区の独自の顔の見える化会議についても次年度は開催を検討していきたい。

事業計画書（概要）

（令和5年度）

総合相談支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

誰もが住み慣れた地域で安心して、尊厳あるその人らしい生活を送れることを基本理念として、相談業務にあたっている。対応においては、適切な医療・介護・福祉サービスや地域のインフォーマルサービス等、個々の問題に必要な支援に過不足なく繋げることを心掛けている。今後も多面的な視点からとらえ、ケースの背景、力量等を見極めた上で適切な対応を行っていく。

地域包括支援センターは高齢者の相談窓口として、日々様々な相談を受けている。時に関係機関も含め、高齢者であれば、「何でも地域包括支援センターに」という傾向は変わらず、よく話を聞くと引きこもりで困っている子供の相談や財産に対する法律相談など、地域包括支援センターでは解決し得ない相談が入ってくる事も多々ある。重層的支援体制が始動したが、各相談支援機関が相談内容の吟味、適切なアセスメント、ニーズの把握、支援に繋げるといった一連のマネジメントの流れを行い、各々の役割分担を果たしていく事で円滑な連携が図れるものと思われ、効果的な協働が出来る事を期待したい。今後も当センターとしては、より一層、相談の内容を吟味し、問題の核や個別性を見極め対応できるように努めていく。関係機関と共有を図るとともに、ファーストコールをワン・ストップサービスとして対応することを心掛け、引き続き個だけでなく、地域に安心と信頼を提供できるセンターを目指していく。

医療機関においては、コロナ流行で常に多忙という事情はあるが、入院を要する疾患は治療するが、まだ体調に不安があっても、他に危惧される疾患があっても、本人や家族への退院指導や退院後の環境調整が十分に整わないまま、入院治療は完了したとばかりに急な退院となったケースがあった。地域包括支援センターへ連携（連絡）をしたのだから、退院後は地域包括支援センターが対応すべきというケースが増えており、地域包括支援センターばかりかケアマネジャーも対応に非常に苦慮している。入院中の面会は出来ず、病院からの家族への説明も入院時と急変時、退院時しかない場合も多い。本人、家族と医療スタッフとの意思疎通ができておらず、意向が十分に汲み取られていないまま退院になるので、本人・家族は余計に混乱し、不安な状態で在宅介護に移行する事が増えている。入院中の方の場合、基本の対応は医療機関に退院調整を依頼することを前提として、選択しうる社会資源などの情報をお伝えしている。今後も本人、家族を中心に個人情報保護やQOLを考慮した上で対応していくが、医療機関の対応についても注視し、より良い関係が構築できるように努力していく。

昨年度は福寿大学や地域のミニデイや町会のサロン、介護者教室などの場面で地域住民に介護予防や詐欺被害予防について伝える機会を計画通り持てた。機能低下を自覚する前からの取り組みが重要であるが、其れだけでなく、加齢に伴い認知面・身体面の機能の低下がみられても、自分なりの自立した生活を送れるように、前向きに努力している方が地域に多くいる事を知った。今後も地域活動に参加できる場面は積極的に活用し、「自立支援」を幅広くとらえ、自分達が出来るとは何かを考え、お互いに取り組

んで行ける地域を目指し、関係性の強化、普及啓発に努めていく。健康維持に関する取り組みや公的サービスを受けるタイミングなど個々の価値観もあり、一概に押し付けることは出来ないが、表面的な情報に惑わされず、より適切な情報に基づいて選択できるような情報提供や発信を心掛けていく。

当包括のエリアには高根台団地と芝山団地の2か所のURを有し、生活面が便利という事と、高齢者優遇の住宅のセーフティーネットという側面もあり、高齢者の転入者が増えている。転居後に急に介護を必要とされる方も多く、日常の生活を知る関係者も乏しく、精神症状を伴う認知症状などもがみられ、解決に苦慮する近隣苦情も増えている。URには生活アドバイザーという専任相談員が配置されているが、年々、近隣苦情も含め相談件数が増えているが、UR上層部に相談しても、「市に相談し解決してもらえ」と言われ、相談員を増やす予定はないとの事。URに限らず、地域でも他市町村から「親を引きとるので、何とかしてほしい」と、親とは別居だったので今までの状況がよく分からず、情報が曖昧なままの相談も増えている。それぞれ環境変化による大きなストレスを伴い、転居後、身体状況は変化しやすい。市としての地域包括支援センターを頼りにしてくれることはありがたい事ではあるが、相談件数は増え、家族や近隣住民のフォローも必要となり、相談内容は煩雑化している。しかし、今までの関りの蓄積により、民生委員や町会役員、近隣住民、URの生活アドバイザー、ケアマネジャー等、様々な方が一緒に考え、見守り、自ら支援する行動を起こしてくれる事で、すぐには解決に至らなくても、お互いに住み慣れた地域で安心して暮らせる状況にしようという思いを感じる。この連携体制を丁寧に育み、地域と一緒に考える相談体制を築いていきたいと考える。

相談内容は介護保険制度に関する事、在宅医療、経済生活問題の順に多く、これらの問題が単独でなく、複数絡んでいることが少なくない。さらに家族関係の希薄化、経済困窮、8050問題、アルコール依存や精神疾患など、問題の複雑・多様化の傾向は続いている。今年度も迅速に対応するため、適宜ミーティングや情報共有を行い、センター全体で支援できる体制を継続していく。

また、生活支援課や精神科病院には協力を頂き、連携構築は出来ているが、精神関連や障害福祉の行政機関との連携が難しく対応に苦慮している。複雑化した問題に対処するために、行政や専門職、関係機関が一同に会しての会議の場も必要に応じて開催し、スムーズな連携と関係構築を図り、対応力を強化していく。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

※高齢者虐待関係

高齢者虐待の通報について、高齢者や養護者が警察へ連絡し通報されることが多いが、近隣住民などが警察へ連絡し通報に至ることも増えつつある。ただ、地域から直接包括支援センターへ通報されることはまだ少ない。虐待の早期発見・対応を行うためにも、地域の要である民生委員が「気づき」「つなぐ（通報）」ことを行うことができるよう、民協などの場で周知していく。

通報時は、速やかに事実確認と共に高齢者・養護者の状況把握を行っていくが、各関係機関からの通報の中には、「虐待」という言葉だけ先歩きし通報に至ることがある。その際は、早急にカンファレンスを開催し、関係機関にも協力を仰ぎながら、現在の状況を把握しつつ問題整理を行っていく。虐待の早期対応には、各関係機関のアセスメント力の向上が重要である。昨年度開催できなかったが、ケアマネジャー向けの虐待研修を開催し、専門職としての虐待予防や、虐待が起こってしまった際の初動対応について一緒に検討していく。また、地域包括支援センターがどのような動きをしているかわからないとの意見もあるため、地域包括支援センターとしての虐待対応についても知ってもらう機会を作っていく。

対応については、三職種が初回相談に応じ、センター内で早急に情報共有しながらチームとして検討・対応していく。また、直営地域包括支援センターへ虐待報告を迅速に行い、助言を仰ぎながら、やむを得ない措置等さまざまな方法を検討し、高齢者の命を最優先に考えていく。高齢者と養護者のパワーバランスが崩れたり、虐待の原因はさまざまあるが、事象だけを見ずに過去からの関係性や生活歴を聞き取りしながら全体像を確認し、高齢者・養護者の本心を引き出し養護者支援にも重視しながら対応に当たっていく。別々に生活することになっても、お互いが良い関係性を保ててゆけることを目指して対応していく。

虐待につながる可能性がある高齢者には、世帯全体の状況を確認しつつ、虐待保護を含めて、さまざまな対応を検討しておき、関わっているケアマネジャーなどと状況を随時共有していく。緊急対応が必要な際には、速やかに三職種で連携を取る体制は出来ており、すぐに対応方法を検討していくこととしている。

8050世帯の虐待通報について、毎年通報が確認されている。特に50の精神疾患が原因で虐待通報されるケースが多い。そのため、50に関わる関係機関との連携が必要である。さらに、重層的支援体制整備事業開始に伴い、各関係機関が同じ認識・考えをもって支援を行っていくため、顔が見える連携や会議を積極的に実施していく。ただ、会議で認識の統一・役割の明確化を行っても、各関係機関と同じスピード感で支援していくことが難しいと感じることが多々ある現状となっている。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

介護支援専門員からの個別の事例に関する相談へのアドバイス等の支援支持をおこない、地域の高齢者が可能な限り在宅で生活が継続できるよう、高齢者の個別支援に対する直接的支援を今年度も継続していく。介護支援専門員のニーズ（何に困っているか、どうしていききたいのか）を適確に把握していき、一人ひとりの高齢者が、必要な支援を包括的・継続的に利用できるケアマネジメント環境の実現していく。また、今年度より「重層的支援体制整備事業」が開始され、地域や他機関、多職種との連携が今まで以上に必要である。各機関が「重層的支援」を意識して支援に入ることが求められており、他機関に地域包括支援センターや介護支援専門員の機能を理解していただき、ケアマネ

ジメントの環境整備とした、地域の介護支援専門員と関係機関の連携に関する支援、介護支援専門員同士のネットワークの構築等に関する支援、介護支援専門員等の実践力向上支援を目指し、他機関との協働研修の企画や地域ケア会議の場などを活用して支援してゆく。

圏域内で就労する介護支援専門員の数は微減であり、隣接地域の事業所の閉鎖もあり、圏域内での実数は減少している。介護支援専門員が働きやすい地域であることも、継続した支援を行ってゆくためにも重要であることから、各居宅介護支援事業所が連携しやすい環境整備を図っていく。主任ケアマネ連絡会や船橋市介護支援専門員協議会（以下協議会）の地区活動を通じ、介護支援専門員のバーンアウト予防やメンタルヘルスなども含めた支援など求められることから、研修会や各種情報提供を今後も積極的に行ってゆく。

主任ケアマネ連絡会は、直営包括と当センター協働で事務局的功能としてサポート、令和5年度も研修企画をおこない従前より協働で行っている地区研修会等、協議会との連携も強化し、地区研修では個別支援に必要な内容を今年度は企画してゆく。現時点では、①介護支援専門員向け研修会、②介護支援専門員向け事例検討会、③主任ケアマネ向け事例検討会を予定しており、そのほかに④主任ケアマネ連絡会として事例検討会も予定されている。尚、地域での研修や会議の形態もICT化に慣れて来ていることもあり、今年度もリモート形式中心で企画をしてゆく。

介護予防プランについて、圏域内での研修を年2回考えている。リモートではなく、センター会議室で、参集での企画、開催を進めてゆく。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

令和5年度は、年4回の定例会の開催を予定している。また、必要時に応じた随時開催も行っていく、今後もそれらを基本として継続していく。

構成員についても、民生委員や地区社協に加え、商店会の会長や法律関係者、自治連、生活支援コーディネーター、グループホームの関係者、薬剤師、歯科医師、サービス付き高齢者住宅の管理者、そして、今年度より新たに、UR都市機構が構成員として加わることとなる。芝山団地にも生活支援アドバイザーが配置され、相談対応、研修会なども地域包括支援センターと連携して行っていくこととなる。

このように、構成員については、地域で暮らしている、もしくは活動している、地域に密接したメンバーで進行していく。今後も、地域課題に応じて必要な方を構成員もしくはオブザーバーとして随時参加できる柔軟な体制で開催していくこととする。

構成員として医師はいないが、歯科医師が構成員として参加することで、医療面からの意見は説得力があり、参加者の理解がより深められている。その点では、歯科医師、

薬剤師からの視点は、今後もより専門的な意見を伺って進めていく。

生活支援コーディネーターは、地域と専門職を繋ぐパイプ的な役割があり、地域の実情を鑑みながら、上手に繋いで下さっているため、地域ケア会議の要的な存在であり、今後もアドバイスを頂きながら勧めていきたい。また、地域包括支援センターとしても地域で設立した生活支援を中心としたインフォーマル事業等での具体的な取り組みを、この地域ケア会議において意見をくみ上げ事業の推進につながるよう協力をしていく。

地域の課題は、地域のケースを担当している介護支援専門員がより実感している事と思われるため、介護支援専門員から具体的な意見を聴取できるよう、今後もオブザーバーとして参加頂き意見を求めていく。また、今年度から、地域の介護サービス事業所等にも地域ケア会議にオブザーバーとして参加いただき、地域を知っていただき、また、地域の課題を一緒に検討できればと思っている。

昨年度は、書面会議という形で民生委員にアンケートを施行。環境面や生活面の課題が見え、地域に不足している社会資源は何か把握した。今年度は、介護支援専門員やサービス事業所にも同様のアンケートを行い、地域の事業所からの視点で地域の不足している社会資源を確認する予定である。

今年度も、地域の困り事、確認したいこと等をアンケートという形で情報収集し、地域ケア会議の議題として上げていくこととする。

また、地域と介護支援専門員等の専門職の連携を深める、顔の見える化会議を今年度は開催の方向で検討している。地域と専門職等が顔を合わせる場を作り、より連携の取れる関係性を築いていくことは、利用者をいつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには絶対に必要なことであり、そこで役割分担することによって、各々の負担を軽減し、より一層利用者を支えやすくなるものと思っている。そして、顔見知りになった関係者同士が地域で（道端でばったり）会った際に互いに気楽に声を掛け合える町づくりを、地域ケア会議で担っていく。

○個別ケア会議について

個別ケア会議が必要なケースについては、今まで通り必要性の有無について適切に判断した上で開催することと開催前の情報収集を必ず行い、三職種で方向性の検討を行って会議に臨むこととする。

会議では、新たな情報の収集と共有を関係者間で行い課題を整理し、予め検討した方向性を調整していき、専門職でない地域の関係者でも分かり易く、関わり易い会議にしていく。そうすることで、地域の関係者から困っていたケースを挙げ易くしていく。

また、地域で永年生活しているケースについては、地域の方々がその歴史をよくわかっていることから、会議を通して事前の情報からのイメージと違うことが多々あり、生活歴をより深く知ることで支援の方向性が決まっていく。地域の方々を交えた個別ケア会議は、ケースの新たな支援の展開に必要不可欠であり、地域の力無くしては見守り等も成立しないため、今後も必要なケースについては、積極的に開催していくこととする。高芝地区でも認知症高齢者徘徊模擬訓練を開催したことで、地域の認知症高齢者に対する理解は1歩進んだものと感じているが、未だそれはごく一部であるため、すぐに

理解を求めるのは難しい。一つ一つ個別ケースを積み重ねていながら、地域への理解を求めていく。また、個別ケア会議に参加した方々から会議の評価を頂き、口込みからも広がり開催要望が上がったこともあり、今後も地域包括支援センター主導でなくても地域が必要と声の上がる個別会議を目指していく。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

地域ケア会議の周知は民生委員に根付いてきている。今後も地域の各関係機関には、当センターで作成した「地域ケア会議新聞」を発行・配布し、地域の方々への啓発を図っていくこととし、今年度もオブザーバーとして定例会を見ていただけるよう積極的に仕掛けていくこととする。

地域課題として上げている認知症の理解と対応については、認知症高齢者徘徊模擬訓練を通して参加者には興味と理解を示して頂けた。しかし、未だそれは一部でしか過ぎず、末端の一般市民や商店、銀行や郵便局など、高齢者が赴く場への方々への周知は殆ど出来ていないと思っている。

今年度は、個別ケア会議や徘徊模擬訓練、認知症サポーター養成講座等を通して、地域住民や地域で働く方達に認知症に対する理解が広がるよう仕掛けて行き、開催予定のチームオレンジの研修にて、認知症にいち早く気づける、見守れる、対応できる町づくりを目指していく。

昨年度、不足な社会資源を地域に確認したが、今年度は外から見た不足な社会資源の確認を行い、それをどのように形にしていくか検討できればと思う。

また、重層的支援体制整備事業が始まることから、以前より地域から声の上っていた、高齢者以外の相談先が分からないという問題を、今年度の顔の見える化会議で議題にしていき、関係者の協力を仰ぐ予定としている。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

認知症の方を介しての情報共有や協力体制は様々なケースを通し、意識して行ってきた。認知症状のある方が安心して今の地域、住まいで生活が継続できる様、高根台と芝山ではそれぞれの地域特性の違いはあるが、それぞれの特性を生かし、様々な方に協力を頂きながら活動してきた。10年間の連続した協力と連携の積み重ねは大きい。

高根台地区では、コロナ流行前、3年間連続して認知症高齢者徘徊模擬訓練を行っていた事もあり、地域関係者が積極的で、「安心して徘徊できる街にしたい」という言葉も聞かれ、互いに声掛け、見守ろうという姿が見られている。しかし、最近は役員の高齢化や、高齢化率が高いがゆえにコロナ禍において参集での地域活動を制限していた事により、個々の状況が見えにくくなり、不安感が生じてきていた。少しずつ活動を再開して久しぶりに会うと、顔ぶれの変化や、お互いに身体面・認知面の衰えを感じさ

らなる焦りと不安になっていると聞く。

高芝地区では、元々個人活動が多いため、コロナ禍においても、民生委員や町会役員、医療機関、介護保険事業者間では、徘徊する方や認知症周辺症状の強い方に対して、地域で安心して住み続けられるよう協力体制を作る動きが見られている。

地域住民の加齢に伴い、急に地域住民が健康・生活の問題に直面する機会が増えており、認知症状を意識し、対応しなければならぬ場面が増えている。その実践の場の中で自ら考え住民同士で見守り、声掛け、手助け等、対応してくれており、今まで民生委員等に協力頂きながら、一緒に個別対応を丁寧に行ってきた成果の表れだと考える。その対応の経過の中で、個別ケア会議を有意義なものとして認識し活用頂ける事は、問題の生じている住民を否定し排除するのではなく、地域での今の生活を維持していこうとする思いの表れであり、対応力の向上だと評価できる。

以前に比べ、認知症は自分たちの問題にとらえ、近隣住民が昔からのよしみで助けようとしてくれるが、被害妄想等、認知症の様々な症状に翻弄され、支援してくれる人が精神的に追い詰められてしまう事があった。優しさのあまり気にしすぎて、やりすぎてしまう。関係性の距離が近い事の支援の難しさを感じた。

自分たちの仲間として助けたいとする「思い」を大切に、専門職として地域の実情に即した適切なアドバイス・協力出来るように努力し学ばなければと思う。

地域ケア会議や個々のケース対応、個別ケア会議等の様々な会合で地域住民からの意見をもらい、協力してもらう事により、地域課題である認知症の方への対応ができるネットワーク構築に向けて取り組んでいく。今までの個別対応の結果、得られたものが、今現在、新たに発生している個の問題に良い意味で繋がる事があり、民生委員や地域のケアマネジャーを巻き込み、問題解決の糸口になる事が見受けられる。個々のネットワークの積み重ねが地域のネットワーク構築に繋がってきており、それを「チームオレンジ」という形式として、地域で安心して生活していくための、誰でもわかる形作りをしていきたい。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

地域内には3か所の認知症カフェがあり、さらに高芝地区社会福祉協議会も認知症カフェを立ち上げる計画であったが、新型コロナウイルス感染予防の為、昨年度は開催が出来なかった。今年度は、認知症カフェとしてなるかは今後の検討だが、チームオレンジの一環事業として開催を検討していく。高根公団のエプロンカフェは、通常は、レストランとして営業している事から、認知症カフェを再開し、若い人向けの介護教室を開催した活動を再開してきている。昨年は、エプロンカフェに認知症の周辺症状のある方が通い、そこでの情報を元に個別ケア会議を開催し、役割分担をし、問題解決に至

ったケースがあった。情報共有や協働の重要性を学んだ。今年度は、互いに地域を支える者として、他の認知症カフェのスタッフも交えて連携が出来たらと考える。

「感染予防」という名において、自粛生活が始まり3年が過ぎ、スーパー等は以前と変わりなく賑わい表面的には、大きな変化は見られていない。

しかし、3年分の加齢もあるが、人によっては他者との交流や運動量の減少により、老人性精神疾患を発症したり、廃用や認知症症状が顕著になる人がいる。

様々な情報がマスコミ等から流れ、「認知症」がよりポピュラーになってきて、受診し診断を受ける事は以前より気持ち的なハードルは下がった。しかし、受診しても、症状に対してどの様に介護サービス等で対応すれば良いのか、どの様な心持ちで接すれば良いのか、介護保険サービスを利用していても、通院していても、日常生活はそれだけでは無い為、対応に苦慮する事があり、介護者や介護支援専門員からの悩み相談が増えている。「認知症状なのだから仕方ない」と頭ではわかってはいるが、介護者自身の気持ちのやり場に苦慮しているという話も聞く。家族や近隣住民はその方の認知症状の出現する前の人柄や状況を知っているが故、その変化を受容できずに困惑している。

そのような事から、介護者や支援者を少人数ずつ募り、ケアライズカフェの様なタウンミーティングを開催し、悩みや不安を共有し、実情から今後、どの様な対応策を準備していけば、地域で生活しやすくなるのかを考えていきたい。そして、その考えや思いをチームオレンジに繋げていく。

これからの時代、今まで以上に、高齢者同士が互いに協力し、補いながら生活していく事が必要になる。その一助になる機会や動機づけになればと考える。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

認知症徘徊模擬訓練のメイン会場として、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない事から市と地域の方々と協議したのち中止に至った経緯がある。高齢者の多い地域ということもあり、迷っていきそうな人がいれば、中学生でも、高齢な方でも、声をかけてくれている実態がある。徘徊通報書は確実に増えており、同じ方がくり返し通報されている実態がある。それでも、すぐに施設入所とはならず、地域で生活をその人らしく継続し、大きな問題なく元気に保護されている。地域の方からの気づきによる通報が多い。その意味では、見守りの体制は出来てきている。

また、町会役員の方からは、以前、新高根公民館で開催された徘徊模擬訓練に参加して、いずれは町会で開催してほしいとの話も頂いている。今年度は徘徊模擬訓練という多人数の開催ではなく、何かの事業にドッキングさせた形で声掛け訓練を実施し、見守る側も自信をもって、安心して見守れる体制作りをしていきたいと考えている。

令和5年度は高芝地区において、チームオレンジの発足を計画している。しかし、それに先じて、高芝社会福祉協議会で地域の見守りシステムが構築されようとしていたが、コロナ流行で思うように活動できず停滞気味である。社会情勢の変化と共に

そのシステムに福祉や医療面での専門性を加味し永続的なシステムになる様に、一緒に考え、ゆっくりと進めていきたいと考える。また、地域ケア会議の書面会議において、今後、地域にどんなサービスが必要と考えられるかアンケート調査を実施した。坂の多い地域の特性や市内4位の高齢化率を背景とし、有意義な意見がみられている。その意見を大切に、安定して継続できるサービス（地域資源）の提供方法も同時に考えていきたいと思う。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法115条の45第1項第1号二）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

初回相談は、本人からの場合もあるが、家族からの相談も多く、「介護保険申請の申請で」から始まる事が多く、この段階で「事業対象者」について説明することは、相談者を混乱させてしまうことが懸念される。また、疾患により運動の制限がある場合もあり、専門職が面接した場合は、勧めにくい実情もある。住宅改修や福祉用具で、生活の改善を考えている場合も、介護保険申請をせざるを得ない状況であり、基本チェックリストの実施件数は増えない状況である。

昨年度の特例で「認定有効期間の延長」も多かったことから、状態の変化は少ないとも考えられるため、今年度の予防プラン研修会実施の場では、更新の際には「事業対象者」へ変更可能であることを、改めて介護支援専門員へ案内し、利用の促進を行いたい。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの特例措置で「認定有効期間の延長」も多かったことから、更新時に事業対象者へ移行することは事実上可能である。実際に勧めていく際には、手続きの煩雑さがネックになってくると思われ、今後の課題と思われる。

○多様なサービスの活用

介護支援専門員より問い合わせがあった際には、センターで把握している地域のサービスは案内しているが、民間のサービスは、介護支援専門員の方が情報を持っている場合も多いため、主任ケアマネ連絡会のネットワークを活用し、サービスの紹介をお願いしてゆくことを、今後も続けてゆく。

自立支援型介護予防ケアマネジメント事業の一環として行われている「リハ職の同行訪問」について、今年度より「検討会議」が委託先にも拡大され、「リハ職の同行」は昨年度より委託先へ拡充されている。介護支援専門員へ周知し、積極的な利用を促したい。

課題として、地区社会福祉協議会のサービスは、介護保険や総合事業利用者については、対象外とされている場合もある。また、「ふれあい収集事業」についても、他のサービスで補完できる場合は、それを優先するといったこともあり、活用するにはそういった団体との調整や、優先順位の明確な決まりなどがあった方が活用しやすいと考える。

○総合事業の普及啓発

サービス利用が必要となった場合においても、利用者の能力を可能な限り引き出す視点が

必要であるが、多くのケアプランは「現状維持(サービス利用前提での生活)」になっている。サービス利用以前の生活状況を聞き取り、何処に目標を定めるかといった、「予防、改善」の観点が重要であり、検討会議の場を活用するとともに、予防プラン作成に関する研修会で改めて説明してゆく。

介護予防においては、機能低下を自覚する前からの取り組みが重要である。昨年度の福寿大学ではコロナ禍で活動の機会が減り、体力低下を自覚しているといった声が多く聞かれた。地域住民に直接介護予防について普及啓発活動をすることは貴重な機会であり、地域住民に身近な場所で継続していくことが必要である。また地域包括支援センター単独でなく、地域を巻き込んでいくことが重要であるため、今年度も昨年同様福寿大学での健康体操等の場を活用し継続して行っていく。

事業計画書（重点事業等）

（令和5年度）

重点事業：権利擁護業務（主に意思決定支援）（介護保険法115条の45第2項第2号）

※判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

昨年度までコロナ禍でイベントなどができず、中核機関の周知・啓発が不十分であったが、今年度は、中核機関と連携して積極的に周知・啓発活動を行っていく。その中で、まずは高齢者・後見人と一番関わることの多いケアマネジャー向けに中核機関の役割などを認識してもらうため、研修会を企画していく。

地域の要である民生委員は、成年後見制度について理解することは難しく情報も得ることはない。そのため、一時相談機関が地域包括支援センターであることを再度周知していく。相談の中で、必要な状況があれば中核機関にも入っていただき、周知・啓発を行うと共に、幅広い情報から高齢者の支援方法を検討していく。

○地域連携ネットワークの構築

成年後見制度利用を必要としている高齢者を早期に発見していくためには、地域の要である民生委員が連携ネットワークでは欠かせない。ただ、民生委員が成年後見制度を認識するにはまだ難しい。今年度は、地域ケア新聞で成年後見制度の説明をシリーズ化し、分かりやすく説明を行い、制度理解を少しずつ深めていく。その他、イベントなどで積極的にパンフレット配布などを行い、必要な高齢者に気付き、地域包括支援センターへ気軽に相談してもらえ体制作りを図っていく。また、今年度も地域に向けて地域ケア会議構成員の行政書士と共にイベントを企画している。地域・福祉関係者・司法関係者が顔が見える地域連携ネットワークを構築してゆけるよう、地域ケア会議などで地域と支援者が顔の見える場を作り、連携のネットワークを広げていく。

顔の見える地域連携ネットワークにより、地域包括支援センターとしても、適切に高齢者の状況を把握・共有し、必要な制度利用を本人の意思決定に基づいて支援を行っていく。また、意思決定支援において、本人の意思は大切であるが、絶対ではない。認知症などにより適切な判断ができない方に対しては、命を最優先に考え、地域を含めた支援者のネットワークで本人の意思決定支援を行っていく。

また、身寄りのない高齢者が増えないよう、日頃から家族との関わりを持つよう声掛けを行っていき、親族も含めた地域連携ネットワーク作りを図っていく。

○センター内の体制

当包括支援センターでは、すべての相談に対して、本人の意思決定を大切にしている。適切なアセスメント行う上で、高齢者の言葉だけでなく、意思表示しやすいような環境作りや、信頼関係の構築を行い、高齢者の本心を引き出していく。認知症状などで自らの意思を表明できない方については、親族・地域を含めた関係者で協議を行っていく。意思決定という言葉が独り歩きしないように、適切な判断のもと、意思決定支援を行っていく。

支援対応については、三職種全員が初回相談に応じ、特定の職員だけで対応しないよう、日ごろからセンター内で情報共有や検討を行い、チームとして支援方針を模索していく。必要な際には、直営包括センターや中核機関、地域の司法関係者へ相談し、幅広い情報から支援・制度利用を検討していく。

消費者被害防止については、近年、日々新しい詐欺が発生している状況であるため、最新の詐欺情報についてはアンテナを高く持ち、リアルタイムに啓発を行っていくよう心掛ける。センター内にポスターの掲示や、消費生活センターのパンフレットの配布も行い、詐欺被害の情報があつた際には、直営包括や消費生活センターと情報共有し、対応について関係機関と連携しながら支援を行っていく。

センター事業

支援を通す中で個人や世帯が抱える、複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず対応していくためには、他機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や他機関が互いに連携することを必須と考える。

新型コロナウイルスも今年度に入り第5類へと分類されることとなり、感染症における緩和対策も示されてはいるが、地域包括支援センターでは高齢者の方々を対象とする事業のため、今年度も継続的な感染対策を講じた中での地域活動を展開することを指針とする。

センター事業としては、昨年度開催した介護者教室が地域からの高い評価もあつたことから、今年度も継続して行き地域の支援関係者をも含めた開催を予定する。誰もが参加しやすいように開催回数の検討や介護が必要な状態になりうる、危険を地域住民に対して知ってもらいながら、介護予防への視点を持った内容も企画したいと考える。

昨年同様、地域の方々との小さな交流などを細かに設け、多くの関係者の声をくみ上げ地域との対話を深めながら、今、地域で何が必要かを話し合っていきたいと考える。当センターは団地を持つ圏域であるため、町会・自治会組織との距離を持つ傾向もあるため、UR都市機構と協働企画で地域住民への福祉セミナーなどの開催を今年度も計画していく。そして既存の相談支援の取組を活かしつつ、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、様々な機関との交流ができるように地域支援者も含めた研修会を企画したいと考えている。また、地域組織としての融合に向けた基礎となる、インフォーマル支援へ発展できるチームづくりを地域の介護支援専門員の方々も交えながら考えて行くことが重要と考えている。地域住民や町内会、自治会等の地域住民組織、民生・児童委員、地区社協をも巻き込んだ、顔の見える化会議の開催を計画し、地域共生社会の実現に向けた福祉教育の基盤となる勉強会や意見交換なども重ねて行くことで地域包括ケアの強化を図っていく。

市民に対しての周知としては、今後も地域包括支援センターの機能・役割を十分

浸透できるように積極的に地域に出向き、広報活動の継続、尊厳ある自立した生活をいつまでも住み慣れた場所で送れるよう、地域包括ケアの推進に向けた中核的な機能を果たす身近な相談機関として今年度も業務を遂行していく。

常に支援を届ける姿勢で積極的にアウトリーチし、地域の多様な関係者との連携体制の構築から、社会問題となっている一世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）のような重層的支援が必要なケースに対しても分野を超えての支援関係者と連携深化を行いながら、地域で起きている問題一つ一つを丁寧に検討し、課題解決に取り組んでいく。

介護予防の視点においても、介護予防ケアマネジメントの向上と計画作成を支援できるよう ICT などの体制を活用しながら、委託している居宅介護支援事業所と共に研鑽できる場を計画していく。

事業報告書（概要）

（令和4年度：第4四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

相談の現状としては、筋力低下やフレイル、認知症の進行、意欲低下の相談が多く、コロナ禍の長期化の影響はある。また、末期癌の方の在宅支援としての医療の相談やケアマネジャー探しの相談も多く見られた。

コロナ禍にて地域のサロンやミニデイ、老人会活動中止の状況もあり、センターでの相談だけでなく、アウトリーチによる相談活動も積極的に行った。7月まではUR管理事務所前の外のスペースで街角出張相談を実施。地域活動再開により、11月～地区の自治会館にて「ふれあい保健室 in 前原」と称して、相談会を開催。これは地域ケア会議にて、まちかど保健室のように気軽に医療や福祉・介護のことを聞ける場所を作ることを目指し、開始。訪問看護連絡協議会とふなぼーとと協働で実施し、地域ケア会議構成員事業所の看護師、薬剤師、介護職などの専門職に相談ができる場としている。フレイルの状態の方や閉じこもりの高齢者、自立高齢者が閉じこもりの子供への経済的支援、家事はできているが将来の不安を感じての相談など8050問題や複合的課題をお持ちの方の相談もあった。

民生委員や自治会とつながることで、買い物に行けずに困っているとの連絡が地域から入り、緊急一時支援や受診支援につなげ、体調悪化にならずに生活が継続できた。薬局、郵便局、銀行とつながることで、来所時の行動の変化での相談連絡が入り、孤立した認知症疑いの方の相談支援の早期発見にもなっている。

高齢者の相談の中には、引きこもりの子供の問題、障害を抱える問題、経済困窮など重複した課題も多かった。更に今年度は認知症高齢者の家庭における、障害の孫2人の精神面の不安定による不登校や家庭内暴力と外での加害行為、更に引きこもりの息子と課題が幾重にも重なり、家庭児童相談室や障害の計画相談員、医療機関に相談を繰り返し、家庭児童相談室の訪問にも繋がり、孫や娘の支援に繋がっている。引き続き高齢者の支援は継続しているが、世代を超えた相談や連携がチームとしての関わりの必要性を感じている。

個別相談に対し、主観的・客観的事実を整理、アセスメント実施。全ケースフェイスシートを作成し、課題と対応方針を立て、状況に応じ早期に実態把握を行っている。センター内ミーティングにて共有・方針を多角的視点からも検討し、担当者不在時にも把握できるようにしている。相談対応後の事後確認も行い、支援終了の判断もしている。

年度更新時に中間サマリーを作成し、その際にも継続観察か終了かの判断や、事後確認で新たな課題が発見されることもある。また、複雑な課題を持つケースなどは状況に応じて2名（2職種）で対応することや月1回の評価会議にて支援計画やモニタリングをセンター全体で行っている。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）*** 高齢者虐待関係**

今年度、新規受付は警察通報で 4 件と家族相談 1 件の計 5 件。3 件は虐待認定せず困難ケース（準ずる対応）としている。受付後は、事実確認、情報収集・実態把握し、リスクアセスメント、検討会議にて検討している。受付の 1 件は高齢者本人が自立であり、養護関係がなく虐待認定せずも、加害の者が医療フォロー不十分であり、医療機関と連携をとり、支援につなげた。2 件は知的障害の孫からの高齢夫婦への加害であった。中学生の孫の支援に関して障害、医療、家庭児童相談室に相談も、支援の進展がなく、児童の状況悪化により他害が継続され、高齢者から何度も相談があり、継続して支援者と連携し、家庭児童相談室に引継いだ。高齢者虐待の定義には該当しないが、加害リスクが高い状況があり、またその世帯全体が抱える課題（認知症高齢者、閉じこもりの子供、DV 後の娘とその孫二人の知的・発達障害）が重複し、重層的な支援が必要な状況である。その他 1 件は他センターでの認定ケースで、障害ある養護者からの身体虐待を懸念して面会制限を行っていたが、依存関係にある親子の現状への不満と高齢者の病状の悪化により、親子が 2 人きりで会ってしまうなど見られた。余命を短く感じている高齢者より、包括の対応に激怒あり、前センターと協議を繰り返した。その後引き継ぎ、養護者の支援者からの意見や親子の想いも聞きながら、終結に向けた対応として、高齢者の病状を養護者とも共有し、高齢者が余生を医療や介護を受けながらも、親子が自由に会える環境を提案し、成年後見制度利用も含め養護者からの協力も得て、親子関係の再構築を目指している。1 件は家族より身体虐待の報告を受け、対応中も軽度認知症と夫婦間の関係性などもあり、子供達とも協力し動いている状態にある。常に虐待対応に関して、分離するだけでなく、早期より終結をどのようにするか、見立てて動くことを大事に考えている。

昨年度からの継続ケースは 9 件あったが、終結 5 件（状況改善 2 件、入所 1 件、後見人に引継ぎ 1 件、死去 1 件）。措置入所中の 1 件は、契約入所を目指していたが、養護者の経済問題も見えてきており、家計相談含め提案をしているが、経済面の分離としての成年後見制度も検討している状況。虐待ケースはオリジナルシートを用いて、月 1 回評価会議を開催している。終結も評価会議にて判断している。認定なしの場合も、虐待に発展する恐れのあるケースや重層的な支援が必要なケースなども困難事例として、同様に課題分析、計画策定、目標を立て、実施状況と評価モニタリングを確認している。

高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議には毎回参加し、センター内で助言や学んだ点、気づきなどを共有している。県の高齢者虐待防止研修や地域包括支援センター課題別研修にも参加し、センターでも共有している。

消費者被害啓発などは、独自リーフレットを作成し、センター外の掲示板にて周知し

ている。また、「わかりやすい成年後見制度・将来の備え編」と題したリーフレットも掲示し、成年後見制度や任意後見制度などの利用促進を促している。地域包括支援センター新聞でも掲載しており、新聞を見て詳細な冊子の希望や相談も入り、反響を感じた。

また民協定例会やミニデイ、介護予防教室にても説明や独自リーフレットを配布し、エンディングノートの紹介も行った。今年度成年後見制度の相談は4件も任意後見や制度の情報提供を実施。市長申立ては今年度ないが、分離をされていた方において、養護者の協力を得て、現在申立支援に取り掛かっている。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

○地域活動の推進と関係機関との連携

地域活動が小規模ながらも再開にあたり、ミニデイやサロンの協力を行い、介護予防の周知に努めた。地域包括支援センター新聞掲示を自治会他薬局、郵便局などにも依頼し、高齢者の相談窓口周知と地域の活動を紹介している。そのことで、郵便局や薬局からの相談にも繋がっている。

○多職種連携

ケースを通じて、高齢者のみならず家族の精神疾患や障害、就労、経済支援、不登校、感染症対応の情報交換など世代を超えて関わる医療や行政、保健所、さーくる、ふらっとなど情報共有や役割分担しながら支援をしている。

2月にオンラインで多職種連携勉強会として、精神科医師の講義と事例の振り返りの中から、精神疾患及び疑いのある方への関わり方を共有した。参加者は医師・看護師・ケアマネ他58人の参加があり、8050問題や精神疾患のある若しくは疑いも未治療の方の関わりで、支援者が悩むことも多い現状が浮き彫りになり、病状理解や関わり方の気づきが多くあり、今後も同様の勉強会の要望も多くあった。

○ケアマネジャー支援

地区内の主任ケアマネジャーとの連絡会は、今年度から2事業所の参加あり、6事業所の主任ケアマネジャーにて、情報共有と勉強会の企画をした（3月末では事業所の閉鎖等にて4事業所）。6月にオンラインで事例検討会「介入困難ケースへのアプローチ」を開催し、21名の参加。10月は参集にてケアマネ勉強会「自立支援に向けた社会資源の共有」を開催し、21人が参加。社協や生活支援コーディネーターからも情報提供の話をいただき、ワールドカフェ方式で共有した。その中で不足の資源として、認知症カフェが必要との意見が多くあった。

8月はケアマネサロンもオンラインで開催（18人参加）し、実地指導やケアプラン点検を通じて、ケアプランの見直しや情報共有をした。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

今年度6回対面で開催。個別ケア会議の報告や個々の団体が抱えるケースの検討。コロナ禍での問題や情報交換、地域課題の抽出を行い、以下の課題に取り組んだ。

○個別ケア会議について

今年度4件開催。2件は認知症なしも、精神疾患の未治療や社会性を欠く判断で、経済管理や自宅内環境整備ができず、周囲を振り回すケースで、金銭管理の検討や医療同意の問題を検討した。1件は高次脳機能障害が疑われる独居の方での経済管理の問題、もう1件は徘徊を繰り返す認知症の方の支援に関して、個別ケア会議開催した。

今後も地域の協力やケアマネジャー支援にて、高齢者が住み慣れた自宅で生活が継続できるよう個別ケア会議を活用していく。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

現状の課題と取り組み状況は以下の通り

- (1) 認知症の方の増加と地域交流の減少により、認知症の方や家族の孤立や悪化
- (2) コロナ禍での活動自粛にて、フレイルの進行が多い
- (3) 地域防災力の強化

課題（1）に対し、認知症についての情報発信や啓発活動の実施と相談・見守り・通える場の構築を目標とし、認知症サポーター養成講座を3回と小学校3か所で開催。町会会館、イオン（従業員対象2回）にて開催。11月～ふれあい保健室を3か所の町会会館で計4回開催。船橋市訪問看護連絡協議会やふなぼーとと協働し実施。地域ケア会議のメンバーも参加し、看護師や薬剤師、福祉の専門職からの相談も受けられる体制としている。相談待ちの時間は参加者での座談の機会となっており、今後も地区内の町会会館を巡回するような形で拡大していく。また、3月は「5人に1人は認知症～地域でささえあおう～」をテーマに講演会を開催。認知症サポート医からの講話と予防運動を実施し、市民の方54人と構成員17人の計71人の参加があった。定員を超えての申し込みが多くあり、地域の方の関心の高さを感じることに、アンケート結果より認知症の早期相談や予防する生活の意識に繋がった。

課題（2）に対し、感染対策を意識しつつ、介護予防の周知と地域活動の再開への支援や活動機会を増やせることを目標として掲げた。まえばら健康ウォークラリーや地域活動を包括新聞にて紹介し、ウォークラリーは毎回30人前後の方が参加している。

課題（3）に対し、前年度予定していた防災講演会を9月開催予定であったが、コロナ感染増加により参集でなく、地域ケア会議構成委員で船橋防災連絡会の方の講演を聞き、新聞にて自治会を通じて回覧・掲示にて周知した。講演内容を「わがまちの災害リスクを知り、防災に備える」という形で大雨被害や前原地区に特化した点（氾濫リスクのある川や水害被害のある地区、危ないコンクリートの見分け方、災害の備えについて）をセンターの新聞に掲載し、地域ケア会議学習会報告として周知した。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

昨年度より高齢者や認知症の方が多くみられるURにて自治会役員や民生委員、URの方と連絡会（ケア連）を立ち上げた。気になる高齢者や認知症支援について情報共有している。チームオレンジ立ち上げも目指し、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、12月～おしゃべりサロンと称した認知症カフェを開催。3月にメンバー15名登録で、チームオレンジ結成とした。認知症の方の自宅訪問、サロンでの本人の意向や家族の介護の思いを聞き、地域とのつながり機会にもなっている。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

福祉まつりでは認知症の啓発コーナーを作り、掲示や冊子の展示、小学校での認知症サポーター養成講座での感想も掲示した。小中学生や保護者、地域の方が多数見ておられた。コーナーに来られた方のアンケートから児童の感想を目にし、小学生の素直な優しい声が大人の心にも響いたとの声が多くあった。

認知症サポーター養成講座は小学生向け3回と地域住民向け4回実施。ステップアップ講座は1回実施。イオンの従業員向けの開催は、多くの従業員の参加を促すために2回とした。地域住民が多く利用している場でもあるため、認知症と疑われるお客さんの対応を重点とした内容を盛り込んだ。

前原地区は認知症カフェがないという課題があり、上記に記載通り、ケア連絡会にておしゃべりカフェを開始した。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

当地区では徘徊模擬訓練は実施しなかったが、認知症サポーター養成講座にて、声かけ方法や徘徊者の支援に関した内容も盛り込んでいる。地域の方の認知症の理解と互いに協力し合える地域づくりが見守り体制には重要であると感じている。また、スーパーや郵便局、薬局などにも地域包括支援センター新聞の掲示などもしていただき、認知症の見守りや早期連絡をいただくことも多くある。包括新聞の認知症支援のオレンジページや地域活動の紹介を見て、他地区のマンションの見守り活動の相談が入り、地域の自主的な見守りに対する意識の変化もある。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

今年度、基本チェックリストは2件実施も、総合事業としての利用には至らず。その後、体調の不安にてサービスを見合わせている状況。相談時には本人の意向や状況を確認し、総合事業のメリットや介護申請の趣旨説明をし、実施している。

○多様なサービスの活用

介護保険外のサービスや地域活動の情報を前原地区社会資源マップとして、随時更新し、紹介している。前原地区主任ケアマネ連絡会でも社会資源が知りたいという声があり、10月の勉強会では社会資源の情報交換や地区社協の方や生活支援コーディネーターからも話を聞き、具体的な助け合いの会等の動きも共有でき、ケアマネジャーから利用につながったとの声も頂いた。包括の新聞にて、地域のラジオ体操3か所、グラウンドゴルフ1か所を紹介し、地域住民主体の活動の相乗効果にも繋がっている。地域包括支援センター新聞に地域の独自のインフォーマルサービスの掲載希望などもあり、地域の資源の周知や活発化につながっている。

○総合事業の普及啓発

日常生活は自立され、外出もできている方であっても、介護保険の利用の希望の方が多く、地域活動の紹介やパワーリハビリなど地域の資源活用を促しているが、要支援認定となる方も多い。ケアプラン点検時には、ケアマネジメントAの対象者の認定更新時期に合わせて、事業対象者への移行推進の案内文や地域資源活用促進のために、社会資源情報の案内もしているが、コロナ延長による更新も多く、移行した高齢者はいない。

現在、要支援認定者の居宅支援の受け皿も少なく、ケアマネジャー探しに時間がかかっている。9月にサービス付き高齢者住宅が、地区内に新設されたことで、一気に居宅支援の依頼が押し寄せた現状もあった。また、2月に居宅支援事業所の閉鎖や申請者の増加もあり、居宅支援の受け皿がなく、要支援者のサービス開始がスムーズにできない状況である。サービス利用に関しては、将来も見越した支援策は課題と感じている。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第4四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務(主に意思決定支援)（介護保険法115条の45第2項第2号）

＊判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

地域包括支援センター新聞にて「認知症になってもその人らしい暮らしを・・・」と題し、地域の方にわかりやすい表現で、中核機関の周知を図った。適正な意思決定が困難な方などのその適正な意思決定・制度利用・支援方針の検討に関して支援チームで話し合う際に中核機関の専門職の助言やまた、弁護士や司法書士などの意見を聞き、高齢者の権利を守る仕組みが中核機関にあることを広報した。また、中核機関との連携や活用として、認知症はないが本人の意向が生命のリスクと適正な判断には解離がある方の支援者会議に担当者に参加していただき、権利擁護定例会議にて検討・助言を頂いた。東部地区地域包括支援センター会議にて、定例会議利用の方の状況と助言に関し、共有した。

○地域連携ネットワークの構築

高齢者など本人の意思決定において、チームで検討を重ねることや専門職の助言も有効に本人の権利擁護していくことを重要視している。認知症など適正な判断が難しい方や認知力低下はないが、本人の意思により生命のリスクや権利侵害が予測され、適正な制度利用にならない場合など、当センターだけで判断せず、関係する親族や医療・福祉支援者のチームにて検討している。後見人とも検討が必要であり、成年後見人が選任されていなければ、成年後見制度の利用促進も勧めている。常に、支援者との連携や関係機関との連携、直営包括支援センターとの連携も大切と考えている。今年度、他センターから引き継ぎのケースで、娘からの身体虐待を機に高齢者と娘との分離状態にあったが、高齢者の認知力の低下、健康面の低下もあり、面会制限に対する権利擁護に関して、他センターと協議した。引継ぎ後は本人の医師や支援者並びに、娘の主治医や支援者からも意見を頂き、医療と介護がスムーズに受けられ、第三者の見守りがある生活の場で親子が自由に面会できる形を調整している。直営センターにも報告、助言を頂いている。

○センター内の体制

意思決定の判断が難しいケースを支援する際には、職種が異なる職員2名以上で関わり、センター内での共有や支援計画書を作成し、月1回の評価会議や臨時会議にて、計画の検討とモニタリングを実施。他機関との支援者会議も開催した。中核機関と連携したケースは、入院先病院から、寝たきり、医療依存度が高いがサービス利用や退

院後の医療のフォローがない状況も本人が病院の対応に納得できず、自主退院の運びとなり、依頼が入った。自宅は衛生面や介護環境が整わず介護サービスを導入も、本人に認知症はないが、現実検討力の問題があり、適切なサービスや医療の提案に拒否や支援者とのトラブルがあった。また、債務整理ができず、弁護士や司法書士、行政・議員などへの相談を繰り返すが、具体的な話になると、相談者と決裂。自宅の競売・強制執行の可能性もあり、経済再建も含めた支援と生命の安全、ケアの希望と現実との乖離の課題があった。本人の意向や判断、支援に困惑するケースにてケアマネジャー、サービス責任者、さーくると中核機関の社会福祉士にも参加してもらい、問題の整理と本人の意思決定に関して議論した。その後も中核機関と同行訪問や支援者との訪問も繰り返し、その都度時間をかけ本人の気持ちを確認しながら、話し合った。権利擁護定例会議にて弁護士や司法書士、障害分野の方も含め、助言を頂き、揺れ動く本人の気持ちに寄り添いながら、緊急時にも備えて見守っている。

本人の意向が読み取れない場合や意向がその都度コロコロ変わる方などもおられる。意思決定支援には、直ぐに結論が出るわけではなく、本人の意向に、時を変え何度も確認することや、支援者間での議論も行い、慎重に関わっていかなくてはならないと考えている。個別ケア会議や支援者会議を開催し、本人の意向に沿い支援することが妥当なのか、本人の利益に反しないか検討していく事が重要と感じている。

センター事業

○コロナ禍での地域交流・健康づくり

・「まえばら健康ウォークラリー」の拡充。前年度は社協と1町会との協働での開催であったが、別町会の追加とURも協働し、500m～2.8Kmのコースを参加者が選ぶ形で歩いている。8月を除き毎月開催（29人～38人/月の参加）。チェックポイントでのスタンプラリー形式で、継続に繋がっている。ポイントが貯まり、ボランティア提供による景品を喜んでくださる方が多い。

・ミニデイでの体操や認知症予防のミニ講話実施。

・地域包括支援センター新聞を発行。

5月「地域活動紹介と・オレンジページ（徘徊者の見守り支援サービスなど）」

7月「夏バテせずに体力作り・わかりやすい成年後見制度（お金の疑問編）」

10月「地域活動紹介・食事で介護予防・地域ケア会議学習会の報告（地域防災）」

12月「感染症対策・ふれあい保健室・中核機関の紹介」

3月「介護予防運動編・地域の社会資源紹介」

○野外での出張相談

5月と7月はUR管理事務所前の野外に相談スペースを設け、気軽な相談と介護予防啓発チラシの配布、認知症に関する啓発として車両にパネル掲示した。自治会の活動が再開したことで終了とし、11月～前原地区内町会会館で「ふれあい保健室」に移行し、相談会を実施した。この保健室は訪問看護や薬剤師、介護支援事業所などと協働しており、前原地区の町会会館で気軽に専門職に相談ができ、健康・介護・認知症・予防の相談など幅広く、また地区の事業者とも連携して実施している。

○認知症高齢者等の支援や共生に向けて

認知症の方や地域の高齢者の情報共有と見守りとして、昨年から「ケア連」として、自治会、UR、民生委員と3か月に1回で集まり、連絡会を実施していたが、7月～毎月実施。8月にステップアップ講座を実施し、6人がチームオレンジメンバー登録。同地区で詐欺被害もあり、9月に防犯対策セミナーを開催。認知症の本人や家族を支える場が必要との意見多く、地区の課題でもある認知症カフェがないことで、12月～月1回「おしゃべりサロン」を企画し、認知症の本人、家族の方を含め毎回10人前後の参加がある。3月～チームオレンジとして発足し、認知症の方や家族、地域の方が共に関わる場所になっている。

○ケアマネや多職種連携や勉強会など

・「前原地区主任ケアマネ連絡会」は、今年度から2事業所の主任ケアマネジャーが加わり、6事業所にて地域のケアマネジャーの現状や課題を共有し、ニーズに合わせた勉強会を計画。

・6/27事例検討会「あなたならどう対応しますか？困難ケースのアプローチ」オンライン開催 21人参加、8/10ケアマネサロン「今年度の実地指導・ケアプラン点検について」オンライン開催18人参加、10/24勉強会「インフォーマルサービスや地域資源を活用し、自立支援に向けたケアマネジメントに役立てよう」東部公民館にて参集型21名参加。

・2/22多職種連携勉強会とし、「統合失調症などの精神疾患を抱える方とのかかわり方を学ぶ」オンライン開催58人参加（医師3人、看護師14人、ケアマネジャー35人、相談員等8人）。

また、当センターのみの事業以外にも東部地区の地域包括支援センターや介護支援専門員協議会と共同し、主任ケアマネ事例検討会、研修会を実施。共催研修をより良くする、あり方委員会にも参加し、ガイドラインを作成。

事業計画書（概要）

（令和5年度）

総合相談支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

総合相談において相談者の意図や不安を受けとめられるよう、発せられる言葉だけで、安易に情報提供やサービスに繋ぐのではなく、その言葉の背景に近づけるよう面接時に確認や聞く姿勢を持ち、主観的・客観的事実を整理し、アセスメントしていく。本人の自立支援や選択により自己決定ができるよう、本人の力も確認しつつ面接を行っていく。個々の相談に関して、センター内でのミーティングにて課題分析、支援の方針を協議し、多角的な視点を持てるようにする。また外部研修やケースの振り返りを行い専門的スキルの向上に努める。他機関やケアマネジャーに繋げたケースであっても、モニタリング時期を明確にし、相談後の事後確認や問題が解決されたか、もしくは確実に支援につながっているか確認していく。

高齢者個人や世帯の孤立、少子高齢化や働き方の変化、地域のつながりの希薄（ご近所付き合いの希薄化）などもあり、高齢者の変化が早期発見に繋がらないことも多々ある。また、高齢者だけでなく、8050問題などその他の家族の病気や精神面、閉じこもり、更には三世代の問題も増加している。児童の問題、孫の未就労や社会的孤立、DV、経済問題を抱えているなど、課題が多様化・複合化し、悪循環のサイクルに陥っている事も多い。多問題に関しては世帯全体のアセスメントが必要であり、他機関と連携し、重層的支援を行い、その方やその家族の権利支援として連携して支援していく。家族の中には万年化しており、問題として気づいていないことや諦めている状況の方もいる。違和感ある相談等には積極的に実態把握や関係者からの情報収集を行い、事実確認と共有により、潜在的な課題の追求に努めている。早期発見につながるよう、地域のネットワークを強化しながら対応していく。

地域包括支援センターの役割や介護予防の周知を行い、本人、家族や地域が早期に発見・相談により重度化しないよう情報発信していく。気軽に相談ができるよう出張相談の機会を継続していく。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

※高齢者虐待関係

○虐待の早期発見・早期対応

通報や疑われる相談が入った際には、早急に情報収集、三職種で緊急性判断し、2人以上で実態把握、リスクアセスメントシートも用い三職種で検討会議を開催する。事実確認や判断は、主観的にならず客観的事実の確認と記録、根拠をもち、緊急性の判断することが重要となる。緊急性が判断される場合は早急に直営センターに報告し、方向性を協議、分離や措置など市町村の判断を仰ぐ。緊急性はない場合も実態把握でき次第、3職種で検討会議開催し、支援計画を検討する。7日以内に直営センターに報告し、支援の方向性を共有。所内では初回の支援計画後は月1回の評価会議を通じて、モニタリングや計画の見直しを図り、終結を意識しながら目標を立て、検討をしていく。また、

受付時のみならず、直営センターとは、課題の変化・措置や解除、権利擁護の視点で連携を図り、対応していく。判断に迷う際は高齢者虐待防止等ネットワーク会議や臨時会、権利擁護定例会なども活用し、助言を頂く。

○虐待予防や虐待に関する早期発見

虐待のサインに気づき、相談（情報提供）することが、日頃から意識できるよう、地域に周知していく。昨年度の通報では、警察から自立高齢者と精神疾患を抱える子の虐待通報が多くあった。自立高齢者で養護関係になく、虐待認定されないが、医療のフォローや他の支援が必要であり、準ずる対応を行っている。この場合でも課題を明確にし、対応を行うことで、DVや8050の予防などにも繋がっていくと考え、対応を継続する。

○消費者被害予防や成年後見

高齢者等消費者被害予防として、センター外掲示板や独自のリーフレットを掲示し、注意喚起を継続する。

高齢者の将来の不安に対し、自己の意思決定やプランを自身で考えられるよう、エンディングノートの活用や任意後見制度なども含め、成年後見制度利用促進に努めていく。昨年度地域包括支援センター新聞（以下センター新聞）にて成年後見制度周知後、より具体的な資料を求め、来所されるなど反響があった。今年度も地域住民向けに、より具体的事例なども提示しながら発信していく。親族支援が困難な場合は、市町村長申立も検討する。

○チームによる意思決定支援

本人の能力だけでなく、置かれた環境や生活背景においても、権利侵害が起こるため、本人の自己決定が妥当であるか本人に不利益がないかなど、所内だけでなく、医療・福祉他関わる支援者や専門職などとも共有し、チームで意思決定支援を行う。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

○地域活動の推進と関係機関との連携

虚弱や介護状態であっても、自分が望む地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、地域住民との関わりや役割が異なった形でも持てるよう（社会参加）、周知啓発していく。そのために、自治会や社協、生活支援コーディネーター、民生委員、商店、郵便局、薬局など地域の関係機関と連携を更に深めていく。

介護保険などの公的サービスの利用のみでなく、地域活動を把握し、センター新聞や資源情報マップなどにて紹介し、インフォーマルの資源活用を推進していく。また、地

域の不足する資源に関して、地域と検討でき、新たな地区活動への推進を目指す。

○多職種連携

高齢者の問題だけでなく、家族の精神疾患、引きこもり、児童や障害他家族の問題経済問題等、複合的課題を抱える相談も多く、昨年度は多職種連携勉強会で精神疾患に関する勉強会を開催し、医療・福祉職共に悩める課題であった。この複合する課題が先々の虐待や権利擁護の問題に発展する事も多く、今後も多職種で共有や連携を深める機会を持っていく。

○ケアマネジャー支援

ケアマネジャーからの個別相談においては、課題を明確にするために、問いをもちながら、気づきの促しも意識し、課題整理を一緒に考えていく。ケアマネジャーだけでは困難な問題もあり、同行訪問や個別ケア会議も開催していく。また、ケアマネサロンにてケアマネジャーが抱えている課題や困りごとを共有することや、ケアマネジャーへのアンケートなども行い、地区の主任ケアマネジャー連絡会の中で、勉強会の検討や開催を行う。東部地区の地域包括支援センターや介護支援専門員協議会役員との合同でのケアマネジャーや主任ケアマネジャーの研修会の企画開催もしていく。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

年6回の会議を開催し、地域課題の抽出や活動をしていく。目標や具体策、効果を構成委員と可視化し、共有していく。また個別ケースの検討や積み重ねを行い、課題抽出にも繋げる。

○個別ケア会議について

昨年度はパーソナリティー障害が疑われる方や、高次脳障害疑い、精神疾患の方、認知症の方のお金の管理や日常生活支援の課題があった。また、個別ケア会議は実施しないが、認知症の方での地域トラブルや日常生活管理、医療への結び付けなどの相談も多く、家族、近隣、ケアマネジャーや民生委員等が抱える負担や不安が大きくなっているケースは多い。積極的に個別ケア会議を活用し、専門職等の助言や制度の利用、地域の協力を得ていく。また、その中で不足している資源や集積する課題としても捉えていく。個別ケア会議が積極的に活用されるよう、民協での報告以外にも、会議の周知や成果報告などを行う機会も設けていく。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

今年度の重点課題は第1回会議にて、構成委員と共有し抽出、取り組みを具体化していく方向ではあるが、現状の把握されている課題と取り組みに関しては以下。

- (1) 認知症に対する情報発信や地域共生
- (2) 後期高齢者増加に伴う健康づくりと介護予防の場不足

(3) 認知症や精神疾患疑いの方の増加、独居や老々世帯などにおいて、判断力低下に伴う意思決定支援や権利侵害の予防や対応

課題(1)に関しては、毎年上がる課題であるが、認知症サポーターは多くいるが、実際に地域で理解し、支え合えるまでには至っていない。認知症予防・重度化予防や地域で支え合える意識啓発を図る。チームオレンジの充実やオレンジサポーターの増加などを目標に認知症に関らず共に生活していける地域づくりを考えていく。

課題(2)に関しては、軽度者の介護保険サービス利用に関して、公的サービスに頼る傾向があるが、ケアマネジャー不足や財源の問題、また適正利用などの課題を感じている。地域の介護予防の場を増加できるよう働きかける。

課題(3)に関しては、成年後見制度に関して、未だ医師や専門職においても十分理解されずに、医療同意の問題などが多くあがっており、制度の理解や意思決定に関してのチームでの支援など含め周知していくことや、判断力がある時からの利用促進なども啓発していくことを検討している。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

認知症の早期発見・対応が理想も、早期受診に繋がらず周辺症状があり、困ってからの相談など、問題が表面化しないと発見できないことも多い。認知症初期集中支援チームや認知症相談を活用し、早期発見、必要に応じて訪問相談に繋げていく。地区の医療機関や認知症サポート医、認知症疾患医療センター、薬局との連携や情報・課題を共有していく。ケアマネジャーなどの勉強会や地区の在宅連携を深める会にも参加し、認知症支援に活かしていく。

また、地域の見守り体制の構築のためには、地域の民生委員とケアマネジャーや自治会などとの連携も深めていく。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

認知症の理解啓発のために、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を多く開催し、サポーターの調整や提案をしていく。昨年度立ち上げのチームオレンジでは、定期的なおしゃべりサロンを中心に介護者同士の情報交換や孤立している認知症の方の思いをくみ、オレンジサポーターが声をかけ、一緒に活動行っており継続する。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

地域内において、包括との連携や自治会活動の差がある。より多くの方に認知症の理解や協力が得られるよう、認知症サポーター養成講座や認知症理解啓発の中で徘徊時の声かけや見守り協力の輪を広げていく。また、センター新聞においても、オレンジページにて周知を図る。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

介護保険サービスの相談時、本人状況を把握し、制度についての説明、同意のもとチェックリストを実施する。また、ケアマネジャーに対し、総合事業のみのサービス利用者には、事業対象者への切り替えを、更新時やケアプラン点検時に案内文を添付し、促していく。また、地域の資源の活用や社会参加などを考えられるよう、地域資源の紹介や自立支援型介護予防検討会を案内していく。

○多様なサービスの活用

介護保険サービスを利用しなくても、地域活動にて十分に健康維持の可能性がある方も多い。地域のラジオ体操やミニデイ、シルバーリハビリ体操、地域リハビリテーション事業などに繋がられるよう、地域資源を収集・更新し、センター新聞などにて情報発信していく。

○総合事業の普及啓発

センター相談時や地域の集まり、出張相談時に、介護保険の趣旨や総合事業の案内をしていく。民協での説明や要支援のサービス未利用の方へも周知していく。

事業計画書（重点事業等）

（令和5年度）

重点事業：権利擁護業務（主に意思決定支援）（介護保険法115条の45第2項第2号）

※判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

船橋市成年後見制度利用促進基本計画に則り、令和4年4月に権利擁護支援の推進及び成年後見制度の利用促進のために設置された中核機関は地域住民やケアマネジャー他関係機関においては、具体的なイメージがつかない現状もある。自己決定権尊重等を基本理念とする成年後見制度は権利擁護を支える重要な手段であること、また、中核機関は今年度「船橋市権利擁護サポートセンター」と名称されており、地域包括支援センター他障害者（児）相談機関など一次相談機関が相談や連携をし、必要に応じて法律の専門職団体の助言を受けられる体制が構築されていることを周知していく。権利擁護の体制づくりとして、早期の発見に繋がることがまずは第一であり、地域の方に権利侵害や支援の必要性を理解し、一次相談機関に相談をしていただけるよう、権利擁護のチラシや新聞を通じて発信する。民協やケアマネ勉強会、地域ケア会議などを通じて、事例なども含め理解啓発に繋げる。

○地域連携ネットワークの構築

認知症や虐待他、自己の判断や権利が守られない環境下にある方の支援には、個別ケア会議や医療の判断、支援者会議を通じて、権利擁護支援チームとして議論する。意思決定支援ガイドラインに基づき、本人がどれだけ意思決定能力があるか、意思を表明できる環境にあるかなど意思決定能力を見極め、明確な意思表示ができない場合でも、どのような思いで生きてきたのか（人生歴）も含め、丁寧なプロセスを踏み、本人の意思決定に向ける。特に判断に迷うケースは、船橋市権利擁護サポートセンターに相談や、福祉、行政などに司法を加えた運営協議会の会議の場も活用し、助言を頂いていく。

消費者被害防止などの周知も上記同様に行い、地域の見守りネットワークを広げることも実施する。

複合化する問題や制度の狭間などにて、一次相談である包括的相談機関との連携や繋ぎを行う。それでも対応困難なケース等においては、さーくるとの連携にて重層的事業への相談や参加をしていく。

○センター内の体制

三職種は意思決定支援ガイドラインの内容とプロセスをしっかりと理解するために、積極的に外部研修の参加及び伝達研修開催や高齢者の虐待防止や権利擁護に関する委員会を設置し、職員の資質向上に努める。対人援助技術やアセスメント能力は基礎職種や経験値、感性によっても職員間で差があり、それぞれの専門性を活かしつつ、ケース共有や議論を重ね、スキルアップを図っていく。困難ケースや権利侵害・虐待案件に関しては、随時のミーティング以外に毎月1回三職種で、評価会議を実施し、本人の意思確認や意思決定が可能か、適切な意思決定ができる環境にあるかなどを協

議することや、ケースの課題と支援計画を立案し、モニタリング評価を行い、計画の見直しを行っている。支援にあたっては早期より終結に向けて考え、短期目標から、終結に向けて課題の解決状況を確認していく。終結も評価会議で確認し、決定する。三職種全員が進捗状況を確認でき、振り返りの機会とスキルアップにも繋げている。

この評価会議で、職員の負担、メンタル面など踏まえ、担当や配分などの調整機会にもしている。また、職員のメンタルチェックも1年に1回実施している。

センター事業

○地域活動の推進・周知と健康づくり

- ・「まえばら健康ウォークラリー」を地域の自治会や団体、地域の協力隊と協働して多方面へも働きかけていく。
- ・地域活動の紹介と社会資源情報リストの更新を行い、地域包括支援センター新聞などを通じて、介護予防啓発や情報発信していく。

○出張相談

- ・身近な所で、介護だけでなく、医療・保険・福祉の専門職に相談ができる体制として、ふれあい保健室の町会・自治会会館での開催や出張相談を実施する。

○認知症高齢者等の支援や共生にむけて

- ・認知症の理解啓発として、サポーター養成講座やステップアップ講座開催
- ・チームオレンジによる「おしゃべりサロン」の継続や認知症の方と家族のニーズを聞き、オレンジサポーターや地域の方が協働して、地域活動等を行っていく。(チームオレンジの拡充)

○ケアマネや多職種連携や勉強会など

- ・「前原地区主任ケアマネ連絡会」にて、事例検討会・情報交換の場である「ケアマネサロン」を企画・実施
- ・前年度の勉強会にて、精神疾患や閉じこもり、医療に対する困難性を感じている状況を把握しており、今年度もケアマネジャーや医療含めた多職種にて勉強会や連携のできる形を作っていく。
- ・民生委員や地域関係者との交流や勉強会などの実施
- ・東部地区4つの地域包括支援センターと船橋市ケアマネ協議会と協働し、勉強会や事例検討会開催

事業報告書（概要）

（令和4年度：第4四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

今年度、新規相談者は減少傾向で特に多かった1月は44件。総合相談対応件数は3月に一番多く、計679件で例年よりも微増。令和5年1月から令和5年3月までの3か月間の総合相談件数は延1,849件（月平均約616件、昨年度月平均650件）と例年よりも減少。実人員（新規相談件数）は114件（月平均38件、昨年度月平均47件）と昨年より減少。認知症相談者数が490件（月平均163件、昨年度月平均230件）と昨年より減少。年間の総合相談件数は、令和4年度6,869件（令和3年度8,359件）と昨年より約1,500件の減少となった。

コロナ禍により通いの場などの開催が中止されていたが、当センターでは6月より、センター事業で実施している健康相談室や園芸教室などを、感染拡大防止のための対策をした上で活動再開。引きこもり生活をされた方やサービス未利用者の方を中心に参加していただき、状況確認を行った。また、要支援や要介護の認定を受けていてもコロナウイルス感染防止のため、デイサービスなどの通所介護サービス利用を控える方もまだ増えており、活動の場がなくなりますます身体機能低下に陥りやすい状況下にある。よって、サービス未利用者実態把握などのアウトリーチ機能を活かし、また担当ケアマネジャーとも連携し、状況把握をした上で必要なサービスや支援などにつなげ、在宅生活を維持し介護予防の推進強化に努めた。今年度の事業報告においては計画に沿って以下のとおりである。

1. ワンストップ相談

高齢者に関することや、その他様々な相談をすべて受け止めセンターの担う相談業務につなげていくと同時に、当センターだけでは担えないと判断した場合は、適切な機関につなぎ協働して対応していくことができた。令和2年より認知症に対する不安や家族の多問題も含め、これまで以上に複雑化、複合化した相談が増えた。よって、三職種が協働して相談に対応できる体制の強化として、虐待対応だけではなく複合化した支援ニーズに対応するため、今年度はそれらのケースに対応する職員を2人体制とし、アセスメント強化や関係機関との連携をより効率的に実施した。センター内で課題整理し、同時に2人体制で支援にかかわることで、課題解決に向けてより明確なビジョンを持って支援を実施することができた。

また「たきのい・おでかけ相談室」や「ならしの相談室」の出張相談を継続開催し、当センターの周知活動を広げていきながら、地域密着の相談体制を整えていくとしていた。しかし、「ならしの相談室」は実施できたが「たきのい・おでかけ相談室」は昨年同様に相談場所としていた施設がコロナ禍により使用中止となり、その他の相談場所の確保が困難であったため、出張相談としての実施は出来なかった。だが地域の状況把握を継続して行うため、三田習地区情報交換会に切り替えて、三山地区、田喜野井地区のそれぞれの民生委員・児童委員などと情報交換を行い、連携強化に努めた。特に独居で

サービス利用を拒否している方、もしくは家族と同居であっても日中独居で認知症が重度の方などに対し、見守り体制の構築と強化に努めた。

2. 緊急時連絡体制

管轄の船橋東警察署や習志野警察署より、徘徊や虐待などの情報提供が増えており、タイムリーな対応が求められているため、夜間、土日、祝日などの緊急時の連絡体制を確立し、緊急ケースには必ず2名で迅速に対応した。

3. 実態把握

出張相談室「ならしの相談室」で習志野地区、情報交換会を三山地区、田喜野井地区で実施し、地域の民生委員・児童委員や町会・自治会長など、地域をよく知る方々を中心に実態把握を行い、支援が必要なケースに対して見守り体制を構築した。生活状況を確認する必要がある場合は、訪問や電話で実態把握を行った。早期に課題を発見し迅速な対応をすることで、問題が複雑になる前に適切に解決できるようにサービス未利用者実態把握や高齢者実態把握調査を行い、サービス利用検討や生活課題の明確化、介護予防の促進などに努めた。

4. 事後確認と情報共有

毎朝前日のケース報告を行い、全職員で新規ケースの今後の支援方法を検討し、支援継続ケースなど情報共有を行った。支援困難ケース等については、民生委員・児童委員や地域住民、介護支援専門員、各関係機関との連携体制を整え、いろいろな視点から検討した上で、地域で支える体制を構築した。今後の地域づくりの中で、地域住民の緩やかな見守り体制がこれからも大切であると思われる。また毎月職員会議を実施し、それぞれ支援している方の経過報告と今後の支援について、情報共有と支援検討を行った。

5. 関係機関との連携

相談内容として、70代男性独居の生活困窮についてや8050問題、家族問題など多問題を抱えるケースが増えるなか、一人の利用者として捉えるだけでなく、世帯としても抱えている複合化した課題に対応することが増加した。総合相談で対応できる幅を超えているケースが増えているため、さーくるとの家計相談支援事業などの実施や、法テラスなどの他機関との密接な連携体制を構築した。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

* 高齢者虐待関係

1. 早期発見・早期対応

虐待者本人が精神障害を持っていて、虐待の自覚がなく両親の通報によって警察署から情報共有があり、準ずる対応を継続するケースが増えている。権利侵害や目に見えにくい虐待状況を発見するために、民生委員・児童委員や関係者間との十分な情報共有を行い、必要な場合は経済支援の検討をしてきた。

虐待の早期発見のために、コロナ禍においても実態把握し必要な支援が届くように、町会・自治会単位で地区ごとに相談室と情報交換会を実施した。また、サービス利用者に対しては、介護支援専門員、サービス事業所など関係者から状況を把握するために連携を取り報告を受け、ケアマネジャー相談として対応した。町会・自治会役員、民生委員・児童委員、近隣住民に声かけし地域ネットワークを構築し連携を密にし、いつでも情報を共有できる体制を作ってきた。地域での連携ネットワークの構築がお互いの顔が見える関係となり、早期発見・早期対応の実施ができた。近隣住民が変化に気づき連絡が来ることもあるが、虐待を潜在化させ表に出ないケースもあり、地域ごとに声掛けをして見守り体制の強化を行った。

2. 関係機関との連携及び役割分担

関係機関や地域住民からの虐待通報及び虐待が疑われる事案の相談に対し、迅速に訪問し事実確認を行い、三職種でより良い対応を検討した。虐待通報を受けたら受付票を用いて直営センターと情報共有及び継続的な連携を図った。関連機関とも密に情報共有してきた。

関係機関としては介護サービス事業所、保健所や医療機関、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町会・自治会など日頃から顔が見える関係の構築をし、連携強化してきた結果、虐待の疑いが発生した時には迅速な連携対応を地域関係者と共に行うことができた。

3. センター内の体制

三職種が合同で検討し、必要な情報の収集や対応方針を決定した。虐待の内容によっては職種から役割分担を行い、的確に且つ柔軟で迅速な対応を心がけた。また、特定の職員に偏らないように話し合いをしながらチームとしての体制で行った。

職員の資質向上のために、外部研修の機会を確保した。今年度は参集型、WEB型とそれぞれの研修に参加し、職員間と共有しながら資質向上に努めた。また、経験者は新人に対してOJTを意識して指導を行った。職員一人ひとりの能力に違いがあることを各自認識し、メンタルヘルスに十分配慮し業務を行った。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

1. 包括的・継続的ケアマネジメントの体制の構築について

地域における包括的・継続的ケアマネージメント支援業務ではコロナ禍の影響により、参集での勉強会や、情報共有する機会はセーブせざる負えない一年であった。地域のケアマネジャーが医療系(医師を含む)、介護系、福祉用具専門員等の多職種の方々と直接連絡が取れる様な関係づくりに向けて、東部地区床ずれケアをつなぐ会勉強会の参画を今年度より開始。交流できるオンラインでの開催にシフトし、中止や延期が無い形で適時、適切な情報共有や知識、技術のスキルアップにつながるとともに包括的、継続的ケアマネジメント体制を構築していく骨子として継続していく方針となった。

毎年、継続していた地域医療介護連携(みたなら地域医療介護連携はコロナ禍による

影響で休止)に準ずるものとして、多職種連携の構築、床ずれ予防、ケアのスキルアップ等、今年度は補うことができた。それぞれの職種の理解を深め、スキルアップにつながることを目的とし、医療・介護関係の専門職が地域の介護支援専門員を支える仕組みづくりの一つとして支援することができた。以下の開催日を基に、世話人会(打ち合わせ)への参画を行った。

- 1 開催日： 第2回研修会 2022. 6. 22 (水) 19:00～
 第3回研修会 2022. 9. 22 (木) 19:00～
 第4回研修会 2022. 12. 12 (月) 19:00～
 第5回研修会 2023. 3. 9 (木) 19:00～
- 2 場 所： リモート研修 ホスト会場 三山・田喜野井地域包括支援センター
- 3 内 容： 様々な床ずれケアに対して本人、家族、医療、介護の連携や地域で学べる、顔の見える、相談できる関係、実現できる最善のケア方法などケアマネジャーとの連携、スキルアップを目的にした多職種参加型の検討会。
- 4 実 績： 昨年末 2022. 3. 16 (水) を第一回目とし、2023. 3. 9 (木) 予定が第5回目となる。医療従事者と少数のケアマネジャーから始まったが現在は、ケアマネジャーをはじめ、福祉用具事業所などの参加者数が増加しており、多職種関係者との連携が取り易い傾向にある。当センターは、この床ずれケアをつなぐ会の世話人会に属し、地域の医療・介護サービス従事者などの専門職とオンラインにて全4回、研修企画から参画した。関係者への招致にも関り、参集型が難しい昨今、床ずれに特化した勉強会ではあるが医療介護連携については十分に補うことができた。令和5年3月に行った研修会では参加者数55名。その内リピート数は36名。参加者施設数は医師を除き、36施設。ケアマネジャーは17名になった。毎回、増加傾向にある。次年度も医療介護連携支援として継続していく方針とした。

〈世話人会〉事務関係 1 医療従事者(医師 2 訪問看護 3)
 福祉従事者(主任介護支援専門員 3)

2. 地域における介護支援専門員のネットワーク

今年度も当センター東部地区圏域において直営センター、委託センター、船橋市介護支援専門員協議会地区役員との協働でケアマネジャーのネットワーク作り、資質向上をねらいとし、東部地区内での研修会を二回参画することができた。その内訳は次のとおり。

令和4年7月1日(金)には、東部地区を対象とした「船橋市主任介護支援専門員事例検討(意見交換)会」に各地区の生活支援コーディネーターを招待し、各地区の地域資源について有意義な研修会を行われた。また、自立支援リハビリ職、同行訪問事業について、事業の説明および利用促進のための周知をさせていただいた。

令和5年3月22日(水)には「BCPの業務マニュアルはなぜ必要なのか?」と題し、体験に基づいた自然災害発生時のBCP業務マニュアル作成についてグループワークを通し、学ぶことができた。事例検討を交え、開催した会場の関係で三山地区の生活

支援コーディネーターを見学者として招待することができ、ケアマネジャー業務が介護や介護予防ケアマネジメントだけではない状況を見て、他地区のコーディネーターにも情報共有されるとの意見があり、生活支援コーディネーターの方がケアマネジャーとの接点となる部分を積極的に見出して頂けている。

令和5年1月16日（月）には、個別に事業所を対象とした船橋市介護予防ケアマネジメント業務関連書式情報共有・勉強会を実施。介護予防ケアプラン記載ポイントの勉強会を開催。提出書類の留意点や介護予防、自立支援について意識を高められた。

令和5年2月16日（木）には、特定事業所加算の設定をされている居宅介護支援事業所の合同事例検討会議に参加。地域のケアマネジャーとの関係強化、共に事例を通してスキルアップさせていただく機会となった。

令和5年3月24日（金）には、当センター圏域の委託先居宅介護支援事業所を対象とした「リハビリ専門職との同行訪問事業について」参集型で情報共有および説明会を実施した。次年度では、委託事業所へ年度内に4－5回に分けて、説明会を案内の上、希望を募り継続していく事とする。事例検討会議への参画についても説明し、少人数制での参集型について高評価をいただいた。

・認知症家族交流会について

ケアマネジャー主体にコロナ禍の影響により開催が困難な中、認知症家族交流会を開催する中でケアマネジャーの参画も試みることができた。聞き取りの中で、認知症介護をされている家族が、日頃のストレスを緩和する機会となれる様にと開催に至る。参加したケアマネジャーや参加者を招致していただいたケアマネジャーからの高評価を基に次年度も計画的に開催する他、相談依頼を受けても、適時に開催できるように準備していく方針に至る。これらが地域資源の一つとなるようにケアマネジャーや家族からの要望を拾える方法を整えたい。

3. 介護支援専門員に対する個別相談及び個別支援

ケアマネジャー相談は本年度44件。全体の中で多かった相談は介護予防プラン・介護予防ケアマネジメントの相談が24件。内訳では、プラン変更時の提出書類、介護申請又は区分変更した際の提出書類(特に評価表)について多く見られた。介護申請の結果、却下となったケースについても複数見られ、プランの作成期日や同意日など、遑って作成する様、ケアマネジャーへの理解を求める相談対応が目立った。続いて多かったのはコロナ関係。一事例ではあるが体調が悪く、動けなくなったケースが救搬対応にシフトしたものの、救急車の乗車に至らず、ケアマネジャーが土日を挟み、食事や水分を運んでいるうちにコロナ陽性となった。云うまでもなく、同事業所内のケアマネジャーが皆、濃厚接触者となってしまったとの事。このような結末に行政への憤りを訴えられた相談もあった。

また、ケアマネジャー交代依頼は7件。止むを得ないケアマネジャー変更の他、精神疾患と思われる家族から、理不尽な理由と思われるケアマネジャー交代の対応もあった。このような重層的な問題、尚且つ困難な事情に至る相談が4件。いずれも、本人やKPの家族の考えや訴えが日毎に変わる方の対応にケアマネジャーが攪乱または、関係

分裂してしまう相談も増加傾向にあり、断続的な支援を継続している。

経済的な問題では、通販による購入をされ続けた結果、返済が滞り、必要なサービスが受けられなくなるケースの方においては、ケアマネジャーの後方支援を継続している。認知症の相談では、認知症の進行により、後見人制度に繋げていくケースの対応もあり、電話では解決できない相談が多く感じた一年であった。いずれにおいても利用者が不利な状況にならない様に留意しながらの支援が続いている。

次年度は、コミュニケーション障害かと思われる家族との対応に苦慮するケアマネジャーがバーンアウトしない様、必要に応じ、包括支援センターからの適切な対応や支援が求められていくと予想している。

その他、一事業所から個別に介護予防に関するマネジメントの流れなど、新規採用の方を含み、6名のケアマネジャー対象に船橋市介護予防ケアマネジメント業務関連書式情報共有・交換会を実施。介護予防ケアプラン記載ポイントの勉強会をおこなった。今後も、提出書類や記載方法、目標設定等に苦慮されている事業所やケアマネジャーには小さな勉強会を開催していくように検討していく。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

地域ケア会議が中心となって開催する地域ケア会議主体の講演会（医療講演）、防災訓練、徘徊模擬訓練、社会資源マップの作成など、地域の実情に合わせて、医療・介護・地域の関係者が意義ある協働ができるよう、会議の中心となって取り組みを進めている。

第1回三田習地区地域ケア会議は昨年度の11月以来の参集にて行えたが、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第2回・第3回は書面会議にて実施となった。第4回の会議では、来年度に向けて①医療講演②防災訓練③徘徊模擬訓練④三田習地区社会資源マップについて、書面会議にていただいた意見を確認しながら進めていくことができた。

医療講演については、昨年11月に「身体の仕組みと、自宅でできる簡単トレーニングをテーマに開催することができ、再演の声も聞かれるほどの高評価をいただいた。地域での必要性や地域活動の活性材料となることも認識したが、今年度のテーマについて検討した。食事・栄養をテーマにする案があり、ミニ講座としてテーマを変えてセットで実施するなど意見があり。センター事業である健康教室での体操も踏まえた講演内容を検討していく。

防災訓練は、11月に三田習地区社協と共に防災講座に取り組み、3月には西田喜野井町会の集団避難訓練に参加させていただき、車いす、リヤカーでの体験や講話を実施した。100名近い町会参加者がおり、バケツリレーや避難場所への移動に積極的に参加していた。防災についての意識の高さを認識した。今後、小規模での町会内での防災訓練や避難訓練に参加していく。

徘徊模擬訓練については、コロナ禍にて開催が中止となっており、代替えとして小規模での認知症サポーター養成講座の実施を遂行していくこととなった。

三田習地区社会資源マップについては、集まった情報を元にたたき台を作成し、修正していくことで進めていく。

○個別ケア会議について

今年度は6件開催している。認知症と重度糖尿病がある本人、精神疾患の長男、他者の介入を拒否する夫が同居するケースは個別ケア会議を機に支援がつながり、現在介護保険申請への手続きが進んでいる。また、独居で認知症がある男性。金銭管理に支障があり。栄養管理が不十分、金銭管理、医療面での対応も必要となるケースは支援方法について確認し、本人同意のもと今年2月に入所となっている。

また、高齢者と障害者の兄弟が同居し経済困窮のため他機関協働での支援が必要になっているケースについては、支援方法や関係者間の役割分担、今後の課題について検討できた。社会経験が乏しいことより地域での孤独化が生じており、地域と行政、権利擁護としての制度の活用も含め包括的な支援体制の構築が必要となった。

今年3月に開催したケースは認知症が進んでいる本人、主介護者である夫ともに高齢で長男と同居しているがゴミ屋敷となっていた。本人・夫が支援を拒否してきた経過もあり、生活が破綻してしまうため、関係者間で支援方法と方向性について検討した。実際、汚染が顕著であった本人の寝室の片付けも包括職員が3人体勢で実施した。担当ケアマネジャーと連携し、介護保険サービスにつなげているところである。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

コロナウイルス感染症の分類が5類へ変更やマスク着用の緩和が取り出される現在であるが、地域住民の不活発化や生活状況の変化、精神的に落ち込んでしまい、引きこもりによる身体機能低下という悪循環は止まる様子は見られていない。認知症の増加や家族の多問題、高齢者分野に限らず、障害や児童など他分野に関わるケース、医療ニーズが高いケースの増加など、重層的支援体制整備事業につながる地域課題が挙げられるなか、地域ケア会議において具体的な地域の現状と課題を共有し、住みやすい地域作りを進めていくことは必須である。また、随時個別ケア会議を開催し、関係機関と連携し課題解決に向け進めていくことは必要不可欠となっている。

医療講演、防災訓練、代替え案が出ている徘徊模擬訓練について、コロナウイルス感染状況を鑑みながら開催し、地域の方々が地域づくりに参加し、関係機関との連携を深めていけるよう努めていく。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

今年度の認知症初期集中支援チームは1件実施した。一人暮らしの男性で、経済的な問題などの多問題を抱えていたケースであった。精神科医のアウトリーチで受診などを指摘され、関わりを深めていった。このケースは最終的に施設入所となっている。

コロナ禍での閉鎖的な環境が影響したのか、認知症の悪化や、認知症が出現したという相談が多く、地域の民生委員などからの連絡も非常に増えている。また、徘徊高齢者

や近隣トラブルを起こす高齢者など警察からの連絡も多かった。民生委員との同行訪問は勿論あるが、地域の交番の警察官と連携することや、警察署の生活安全課の警察官との同行訪問などもあった。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

今年度は、認知症カフェの再開を目指して検討を重ねた結果、関連の事業として認知症の家族の交流会を2回実施している。これは、地域の人やケアマネジャーからの要望で、認知症の家族を介護しているが、同じような立場にある人達と交流したいという声が多く届いたからである。交流会は認知症家族の会でも行われてはいるが、地域の方の要望は近いところで、同じ地域の方との交流をしたいというものだった。交流会の1回目は1月25日、三山市民センターで実施し、当事者は7名参加、2回目は3月29日に田喜野井4丁目集会所で実施、参加者は12名だった。交流会は、地域独自のものにしていきたいという思いもあり、手探り状態での実施であったが、参加者からは「気持ち楽になった。」「継続してもらいたい。」という感想を頂いた。交流会にはケアマネジャーやグループホームの職員などにも参加していただき、助言や意見なども頂いた。

認知症サポーター養成講座は、3校の小学校で実施した。7月14日に田喜野井小学校、11月2日に三山小学校、12月6日に三山東小学校。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

徘徊模擬訓練は、今年度もコロナ禍のため中止となった。地域の見守りは、民生児童委員、町会、自治会、地区社協などと連携し、常時行っている。

昨年度に引き続き、民生委員や町会役員との情報交換会を実施している。6月29日習志野5丁目町会・八景台町会の情報交換会を実施し、習志野地区はならしの相談室にて情報交換を実施した。そこで、地域で問題になっていることや、気になる人についての情報交換を行い、見守りや支援を実施した。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法115条の45第1項第1号二）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

今年度は1件、事業対象者を判定するチェックリストを行ったものの、事業対象者への移行は理解が難しく、利用にはつながらなかった（運転免許返納を、家族に云われて相談に来られた方の対応）。自立支援と介護予防における説明の下、目標設定をしていくにも本人の理解や納得に至っていない方へのアプローチは難しい状況であった。

今年度も、相談の内容から事業対象者へのご案内が適切かと思われる方には、相談される方の状況に合わせ、丁寧に対応をしてきた。介護予防ケアマネジメントの理解、老いや閉じこもり的な生活にならない様、船橋市版アセスメントシートや興味・関心チェックシートなどのツールも使用し、自身がどのような岐路に立っているのかを気づいていただくようなアプローチも心掛けた。その後に設定する目標に向けて助言できる提案にも、選択ができること。いつでも帰られたり利用を休止したりすることもできる案内

もしながら、適切な支援を導いていけるように心がけた。その他、地域資源としての体操教室、シルバーリハビリなどの説明を行う事ができた。生活上でも不安にならないよう有償の家事支援などの案内も行った。

○多様なサービスの活用

コロナ禍で制限されていた地域のサークルやグランドゴルフ他、多様な教室系の活動も徐々に緩和されつつある昨今、案内できる情報については、地域の資源マップ作りに参画していただいている生活支援コーディネーターとの連携も増えてきた。介護保険の利用を拒否される方への生活上での不安やストレス、閉じこもりの生活が続いていかない様、センター職員が留意して相談対応にあたった。

これらの地域資源が介護予防マネジメントの予防プランと結びつけられるように、情報共有を必要に応じて進められた。次年度は、より多くの情報をケアマネジャーの方に周知していく。

○総合事業の普及啓発

今年度もコロナ禍による影響で、地域のコミュニティが失われたまま、コロナ禍前の生活に戻れない方、フレイルの状況下におかれる方が目立った。

住環境整備(手すり設置)が必要な方、運動不足解消や歩行力回復のために、介護保険にシフトされる方が未だに増加傾向にある。コロナ禍の状況が緩和され、コミュニティの再開される情報を地域の関係者(主に生活支援コーディネーター)と連携し、様々な通信網を駆使して周知できる準備が整いつつある。今年度も、介護支援専門員の方々と共に情報共有や関係機関との連携を徹底し、健康で安心した街づくりの中心とし、総合事業の普及・啓発活動に取り組むことができた。高齢者の方々が自立した日常生活を実現、継続できるよう支援していく。その他、介護保険未利用者宅への訪問時には、センター職員が都度、総合事業のメリットについて説明をしている。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第4四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務(主に意思決定支援)（介護保険法115条の45第2項第2号）

*判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

中核機関を理解していただくために地域ケア会議主体の講演会、センター事業で開催している各事業、さらに地域ごとに取り組んでいる三田習地区情報交換会などに関わる方々を通して周知、広報に取り組んだ。高齢者の生活状況や家族関係が多様化、複雑化している現状から、中核機関との連携が必要であることは確かであり、今後も少しずつ確実に周知・広報活動に勤める必要がある。初回の来所相談、訪問相談時にも、センター職員が意識的に消費者トラブルのステッカー等の案内、配布をしている。

○地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークの中核である中核機関との連携を図りながら、各機関との協力の下、権利擁護についてのネットワークを構築していく。

ゴミ屋敷となった自宅にて電気やガスのライフラインが止まったなか、ショートステイに繋がったことなどは、近隣住民からの情報により対処できたケースである。精神障害の息子の母親に対する暴力による虐待ケースでは、さーくるとの検討会議に参加し、今後の支援方針について検討した。このように、地区ごとの相談室と三田習地区情報交換会を実施、民生委員・児童委員との協働による意思決定支援の迅速化を図ることができた。

地域ネットワークを構築していくことで、地域で起きている認知症高齢者に対する権利侵害や消費者被害などを早期発見し被害を最小限に抑えることに各機関関係者の意識を高めることができた。その評価として、意思決定が困難、もしくは意思決定が不明瞭な方のフォローをし、今後の方向性の明確化をすることができた。

○センター内の体制

多様化している高齢者の権利侵害に対してセンター内では、職員全員で情報を共有し、三職種が合同で検討している。必要な場合には、民生委員や自治会からの情報収集をはじめ、関係機関との連携を図りながら対応している。職員全員で情報共有し、三職種のそれぞれの専門性に沿って役割分担をしている。新人職員に対しては、経験者が積極的にOJTによる指導を行い、高齢者虐待対応について理解を深めている。

センター事業

コロナ禍において、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からセンター事業の積極的な実施はできていなかった。しかし、今年度は、感染拡大防止の対策を講じたうえで、徐々にセンター事業を再開している。アウトリーチや対面機会を設けることで、コロナ禍で潜在していた状況を確認することができるなど、個々のみならず地域の実情を把握することができた。さらに、閉じこもりがちな地域住民への活動機会や場の

提供の一助となった。センター事業を通じて介護予防事業を中心に、虚弱高齢者の機能低下予防や、閉じこもり防止のための地域づくりに注力した。

○出張相談「たきのい・おでかけ相談室」（情報交換会として実施済み）

目的：見守り、支え合い体制を作り、高齢者が陥りやすい孤立を防ぐと共に必要な支援に繋げていく。

場所：船橋市三山・田喜野井地域包括センター内 まちかど相談室

日時：毎月1回 第3木曜日 午後1時から午後4時まで

方法：包括職員、民生委員・児童委員などが、ボランティアで来訪者の相談に対応し、レクリエーションを提供する。

内容：地区担当の民生委員・児童委員と協力し、地域における高齢者の状況の把握と相談を行い、必要時には居宅訪問へ繋げていく。開催当日は、血圧測定、脳トレ・体操、保健・福祉の情報提供などを行い、高齢者に気軽に利用していただく。包括職員が脳トレなど工夫して提供している。

コロナ禍の対応においてこれまで「たきのい・おでかけ相談室」に参加していた高齢者の中で、孤立しやすく見守りが必要な方をピックアップし、民生委員・児童委員との「情報交換会」として今年度は6月29日（水）に三山八景台自治会にて1回実施している。

○出張相談「ならしの相談室」（実施済み）

目的：見守り、支え合い体制を作り、高齢者が陥りやすい孤立を防ぐと共に支援が必要になった場合は、早急に必要な支援に繋げていく。

場所：習志野1丁目集会所

日時：2ヶ月おきに第1火曜日 午後1時30分から午後3時30分まで

方法：包括職員、習志野1丁目町会長、副会長、民生委員・児童委員などが、ボランティアで相談対応を行う。

内容：担当地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある高齢者の確認、必要時には訪問へ繋げていく。独自に地域の高齢者リストを作成し、開催時に状況の確認を行って更新している。また、相談方法としては、住民が当日直接相談に来所することもできる。確認作業の中で、気になる高齢者には包括職員、民生委員・児童委員と一緒に居宅訪問をして実態把握をしている。

今年度は、4月12日（火）、7月5日（火）、10月11日（火）、1月10日（火）に感染対策を徹底したうえで実施。またコロナ禍の対応において、「ならしの相談室」の構成委員が随時連絡を取り合い、高齢者リストの中から生活状況の確認が必要な高齢者へは電話連絡をし、居宅訪問を行った。

○みたならネットワーク勉強会

今年度は、参加対象者の規模が多数いることから、参集での勉強会実施が困難であった。次年度の実施についてはコロナ禍緩和において参集型で開催予定。

○みたなら地域医療介護連携ミーティング

今年度、みたならネットワーク勉強会 みたなら地域医療介護連携ミーティングは共に未実施であるが、船橋東部 床ずれケアをつなぐ会の世話人会に属し、地域の医療・介護サービス従事者などの専門職とオンラインにて全4回、研修企画から参画した。関係者への招待や案内をも関り、参集型が難しい昨今、床ずれに特化した勉強会ではあるが医療介護連携については補うことができた。令和5年3月に行った研修会では参加者数55名。その内リピート数は36名。参加者施設数は医師を除き、36施設。ケアマネジャーは17名になった。次年度の実施に向けてもネットワークづくり、地域医療連携においてメリット多く継続していく方向で検討している。

○健康相談室(実施済み)

目的：地域における介護予防を推進する企画として、虚弱高齢者に対して、要支援・要介護状態にならないように様々な観点から、健康維持を図る事を目的としている。また、支援が必要になった場合は、迅速に必要な支援に繋げていけるように地域住民の輪を広げていく。

場所：まちかど相談室（三山・田喜野井地域包括支援センター隣）

日時：毎月1回 午後1時30分から午後3時30分まで

方法：包括職員、医療福祉専門職などが講師となり、情報提供する。

内容：地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある虚弱高齢者に対して、健康維持の観点から必要な情報を提供する。また、参加者同士の交流を深め、コミュニケーションを活性化して健康維持を図っていく。継続的に様子を把握できるので、支援が必要になったときには迅速に動けるように対応する。

今年度は、6月20日（月）に、感染防止対策を徹底し、三山東町会会館にて実施した。包括職員による「包括支援センターの役割と船橋市の高齢者福祉制度について」をわかりやすく説明した。また、「効果的な身体の動かし方を知ろう！」と題し、理学療法士による実技を交えた内容を展開。2月14日（火）には、「転倒によるケガを未然に防ぐ為に」をテーマに、田喜野井4丁目集会所で実施した。

○園芸教室（実施済み）

目的：地域における閉じこもり防止を図る企画として、園芸教室を開催。一緒に作業し交流していくことで健康維持を図る。また、支援が必要になった場合は、早急に必要な支援に繋げていく。

場所：まちかど相談室（三山・田喜野井地域包括支援センター隣）

日時：不定期 午後1時30分から午後3時30分まで

方法：包括職員、地域住民等がボランティアで企画。

内容：地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある虚弱高齢者に対して、閉じこもり防止の観点から、住民に人気がある園芸教室を開催し参加していただく。また、参加者同士の交流を深め、会話の機会を増やすように工夫することで認知能力の維持を図る。

今年度は、感染防止対策を徹底したうえで、密な状態を避けられるような会場レイアウトを検討し人数制限をしながら、12月23日（金）に新年に向けたお正月準備として寄せ植えと箸袋を制作。3月22日（水）には、白鷺園でのお花見を開催した。

○チームオレンジ（進捗状況報告）

認知症養成講座のステップアップ講座他、関係者への周知・普及活動の実施を行った。実際にチームオレンジの活動に至らないものの、自治会や地域のボランティア団体の活動において理解を広げている。次年度に向けて、一団体、一個人にご検討を頂いており、雛形になる一チームの活動を目指していきたい。

○介護支援専門員研修会

目的：地域における利用者においては、自立支援に役立てることや心身ともに健やかに過ごされる目的を基に、介護支援専門員の資質向上、顔の見える関係づくり医療・介護関係者のネットワーク構築を継続的に行っていく。担当圏域又は委託先のケアマネジャーを対象に参集又はWEB研修の開催を目的とする。

場所：まちかど相談室（三山・田喜野井地域包括支援センター隣）

日時：年間2回予定

方法：ZOOM研修など感染対策に留意した方法を検討

内容：介護支援専門員の相談から見えてくる地域で抱える課題について、必要な情報や解決方法などを一緒に検討する研修にする。介護関係における新しい知識や技術を習得できる研修にする。

以上の内容を基に、今年度は以下の通り実施した。

①令和4年7月1日（金）

東部地区を対象とした「船橋市主任介護支援専門員事例検討（意見交換）会」を開催。自立支援リハビリ職同行訪問事業について、事業の説明および利用促進のための周知をおこなった。

②令和4年12月21日（水）

自立支援ケアマネジメント会議に事例を提出。助言者からの意見より、そのままリハビリ職同行訪問へと展開させていただいた。

③令和5年1月16日（月）

一事業所から個別に介護予防に関するマネジメントの流れなど、新規採用の方を含み、6名のケアマネジャー対象に船橋市介護予防ケアマネジメント業務関連書式情報共有・交換会を実施。介護予防ケアプラン記載ポイント集を基に、目標設定のポイント等、有意義な勉強会となった

④令和5年2月16日（木）

特定事業所加算の設定をされている居宅介護支援事業所の合同事例検討会議に参加。

⑤令和5年3月22日（水）

東部地区において船橋市介護支援専員研修会を実施。「BCPの業務マニュアルはなぜ必要なのか？」と題し、自然災害発生時のBCP業務マニュアル作成について事例検討を交えた研修会に参画。

⑥令和5年3月24日（金）

当センター圏域の委託先居宅介護支援事業所を対象とした「リハビリ専門職との同行訪問事業について」参集型で情報共有および説明会を実施した。10事業所程度の案内を数回に分けて案内の上、開催する予定。今回は3事業所4名のCMが参加された。次年度も数回に分けて開催していく方針。

事業計画書（概要）

（令和5年度）

総合相談支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

1. 重層的支援体制整備事業の取り組み

高齢者に関する様々な相談をすべて受け止め、センターの担う相談業務につなげているが、今年度より重層的支援体制整備事業が開始される。それに伴い、今後は高齢者以外のさまざまな相談も、「断らない相談支援」として包括的に受け止め、そのなかで当センターだけでは担えないと判断した場合は、障害や児童などといった他分野の適切な機関につなぎ協働して対応していく。

当地域ではコロナ禍により今まで活動の場が少なくなっていたが、徐々に老人クラブや通いの場などの地域活動が再開され、地域住民同士の交流が増えてきている。そのなかで家族と再会した際に以前よりも記憶力低下などの症状が見られ、認知症を発症してしまったのではないかと、また以前よりも認知症の症状が進行しているのではないかとといった相談が増えている。また、長期間引きこもっていた精神疾患のある子供に対し両親が苦慮し、8050ケースも近年増加してきている。よって、これまで以上に複合化した相談が増えると予測されるため、三職種が協働して相談に対応できる体制づくりを強化していく。複雑化・複合化した課題を持ったケースについては、なるべく職員2人以上のチームを作り複合的な視点を持って支援を行い、総合相談から多機関協働で相談支援体制を構築し、多職種で高齢者の個別課題を共有し解決に結び付けていく。

また「たきのい・おでかけ相談室」や「ならしの相談室」を開催し、引き続きアウトリーチ機能として当センターの周知活動を行いながら、地域密着の相談体制を整えていく。三田習地区情報交換会についても、民生委員・児童委員や各町会、自治会とともに連携を強化し、継続して実施していく。

関係機関との連携として、今後もさーくるやふらっと船橋、家庭児童相談室などの他機関との密接な連携体制を構築する。また、三田習地区民生委員児童委員協議会、三田習地区社会福祉協議会など地域の関係機関とも密接な連携を図り、地域の見守り体制の構築や通いの場の支援などをして行く。

2. 実態把握

昨年度はコロナ禍において第2四半期、第3四半期とあまり活動が出来なかったが、引き続き「たきのい・おでかけ相談室」や「ならしの相談室」、「三田習地区情報交換会」などセンター事業と併せて、地域包括ケア推進課より依頼がある「サービス未利用者実態把握」や「高齢者実態把握調査」を実施し、民生委員・児童委員、各町会・自治会など地域の関係者、関係機関との連携を図り、早期に課題を発見し迅速な対応をすることで、問題が複雑になる前に適切に解決していくことができるような地域住民との関係づくりをしていく。

3. 事後確認と情報共有

毎朝の申し送りや毎月職員会議において、対応ケースの支援方法の振り返りを行い支援検討をしながら、民生委員・児童委員や地域住民、担当介護支援専門員などと情報共有を行い、様々な視点から支援方法などを検討した上で、必要な場合は迅速に個別ケア会議を開催し、地域で支える体制を構築する。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

※高齢者虐待関係

1. 早期発見・早期対応

高齢者の中には、近隣住民の目を気にして虐待事案の顕在化を避け、早期発見に繋がらないケースがある。その事態を避けるためにも、日頃より地域とのつながりや生活状況の把握が重要である。近隣住民からの些細な変化や、変調の気づきによる通報から発見に助けられることも多い。普段から地域との繋がりを深めることを意識し、日頃からの声かけができる関係づくりを構築していく。そのために、地域での通いの場づくりや助け合いの会の活動支援、民生委員・児童委員など関係機関と連携を密にし、虐待の疑いが発生した時には、三職種協働を軸にし、対応方針の決定の上、直営センターとも迅速な連携対応ができるようにしていく。また、虐待にならないように予防的支援として、前年度より認知症家族交流会を始めている。今年度も各地でコアな交流会を展開していく。

2. 関係機関との連携及び役割分担

関係機関から虐待通報があった際には、警察署、保健所、医療機関、三田習地区社会福祉協議会、三田習地区民生委員児童委員協議会、町会・自治会と密に連携をとっている。また、総合相談から虐待が疑われる事案を発見した場合は、迅速に事実確認を行い、直営センターや関係機関と情報共有及び連携を図る。役割分担に関して特定の職員に偏らないようにし、必ず職員二人体制で支援するチームとしての体制を作る。

3. センター内の体制

虐待ケースが発生した場合は、まずセンター内にて職員全員で共有し、緊急性の判断には必ずセンター内で協議の上、早期の状況把握に努める。受付した相談や通報内容は、直営センターや地域包括ケア推進課との間で共有する。また、毎月 1 回職員会議の中で、虐待ケースにおける支援の進捗状況の確認と終結へ向けた見通しなどを計画的に協議する。また、他市にある同法人内の委託センター（成田市、印西市、八千代市）との合同事例検討会を実施する予定。

職員の資質向上のために外部研修などの機会を確保し、経験者は新人に対して O J T を意識して行う。また、職員一人ひとりの能力に違いがあることを認識し、メンタルヘルスに十分配慮する。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

1. 包括的・継続的ケアマネジメントの体制の構築について

包括的・継続的ケアマネジメント体制を構築していくには、医療・介護系従事者や地域のインフォーマルな関係者との報告・連絡・相談が日常的にできることが望まれる。地域におけるケアマネジャーが医療系(医師を含む)、介護系、福祉用具専門員等の多職種の方と直接連絡が取れる様な関係になるまでには、一つのテーマに沿って、学び続ける事。技術のスキルアップは元より、顔の見える関係から連絡し合える関係づくりに着手していくことが、関係づくりを構築するにあたり大事だと考える。コロナ禍前には参加型で実施していた「みたならネットワーク勉強会」並びに「みたなら地域医療介護連携ミーティング」は、再開の目途が立たない中で、東部地区床ずれケアをつなぐ会勉強会の参画することとした。これをネットワークの基盤にすることにしたところ、このネットワークづくりが回を追うごとにリピーターの他、口コミで増加傾向にある。それぞれの職種の理解を深め、スキルアップにつながることを目的とし、医療・介護関係の専門職が地域の介護支援専門員を支える仕組みづくりの一つとして支援することができた。当センターは、世話人会(企画、打ち合わせ等)への参画により定期的に実施する上で、参画しやすい(オンライン)環境を整え、地域の多職種ネットワークの構築を軸にし、包括的・継続的ケアマネジメント体制を強化していく。

また、重層的支援に対応力を高めていく為に、高齢者以外の問題についてはセンター内で共有しつつ、方向性を決定していく。必要に応じて直営包括や本課への報告と協力を求めていく。保健所、就労支援、経済支援や精神疾患、不登校、閉じこもり、ゴミ屋敷等々、行政をはじめ、ふらっと、さーくるとの連携した内容についてもセンター内だけの情報共有にせず、関係する居宅や地域のケアマネジャー勉強会等でも情報共有し、多問題に及ぶケースのスキルを地域で高めていく。

2. 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

令和4年度も前年度同様に介護支援専門員のスキルアップをはじめ、モチベーション維持に至る様、事例検討会の提供や介護予防マネジメントの勉強会、情報共有などに努めることを計画、実施していく。そのためにも、できる限り早い段階でネット環境を整えられるように働きかけていく。

総括して直営センター、担当圏域の在宅介護支援センターや委託センターとの連携を継続していく。制度改正の中の一つである、業務継続計画(BCP)や介護予防ケアマネジメントのマニュアル、Q&Aについても相談が増加していく予想から、参考資料他、準備していく。

自立支援型介護予防ケアマネジメントのリハビリ職同行訪問の事業についても普及していく。また、特定事業所加算の必須条件である事例検討会に参加し、地域課題を見出し、地域ケア会議などで地域問題として検討していきたい。その他、当センター圏域において主任ケアマネジャーを中心としたお世話人の活動に協力し、連絡会、研修会打合せ等についても参画していく。

3. 介護支援専門員に対する個別支援

本年度は業務継続計画(BCP)については完成度が高い状況にしていく年度となる。

また、認知症関係による困難ケース(医療介入拒否、申請拒否)や、8050問題のような重層的支援が必要なケース、がん末期のケース等の医療依存度が高いケースについても、後方支援として介護支援専門員と協働し、適切な着地点に導かれるように努めていく。前年度に引き続き、認知症家族交流会などケアマネジャーに周知し、自身のケースのマネジメントに一品加える支援をしていく。障害関係や就労関係、生活困窮者をはじめ、医療においても精神、アルコールの問題を抱えるケースや虐待を疑われるケース等、各関係機関との連携が取れるように内部でも常に情報共有を行い、共に学び合える姿勢の支援をしていく。様々な困難ケースを対応されている介護支援専門員自身が、バーンアウトしないように援助していく。具体的には、苦慮して対応が困難な事態になる前に相談支援体制を強化していく。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

今年度も年4回の開催予定であるが、昨年度はコロナ禍において構成員に確認し書面会議となったのが2回、参集で開催できたのが2回であった。意見交換の熱量やスピード、内容の濃度について、構成員皆が対面での良さを実感し、いずれも貴重な会議となった。今後も、構成員の積極的な意見交換ができる場の提供や進行方法を検討し、地域課題の共有や解決に向けて進めていく。

地域ケア会議が中心となって開催する地域ケア会議主体の講演会（医療講演）、防災訓練、徘徊模擬訓練、三田習地区社会資源マップの作成についても、地域の実情に合わせて、今年度も実施に向けて検討し、取り組んでいく。医療講演については、昨年度は「身体の仕組みと、自宅でできる簡単トレーニング」をテーマに開催することができ、再演の声も聞かれるほどの高評価をいただいた。地域での必要性や地域活動の活性材料となることも認識し、今年度もテーマを変えて、ミニ講座としてセットでの実施など検討中である。防災訓練については、昨年度は防災講座や町会の集団避難訓練に参加させていただいた。地域の防災についての意識の高さを認識する機会でもあり、今年度も小規模で町会内での防災訓練や避難訓練に参加していく。徘徊模擬訓練についてはコロナ禍にて開催が中止となっており、小規模での認知症サポーター養成講座の実施を遂行していく。三田習地区社会資源マップについては、集まった情報をもとにたたき台を作成し、地区社協の生活支援コーディネーターとも連携し、作業部会に分かれ修正を進めていく。

地域の現状と課題を共有し、住みやすい地域づくりを進めるコアメンバーであることが構成員全体に十分浸透してきている。また地域の助け合いの会やボランティア活動をしている方々にも、医療講演や防災訓練、徘徊模擬訓練などの活動に積極的に参加していただき、地域課題の共有を図っている。今後も、関係機関との連携を深めていくとともに、地域の方々が地域づくりに参加してもらえるよう働きかけていく。

地域ケア会議の周知について、関係機関などに継続的に進めていき、各機関からも地域課題などが抽出できるよう、様々な方法や手段をもってネットワークを広げ、住みやすい地域づくりを進めていきたい。

○個別ケア会議について

昨年度は、コロナ禍において感染対策に十分考慮し、必要に応じて随時開催することができた。

今年度も、支援困難なケースに対する関係者間の情報共有や役割分担、支援の方向性の確認、また認知症高齢者の支援など、引き続き地域の中で地域住民と協力しながら見守り体制を構築していく。また、深刻化しリスクの高いケースについては積極的に個別ケア会議を継続して実施していく。重層的支援体制整備事業がこれから進んでいくところでもあり、多機関協働は必須となり、医療関係者、サービス提供責任者や障害サービスなどの関係団体や民生委員・児童委員など、関係者間のネットワークをより密にし、チームで課題解決に取り組めるよう支援体制の構築と強化を図っていく。

個別ケア会議についての周知・啓発を介護支援専門員や民生委員・児童委員にも継続して行い、随時必要に応じて開催できるように努めていく。

当センター内での情報共有や支援方法の検討もさらに高めていき、問題の重篤化を防ぐべく、迅速に関係者間との連携を図っていく。個別ケア会議が地域の中で安心して暮らすことができるためのツールとして活用できるよう努めていく。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

昨年より、認知症による徘徊者の増加や家族の多問題、高齢者分野に限らず、障害や精神疾患、児童といった他分野にかかわる課題を持ったケースや癌末期など医療ニーズが高く、迅速な対応が必要なケースが増えており、引き続き必要時には随時個別ケア会議を開催し、関係者間と連携し課題解決に向けてすすめていく。

コロナウイルス感染症の分類が5類へ変更やマスク着用の緩和が取り出される現在であるが、地域住民の不活発化や生活状況の変化、精神的に落ち込んでしまい、引きこもりによる身体機能低下という悪循環は止まる様子は見られていない。認知症が進行し、介入を拒否し支援が入らないケースや、家族と一緒にいる時間が長くなり、介護疲労や認知症状に対する苛立ちから虐待などを引き起こすリスクが高まっているケース、また経済困窮など介護保険のサービスのみでなく、インフォーマルサービスや地域での見守りなど地域全体で支えるネットワークを構築する。地域の方々が地域づくりに参加し、関係機関との連携を深めていけるよう努めていく。

三田習地区社会資源マップの更新作業もすすめており、地域の高齢者やその家族がこの地域で暮らしやすくなるために活用できるよう、新たな社会資源やインフォーマルサービスの発掘も含め、構成員と検討しながら作成していく。

さらに密な意見交換や情報共有が重要となっている現在、地域ケア会議の開催方法についても検討をすすめ、地域課題の解決に向けて前進できるよう努めていく。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）**○関係機関との連携・ネットワークの構築**

昨年度もコロナ禍の為、地域での勉強会などが中止となっていたが、今年度は感染状況を確認したうえで勉強会も再開し、実施していきたい。特に認知症の悪化や、認知症の出現が多くなっているため、認知症への理解を深めることや、認知症の予防を行えるような活動を地域の方たちと連携しながら行ってきたいと考えている。認知症カフェもコロナ禍のため中止してきたが、再開の方向で検討し地域の事業所や社協、ボランティア団体と共同で実施できるような体制を整えたいと考えている。

また、民生委員・児童委員や町会の役員の方との情報交換会も引き続き実施し、定期開催が出来るような方向に持っていきたいと考えている。

チームオレンジはまだ完成していないが、チームオレンジとなりそうな団体を模索中で、今年度もステップアップ講座を開催したいと考えている。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

昨年度実施した認知症の家族交流会を今年度も実施する予定で、年に 2 回以上の実施を計画している。実施場所は、三山、田喜野井、習志野のそれぞれの拠点での実施をしていきたい。家族だけでなく関係するケアマネジャー、デイサービスの職員やショートの職員などにも参加していただき、家族の話に加わってもらう形で調整を行うことにしている。その中で、状況をみながら認知症サポーター養成講座も実施を企画していく。認知症家族の交流会が、多職種の人たちとの交流の場となり、多くの力で認知症の人や支える家族の支援が出来ることを計画していく。

また、昨年度から不定期開催をしている健康教室の中で、認知症予防の内容を取り込み、認知症への理解をしてもらうことに重点を置きたいと考えている。健康教室は、地域の町会会館などを借りて実施しているが、地域住民の関心も高く昨年度も多くの参加者が集まった。参加者の様子を見て、認知症サポーター養成講座の実施も計画していく。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

徘徊模擬訓練は、少人数、複数拠点での実施を検討中で、今後も地域ケア会議の中で提案、計画を行う方向である。

民生委員・児童委員と町会役員との情報交換会は今年度も実施し、地域の問題や見守りが必要な人の抽出を行っていききたい。

また、昨年末から、地域の交番との関わりも増えてきているため、徘徊高齢者の情報交換や近隣トラブルを起こすような認知症の方の情報交換、連携体制が必要になってきている。地域での見守り体制を構築していきたいと考えている。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二）**○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施**

事業対象者数を増やしていくこともセンター業務として重要な位置づけと考えてい

る。今後もアウトリーチを含め、運動不足やコミュニティを求められてくる方々に総合事業と介護保険の説明を行い、聞き取りの中でチェックリストの実施を行う事を心掛けていく。フレイルの状況下におかれている方も多くいることも念頭に、住環境整備(手すり設置)が必要な方、運動不足解消や歩行力回復希望の方が、介護保険にシフトしていく選別も間違いないようにアセスメントを丁寧に行っていく。

コミュニティが再開され始めている昨今、正確な情報が入手できるよう、生活支援コーディネーター又は地域の関係者と連携し、健康な高齢者が増えて行けるように周知していきたい。

○多様なサービスの活用

三田習地区社会資源マップについても地域ケア会議構成員(生活支援コーディネーター)や地域関係者と共に精査し、現代に合わせたコミュニティを増設していけるように協力していく。

これらの地域資源が介護予防マネジメントの予防プランに反映されていけるようにしていく。地域資源とケアマネジャーの予防プランが結びつくように、情報共有を必要に応じて進めていく。今年度は、より多くの情報をケアマネジャーの方に普及していく。

○総合事業の普及啓発

前年度もコロナ禍前の生活に戻れない方、フレイルの状況下に至る方が目立った。住環境整備(手すり設置)が必要な方、運動不足解消や歩行力回復のために、介護保険にシフトされる方が未だに多くある。コロナ禍の状況が緩和され、コミュニティの再開される情報を地域の関係者(主に生活支援コーディネーター)と連携し、様々な通信網を駆使して周知できる準備が整いつつある。今後も介護支援専門員の方々と共に情報共有や関係機関との連携を徹底し、健康で安心した街づくりの中心となれる様、総合事業の普及・啓発活動に励みつつ、高齢者の方々が自立した日常生活を実現、継続できるよう支援をしていく。

その他、介護保険未利用者宅への訪問時には、センター職員が都度、総合事業のメリットについて説明をしていく。

事業計画書（重点事業等）

（令和5年度）

重点事業：権利擁護業務（主に意思決定支援）（介護保険法115条の45第2項第2号）

※判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

中核機関を理解していただくために、地域ケア会議・講演会、センター事業で開催している出張相談室、認知症カフェ、健康教室、園芸教室、さらに地域ごとに取り組んでいる三田習地区情報交換会などで関わる方を通して、周知・広報に務める。

○地域連携ネットワークの構築

三山地区の現状は、独居高齢者や老々世帯が多くなっており、家族と同居している高齢者が30%以下となっている。核家族化により家族関係も希薄になってしまい、利用者、特に高齢者の権利を守ることが困難となっている。問題の複雑化、潜在化が顕著になっている。必要な支援が届くようにするには、職員による定期的なアウトリーチのみでは不十分であり、地区ごとに相談室と三田習地区情報交換会、民協との連携を実施していく。地域で連携ネットワークの構築をすることで、お互いの顔が見える関係作りをしていく。

習志野地区では、ならしの相談室を中心に、民生委員・児童委員と地域住民に参加していただき、情報交換会を開催し、その情報から当センターがリストを作成し更新していく。ならしの相談室の継続した活動を通して、ネットワークの構築をしていく。

田喜野井地区では、ならしの相談室を参考に民生委員・児童委員、町会・自治会の協力のもと、状況把握を進める。地域包括支援センターの役割を周知するために町会・自治会のイベント（防災訓練など）内で時間を頂き、地域住民の理解を深めるようにする。情報交換の機会を増やすことで、見守り支援が必要な方のリストを作成し、できるだけ多くの自治会で地域連携ができるようにネットワークの構築をしていく。

各相談室、三田習地区情報交換会の中で得た情報をもとに、認知症高齢者や消費者被害などといった課題を、早期発見し被害を最小限に抑える。必要に応じて民生委員と同行し、対象者の状況確認をして必要な支援につないでいる。高齢者の権利が守られているかを確認し、関係者に伝え、情報の共有を図っていく。問題点の共有をしながら、ネットワークの構築を進め地域課題を見つけていく。

○センター内の体制

高齢者の権利侵害の可能性がある場合は、職員全員で情報を共有し、話し合いを続けて、早期の状況把握をする。環境から生活状況まで幅広く理解し、高齢者の希望している生活の実現を検討していく。役割分担に関しても特定の職員に偏らないようにし、困難なケースなど必要に応じて、職員二人体制で支援するチームとしての体制で臨む。

職員の資質向上のために研修の機会を確保し学ぶ機会を持つ、また、経験者は新人に対してOJTを意識して行う。また、職員一人ひとりの能力に違いがあることを認識し、燃え尽きないようにメンタルヘルスに十分配慮する。

センター事業

コロナ第5類移行に伴う社会経済活動緩和や活動制限撤廃に鑑み、センター事業の完全再開を目指す。三山、田喜野井、習志野それぞれの地域における居場所づくり、「介護を必要としない」予防事業を中心とした地域支援に注力する。

民生委員・児童委員や地域の関係者、関係機関とともに常に地域の情報を共有し、地域課題の解決に向けた地域支援を実施していく。さらに、地域住民による地域づくりをより進めるための啓発活動をおこなう。当センターの周知・広報活動も随時進める。

○三田習地区情報交換会

目的：見守り、支え合い体制を作り、高齢者が陥りやすい孤立を防ぐ。また、支援が必要になった場合は、早急に支援につなげていく。

場所：まちかど相談室（三山・田喜野井地域包括支援センター隣）もしくは各町会・自治会会館など

日時：年4回 午後1時から3時まで

方法：包括職員、民生委員・児童委員、町会長などが集まり、見守りをしている独居もしくは高齢者世帯、支援困難な方などの情報共有と今後の支援方針について検討する。

内容：地区担当の民生委員・児童委員、町会長・自治会長、自治会長などと協力し、地域における高齢者の状況の把握と相談を行い、必要時には居宅訪問へ繋げていく。

○出張相談「たきのい・おでかけ相談室」

目的：見守り、支え合い体制を作り、高齢者が陥りやすい孤立を防ぐ。また、支援が必要になった場合は、早急に支援につなげていく。

場所：コープみらい集会所

日時：年4回 午後1時から4時まで

方法：包括職員、民生委員・児童委員などが、ボランティアで来訪者の相談に対応したり、レクリエーションを提供する。

内容：地区担当の民生委員・児童委員と協力し、地域における高齢者の状況の把握と相談を行い、必要時には居宅訪問へ繋げていく。

開催当日は、血圧測定、脳トレ・体操、保健・福祉の情報提供などを行い、高齢者に気軽に利用していただく。包括職員が脳トレなど工夫して提供している。

○出張相談「ならしの相談室」

目的：見守り、支え合い体制を作り、高齢者が陥りやすい孤立を防ぐ。また、支援が必要になった場合は、早急に支援につなげていく。

場所：習志野1丁目集会所

日時：年4回 午後1時30分から3時30分まで

方法：包括職員、習志野1丁目町会長、副会長、民生委員・児童委員などが、ボラン

ティアで相談対応を行う。

内容：担当地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある高齢者の確認、必要時には訪問へ繋げていく。高齢者リストを作成し、開催時に状況の確認を行って更新している。また、相談方法としては、住民が当日直接相談に来所することもできる。確認作業の中で、気になる高齢者には包括職員、民生委員・児童委員と一緒に居宅訪問をして実態把握をしている。

○チームオレンジ（進捗状況報告）

認知症養成講座のステップアップ講座他、関係者への周知・普及活動を実施していく。自治会や地域のボランティア団体の活動においても説明させていただく時間を調整し理解を広げていく。今年度は、一団体、一個人にアプローチし、雛形になるチームの活動開催を目指す。

○みたならネットワーク勉強会

目的：三山・田喜野井・習志野の3地域の介護支援専門員、地域ケア会議構成員、医療・介護サービス従事者、民生委員・児童委員などの関係者が一堂に集まり、地域課題の把握やその解決に向けて協働しネットワーク構築することを目的としている。

場所：三山市民センター

日時：不定期

内容：それぞれの回ごとに、テーマを決めて実施。今年度は「介護」をテーマにして行った。介護支援専門員や地域住民、介護サービス事業所及び医療機関などが繋がって、介護を受けるだけではなく自立した生活を送るために、講演やグループワークを行う。

○みたなら地域医療介護連携ミーティング

目的：三山・田喜野井・習志野の3地域の介護支援専門員、地域ケア会議構成員、医療・介護サービス従事者などの専門職が一堂に集まり、疾患に関する地域課題の把握やその解決に向けて連携して取り組むことを目的とする。

場所：三山市民センター

日時：不定期

内容：一般的に多く知られている高齢者の疾患について、専門職が共通理解をし、地域住民を支えることを目的とする。

○「船橋東部 床ずれケアをつなぐ会」

みたならネットワーク勉強会 みたなら地域医療介護連携ミーティングは共にコロナ禍において開催が不特定のまま未実施のまま3年、経過していることから、その代替え策として、昨年度より参画している船橋東部床ずれケアをつなぐ会の世話人会に所属していくことを継続。地域の医療・福祉従事者ネットワークの骨子とし、研修企画からの参画。関係者への招待や案内づくりにも関わっていく。

参集型が難しい昨今、床ずれに特化した勉強会ではあるが医療介護連携については

十分、補うことができる会として当センターを基地局として運営協力していく。

○「健康相談室」

目的：地域における介護予防を推進する企画として、虚弱高齢者に対して、要支援・要介護状態にならないように様々な観点から、健康維持を図る事を目的としている。また、支援が必要になった場合は、迅速に支援に繋げていけるように地域住民とのつながりを作る。

場所：まちかど相談室（三山・田喜野井地域包括支援センター隣）

日時：年3回 午後1時30分から3時30分まで

方法：包括職員、薬剤師（ボランティア）などが講師となり、情報提供する。

内容：地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある虚弱高齢者に対して、健康維持の観点から必要な情報を提供する。また、参加者同士の交流を深め、コミュニケーションを活性化して健康維持を図っていく。継続的に様子を把握できるので、支援が必要になったときには迅速に動けるように対応する。

○「園芸教室」

目的：地域における閉じこもり防止を図る企画として、園芸教室を開催。一緒に作業し交流していくことで健康維持を図る。また、支援が必要になった場合は、早急に支援に繋げていく。

場所：まちかど相談室（三山・田喜野井地域包括支援センター隣）

日時：年3回 午後1時30分から3時30分まで

方法：包括職員、地域住民等がボランティアで企画指導の参加。

内容：地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある虚弱高齢者に対して、閉じこもり防止の観点から、住民に人気がある園芸教室を開催し参加していただく。また、参加者同士の交流を深め、会話の機会を増やすように工夫することで認知能力の維持を図る。

○ 介護支援専門員研修会

目的：地域における介護支援専門員の資質向上のために、情報共有、勉強会等を企画し、利用者の自立支援に役立てる。

場所：まちかど相談室（三山・田喜野井地域包括支援センター隣）

日時：年間2回予定

方法：オンライン、または少人数参集型

内容：介護支援専門員相談から見えてくる地域で抱える課題について、必要な情報や解決方法などを一緒に検討する研修にする。介護関係における新しい知識や技術を習得できる研修にする。

※それぞれの当センター独自事業において、前年度同様にコロナ禍における事業を自制する可能性もあるため、許される人数など感染予防対策の徹底に留意し、実施可能な結果に至るように常に検討していく。

事業報告書（概要）

（令和4年度：第4四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく生活を継続していくために、本人の能力や可能性を共に探り、発揮できる環境を整え、本人の自己決定を尊重し、本人の状況に応じた自立への支援をする事が求められている。

総合相談支援については、令和3年12月に習志野台包括が移転したが、令和4年度からの実来所者数で見ると、84名増えて、令和3年度の来所者と比較して影響はなかったとみられる。延べ総数も同じ期間で比較すると13,173件で2,727件増えている。

相談内容としては、2020年から続く新型コロナウイルスの影響で第7波の時はワクチンの予約ができない、熱発で動けないなどの相談から、フレイルに伴い家族から動けなくなったという相談が一時的に増えそれに対応した。フレイルに対しては、地域課題として地域ケア会議主体で出している9月発行の「ならだい にしなら通信」を通し地域で実施されている活動など紹介し、地域の高齢者やその家族が手に取る機会のある関係機関、地域に配架を依頼し、総合相談の中でも啓発に利用した。

また、8050問題で孫世代まで含み、虐待に繋がるケースなど、高齢者を取り巻く背景も複雑化し高齢者に対する支援だけでは解決が困難となり、高齢者を含む多世代にわたる家族支援が必要な相談が増えている。多様な相談内容・ニーズを判断して個別の問題に向かい合う中で、児童相談所、学校、さーくる、ふらっと船橋、生活支援課、保健所などの関係機関とも連携を取る機会も増え、地域のネットワークの重層的なつながりが重要となっている。

総合相談支援全般に初回相談の受付から、本人の訴えを主訴から聴き、本人が捉えている課題を明確化することを意識し、緊急性を判断し対応していく。困難事例の場合は、アセスメントや目標がブレないように三職種で話し合いの機会を持ち、適切な対応を図り終結に向け支援していくと共に必要な事後確認を行って対応した。

総合相談の中で介護申請を必要とされ申請を行い、要支援の結果が出た場合、居宅介護支援事業所につなげるまで時間がかかるケースが増えていることが引き続きの課題になっている。

個別ケア会議は11回開催。地域ケア会議の参加機関との長年の繋がりから、民生委員とケアマネジャー、助け合いの会などとの連携はつきやすくなっており、地域住民など巻き込み地域の見守り体制を構築している。個別ケア会議を通じ地域のネットワークも広がり、地域の理解も得やすく今後も有効に活用していく。

フレイル、認知症問題などの地域課題に対し、早期発見、早期対応、予防対応が重要と考え老人会、ボランティアグループ等の集まりに出向き、介護予防教室、認知症サポーター養成講座など、新型コロナウイルスの感染対策を行いながら開催できた。

新型コロナウイルス感染拡大での対応として、オンラインでの開催の併用も今後の課題として挙げていたが、小学校の認知症サポーター養成講座や、事業所に対してそれぞれ

1度行ったのみで参集での開催ができるようになったこともあり高齢者に対しては実施していない。

これまでのネットワークで構築した関係の中で、地域での生活を可能な限り継続できる支援の基盤を整備する1つとして地域からチームオレンジの立ち上げに動こうとしているところもあり、協働し取り組む方向で進めている。地域での取り組みにおいては、地域小学校や日本大学薬学部1年生に対する認知症サポーター養成講座開催を通し地域共生社会の実現に向け、地域に根差した新たなネットワークの構築を継続している。

権利擁護業務（介護保険法115条の45第2項第2号）

＊高齢者虐待関係

○早期発見・早期対応

高齢者虐待に関する通報だけに捉われず、住民からの相談や警察・医療機関・介護支援専門員・民生委員など関係機関からの相談など、高齢者の生活課題に関する情報が地域包括支援センターに集約される体制づくりの足掛かりとして、令和4年7月13日、「意思決定支援」を主題に民生委員、介護支援専門員、地域ケア会議構成員の合計85名が集い「習志野台地域ミーティング」を開催した。講演や演習（グループワーク）など共通の学びを通じて交流を図った。アンケートでは次年度の継続開催を希望する意見が多く寄せられたことから、高齢者虐待対応強化に向けたアップデートを図るために次回開催の準備を行うこととした。

当センターにおいては、寄せられた情報から高齢者虐待や権利侵害のサインを見落とさないよう、毎日の朝礼で気になる事項が生じている案件についてセンター内職員で情報共有し対応を検討している。

令和5年3月現在、本人から1件、警察から9件、近隣住民から2件の通報があり、その内の5件を虐待認定した。高齢者虐待を予防する観点も注視し、高齢者虐待通報を受理した後に虐待行為とまで認められない、又は養護者と認められないため高齢者虐待の定義とは異なる等、センター内及び基幹型地域包括支援センターの検討を経て虐待認定に至らなかった案件に対しても高齢者虐待に準ずる対応を取り、更なる高齢者の権利侵害に発展しないよう介護サービスの導入や医療につなぐ等、基幹型地域包括支援センターをはじめ関係者・機関と連携して対応した。

○関係機関との連携及び役割分担

『船橋市高齢者虐待防止対応マニュアル（令和3年4月）』に基づき関係機関との連携及び役割分担を行い対応している。

令和3年度途中から高齢者虐待相談受付票の運用方法が変更され、基幹型地域包括支援センターが当センターから受けた情報を基に、初動段階における虐待の判断を追認することになった。当センターにおいて事実確認を適切に実施し、速やかに基幹型地域包括支援センターへ状況を報告してきた。

また、緊急性の判断、立ち入り調査の判断、緊急分離保護（やむを得ない措置の適応

等)の判断、面会制限等、当センターだけでは判断できない事項については、地域包括ケア推進課、基幹型地域包括支援センター及び高齢者福祉課へ報告・連絡・相談を行い対応する体制を整えている。同じく、対応に行き詰った時や専門性の高い課題に直面した時には船橋市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議、同会議内の個別案件 Q&A を活用し専門家や専門機関から対応方法の助言や新たな支援機関の情報を得て適切な対応につなげる体制を整えている。

○センター内の体制

当センターでのケースワークにおいて、8050問題のように親世代の認知症・様々な病気、子世代の身体・精神・高次脳機能・発達障害・生活困窮・未就労・引きこもり等々、多世代にわたる重層的な問題を抱えた案件に対して支援していく能力が求められることから、センター内の支援対応能力を強化していくための体制を整えている。

職員単独で案件を抱え込まないように2名体制で支援を行うことを基本とし、初動・対応・終結段階それぞれの場面で所内検討会議を開催し、全職員が関りセンターとしての判断を基に対応している。所内検討会議ではホワイトボードを用いて情報や検討内容、決定事項などを可視化することで職員間の意識を一致させる工夫をしている。また、検討後のホワイトボードは個人情報情報をブランク処理後に写真に残し記録することで効率化を図っている。

当センターだけで案件を抱え込まないよう、基幹型地域包括支援センターへ報告・連絡・相談を適宜行い適切な支援につなげている。

知識・技術の向上(研修体制)について、高齢者虐待防止対策に関する研修を受講し、センター内で伝達講習を行い職員のOJTを実施している。令和4年12月には千葉県主催の高齢者虐待防止対策研修(全3日間)に主任介護支援専門員1名が参加した。

職員のメンタルヘルスについては、朝礼や所内検討会議を重ねチームとして検討・対応する体制整備を行っており個々の職員に負担が偏らないようケースに応じて適切な役割分担を行っている。併せて、日頃から職員間で意見交換を行うことで、対話ができる職場環境を整えている。また、法人により年1回実施するメンタルヘルスに関する「こころの健康チェック」(令和4年11月)及び健康診断(令和4年4～5月)によって職員の心身状態を把握し、変調の早期発見・早期対応を行う取り組みを実施している。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法115条の45第2項第3号)

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、また本人の機能や能力を最大限に生かし、その人らしい自立した生活を継続するために、必要な社会資源を切れ目なく活用できるよう支援していく。そのために地域において多職種相互の協働を図りながら、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するための体制作りが必要と考えており、その環境整備と介護支援専門員等への支援を重点的に行っていく。

地域共生社会の実現に向けては多機関との連携が求められる。地域包括支援センター職員が一丸となり、高齢者がその人らしい自立した生活を継続できるよう包括的・継続

的ケアマネジメントチームで支援を展開する。

1. 地域の介護支援専門員等のネットワークの構築と実践力向上に向け、包括的・継続的ケアマネジメント支援の環境整備を行うと共に、地域の介護支援専門員を中心にサポート体制を整備し支援を展開する。

① あらゆる社会資源を自己決定にもとづきコーディネートし、本人や家族が必要なときに必要な社会資源をとぎれなく活用できるように支援することが重要である。そして、包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備を面とし、個別ケアマネジメント支援を点と考え地域包括ケアの推進に取り組んでいく。

② 地域づくりの一環とした個別ケア会議とサービス担当者会議との違いについて目的を明確にするために、習志野台地区定例ケア会議に習志野台地区主任介護支援専門員に対し参画を呼びかけていく。多くのケースを地域で検討することで、地域の課題から地域特性を理解し地域づくりへと活かし目指すべき地域像を共有し、P D C Aサイクルを実践、どのような視点が必要であるかなど次のステップにつなげる機能として整備していく。

③ 介護支援専門員等と民生委員等のネットワーク作りとして、習志野台地域ミーティングを地域ケア会議の全体会として開催を計画している。地域の高齢化が進む中、顔のみえる関係づくりがコロナ禍にあっては、家庭訪問を控えている民生委員から必要性が増している現状を課題と捉えている。

地域の相談からは、身寄りがいない、金銭管理が困難になり生活に支障がある権利擁護に関する地域課題に対し、「自己決定支援」「高齢者虐待」「成年後見制度」など事例を通してグループワークを行い地域の介護支援専門員、多機関と検討することで、民生委員と介護支援専門員とのネットワークを強化して地域力の向上を図る。

④ 介護予防ケアマネジメント事業においては、基本チェックリストを実施することで高齢者自身に要介護状態に陥る可能性があることを認識してもらうなど、本人の意識を高める必要がある。地域共生社会における自助を可視化により気づきを促すためにも介護予防ケアマネジメントのプランを立てる際には ICF(国際生活機能分類)を活用し地域の実情に応じて高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう目標をたててケアマネジメントを行っていくか等をテーマとする勉強会を企画し、地域の居宅支援事業所の介護支援専門員等に向け実施を計画している。

⑤ 主任介護支援専門員に対し事業所の介護支援専門員の資質向上を目的とする事例検討会を今年度も開催する。管理者が参加することで、事例検討会やスーパービジョンの進め方など技法にとどまらず地域の課題に関与することで地域の支援力の向上を目指すことが出来ると考えている。またケース検討から地域包括支援センターとの信頼関係を築いていくことを目指していく。

⑥ 基幹型地域包括支援センター・東部地区委託地域包括支援センターと船橋市介護支援専門員協議会地区担当役員と協働し、地域のケアマネジャーの資質向上とネットワーク作りを目的に地区研修会を企画し実施していく。状況によっては感染対策を配慮しオンライン研修を活用する。

居宅支援事業所の管理者、地域の主任介護支援専門員である「東部地区主任ケアマネ連絡会」と連携が深められるよう積極的に関わり、地域の主任介護支援専門員の課題を研修に反映し企画、意見交換を通じて積極的に吸いあげて地域の体制づくりに生かしていく。昨年度に引き続き、業務継続計画に地域で共に策定に取り組み、活動を自主的に促進する場として支援していく。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

年度内 4 回開催を予定し、新型コロナウイルス感染状況から参集・Web など開催方法を考慮し予定通り 4 回開催した。地域ケア会議を通じて開催する催しの企画運営や個別ケア会議の実施報告、地域ケア会議の周知・啓発、「チームオレンジ」立ち上げ準備、広報誌の発行準備等を定例の議題とする他、各々の会議で主題を設け意見交換を行うことで地域課題を共有し、その解決に向けた対応策を検討した。

第 1 回目は令和 4 年 5 月 1 8 日参集で開催、今年度の地域ケア会議の活動計画の確認を行った。民生委員においては、コロナ禍の直前に着任した新任民生委員向けの研修会が行えず、不安を抱えたまま活動を続け次の改選年度を迎えている実情が報告された。コロナ禍が高齢者に与える影響だけではなく、支援者側の活動にも多大な影響を与えていることを共有し今年度の会議運営に臨むことを確認した。

第 2 回目は令和 4 年 8 月 2 4 日 WEB 形式で開催、地域のネットワーク作りのための地域資源の共有をテーマに、生活支援コーディネーターからその役割や現状の取り組み内容についての説明と構成員によるグループワークが行われた。会議開催当時はコロナ禍の影響で止まっている活動が多かったが、活動を継続・再開している活動も報告された。

第 3 回目は令和 4 年 1 1 月 1 6 日参集で開催、地域で活動する主任介護支援専門員を招き「習志野台地域ケア会議で考える防災」をテーマに意見交換を行った。各団体や地域で行われている災害に関する課題や具体的な取り組み内容・計画について意見交換を行うことで地域課題を共有し対応策を検討することができた。

第 4 回目は令和 5 年 3 月 1 5 日参集で開催。令和 5 年度の活動計画を確認し、今年度の個別ケア会議実施内容のまとめを報告。今後の地域づくりに役立つ「習志野台地区のつよみ」をテーマとしてグループワークを行い、地域課題を共有した。

○個別ケア会議について

個別ケア会議を積極的に開催することにより、関係者が個別案件の情報を共有し、支援体制の早期形成や適切な対応がなされること、個別案件から地域の課題を抽出していくことを目指し、年間 1 1 件開催した（令和 3 年度 6 件開催）。

子がおらず支援者はいるが支援者のネットワークができていない高齢者世帯の案件は、初回会議でネットワークが形成できたが課題解決に至らず、更に経過の情報共有と対応方法を検討するために 2 回目を開催した。昨年に続いて開催 2 回目の身体機能が低

下した独居高齢者の案件、今年度2回開催した夫が妻の介護を抱え込んでいる案件等、家族やフォーマルサービスでは解決困難な案件に対する継続的な開催が特徴であった。

介護支援専門員が出席した際は、民生委員との間でお互いにケースの理解が進み、具体的な対応方法の検討や役割分担が行えた。また、支援関係者のネットワークづくりもなされ、関係者で課題を共有することで支援の方向性が明確にできた。

11件の案件から抽出された地域課題は『閉じこもり・孤立化対策の充実』が最も多く、次いで『医療面での支援体制の充実』『認知症対策の充実』『地域資源のネットワークの構築』が多かった。地域活動の担い手不足が地域の課題になった案件では、対象地域でボランティア活動ができる人材の情報が共有され、生活支援コーディネーターが参加していたことから、地区社会福祉協議会のたすけあいの会への加入につなげていくことになった。個別案件から地域としての課題の抽出・地域全体としての支援体制強化につながる機会を得ることができた。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

地域ケア会議を重ね、コロナ禍に伴う活動制限が高齢者のフレイル状態を招き、更に高齢者と支援者とのかかわりを希薄化させている問題が生じていることを共有してきた。そこで、「包括的・継続的ケアマネジメント事業及び権利擁護事業の推進」「認知症対策」を課題に挙げて様々な活動に取り組んだ。

「包括的・継続的ケアマネジメント事業及び権利擁護事業の推進」の課題に対しては、地域の支援ネットワーク強化や中核機関の周知・広報を行う土台作りとして権利擁護の基礎を学ぶことを目的に、令和4年7月16日「習志野台地域ミーティング」を開催した。当初第1回目の「意思決定支援」に続き、「高齢者虐待」「成年後見制度」と題材を変えて年度内3回の開催を計画していたが、コロナ禍、民生児童委員の改選も重なることから今年度は1回開催に止め、次年度に引き続き開催していくこととした。

「認知症対策」の課題に対して、令和4年5月27日に日本大学薬学部1年生を対象とした認知症サポーター養成講座に講師派遣という形で対応した。大学側からの講師派遣依頼であったが、地域ケア会議を通じて構成員の意見も取り入れ対応した。

令和4年10月8日に開催を予定していた地域ケア会議が主体となる講演会は新型コロナウイルス感染状況を踏まえ開催を中止した。予定していた「オーラルフレイル」「コグニサイズ」の内容について構成員の関心も高いことから、次年度に延期して開催することを地域ケア会議で決定した。

令和4年度中に「8丁目町会チームオレンジ（仮称）」の立ち上げについて、コアメンバー（8丁目町会担当者、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター）で協議の場を設け、今年度内に認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座開催の予定を立てたが、コロナ禍の影響により延期される状況が続いている。令和5年3月に再度8丁目町会担当者と協議し、次年度、同年6月に認知症サポーター養成講座を開催することに合意した。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）**○関係機関との連携・ネットワークの構築**

『認知症であっても安心して暮らせる地域の基盤づくり』を目指して、認知症の啓発活動、見守り体制の構築、認知症の予防や早期発見・早期治療に向けて地域活動を行った。認知症地域支援推進員の研修を職員 1 名が受講し職員全員が推進員となった。

○関係機関との連携・ネットワークの構築

習志野台 8 丁目町会での令和 5 年度チームオレンジ立ち上げに向けて、4 月と翌年 3 月にコアメンバー会議を開催した。メンバーの中に町会関係者と当センター職員だけではなく、生活支援コーディネーターにも参加してもらい、習志野台 8 丁目との連携強化を図り、地区社会福祉協議会たすけあいの会でもチームオレンジ立ち上げにつながることを目指した。

生活関連企業との連携としては、習志野台 1 丁目のイオン薬局高根台店からイオン周年記念のイベントへの参加の打診があり、イオン高根台店との連携ができ地域の認知症見守りネットワークの基盤づくりにつながった。

民生委員や町会・自治会役員とは、協議会、評議員会等の会議の場や日頃の総合相談支援、地域ケア会議、個別ケア会議等を通じてこれまで通りの連携を図ることができた。また、コロナ禍で中止されていた老人会や婦人会等の地域活動が徐々に再開しはじめ、当センターに講座の依頼が入るようになり、ネットワークの再形成をすることができた。

精神科病院との連携は、船橋市内 4 病院、市川市 1 病院、八千代市 1 病院、千葉市の千葉県精神科医療センターなどへ、ケース相談を通じて医療連携を図った。また、東葛南部認知症疾患医療センター主催の研修会には積極的に事例を提供し助言を得ることで連携強化を図った。近隣の精神科クリニックや認知症サポート医が在勤するクリニックとは、ケースの受診に同行したり、『ならだいにしなら通信』を活用し情報提供をしたり地域課題を共有することでネットワークの維持形成に努めた。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

新型コロナウイルス感染拡大の中での認知症サポーター養成講座の実施は、オンラインやハイブリットで開催することを今年度の課題として挙げていたが、9 月までに小学校で 1 回実施したが 10 月以降は参集で開催できるようになった。11 月末現在、小学校 2 校、日本大学薬学部、習志野台・西習志野地区自治会連合協議会婦人部、習志野台団地 1 2 街区老人会の 5 カ所で実施した。習志野台 8 丁目町会は近隣の特別養護老人施設での実施を計画していたが、コロナ禍での実施が難しいため、次年度に町会会館で実施する方針で計画を見直した。また、新たに中学校での実施を目指し、ケースを通じて関わりのあった中学校に打診し、次年度開催に向けた足がかりを得ることができた。

前述したイオン高根木戸店にて主に認知症予防につながるミニ講座を 4 回実施、フレイル予防が認知症予防にもつながることを踏まえ、食事、睡眠、運動等基本的な生活習

慣に関する知識の普及や運動機能テストの実施に取り組んだ。コグニサイズを主内容とした地域ケア会議を主体とした講演会はコロナ禍のため次年度に延期した。

総合相談支援のなかでは認知症の本人、家族、支援者に対して船橋市認知症安心ナビを利用して、我が事としてとらえてもらえるよう、症状の理解、接し方、認知症の予防、サポート体制等について説明し、認知症に対する負のイメージをできるだけ持たないよう、認知症の理解を図った。認知症カフェの再開情報や認知症家族の会の開催等、認知症への理解につながるよう関連情報を把握し、随時提供できるよう取り組んだ。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

高郷小学校では3年前まで認知症サポーター養成講座と合わせて認知症高齢者徘徊模擬訓練を実施していたが、コロナ禍で実施できなくなった。今年度は校長先生に講座の主旨を説明し、次年度以降実施できるよう理解を得ることができた。また、地域での見守り体制の構築に向けて、年度内にNPO法人やボランティアグループに対して小規模徘徊模擬訓練の実施ができるよう働きかけ、次年度市民団体に対し開催することになった。

見守りの担い手側に認知症の方との接し方について自信を持ってもらうために、体験の場として特別養護老人ホームやグループホームを検討したが、コロナ禍が長引き実施は難しい状況にあるため、次年度に延期した。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

今年度は2件の事業対象者を判定するための基本チェックリストを実施した。

1件目は、コロナ禍による活動性の低下によるもの、2件目は、高齢となり車の運転ができなくなったことが理由であった。自立支援に向け、目的志向型のケアプランを作成することは専門職として重要と位置付けている。そのため総合相談支援や介護予防ケアマネジメントの利用者が主体的に取り組めるよう、本人の「定期的に外に出る機会をつくりたい」「介護予防のために運動する機会を設けたい」などの意欲を引き出し、本人・支援者間双方で目標を共有してきた。さらには「興味・関心チェックシート」を実施し、利用者自身も忘れていた興味・関心に気づき、それを目標に本人の意欲を引き出すことができるよう今後も積極的に活用していきたい。

また、担当者のアセスメントから、買い物や身の回りのことが自立しており身体状況も安定している利用者に対しても基本チェックリストの実施へ移行できるよう利用者について、客観的状況を把握する意味でも実施をしてきた。具体的には、状態に変化がなく、訪問型、通所型サービスの利用のみの利用者のリストを作成し更新月に意向を確認してきたが、利用者には事業対象者移行することを理解してもらうことが難しかった。

○多様なサービスの活用

生活支援コーディネーター・民生委員と連携を密にとり、地域で暮らし続けるために

自分たちができることを意識するきっかけ作りを通して地域ケアシステムの構築に向けて地域ケア会議や民生委員と地域の介護支援専門員との交流を通し地域課題を共有してきた。独居、高齢者世帯では介護保険外の生活支援のニーズが高かった。同居家族が居ても同じようなニーズは多い状況にある。介護保険給付対象とならない大掃除・草むしり・配食や、病院への付き添いなども含め不定期的に自由に利用したい場合は地域のボランティアを活用するなど、インフォーマルサービスではなく、インフォーマルサポートとして活用していく。

またコロナ禍による地域の活動が再開されつつあるが、今後も SNS を活用した地域とのつながりを取り入れ地域の支え合いの基盤づくりを進めていく。

○総合事業の普及啓発

老人会において、基本チェックリストからの申請についての情報発信を行った。興味関心シートを参加者約30人に回答してもらい、参加者全体で、「してみたい、興味があること」を共有した。同じ生活行為として書道やパソコンに手があがった。このようなきっかけから住民が主体となって集いの場へとつながられることで集う場ができると思い考える。継続していくには担い手が必要であり今後の課題ではあるが、引き続き来年度も多様なサービスの充実、地域の支え合いの体制づくりの推進を目指していく。また「アクティブシニア手帳」を配布し介護予防 についての啓発もできたと考え

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第4四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務(主に意思決定支援)（介護保険法115条の45第2項第2号）

*判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

権利擁護に関連する支援について、本人の意思や生活状況、残存能力に応じて適切な制度につなげる支援を行った。実際に制度利用につながった方はわずかであるが、法廷後見市長申立て1件、法定後見本人申立て2件、親族申立て7件、任意後見制度利用3件、日常生活自立支援事業利用3件、任意の身元保証法人との連携2件など個別の相談に応じた。

消費者被害防止等に関する支援について、「なりすまし詐欺」と「訪問買い取り業者」との消費者被害を同時に受けたとの相談に対して、消費生活センターと連携して対応し被害を防ぐことができた。併せて、関係機関と事案発生状況を共有することで、同じ被害の発生防止につなげるため、速やかに報告書を地域包括ケア推進課へ提出し情報共有を行った。

○中核機関の周知・広報

中核機関の主たる役割が「判断能力を欠く常況にある人」の意思決定支援が適切に行われる体制づくりであると捉え、本年度における中核機関の周知・広報については意思決定支援の周知・啓発につなげる活動と並行して行うこととした。

中核機関の概要や意思決定支援についてセンター内で理解を深めるため、令和4年6月6日にセンター内で勉強会を開催。また、令和4年6月2日・令和5年3月2日の計2回「船橋市権利擁護支援定例議会」に事例を提出、令和4年10月19日には中核機関が中心となり開催された「船橋市成年後見利用促進基本計画に基づく専門職向け研修」に出席し、中核機関の役割や機能を理解する他、意思決定支援・後見人支援の考え方、権利擁護業務の体制強化を進めるその先に「共生社会の実現」とつながっている構想や・取り組み姿勢について学んだ。今年度の活動を通じて得た知識や情報を基に、次年度の中核機関の周知・広報においては、地域ケア会議や市民に対する講話の場面に中核機関職員を招き説明機会を設けたいと考えている。

○地域連携ネットワークの構築

多職種協働での学びの機会を通じて地域連携ネットワークの強化・支援の質向上を目指し、地域ケア会議が主体で「意思決定支援」「高齢者虐待」「成年後見制度」と3つの主題に分けて「習志野台地域ミーティング」を年度内3回の開催を計画した。しかし、コロナ禍や民生委員の改選も重なることから、地域ケア会議の協議を経て年度内1回開催に変更となった。

令和4年7月13日に「意思決定支援」を題材にした「習志野台地域ミーティング」を開催。民生委員、介護支援専門員、地域ケア会議構成員の合計85名が集い「意思決定支援」に関する講演や演習（グループワーク）など共通の学びと交流の場を通じ

て権利擁護に関する基礎を学んだ。アンケートでは次年度の継続開催を希望する意見が多く寄せられたことから、高齢者虐待対応強化や成年後見制度利用促進に向けたステップアップを図るため次年度も開催の準備を行うこととした。

高齢者の権利擁護業務に対応する中で、同居家族である子や孫の世代にも生活課題が山積している案件への支援を複数経験している。高齢者支援に関わる支援機関のみならず、生活困窮者支援・障害福祉・児童福祉・教育機関など若年世代の支援に携わる支援機関とのケース対応を通じ、相互理解を深め連携強化を図っている。

○センター内の体制

「中核機関の周知・広報」「地域連携ネットワーク構築」の活動を実践するため、令和4年6月6日、中核機関の設置された背景・働き、自己決定支援の考え方等を学ぶセンター内の勉強会を開催した。

個別案件を担当職員だけで抱え込むことを防ぎ、偏った視点での支援内容に陥らないための防止策として、朝礼や所内事例検討会を随時開催した。事例検討会では議事をホワイトボードに記し「見える化」を図り、効率的・効果的に進行し職員間の意識統一につなげた。

更に当センターだけで案件を抱え込まないように、中核機関及び基幹型地域包括支援センター、支援関係機関等と協働で対応すると共に、中核機関が開催した前述の「船橋市成年後見利用促進基本計画に基づく専門職向け研修」や権利擁護支援定例会議に出席し、専門職の知識や助言を取り入れチーム支援として多角的な視点でケース対応を行った。

センター事業

○地域で継続していくために医療と介護との連携は重要である。特に認知症を疑うケースの初期診断や成年後見人制度を活用のための診断書作成等について、同行受診するなど、医療と連携してきた。また認知症疾患医療センター、近隣クリニックへの相談、同行受診など積極的に行ってきた。コロナ禍により直接足を運ぶ機会が減少したが来年度も継続していきたい。

また、地域との連携作りの場として、地域ケア会議をはじめ多機関への相談を通じたカンファレンスを開催してきた。多機関との連携を通して来年度も地域共生社会に向けた基盤づくりを目指す。

①習志野台地区での民生委員と地域の介護支援専門員とのネットワーク体制が構築できるように習志野台地区での民生委員と地域の介護支援専門員との交流を開催し、権利擁護に視点をおいた研修・グループワークを行った。特に、新人民生委員に対して実際にコミュニケーションをとる機会を確保したいとの課題があり地域ケア会議として開催する運びとなった。

②チームオレンジについて、活動実施は来年度となるが、来年度の活動に関しては、地域との話し合いの場を設け地域の課題やニーズ、方向性や趣旨を町会住民と共有した。

③複雑化・複合化しているニーズをもつ、世帯への支援として、地域ケア会議をはじめ他機関への相談・カンファレンスを積極的に開催してきた。相談支援を活かし、他

機関との互いの強みや役割を確認し連携できた。

④地域ケア会議において災害をテーマに、介護支援専門員と構成員とグループワークを行った。地域の特性を共有し、地域や各団体での取り組みについて、災害時の地域課題について意見交換を行った。防災についての取り組みや災害時のトリアージについての情報が共有された。地域の取り組みとして来年度も継続していきたい。

事業計画書（概要）

（令和5年度）

総合相談支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

地域で生活する高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らすことができるよう、高齢者の自己決定を尊重し意思決定支援を行う。

総合相談窓口として介護・健康（介護予防）・権利擁護など様々な相談に応じている中、問題・課題の多様化や高齢者のみならず家庭内の多世代にわたる問題が山積し複雑化しているケースの相談にも多く対応している。本年度から具体的に体系化される「重層的支援体制整備事業」において、地域包括支援センターが果たすべき役割や関係機関の役割を相互に理解し、多様化・複雑化したケースに対して関係機関と連携して問題・課題の解決に向けた支援が行える体制づくりを意識する。

全ての相談事の最初の窓口は「総合相談支援業務」であり、ケース対応の積み重ねの他、地域ケア会議をはじめとした地域活動や関係機関との協働、地域包括支援センターが実施する様々な事業を通じて、高齢者に関する総合相談窓口としての役割を地域包括支援センターが担っている情報を市民及び関係機関に周知し、困りごとを抱えた者の早期発見・早期対応ができる体制をつくる。相談受付時間はセンター開設時間である平日 9：00～17：00 を基本とするが、他時間帯については職員の携帯電話に電話を転送し、緊急を要する相談を受け付けられる体制をとる。

寄せられた相談に対してはワンストップ機能を果たし相談者の主訴を受け入れ、相談者からの聞き取り・実態把握・関係機関からの情報提供などを用いて情報を収集し、三職種それぞれの専門性から「相談者が捉える課題」「潜在的な課題」「緊急性の有無」等についてアセスメントし、支援チームとしての支援方針を決定して適切な対応につなげる。

更に支援方針の通り対応が進んでいるか、対応したことでどのような効果が得られたか、新たな課題が生じていないか等について三職種で検討を重ね課題解決に取り組む。

総合相談窓口としての役割を適切に行うことで、市民や関係機関からの信頼を得ることができる。地域包括支援センターが行うすべての活動は市民や関係機関の協力なくしては成り立たないことから、総合相談支援事業とその他地域包括支援センターが実施するすべての事業は相互関係にあり、何れが疎かになっても地域包括支援センター業務の運営が適切に行えなくなってしまうことを念頭に日々の業務に取り組む。

また、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」が本格的にスタートするところ、約3年に及ぶコロナ禍の影響による高齢者の行動変容（悪化）や高齢者に係る様々な活動の停滞から心身・生活状況の悪化を招いている高齢者の増加が認められる中、ようやくコロナ禍が収束に向かい、本年度がコロナ禍前の日常を取り戻すスタートを切る年度であることも意識して日々の業務に取り組む。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）**※高齢者虐待関係**

高齢者虐待に関する通報だけに捉われず、住民からの相談や警察・医療機関・介護支援専門員・民生児童委員など関係機関からの相談等、高齢者の生活課題に関する情報が地域包括支援センターに集約される体制づくりを進めるための取り組みを行っていく。新型コロナウイルスの影響で虐待に係る対面での周知機会が3年間十分には開催出来なかった状況であった。本年度については民生委員の改選に伴う新任民生委員に対する周知を図ると同時にケアマネジャーについても虐待案件の早期発見・早期対応について理解を深めてもらうよう取り組んでいく。

当センターでは、寄せられた情報から高齢者虐待や権利侵害のサインを見落とさないよう、毎日の朝礼で虐待案件に限らず気になる事項が生じている案件についてセンター内職員で情報共有し対応を検討する。

高齢者虐待予防の観点について、対応困難案件や虐待通報を受理した後に虐待行為とまで認められない、又は養護者と認められないため高齢者虐待の定義とは異なる等、センター内の検討を経て虐待認定に至らなかった案件について令和4年度からは高齢者虐待に準ずる対応として取り扱うこととなったため、総合相談支援、包括的継続的ケアマネジメントの活動の視点を含め虐待行為等、権利侵害に発展しないよう、介護サービスの導入や医療につなぐ等、関係者・機関と連携して適切に対応する。

○関係機関との連携及び役割分担

『船橋市高齢者虐待防止対応マニュアル（令和3年4月）』に基づき関係機関との連携及び役割分担を行い対応する。

本年度から重層的支援体制整備事業が開始されることとなり、重複課題を有する案件の対応においては多機関連携が円滑に進み市民に対してこれまで以上に効率かつ実効性のある支援を行うことが可能になると期待している。特に養護者支援等については当センター単独での対応には限界がある。要となる機関に対して適切な段階での相談を実施しチームの一員として役割を果たしていく。

高齢者虐待相談受付票の運用方法が変更され、基幹型地域包括支援センターが当センターから報告を受けた情報を基に、初動段階における虐待の判断を追認することになったため、コアメンバー会議の体制整備について基幹型地域包括支援センターと認識を共有していく。

当センターにおいて事実確認を適切に実施し、速やかに基幹型地域包括支援センターへ状況を報告する。また、緊急性の判断、立ち入り調査の判断、緊急分離保護（やむを得ない措置の適応等）の判断、面会制限の判断など当センターだけで判断できない事項については、基幹型地域包括支援センター及び高齢者福祉課へ報告・連絡・相談を行い対応する。

初動・終結段階の対応、養護者支援の対応等、高齢者虐待対応の一連のプロセスにおいて、基幹型地域包括支援センターや支援に関わる関係者や関係機関と連携及び役割分担を行い対応する。そして、対応に行き詰った時や専門性の高い課題に直面した時には、船橋市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議、同会議内の個別案件Q&Aを用い、専

門家や専門機関から対応方法の助言や新たな支援機関の情報を得て適切な対応につなげる。

圏域内で開催される地域包括支援センター会議においては令和4年度より会議に併せて研修会（勉強会）を実施することとなった。本年度はこの機会を有益に活用し高齢者虐待案件等を圏域のセンター間で共有、意見交換し高齢者虐待に対する考え方の平準化に資する場としていく。

○センター内の体制

本年度から重層的支援体制整備事業が開始されることとなり、重複課題を有する案件の対応においては多機関連携が円滑に進み市民に対してこれまで以上に効率かつ実効性のある支援を行うことが可能になると期待している。特に養護者支援等については当センター単独での対応には限界がある。要となる機関に対して適切な段階での相談を実施しチームの一員として役割を果たす体制を整備していく。当センターにおいても、8050問題、親世代の認知症、身体・精神・高次脳機能・発達障害等の疾患、生活困窮、未就労、引きこもり等々、多世代にわたる重層的な問題を抱えた案件に対して支援していく能力が求められることから、センター内の支援能力についても強化を図っていく。

担当職員だけで案件を抱え込まないように担当は2名以上体制で行い、初動・対応・終結段階それぞれの場面で所内検討会議を開催し、センターとしての判断を基に対応している。また、センター内検討会議ではホワイトボードを用い、情報や検討内容、決定事項などを可視化することで職員間の意識を一致させる工夫を取り入れ、個人情報データをブランク処理後写真に残し記録することで効率化を図っている。

当センターだけで案件を抱え込まないよう、基幹型地域包括支援センターへ報告・連絡・相談を行い適切な支援を迅速に行う。専門家や専門機関からの助言や見解を得る機会を得るために、船橋市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議、同会議内の個別案件Q&Aには職員が輪番で出席する。

知識・技術の向上（研修体制）について、高齢者虐待防止対策に関する研修を積極的に受講し、センター内で伝達講習を行い職員のOJTを実施していく。

職員のメンタルヘルスについて、朝礼や所内検討会議を重ね案件をチームとして検討し対応する。併せて日頃から職員間で意見交換を行うことで行き詰まることのないよう職場環境を整える。また、法人により年1回実施するメンタルヘルスに関する「こころの健康チェック」及び健康診断を実施することで職員の心身状態を把握し、変調の早期発見・早期対応が行える体制を整える。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法115条の45第2項第3号）

地域包括システムの構築、実現を念頭に医療、介護、福祉の専門職と多職種相互の協働を図る。高齢者、その家族への包括的継続的ケアマネジメントを実現するために体制作りとして、その環境整備と介護支援専門員への支援を重点的に行っていく。

地域共生社会の実現に向けては、多機関との連携が求められる。地域包括支援センター職員が一丸となり、高齢者がその人らしい自立した生活を継続できる包括的・継続ケア的マネジメント支援をチームで展開する。

個別ケアマネジメント支援として、本人、家族の自己決定にもとづきコーディネートし必要な関係機関（インフォーマル、フォーマル）の連携体制を構築していくために地域の医療をはじめ多職種・他機関との関係性を積極的に構築、強化する視点を持ち取り組む。

- ① 個別ケア会議サービスの活用に向けて、習志野台地区定例ケア会議に地区の主任介護支援専門員に対し参画を呼びかけ周知していく。サービス担当者会議との違いを明確にし、介護支援専門員が感じる困難なケースや事業所内等では対処できない支援ケースを地域で検討することで、地域の課題から地域特性（互助）を理解し地域づくりへと活かし目指すべき地域像を共有し、PDCAサイクルを実践、どのような視点が必要であるかなど次のステップにつなげる機能として整備していく。
- ② 個別ケア会議の課題から地域資源である社会福祉協議会の活動内容を地域に発信する機会を作っていきたい。「船橋市地域福祉活動計画」をもとに第4次習志野台地区社会福祉協議会の活動について介護支援専門員など地域の専門職に向けて発信し、CSW（地域コーディネーター）、SC（生活支援コーディネーター）を中心に地域連携を図ることを目的に習志野台地域ミーティングを地域ケア会議の全体会として開催を企画している。
- ③ 主任介護支援専門員に対し事業所の介護支援専門員の資質向上を目的とする事例検討会を今年度も継続する。居宅支援事業所管理者が参加することで、事例検討会やスーパービジョンを通してケアマネジメントの実践を展開する。また個別の事例から地域の課題に関与し、類似の地域生活課題があるか 普遍化、顕在化し、社会資源への働きかけ、ネットワーク等をテーマに地域包括ケアシステムの構築に向けてケアマネジメント力を向上することを目標としていきたい。
- ④ 介護予防ケアマネジメント事業においては、基本チェックリストを実施することで高齢者自身に要介護状態に陥る可能性があることを認識してもらうなど、本人の意識を高める必要がある。地域共生社会における自助を可視化により気づきを促すためにも介護予防ケアマネジメントのプランを立てる際にはICF(国際生活機能分類)を活用し地域の実情に応じて高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう目標をたててケアマネジメントを行っていくか等をテーマとする勉強会を小規模単位で企画し、地域の居宅支援事業所の介護支援専門員等に向け実施を計画している。
- ⑤ 基幹型地域包括支援センター・東部地区委託地域包括支援センター（三山、前原）と船橋市介護支援専門員協議会地区担当役員と協働し、地域のケアマネジャーの資質向上とネットワーク作りを目的に地区研修会を企画し実施していく。状況によっては感染対策を配慮しオンライン研修を今後も活用する。
- ⑥ 居宅支援事業所の管理者、地域の主任介護支援専門員である「東部地区主任ケアマネ連絡会」と連携し、特定事業所加算において、質の高いケアマネジメントの推進を目的に積極的に関わり、地域の主任介護支援専門員の課題を研修に反映し企画運営に協力していく。また多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス）など地域資源の情報が共有できるよう地域の体制づくりを進めていき

たい。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

『船橋市地域包括支援センターの運営方針』に沿って、地域ケア会議が地域包括ケアシステム構築の中心的役割を果たすものと位置づけ、高齢者個人に対する支援の充実及び地域での「気づき・つなぎ・見守り」支援体制を整備する具体的な取り組みとして、年度内4回（5月・8月・11月・2月予定）開催する。新型コロナウイルスは収束に向かってきているものの会議運営にあたっては船橋市が示す新型コロナウイルス感染予防対策に基づき、状況に応じて書面・参集・Web等の方法を用いて開催する。

民生児童委員・地区社会福祉協議会・自治会・老人会など地域住民の代表者、開業医（医師・歯科医師）、薬剤師、医療関係者、司法書士、主任介護支援専門員、介護サービス事業者、保健センター保健師、UR職員の構成員により、地域ケア会議を通じて開催する催しの企画運営、個別ケア会議の実施報告、地域ケア会議の周知・啓発、「チームオレンジ」の立上げ準備等、地域課題の解決に向けた対応策を協働で取り組むことで高齢者支援のネットワーク強化を図る。また、既存の支援体制では解決できない新たな地域課題を明らかにし、新たな社会資源の開発、行政に対する政策転換の提案等を行う。

○個別ケア会議について

今年度も昨年と同様10件以上の開催を目指し、出席者の情報交換・情報共有、課題の整理・支援内容の検討、関係者の役割分担など個別ケースの支援体制を形成し、効率的な支援につなげる。更に地域に共通する課題の抽出・地域全体の支援体制強化につなげており、今年度もその方針を継続し随時開催する。

総合相談支援の中で当センターが個別ケア会議開催を必要と考えたケースや、民生児童委員からの開催希望ケース、介護支援専門員及び町会・自治会役員等の支援者に対して個別ケア会議開催を提案していくなど、より多くのケースについて会議開催を目指す。これまで個別ケア会議に参加した介護支援専門員は、支援者のネットワークを形成し地域関係者との連携を深め、地域課題にも関心を持つきっかけづくりとなっている。今年度は、多くの介護支援専門員が個別ケア会議開催の相談を当センターにあげやすくなるように、個別ケア会議の内容や開催することの利点について周知していく。

会議開催前後の船橋市への報告は速やかに行うとともに、全体会議ではケース報告を必ず行い地域課題の共有や課題解決に向けた検討を行い、民生児童委員協議会で年間2ケース以上を報告し、社会基盤の整備に対する意識を高め地域の支援体制強化につなげる。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

昨年度、コロナ禍に伴う活動制限が高齢者のフレイル状態を招き、更に高齢者と支援者とのかかわりを希薄化させている問題が生じていることを共有してきた。そこで、「包括的・継続的ケアマネジメント事業及び権利擁護事業の推進」「認知症対策」を課題に

挙げて様々な活動に取り組んだ。

昨年度は「意思決定支援」について地域で研修会を開催した。「包括的・継続的ケアマネジメント事業及び権利擁護事業の推進」の課題に対しては、地域の支援ネットワーク強化や中核機関の周知・広報を行う土台作りとして権利擁護の基礎を学ぶことを目的に、地域ケア会議等のチームで検討できる機会を作っていく。

「認知症対策」の課題に対して、令和5年5月に日本大学薬学部1年生を対象とした認知症サポーター養成講座に講師派遣という形で対応する。大学側からの講師派遣依頼であったが、地域ケア会議を通じて構成員の意見も取り入れ対応する予定である。

地域ケア会議が主体となる講演会は令和5年10月14日に開催予定である。構成員の関心も高いことからこれまでの内容を変更せず「オーラルフレイル」「コグニサイズ」とする。

令和4年度中に「8丁目町会チームオレンジ（仮称）」の立ち上げについて、コアメンバー（8丁目町会担当者、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター）で協議の場を設けてきた。本年度は当地域でのチームオレンジ立ち上げとなる。これまで協議を行ってきたコアメンバーを中心に年度内に認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座開催の予定している。

昨年度、地域ケア会議において防災について意見交換する機会があった。防災に関する意識は構成員に限ったことではなく地域全体の大きな課題として非常に関心が高いことが明らかになった。本年度は防災に関して引き続き地域ケア会議の中で意見交換を行い地域力向上に取り組んでいく。

当該地域に限定した課題ではないが、「担い手不足」・「後継者不足」・「支援者側の高齢化」という人的課題が著明となっている。行政のバックアップを頂いた上、このような課題に先駆的に取り組む他地域の取り組みを積極的に取り込み当地域における人的課題を解消する一助にしたい。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

認知症に対する広い視野に立ち、『認知症であっても安心して暮らせる地域の基盤づくり』をめざして、認知症の啓発活動、見守り体制の構築、認知症の予防や早期発見・早期治療にむけての地域活動を継続していく。

今年度はチームオレンジ立ち上げを優先目標に位置付けている。現在立ち上げを予定している習志野台8丁目町会と地区社会福祉協議会たすけあいの会においては、お互いの連携を深め、地域ケア会議との連携・ネットワークの構築を進めることにより、チームオレンジ立ち上げを促進していく。チームオレンジメンバーの候補者に対しては、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座の受講を通じて認知症の理解、啓発を図る。

習志野台8丁目町会においてはゴミ出し支援が課題となっており、福祉担当者や民生委員等主要メンバーに認知症サポーター養成講座とステップアップ講座を受講してもらい、受講者が認知症の人や家族に対して自発的にサポートできることを検討し、実際の活動につなげることを目指しながらチームオレンジを形成していく。メンバーを徐々

に増やしていくことで、住民への認知症への普及・啓発をはかり、地域の見守り体制の構築につなげていく。

地区社会福祉協議会たすけあいの会に対しては、まずは認知症サポーター養成講座の受講を促し、次のステップアップ講座では認知症の人への接し方に自信が持てるようプログラムを組み立てていく。生活支援コーディネーターと検討を重ね、受講後にチームオレンジ立ち上げへの協力者が複数集まるよう進めていく。

○関係機関との連携・ネットワークの構築

民生委員や町会・自治会役員とは、日頃の総合相談支援・地域ケア会議・個別ケア会議・民生児童委員協議会・地区社会福祉協議会理事評議員会等を主たる情報交換の場とし、習志野台自治会連合協議会や老人会等から依頼された認知症予防や介護予防教室等を通じて地域のネットワークを形成していく。

スーパー・コンビニ、銀行・郵便局等の生活関連企業、習志野台団地の医療福祉拠点化に携わっている UR コミュニティ、市民ボランティア団体等との連携を深め、チームオレンジの協力ネットワークの基盤づくりを継続していく。

認知症疾患医療センターや精神科病院、認知症専門医・サポート医のいるクリニックには積極的にケース相談を行い、「ならだいにしなら通信」を活用して情報交換を図ることで連携を深めていく。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

認知症サポーター養成講座を「小学生」「日本大学薬学部（5月26日開催予定）」で開催するほか、チームオレンジ立ち上げ予定の「習志野台8丁目町会」や「地区社会福祉協議会たすけあいの会」で積極的に開催し、認知症本人の声を伝えていくことにより認知症についてより一層理解を深めていく。

また、『地域ケア会議を主体とした講演会』の他、地域・職域から講座を依頼された場合は、認知症の啓発内容にフレイル予防の実践を組み合わせ、フレイルと認知症のつながりについて普及啓発に取り組む。

日常の相談支援では、本人、家族、支援者に対して船橋市認知症安心ナビ、船橋市若年性認知症ガイド、認知症カフェや認知症家族の会等の関連資料を積極的に活用する。認知症になっても地域で暮らしていくための正しい知識の普及・啓発、相談先の情報提供をはかり、適切な支援につなげていく。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

認知症サポーター養成講座と合わせて小規模認知症高齢者徘徊模擬訓練も可能な限り実施し、認知症に気づき・うけとめ・つなぐことができる体制の基盤づくりをしていく。

定期的に見守りをしている町会・自治会と介護支援専門員が繋がり連携できる機会を設けることや、個別ケア会議を開催することにより、支援者の見守り体制を強化したり、新たな体制を構築していく。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）**○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施**

自立支援に向け、目標指向型のケアマネジメントを意識し作成することは専門職として重要と位置付けている。そのため総合相談支援や介護予防ケアマネジメントの利用者が主体的に取り組めるよう、本人の「定期的以外に出る機会をつくりたい」「介護予防のために運動する機会を設けたい」という意欲や達成感を高めて、自立に向かっていけるように動機づけを行い、本人・支援者間双方で目標を共有していく。さらには「興味・関心チェックシート」を実施し、利用者自身も忘れていた興味・関心に気づき、利用者が持つ強み（ストレングス）に着目し「できていたこと」、「できそうなこと」を把握し QOL（生活の質）の向上への自己決定をサポートしていく。

また、担当者のアセスメントから、買い物や身の回りのことが自立しており身体状況も安定している利用者に対しても基本チェックリストの実施へ移行できるよう利用者について、客観的状況を把握する意味でも実施をしていく。具体的には、状態に変化がなく、訪問型、通所型サービスの利用のみの利用者のリストを作成し更新月に意向を確認する。一方で利用者に事業対象者についての理解が難しいという課題も生じている。パンフレットや福祉ガイドを用いて丁寧に説明していく。

○多様なサービスの活用、

生活支援コーディネーター・民生委員と連携を密にとり、地域で暮らし続けるために地域ケア会議（全体会）を活用したケアマネジメント支援など自分たちができることを意識するきっかけ作りを通して地域包括ケアシステムの構築に向けて民生委員と地域の介護支援専門員との交流により地域課題を共有していく。独居、高齢者世帯では介護保険外の生活支援のニーズが高い。同居家族が居ても同じようなニーズは多い状況にある。介護保険給付対象とならない大掃除・草むしり・配食や、病院への付き添いなども含め一時的・不定期的に自由に利用したい場合は地域の有償ボランティア等・地区社会福祉協議会等を活用するなど、インフォーマルサービスではなく、インフォーマルサポートとして活用していく。

またコロナ禍により中止されていた地域の活動が再開されつつあるが、今後も SNS を活用した地域とのつながりを取り入れ地域の支え合いの基盤づくりを進めていく。

○総合事業の普及啓発

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、地域リハビリテーション活動支援を通して地域ケア会議推進業務である自立支援ケアマネジメント検討会議を活用する。リハビリテーション職等、医療・介護職、生活支援コーディネーターから、ケアプランへの助言をもとに、本人の望む暮らしに向けて、具体的な生活に対する目標を本人の意向を踏まえ設定することが大切であると考えている。圏域の居宅支援事業所の介護支援専門員への周知と自立支援型介護予防ケアマネジメント事業である、自立支援ケアマネジメント検討会議、リハビリテーション専門職同行訪問を通して、自立支援に資する取り組みを普及啓発していく。

総合事業が介護保険の申請の方法の一つであることを総合相談支援時や地域住民へ情報発信していくことが必要である。また当センターや当法人医療機関等にポスター等を掲示する。

現在は地域の活動が限定されているが、各関係機関との会議、町会・自治会での集まり（再開時）においては総合事業についての申請方法や利用サービスなどの事例を用いて紹介し、パンフレットやアクティブシニア手帳を配布し介護予防 についての啓発に努める。

事業計画書（重点事業等）

（令和5年度）

重点事業：権利擁護業務（主に意思決定支援）（介護保険法115条の45第2項第2号）

※判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

当センターにおける意思決定支援に関する基本姿勢について、ケースワークに従事する者の行動規範である「自己決定の原則」に基づき、当センターが受け付ける全ての相談において高齢者の自己決定を尊重し、意思決定支援等に関わる各種ガイドラインに沿った対応を行う。

「判断能力を欠く常況にある人」に対する支援の場においては、本人以外の者の主観で判断される事項が多くみられることから、特に意思決定支援を意識して実践することが重要であると考えている。また、消費者被害防止等に関する支援において、意思決定支援と財産保全とのバランスをどのように捉えるか判断できないことも多いことから、基幹型地域包括支援センターや中核機関、権利擁護支援定例会議等と連携し、助言や見解を取り入れて対応する。

○中核機関の周知・広報

「判断能力を欠く常況にある人」が意思決定支援に基づく適切な支援を受けられることができる体制をつくるため、市民や支援関係者に対して中核機関及び意思決定支援についての正しい情報や知識を理解していただく必要があり、周知・啓発を行うことが重要であると考えている。

当センターにおける中核機関の周知・広報は、前年度に引き続き意思決定支援の周知・啓発につながる活動と並行して行う実施計画とする。

当センター職員が中核機関及び意思決定支援について理解を深めるための勉強会を開催してきたが今年度も実施する。また、既存の地域ケア会議（全体会議、個別ケア会議）に中核機関職員を招き、地域ケア会議構成員や成年後見制度に関する案件を扱う個別ケア会議出席者に対して中核機関の設置された背景、中核機関の役割や働き、意思決定支援の考え方等を説明する機会を設ける。

令和5年9月には習志野台団地を手掛けるUR都市機構との協働により意思決定支援に関する市民向けの講話を企画しており、その場でも中核機関の周知・広報を行う。

○地域連携ネットワークの構築

意思決定支援等に関わる各種ガイドラインでは、意思決定支援のプロセスにおいて支援チームでの検討を重ね合意形成を図っていくことの重要性が示されている。一連の意思決定支援のプロセスで、適切な支援につなぐための支援チーム編成が適時行えるようネットワーク・支援体制の構築を図る。

「高齢者の権利擁護に関する地域連携ネットワーク」を新たに構築するという考えに捉われず、高齢者虐待、認知症、消費者被害、防災等、当該地域において様々な課題に対して支援を進めている既存のネットワークに、「中核機関の周知・広報」でも触れた中核機関が設置された背景、中核機関の役割や働き、意思決定支援の考え方等、新たな知識や情報を吹き込み、必要に応じて新たな機関や団体を取り入れ、チームの

形を変えて支援活動を繰り返すことで実践的なネットワーク構築を図っていく。

支援関係者が意識統一できた状態で互いに活動を重ねることで「高齢者の権利擁護に関する地域連携ネットワーク」が構築され、更にこのネットワーク体制が実現できた延長線上に、高齢者に関する支援だけではなく問題の多様化・複雑化、家族支援、障害者、子育て、貧困など様々な社会問題に対応できる重層的支援体制が整い、「地域共生社会」実演に向けた地域づくりにつながると考えている。

○センター内の体制

当センターの意思決定支援に関する基本姿勢を確立し、「中核機関の周知・広報」「地域連携ネットワーク構築」の活動計画を適切に実践するため、職員個々のスキルアップ及びセンター全体のスキルアップを図る体制づくりを行う。

支援の対応力を高めるため中核機関及び意思決定支援について理解を深めるための勉強会等を実施する。また、中核機関が設置された背景、中核機関の役割や働き、意思決定支援の考え方等を学ぶ機会を設けることで、職員が共通認識の下で業務にあたりOJTを実践する。

個別案件を担当職員だけで抱え込んでしまい、偏った視点での支援内容に陥り、結果として十分な支援が提供されない状態になることを予防するため、朝礼や所内事例検討会議等を用いて支援方針の検討や支援内容の点検を重ね、センターとして対応方針を決定する。事例検討会議ではホワイトボードを活用し「情報の見える化」を図り、効率的・効果的に会議を進行することで支援内容の充実につなげる。

また、個別案件を当センターだけで抱え込まないよう、地域包括ケア推進課・基幹型地域包括支援センター・中核機関をはじめとした支援関係機関と協力して対応すると共に、必要に応じて高齢者虐待防止ネットワーク・権利擁護支援定例会議・地域包括支援センター会議等の合議体を通じた専門職からの助言を取り入れることで、チーム支援として多角的な視点で対応する。

センター事業

○習志野台、西習志野地区は高齢化率26.2%（令和4年10月1日現在）、世帯数は21,114世帯（地区コミュニティ）である。総合相談支援件数は年々増加している。

相談内容については、認知症に関する相談、権利擁護にかかわるケースなど課題が複合化している。そのようなケースを支援していくなかで、個人や世帯が抱える課題が当事者だけでは解決できなくなってしまうケース支援では、多機関と協働することが必要と考える。スムーズに進めていくには、多機関と連携し、継続的にかかわることが重要である。

複雑、多様化した課題を抱える（8050問題、孫世代を含む多世代、介護と育児のダブルケア）など、重層的支援が必要なケースにおいては、本人、世帯を見守りながら継続的に関与する。また現状においては、既存の取り組みだけでは対応できないはざまのニーズに対し、地域資源、多職種や他機関連携し包括的に相談支援を行っていくことが必須であることから今後も三職種で課題解決に向け丁寧に取り組む。

また定例地域ケア会議（全体会）の場において、個別ケア会議で出された地域の課題を共有し、検討を重ねていく。

○高齢世帯や家族と同居していても、日常的な療養環境が整わず、病状が悪化し発見されるケースが増えている。地域の医療・介護の資源の把握、切れ目ない相談支援をセンター内で強化していきたい。

地域のクリニックや病院の医療関係者、相談員等は日頃より研修会等に参加しネットワークの構築を目指し、今年度も在宅医療・介護連携の推進していく。

コロナ禍が長期間にわたり続いてきたが、5月には5類感染症へと移行されることとなった。重症化リスクが高いと判断される場合には、十分な感染対策を講じながら、地域住民に向けて健康についての講話やフレイル予防の一環となる体操など自治会や老人会などに積極的に出向き普及・啓発をしていきたい。

○認知症施策、新オレンジプラン（2018年改正介護保険制度）にある「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」については、初期診断を、同法人の神経内科外と連携し当センターの診察枠を確保してもらい積極的に今年度も活用していく。また、地域の医療機関をはじめ、認知症疾患医療センターへ、治療や必要時は入院相談も積極的に行い、医師への相談、助言を得ながら介護保険の主治医意見書、成年後見制度利用のための診断書作成など認知症の容態に合わせた支援を今後も行っていく。

○チームオレンジについては、定例地域ケア会議（全体会）などで目的や趣旨、企画案について情報交換や資料を通し周知してきた。習志野台8丁目町会では認知症の人の実態把握と並行して、ゴミ出し等の対策を図っていくという地域課題がある。地域住民や町内会、自治会等の地域住民組織、民生委員、地区社会福祉協議会と共に、地域の気づきから、関係機関へ繋ぐ活動が地域に広がるよう認知症サポート養成講座等を開催し、多世代の地域住民間同士の交流を通して、地域活動に参画し、伴に体制づくりを継続してきた。

今年度は、その基礎作りを通して地域と連携し進めていきたい。また、認知症サポート養成講座は、自治会や小学生・大学生、市民団体などの若い世代をも対象に今年度も計画している。合わせて高齢者徘徊模擬訓練も開催していきたいと考えている。認知症の理解や知識の普及を目指し、センター全体で取り組んでいきたい。

○「大切な人に伝えるノート」は市民の関心が高い。これまでの自分の人生の歩みや伝えたい人へ何を伝えるのか、最期まで自分らしく歩むために何をどのように整理していくのか等、書きすすめるために専門家からのエッセンスを市民に伝える機会が必要である。そのようなことから、福祉セミナーなどの開催をUR都市機構と協働企画で、今年度計画している。

地域共生社会に向けた基盤づくりとして、地域との関係を密にとりながら、地域づくりに発展できるよう展開していく。

事業報告書（概要）

（令和4年度：第4四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を維持していくことができるように、多種多様な相談内容を個々の生活ニーズや重層的な課題に対応することに努め、ワンストップの総合相談窓口としての機能強化を継続している。

○総合相談の傾向について

今年度の相談傾向を把握し、分析するために統計をまとめた。新規（年度初めの継続新規含めず）の相談人数は、上半期212人、下半期247人で年間合計は459人であり、昨年と変化はない。月平均では38.3人であり、それを上回っていた月は、6、8、9、10、11、2、3月であった。高齢者が体調を崩しやすい夏季と冬季の新規相談が増えていることがわかる。総合相談件数についての月平均は485件で、その平均を上回っているのは4、6、7、8、9月であった。新規相談・総合相談ともに、当初心配していた、コロナ感染拡大の影響による相談控えはなかった。

地区別の相談人数は、行田・行田町が全体の33%を占め、次に北本町19%、前貝塚町17%、旭町は14%、山手は13%、その他が4%であった。高齢者の人口比では、行田・行田町28%、前貝塚町が21%、山手が19%、旭町が18%、北本町14%となっており、昨年度と変わらず、行田・行田町の相談が多いのが特徴である。

また、新規相談の世帯分布は、独居世帯が29%、高齢者世帯が28%となっており、非該当世帯が43%であった。独居・高齢者世帯の相談が多く寄せられていることがわかる。当センターの特徴として、約30%が来所によるものである。年間での来所人数は359人で、件数としては290件である。来所者は本人が140人（40%）、家族が176人（49%）となっており、月平均では29.9人が来所している。来所者の地区は地理的に近い前貝塚町と行田・行田町で約50%を占めている。来所相談が増加した背景には、塚田駅利用時、受診や買い物のついでに立ち寄ることができる当センターの立地とともに、高齢者の総合相談窓口として地域住民に根付いてきたと考えられる。来所相談が重なった際にスムーズに対応ができるように事務所待機の相談員を2名体制にしている。

相談者別では、民生児童委員からの相談が昨年に比べ19件増加し、45件となっている。民生児童委員改選により12月から新たに委嘱された民生児童委員からの相談もすでに寄せられており、民生児童委員協議会の定例会に毎回出席することで連携が強化できている。

○センター内の相談対応の体制について

職員のスキルアップのため、毎月所内研修を行った。新人教育に注力しマニュアルを整備、教育に当たってはチェックリストを使用し、履修状況を可視化することで、どこまでの相談対応が可能なか確認できるようにした。外部研修等を受講した際はセンター内で伝達研修を行い、共有している。今年度は特に、虐待・消費者被害等の権利擁護についてセンター内で学ぶ機会を多く持ってきた。また、複雑な個々の事情や多様化するニーズに対応できるように、様々な課題を抱える世帯支援に向けた研修に参加し、重層的な問題を抱えるケースは各関係機関と連携し対応した。

総合相談では、インテーク面接での的確なアセスメントによるケース分析、個別のケース状況に応じた助言や情報提供を行い、信頼関係を構築するとともに、緊急性や虐待の可能性の有無を早期に見極め、アウトリーチ等必要な支援を実施した。常にチームで支援をすること、OJTを行うことを意識して業務を遂行した。

支援チームについてはセンター内だけでなく、ケースそれぞれの支援方針に沿った関係者や各機関で形成し、地域包括支援ネットワークを強化した。既存のケースに関して、月に一度の職員会議で全ケースの検討を行い、課題や方針を確認し、必要に応じて修正を行っている。個人情報を含めたプライバシーの保護に関してはマニュアルを見直し、どのような支援においても個人情報の取扱いには十分に配慮して対応を行った。

今年度10月から職員が1名欠員となり、4人で業務を行っているため、職員に負荷が生じており、採用を急いでいる。相談対応や地域活動の停滞が生じないことと、職員の健康を守ることが両立できるように、偏らない業務分担とセンター内の声掛けや助け合いに気を配り、職員への業務負担を軽減する努力を行った。しかし、新規採用した職員は対人援助に対して自信を失い、2か月もたずに退職してしまった。精神的な緊張の強い職場であることを皆で確認しているが、職員のメンタルヘルスには今後も注意を払っていきたいと考えている。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）*** 高齢者虐待関係**

○虐待対応について

今年度の虐待通報は6件で、その内訳はケアマネジャー、近隣住民、本人、病院MSWからそれぞれ1件、警察からの通報が2件である。虐待の認定及び支援を行ったケースは、病院MSWと本人からの通報の2件であり、種別は経済的虐待と介護放棄となっている。1件は措置入所から成年後見人の選任となり終了している。もう1件は本人の意思決定を尊重し、軽費老人ホームへの入居を支援、本人が養育している孫を担当する家庭児童相談室とカンファレンスを行っている。

また、昨年度に措置した高齢者本人の在宅復帰支援を直営包括と協力して展開してきた。施設の協力のもと、本人・養護者（二女）とその家族・包括関係者とのオンライン面談や電話を繰り返し行う一方、センター内では本人と養護者への対応職員の役割を明確に設定した。そして、本人が意思をリラックスして表明できるように配慮し、繰り返して確認し、決定できるように支援を行った。令和4年4月下旬に入所施設を退所し、在宅復帰、措置解除となった。本人は養護者との同居ではなく、別家族との暮らしを選択し、介護保険サービスを利用している。ケアマネジャーは本人を中心とした支援、当センターは別居を受け入れた養護者のメンタルケアを担当した。虐待者というレッテルへの嫌悪感、分離保護という苦い経験とその対応への不平不満、その後の家族のパワーバランスの変化を受け入れなければならない複雑な心理葛藤を受け止めるために半年間に渡り、カウンセリング要素が含まれる相談対応で、傾聴・受容し、エンパワメントを行った。加えて、養護者に措置費の支払いを促し、現在は完済ができています。半年後の10月に本人と養護者が一緒に、笑顔で当センターに来所された。虐待保護・分離後に在宅復帰するという稀有なケースであるが、家族の再構築や本人の意思決定と尊重、人生の最終段階の尊厳に関わるという貴重かつ繊細な対応の経験をセンター内で共有することができた。現在はケアマネジャー支援の枠組みであるが、終結にはしていない。

今年度の社会福祉士会議で議論された相談通報票や準ずる対応について、センター内で協議し、理解を深めてきた。そしてセンターにおける開設以来、継続支援をしてきた虐待案件に関する虐待対応評価会議を実施することとした。千葉県虐待対応マニュアル（H31.3月）を参考に、虐待対応評価会議では支援方針の再評価を目的とし、虐待の発生要因の分析や虐待が解消されたと確認できるか、高齢者の尊厳が守られる環境が整っているのか等を、多角的に検討することとした。虐待の終結可否のみが目的ではなく、終結とする場合は、①権利擁護対応、②包括的継続的ケアマネジメント、③見守り支援の各項目において、支援方針を決め、かかわりを継続することとしている。

今年度の虐待対応評価会議で検討したケースは、継続支援しているケースが12件、今年度の新規認定の2件で合計14件であった。評価会議の結果、終結と判断したケースは11件であり、継続は3件である。11件の具体的な現在の処遇は、老健入所が4件、成年後見人の選任に伴う措置解除、契約入所が2件、虐待者死亡が1件、自立高齢者で本来は準ずる対応とすべきだったケースが2件、高齢者夫婦で在宅での介護保険サービスを利用し、ケアマネジャーが定期的に支援を行っているケースが2件である。前述したように、虐待案件としての対応は終了しているが、モニタリングは継続し、毎月のケース会議で進捗を確認している。今後も虐待対応評価会議は年1回の定期で実施することとした。

○虐待研修について

塚田の会での「虐待防止のための対策を検討する委員会」の勉強会に伴い、「船橋市高齢者虐待対応マニュアル（令和3年4月）」を用いて基本の研修を10月に開催した。多職種でグループワークを行い、それぞれの立場でできる支援を一緒に考える機会となった。サービス事業所職員からは「マニュアルを初めて見ました」という声や「事実の確認はどのようにして行ったらいいのか」などの質問が寄せられた。ケアマネジャーからは「利用者の家族との信頼関係を崩さないで、虐待予防の視点で話していくにはどのようにしたらいいのか」という質問が寄せられていた。

それらの様々な質問に応えるために、「赤川先生に聞いてみよう！～高齢者虐待って、ナニ？～」というタイトルで、動画を企画・制作した。撮影には地域の主任ケアマネジャーに協力をいただき、前半のコーナーは基本的な知識について、後半は地域住民や民生児童委員、ケアマネジャーやサービス事業者から寄せられた質問に赤川先生から答えてもらう構成としている。多様な立場から寄せられた質問に答えてもらうことで、いろいろな支援方法や支援機関があることをお話しいただくことができた。ホームページで公開しているが、今後は地域の研修や民生児童委員協議会などの機会に放映していき、虐待防止の啓発活動に活用したいと考えている。

3月には塚田の会において、特定事業所加算を算定している主任ケアマネジャーと当センターが協力し、虐待事例を検討する研修を行った。講師は千葉県介護支援専門員指導者に来ていただき、31名が参加した。当センターでは今年度の虐待通報件数が介護保険関係者からは1件しか寄せられていないため危惧していたが、多くの参加者に学びの場を提供することができた。アンケート結果には「対面での検討会で学ぶことで理解できた」「異なるサービス事業所間でのグループワークは楽しかった」などの感想が寄せられている。今後もそれぞれのサービス事業所が学びたい、課題だと認識している事例を集約して、地域で企画・運営していくこの研修・学習会を継続していくこととしている。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法115条の45第2項第3号）

ケアマネジャーからの相談は122件あり、困難ケースの相談が最も多く31件、次いでサービス調整の相談が21件、権利擁護に関する相談は4件であった。また、本人・家族からの担当ケアマネジャーに対する交代希望の相談が8件寄せられた。ケアマネジャー交代の理由の共通点としては、利用者や家族が自分たちの意向や気持ちをケアマネジャーに受け止めてもらっていない、理解してくれていないという感覚をもっていることが共通する。ケアマネジャーに対し、アセスメント不足であることや聴く態度が足りていないことが気付けるように促し、スーパービジョン等を行ったが、利用者との関係を修復するには至らず、結果として交代となってしまっている。そのような場合こそ、

ケアマネジャーの負担や悩みを受け止めることができるように支援をしている。

○ケアマネジャー研修について

西部圏域の他センターや船橋市介護支援専門員協議会西部地区役員とも連携し、過去の研修アンケート結果などから、西部地区のケアマネジャーが求める研修内容について検討しテーマや内容を決めていった。昨年まで積極的な活動が行えていなかった主任ケアマネ連絡会へも、打ち合わせに当センターの Zoom アカウントを使用し、コロナ感染や世話役の主任ケアマネの業務負担に配慮した打ち合わせを重ねることができ、11月に船橋市西部地区主任ケアマネジャー交流会、令和5年3月には、西部地区事例検討の研修会を開催した。

○塚田地区内の介護保険事業所（34か所）が参加する塚田の会について

当センターと世話人代表が事務局となり、協働して運営をしている。今年度は対面で開催し、顔の見えるネットワークを構築するようになってきた。毎回25名前後が研修に参加し、定期的に顔を合わせて、ケアマネジャーだけでなく、サービス事業所を含めた情報交換の機会となっている。研修は年間スケジュールを策定し、テーマごとに担当者を決め、打ち合わせを実施している。地域としてのまとまりができてきているので、来年度も継続して活動をしていく予定である。

- ・ 4月・5月 「BCPの策定について」の勉強会
- ・ 6月 「認知症の人の意思決定支援について」の研修を地域包括が講師となり開催
- ・ 7月 「塚田地域ケア会議構成団体と塚田の会の交流会」
- ・ 10月 「虐待防止のための対策を検討する委員会」の立ち上げについての勉強会
- ・ 11月 「成年後見制度の基礎知識について」 公益社団法人 船橋地域福祉・介護・医療推進機構から社会保険労務士の講師派遣で開催
- ・ 3月 特定事業所加算を算定する管理者（主任ケアマネジャー）と共に、事例を通して高齢者虐待を学ぶ事例検討会を開催

○自立支援型ケアマネジメント支援

自立支援ケアマネジメントについては、センター内ではプランナーが1件、検討会議に事例を提出した。その結果、多角的な視点で助言をいただくことができ、その後のケアマネジメントプロセスに活用できている。また、リハビリ専門職の同行訪問は委託先のケアマネジャーも活用している。委託しているケアマネジャーへの周知活動として、塚田の会での事業説明を行い、計画書や評価表を確認した際にコメントとして記入して活用を勧めるようにしてきた。また、書類返送の際にはチラシを同封して、利用拡大に向けた周知を行っている。1月より増員した新任のプランナーはすでに検討会議を見学し、研修に参加して自立支援型ケアマネジメント支援についての理解を深めている。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）**○全体会議（定例会）について**

今年度は参集で4回開催し、行田団地自治会役員が構成員として加入した。ようやく、行田団地の現状や課題などを構成員間で共有することができ、塚田地区全域の地域課題の把握が可能となった。

第1回会議では、コロナ禍で停滞していた地域課題への取り組みについて再検討し、それぞれの課題に対する課題解決に向けた今年度の取り組みについて話し合いを行った。

第2回会議では、地域ケア会議構成団体と塚田の会との交流会のアンケート結果を共有し、多職種間の情報交換の場はネットワークの構築に効果が高いとの認識が深まり、今後も年に一回の定期開催を行うこととなった。この交流会がきっかけとなり、地域ケア会議へ塚田の会の構成員をオブザーバーとして参加してもらってはどうかとの意見があり、承認された。また、次年度の地域ケア会議を主体とした講演会についても開催することで一致した。

第3回会議では、イオンモールでの徘徊模擬訓練の報告とともに、手引を配布・紹介し、自治会やマンション単位等の小規模での開催を呼び掛けている。また、民生児童委員改選のため構成員の変更があり、新構成員には事前に地域ケア会議についての冊子を渡し、説明した。また、オブザーバーとして塚田の会から主任ケアマネジャー1名とサービス事業所から2名が参加した。

第4回会議では、来年度を視野に入れた地域課題の取り組みについて話し合った。閉じこもり・孤立化対策として、来年度の地域ケア会議を主体とした講演会は「フレイル予防」をテーマとすることになった。また、地域資源ネットワークの構築として、来年度6月に第2回目の「地域ケア会議構成団体と塚田の会との交流会」を開催することが承認された。

○個別ケア会議について

本年度は5件開催している。うち4件は、独居や高齢者世帯が家族や地域の協力者に見守り支援を受けて生活してきたが、健康不安や物忘れから生活が不安定になってきたケースである。民生委員や家族だけでなく、高齢者本人や新しく担当するケアマネジャーにも参加をしてもらい、連携を図ったことが特徴である。5件目は重層的支援の対象事例であり、セルフネグレクトであった。世帯はいとこ関係にある精神障害者（50歳代）と認知症高齢者のふたりである。精神障害者には、保健所の毎月訪問と精神の訪問看護師が導入されていたが、近隣住民への妄想があり、警察が介入することがたびたびあった。自宅は劣悪な環境であり、高齢者はるい瘦著明な状態で、近所に住む高齢者の

兄弟から「本人をなんとか医療受診をさせたい」という相談があり、対応を開始した。個別ケア会議で関係者の連携が図れたことで高齢者は入院加療につながった。今回の支援を通して、個別ケア会議の重要性と有効性を再認識することができた。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

塚田地区の地域課題として下記3本を柱として、地域ケア会議にて取り組んでいる。

1. 閉じこもり・孤立化対策としては、各団体が開催するイベントを活用し当センターを広報し、地域に閉じこもりや孤立化している方の相談窓口があることを周知していく。当地区は新興住宅地が増えており、地域の情報が入りにくい地区があるため、会議において各構成員より情報を集約し、地域の実情を把握し地域課題などを検討していくこととしている。

2. 認知症対策の充実は、今年度の地域ケア会議を主体とした講演会にて、2月28日に、板倉病院 心療内科（認知症専門医）赤川医師より「なんで?! 認知症になっちゃうの?」というタイトルで講演会を開催した。ポスターを3か所の都市計画課の「みんなの掲示板」をはじめ、公民館や自治会館、コンビニエンスストアなどに掲示の協力をいただいたことで、予想を上回る申し込みが寄せられ、お断りする事態となってしまった。当日の参加者は92名だったが、そのうち7割が一般市民で、ポスター掲示の効果とともに、関心が高いテーマの講演会であることがうかがえた。質疑応答も活発に行われ、アンケートの結果、9割の方から「参考になった」と好評の回答を得ている。

3. 地域資源のネットワークの構築としては、前年度より、企画していた「地域ケア会議構成団体と塚田の会との交流会」を7月14日に開催した。構成団体から23名と塚田の会19名 計42名の参加があった。個別ケア会議の模擬事例を基に、それぞれの立場でどのような支援ができるのかをグループワークし、発表を行い共有した。参加者の満足度は高く、アンケートから各職種の役割や活動内容が確認でき、今後の支援に活かそうだと継続開催の希望も多くあり、すでに来年度は6月開催に向けて準備をしている。

今後の取り組みとしては、当センターに寄せられた相談の年間統計の報告を行い、まずは地域住民の抱える困りごとの実態を構成員が把握し、検討する機会を持つようにしていきたい。これまでは、コロナ禍において各構成団体は対面活動が制限されていたため、塚田地区の5つの町の特性や新しい変化、地域資源についての意見交換の機会が少なかったことが反省される。今後の会議では、当センターの月ごとの活動や相談件数や傾向などを定例報告、情報発信することで、さまざまな団体とのネットワーク形成を図っていきたいと考えている。さらに、塚田の会からオブザーバーとして、特に主任介護支援専門員の地域課題への取り組みと地域活動への参加を促していき、意識向上を目指していくこととする。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）**○関係機関との連携・ネットワークの構築**

認知症に関する相談は、家族からの相談の他にもケアマネジャー、民生児童委員、生活支援コーディネーター、警察、郵便局等の関係機関や地域住民からもあり、個別の状況に応じて、認知症専門医や認知症専門外来などを有する専門医療機関の情報や認知症初期集中支援チーム等の情報提供を行い、早期に専門治療につながるよう支援した。他にも、受診拒否やセルフネグレクトのため専門医の助言を必要とするケース支援として、当法人の心療内科医（認知症専門医）赤川医師へアウトリーチを含めた相談や病院への受診支援を行い、専門医療へつなげることができている。同法人であることで迅速な連携と医師との十分な情報共有が可能な点が強みである。

今年度は警察からの情報提供や関係機関との連携により、精神科入院に繋がったケースが 8 件あった。認知症状の悪化や妄想が及ぼす本人の健康や生活実態の把握とともに、家族が治療の必要性を理解し、納得の上、選択できるように支援を心掛けてきた。本人と家族の関係性に配慮し、丁寧な説明を行い、すべてのケースが家族同意での医療保護入院となった。

来年度は「チームオレンジの土台作り」を念頭に置いて、地域ケア会議の構成団体や各自治会、老人会、認知症カフェ、塚田の会などの集まりや地域での活動を利用し、認知症支援のネットワークの構築を行っていく予定である。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

地域ケア会議を主体とした講演会の他、認知症サポーター養成講座を、小学校 4 校、中学校 1 校、認知症カフェ 2 か所、UR 行田団地、公民館で行った包括主催の勉強会で開催した。小中学校での認知症サポーター養成講座では、地域のキャラバンメイトが主体的に講座内容を組み立て、進行できるように助言や支援をしている。また、小中学校の協力を得て、対象児童・生徒の保護者へ当センターが作成した「認知症のサポート体制」というチラシを配布してもらい、介護と仕事、育児の両立に悩む中年世代へ認知症の理解や啓発活動を行った。チラシ配布は来年度も継続していく予定である。

認知症カフェは 3 か所あり、担当者とは随時連絡を取りあえる関係性ができている。活動を再開している認知症カフェへは感染対策に関する情報提供やイベントを行う際の講師派遣などの協力を行っている。講師派遣では法人の協力のもと、講演依頼内容に応じた専門職の派遣が可能な体制をとっており、9 月には認知症カフェからの相談をうけ、理学療法士による認知症予防の健康体操や管理栄養士による認知症を予防する食事についての講話を開催した。1 月にはカフェより依頼され体組成計を用いた健康相談を行った。カフェの参加者へは「何かあった時は塚田包括へ相談」という周知となり、総合相談につながっている。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

前年度、当センターが発案しイオンモール船橋と交渉を重ね、西部地区地域包括支援センター会議で検討を継続していた「船橋市西部地区 地域で見守り声かけ体験 in

イオンモール船橋」をアルツハイマー月間に合わせた9月27日に開催している。当センターでは、地域ケア会議構成団体、塚田の会に周知を行い、民生児童委員協議会においては当日スタッフとして、会場設営や徘徊高齢者役等の協力をいただいた。当日の参加者35名、スタッフ23名、船橋警察2名、本課3名の合計63名の参加であった。アンケート結果からは「参考になった」「また参加したい」との意見を多くいただき、検討した結果、次年度においてもイオンモール船橋において西部圏域全体での開催を計画中である。

徘徊高齢者への支援について、どのように見守り体制を構築するかは継続した課題である。この地区は5つの町から構成され、住宅は一戸建て、アパート、マンション、団地など多様であり、畑が新しい住宅になり、景色の変化が大きく、馴染みの風景が消えている。しかも利用できる公共交通機関は4路線の鉄道とバスがあり、駅は船橋、西船橋、東海神、新船橋、塚田、馬込沢、法典となっている。

今年度の徘徊高齢者の警察からの情報提供は51件、31人であった。そのうち、介護保険未申請もしくは未利用が6人おり、訪問して申請やケアマネジャーに繋げる支援を行い、見守りを継続してきた。ケアマネジャーがいる場合においても、できるだけ訪問して本人・家族と面談し、多角的な視点で対応している。ひとりで15回の情報提供がきたケースについては、介護保険申請を援助し、警察と連携し、家族やケアマネジャーと相談を繰り返した。経済困窮が理由でサービスの利用回数を制限せざる負えない事情を汲み取りながらも、事故につながる恐れがあるため、GPS（靴型）の利用や他の親族の協力が得られるように支援を行った。1月以降の徘徊情報は無いが、ケアマネジャーとは別に訪問を行い、状況確認をしている。徘徊を繰り返しているが家族の危機感が薄いケース、本人が介護保険サービスを拒否しているため家族が疲弊しているケース、遠方まで徘徊してしまうケース等の場合には、医療機関や警察、ケアマネジャーと連携して危機管理を行い、家族との信頼関係を築きながら対応した。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法115条の45第1項第1号ニ）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

毎月プランナー会議を開催し、給付等の確認、相談事例の検討、事業対象者の進捗状況の確認等を行っている。今年度は事業対象者としての検討を行った方は2件で、検討の結果、1件目の家族は事業対象者を希望したが、本人に認知機能の低下の懸念がみられたため、家族に丁寧に説明を行い、通常の新規申請を勧めることとした。2件目のケースは他県から呼び寄せた高齢者で、知らない土地だからこそ通える場所がほしいという明確なニーズがあり、認定している。

継続のケースは2件だったが、1件は身体状況の悪化の為、訪問看護の導入を視野に入れ新規申請を行うことになった。もう1件は、6か月間の当センターで担当していたが、要介護状態の配偶者の担当をしているケアマネジャーへ引き継いだ。その後、本人は同居した大学生の孫の世話という役割、生きがい生まれ、体力が向上したため、介護保険サービスの利用を卒業している。

○多様なサービスの活用

インフォーマルサービスに関しては総合相談や介護保険サービスだけで賄えないケース、介護保険サービスに該当しないケースに関して情報提供を行っている。生活支援コーディネーターや地区社協・自治会・老人会やシルバーリハビリ体操、塚田公民館や西老人福祉センター等の情報を収集しリスト化し、情報提供を行っている。また、当センターが開催するイベント等を情報提供できるように見守りケースに関してもケース一覧を作り把握し、必要に応じて一般介護予防事業などの多様なサービスの活用について案内を行っている。

○総合事業の普及啓発

総合事業については、当センターのホームページや塚田だよりなどの媒介を通して普及啓発を行い、地域ケア会議や地域の勉強会開催時に説明を行っている。また、相談時に状況を把握し、必要に応じて総合事業の説明を行い、基本チェックリストを実施している。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第4四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務（主に意思決定支援）（介護保険法115条の45第2項第2号）

＊判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

「船橋市成年後見制度利用促進計画」に位置付けられている中核機関については、地域の介護保険事業所へ口頭で周知活動をしているが、チラシ媒体等ができた段階で各団体や住民に対してさらに周知を行っていく予定である。来年度6月には地域ケア会議の構成団体と介護保険関係者塚田の会との交流会を企画しており、その機会でも、中核機関の広報を地域包括ケア推進課担当者に依頼しており、「船橋市権利擁護サポートセンター」の周知活動を行っていくこととしている。

権利擁護や消費者被害については、地域ケア会議の構成団体や塚田の会への周知だけでなく、自治会や老人会単位でのさまざまな講座の機会を活用し、独自に作成したチラシや資料等を説明している。地域包括支援センターが権利擁護の相談窓口であることを広く理解してもらうように周知している。しかし、地域住民から「成年後見や任意後見を利用するとお金がかかるからやめたほうが良い、なぜそんな制度の説明をしているのか」と問合せが寄せられたことがあった。権利侵害や不利益を被らないようにしていると説明をしたが、制度の普及だけでなく、正しい知識や理解に一層気を配らなければならないと再認識している。

○地域連携ネットワークの構築

地域からの権利擁護に関する相談は、成年後見制度だけでなく、遺言書の作成や任意後見制度などの問い合わせが来ている。ケアマネジャーへは研修機会の提供はもとより個別の事例の相談を受けており、情報提供や同行訪問を行っている。また、相談内容により法律職の特性を考慮して、繋ぎ先の提案をしている。いろいろな事情を抱えるケースに対し、さまざまな社会資源をつなぐ支援を行っている。

1. インターネットサイトでの課金による経済困窮事例

法テラスの特定援助対象者法律相談援助を活用して、成年後見補助類型の申立て支援を行ったケースがある。インターネットの占いサイトで課金すると宝くじが当たると信じて年金と貯蓄を使い果たし、借金を抱えた経済困窮の独居高齢者に対応したものである。本人にフードバンクや教会の食糧支援を案内し、成年後見の本人申立てを勧め、弁護士と連携を行った。補助人が決定するまでの間は、週に1回本人と面談し、一緒に相談しながら家計管理を行った。その結果、補助人にスムーズに引継ぎを行うことができ、自立した生活が営めている。

2. 身寄りのない外国人への支援事例

日本人の夫を病気で亡くし、死後事務や相続手続きが一切できない認知症の独居高齢の外国人への支援を行っている。本人は日本に身寄りはなく、夫の他界後は孤立し、セルフネグレクトに陥ることがすでに予測されていた。当センターとしては、司法と行政、医療と福祉のそれぞれの制度を効果的に利用することが重要であると考え、本人には認知症初期集中支援チームにおける医師のアウトリーチを導入し、次に相続のために司法書士に支援を依頼した。当センターは本人を公証人役場に連れて行くことや、在留カード更新のために出入国管理局に同行する等の外国人特有の支援を経験した。そして本人の認知症の診断を踏まえ、本人申立ての成年後見人選任に至っている。現在もなお本人の意思決定を尊重し、プロセスを明確にして対応している。司法書士との同行訪問を重ね、ケアマネジャー支援を継続する役割を担っており、ネットワーク支援体制を構築している。

今後は塚田の会において、権利擁護に関する知識や制度理解の学びだけでなく、前述した2事例など当センターが実践した地域の多職種でのネットワーク形成事例を報告し、皆で勉強していくことで、具体的なイメージを共有できるようにしていきたい。

○センター内の体制

センター内では意思決定に関する厚生労働省のオンライン研修をすでに昨年度受講し、3職種がしっかり理解できるようにセンター内研修を行った。認知症や成年後見などのガイドラインについて全員が確認したが、今後も繰り返し学習をしていくこととしている。3職種が権利擁護についての知識を身につけ、実際の相談対応に活用できるように、センター内での研鑽を重ね、誰もが制度の説明が正しくできるようにしている。

今年度は成年後見・中核機関についてのリーガルサポートが開催した研修や千葉県研修をオンラインで全員が受講し、全国の自治体における活動事例、今後の成年後見制度の動向、支援チームの形成に向けた地域づくりの先進的な実践を学んだ。

消費者被害や詐欺に関しては、「本人が被害だと気づいていない」「家族に言うと怒られる」「周りに知られると恥ずかしい」「精神的なショックで隠したい」といった理由で被害にあっても、本人・家族だけで秘密にしがちであり、相談ができていないことがある。そのため、介護保険関係者など普段から認知機能や判断能力が低下している方たちを見守っている支援者すら把握していないことがあり、本当の被害が潜在化しているのが特徴である。正しい知識の普及啓発を行うために、当センターの職員が「消費者教育コーディネーター」の15時間にわたる千葉県のオンライン研修を受講し、消費者教育担い手リストに登録され、県の消費者啓発に関する事業にも協力する資格を有することができた。消費生活相談とその関連法令・決済方法の知識・製

品の安全と表示・消費者教育・若者や高齢者の消費者被害の未然防止・講座の実施手法と啓発材料・消費者団体の活動等を学んだので、今後はその知識を生かし、まずはセンター内、地域ケア会議構成団体や塚田の会などへ勉強会を行うこととしている。さらに高齢者を含む地域住民に関しても地域のイベントや老人会や自治会等を利用し、啓発活動を行っていき、消費者被害を未然に防止していくこととする。

センター事業

○行田団地への取り組み

昨年度から設置した「行田団地ケア推進会議」を年4回開催した。自治会、民生児童委員、行田クリニック、UR都市機構やURコミュニティ、UR生活支援アドバイザー、当センターから構成されている。今年度は行田団地内の居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーがオブザーバーとして参加した。来年度から正式に構成員となるので、介護福祉分野での実践を通じた地域課題を検討していけることを期待している。また、今まで当センターが事務局だったが、来年度はURコミュニティ・生活支援アドバイザーと協働して行うことになる。将来的に地域主体で運営して行けるように支援をしていくことにしている。

5月には医療福祉拠点化事業の一環として、UR都市機構、URコミュニティと行田団地ケア推進会議が主催して、「防災まつり」を開催した。久しぶりのイベントで約100名の団地住民が参加し、ベランダ仕切り板の蹴破り体験や水消火器訓練、防災ワークショップ、パン販売やコーヒーの提供、体組成計を利用した健康相談コーナー、北消防署行田分署から消防車や消防職員が参加し、多くの若い世代や児童が参加するイベントであった。

10月には生活支援アドバイザーが管理事務所内に配置され、連携強化を図ることができている。例えば、包括から「団地内の歩行者信号の時間を長くできないだろうか？」という提案を受けて、生活支援アドバイザーが警察署に要望している。地域コミュニティ形成支援の取組みとして、12月には認知症サポーター養成講座を当センターが開催した。そのほかに、スマホ教室やミニコンサートが開催されており、今後もさまざまな取り組みが展開されるので、協力していく予定である。

UR生活支援アドバイザーに寄せられる高齢者からの相談のうち専門性の高い内容に関しては包括へつなげていただいている。また安否確認が必要なケースやアドバイザーが心配だと感じたケースに関しても、相談いただき連携している。個人情報保護の壁があり、本人から了承を得られないと情報の共有が難しいが、生命の危機がある場合は例外として、当センターが民生児童委員とともに対応することを説明している。

来年度は自治会長の交代やUR関係者の人事異動があるため、今後も継続して顔の

見える関係づくりを行っていくこととしている。

○前貝塚町への取り組み

塚田地区は5つのエリア特性が異なっており、地域ごとに状況を把握し対応していく必要があるため、前年度は重点地域を「行田団地」とした。今年度の重点地域は「前貝塚町」とし、独居・高齢者世帯の情報を地図に落としこみ、「可視化」を行っている。次年度においては民生児童委員との情報共有を図り、孤立・閉じこもりのケースを早期に発見できるように取り組んでいくこととしている。

○在宅介護支援教室及び講演活動について

今年度は老人会や自治会、認知症カフェ、URコミュニティ、スポーツ推進委員、地区社協との協働で対面による活動・イベントが増え、5月以降の社協の活動の再開とともに依頼が高まっている。船橋市のエンディングノート「大切な人に伝えるノート」や「体組成計を用いた健康相談」など多岐に渡る在宅介護支援教室等を開催している。大変好評をいただいております、参加者からの口コミを聞いた地区のリーダーや民生児童委員から依頼されることが多くなってきた。

- ・5/23 北本町すみれ会 体組成計を用いた健康相談
- ・6/9 老人会理事会 エンディングノート配布と説明会
- ・6/20 前貝塚町老人会 体組成計を用いた健康相談
- ・6/20 地区社協ふれあいサロン エンディングノート説明会
- ・6/25 塚田公民館・スポーツ推進委員共催事業での体組成計を用いた健康相談
- ・6/30 UR行田団地 見守りサービス・相談コーナー
- ・7/17 山手寿会 エンディングノート説明会
- ・9/17 デジャブ認知症カフェ 認知症予防の体操や栄養について講話
- ・10/30 塚田まつり（塚田地区社協） 体組成計を用いた健康相談
- ・11/30 北本町船橋ハイツ自治会 エンディングノート説明会
- ・12/3 北本町船橋ハイツ自治会 エンディングノート説明会
- ・1/19 山手認知症カフェにて体組成計を用いた健康相談
- ・2/24 山手ルネアキアムマンション老人会 エンディングノート説明会
- ・3/20 地区社会福祉協議会サロン 介護保険・高齢者施設について

また、以下の教室を主催し、大変好評を得ている。

- ・12/22 「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」の勉強会：①介護保険について
- ・1/12 「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」の勉強会：②認知症サポーター養成講座
- ・2/14 「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」の勉強会：③地域包括ケアシステムとケア会議について

合計17回の地域活動を実施してきたが、旭町ではまだ一度も開催できていないし、呼ばれていないのが反省点である。今年度14名の民生児童委員が新しく交代になっているので、「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」の勉強会を重ねて実施していくことを検討している。

○地区社会福祉協議会や生活支援コーディネーターとの連携について

安心登録カードの4カ所のブロック会議への参加、生活支援コーディネーターとの定期連携・情報交換、塚田まつりへの協力及び参加、地区社会福祉協議会理事会への参加を行っている。

○塚田サポータープロジェクトの展開に向けて

以前より認知症サポーター養成講座等のイベントを開催したアンケートに「塚田サポーター」という名称でボランティア活動の意向がある住民を募り、塚田の会や民生児童委員など10名ほどの希望者がいた。そして2月の赤川先生の講演会アンケートで募集したところ、一般住民20数名の希望者があり、ボランティアリストを作成できた。今後はその希望者に対して、アンケート調査を行い、どういったことに参加できるのか等を確認する予定である。生活支援コーディネーターによると塚田地区社協にもボランティアが60名程度いると聞いている。今後はチームオレンジや認知症本人ミーティングも見据えて、協働していきたいと考えている。

○ICTの活用による周知活動

当センターの周知活動の一環として、ホームページの活用に力を入れ、若い世代や遠方の家族が閲覧できるように工夫している。ホームページには、講演会や活動記録の記事や写真、塚田だより、動画配信を掲載している。「塚田だより」(年4回発行)では消費者被害防止についての記事をシリーズ化しており、注意喚起を行っている。動画の配信は、より多くの方にわかりやすい方法で、虐待予防についての関心を持っていただけるように心掛けている。

○感染症のBCP策定と運用について

当センターでは、感染症と防災のBCPを策定し運用している。

感染症BCPは、新型コロナウイルス感染症状況に応じて、感染症の拡大ピーク時は週に1回会議を行い、業務体制を見直すなど状況に応じてきめ細やかにBCPの内容を変更している。職員で感染者や濃厚接触者が発生した場合においても、業務継続を維持できるようにし、実際に業務の停滞が発生することはなかった。

防災BCPは、業務の継続、早期復旧を第一に目指し、緊急時にすぐに対応できるよ

うに各自の役割分担を記載し、紙媒体にて人数分を用意している。また、インフラ、ライフラインに被害が出た場合に備え、自家発電機や飲料水等備蓄用の食料や物品を用意し、年に2回、期限や数量などをチェックしている。災害名簿として、当センター対応中の利用者や自機関、委託の利用者、委託事業者の連絡先を毎月更新して、有事の際は速やかに閲覧できるように紙媒体にて配置している。

感染症・防災のBCPは、4月と9月に見直しを行い、職員内で読み合わせを行っている。感染症や災害が発生した場合であっても、業務が継続できるようにしている。

事業計画書（概要）

（令和5年度）

総合相談支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を維持していくことができるように、多種多様な相談内容に対応ができるワンストップの総合相談窓口としての機能強化を継続する。

当センターの基本は、相談者は誰一人として支援の手から取りこぼさないという姿勢である。総合相談支援業務は、地域包括支援センターにおけるすべての業務の入り口となることを自覚し、まずは相談内容を的確に把握できるようインテーク面接等の対人援助技術を向上させ、相談者が安心して相談ができる対応を行う。具体的には信頼関係の構築に努め、相談者の隠されたニーズを把握し、緊急性の有無の判断を早期に見極めることである。正確な緊急性の判断を行うために、相談者ひとりひとりの置かれている状況や課題の背景を適切にアセスメントし、予測される課題や対応方針をセンター内で検討し、アウトリーチ等の必要な支援を実施していく。支援の関わりの中から得た新たな生活歴や家族関係、価値観の情報を基に、ひとりひとりに寄り添った支援を展開する。

そして、フォーマルやインフォーマルのさまざまな制度や施策、関係機関を有効に活用し、その人が安心して自分らしい生活が維持できるように「つなぐ支援」を実践していく。変化していく相談者のストレングスを見極め、エンパワメントを実践するとともに、「つなぐ支援」の効果による、その人らしい生活の再構築が機能しているかモニタリングを継続していく。

今年度からは見守りとしているケースへの支援の継続可否を適切に判断するために、見守りの終了とできる基準を明確に設定した。その基準は①死亡・転居、②施設入所、③担当ケアマネジャーがおり、サービスを3か月程度継続して利用できている、④独居・高齢者世帯であっても、当センターと連携が図れる家族がいる、⑤本人もしくは同居家族が精神障害を有する場合でも、困ったときに本人や家族からの連絡が可能である、の5つに分類する。特に⑤の場合は、複数の職員でケースとの接触を持ち、情報をセンター全体で共有したうえで、判断していく。心身の状態に変化が生じた場合は、いつでも見守りが再開できるように、信頼関係を維持する。見守りを継続するケースに対しては、課題の共有と支援方針を決定し、効果的な連絡手段とその頻度を決めて、毎月のケース会議で進捗確認を行っていく。

一連の支援は常にチームで行うことをスタッフ全員が意識して業務を遂行する。そのためにも地域包括支援ネットワークの強化を推進していく。高齢者に関する制度・機関などは言うまでもないが、関係機関や諸制度、施策、地域の支えあい等インフォーマルサービス、一般住民等も含めた人的資源と連携し、チームとして協働できる関係性を日頃から構築しておく。多様化する相談ニーズに対応ができるように、今年度から始まる重層的支援体制整備事業を積極的に活用し、生活課題が複数分野に重なり合っている事例に対しても多機関との協働による解決を目指していく。

また、支援方針の検討の結果、緊急対応が必要と判断された際には、即座に関係者に

連絡を取り、適切な役割分担の上、冷静かつ迅速に対応する。高齢者を取り巻く生活環境の変化に早期に気づき、認知症の悪化や孤立、虐待が起きていないかを常に意識し、予防に努めていくために、外部研修などへ積極的に参加し最新の情報を入手しつつセンター内での研修を随時行っていく。

本人、家族のプライバシーの保護には十分に配慮すると共に、個人情報の取り扱いについても、たとえ相談者の同意があったとしても、慎重に行うべきであるという個人情報保護の観点に基づいて、センター内で随時確認を継続していく。

職員の欠員が続き、個々に係る負担も増加している。採用を早期に行い、通常運営ができるように体制を整える。採用した職員に対しては整備してある新人教育マニュアルを活用し、指導内容を可視化することで指導にあたる職員の負担を軽減していく。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

※高齢者虐待関係

高齢者虐待に対して早期発見、早期対応をするためには、いかにして早いタイミングで通報を受理できるかが課題である。課題解決に向け、高齢者虐待とは何なのかという基本的な知識を、介護関係者や関係機関をはじめ、地域住民に広く理解してもらう啓発活動が重要であると考え、当センターで作成した動画「赤川先生に聞いてみよう。第二弾 高齢者虐待ってナニ？」を活用した勉強会を各関係団体へ開催し、疑いに気がついたら通報義務があること、通報窓口は地域包括支援センターであること、虐待はさまざまな支援を講じることで予防が可能な場合もあるということ等を学べる場としていく。

通報受理後の対応は、被虐待者、養護者、関係機関からの情報収集及び事実確認（5W1H）の為にアウトリーチを迅速に実施する。その際、医療受診や介護の必要性、認知症の有無、経済状態、協力者や親族の有無などを総合的にアセスメントし客観的事実を積み上げる。そして、センター内で検討会議を行い、緊急性の有無や支援計画、具体的な支援方針などを多角的視点で決定する。緊急対応が必要な場合は直営地域包括支援センターとの連携を行い、被虐待者の安全確保を優先していく。

ケース検討の結果、「準ずる対応」の方針とした虐待通報のケースは、被虐待者の意思決定を尊重しつつ、養護者への支援とケアマネジャーなどとの連携の枠組みを再設定して、モニタリングを継続していくことが重要となる。地域での見守り体制ができるように、民生児童委員・マンション管理人・自治会関係者・郵便局・医療機関・警察署等と連携を図る。介護保険事業者や関係機関と課題の共有や支援方針、具体的な役割分担とリスクマネジメントなどを話し合うカンファレンスを実施し、定期的な情報交換を行い、新たな課題が生じていないかを把握する。

さらに、被虐待者支援だけではなく、養護者支援も重要である。養護者へのアプローチや面談を早期に行うことで、介護負担や心理状況を理解し、成育歴、家族歴などの情報を把握する。信頼関係の構築につなげるために、揺れ動く養護者の心理に寄り添いつつも、一貫性を持った支援を行う。

虐待の事例においては複合的な問題を抱えている場合が多いため、ケース検討会議や虐待評価会議において虐待の発生要因を分析する。課題や問題の発生要因や家族 balan

ス、疾病、経済問題、認知症への理解不足などの背景を把握し、高齢者への権利侵害がなく、尊厳が守られているか、課題の解決が図れるように信頼関係が構築できているかなどを検証していく。そのうえで、権利擁護支援、ケアマネ支援、その他（見守り支援等）の支援での方針を確認していく。

徘徊高齢者に関する相談や通報を受理した際には、情報収集を行い、必要に応じてアウトリーチを実施し、認知症高齢者の実態把握をする。同時に各関係機関と連携・協力し、その高齢者の生活状況や生活習慣、医療、介護の必要性を見極めたいうで、適切な支援をチームで実践していく。高齢者が独居や高齢者世帯で認知症が悪化し、自身の命や安全、健康が保持できない場合は、早期に直営地域包括支援センターと連携及び情報を共有し、適切なタイミングで保護を行っていく。

高齢者がセルフネグレクト状態に陥ってしまった場合についても、本人の気持ちに寄り添いながら、生活状態や生活習慣の把握を行い、家族や関係者、地域住民や協力者（例えばマンションの管理人や友人）の有無などの人的資源や社会環境についてもアセスメントを実施し、支援方針や積極的介入の必要性の判断をチームアプローチで実践していく。また、ケースの医学的判断が不可欠な場合は、当法人の心療内科医（認知症専門医）赤川医師の協力を得て、アウトリーチを要請し、支援を行うこととする。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

多種多様な生活課題を抱える高齢者に対して、ケアマネジャーや介護サービス事業所が地域包括ケアシステムの一員として、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していける支援が展開できるようにしていく。地域の実情に即して、ケアマネジメント能力向上のための研修、スーパービジョンの機会、他の関係機関と多職種協働が可能となるよう地域包括支援ネットワークの形成や後方支援を行っていく。

ケアマネジャーからの相談については、随時対応で行う。当センターに相談しやすい体制の確保として、日ごろの対応とともに、定期的に開催する塚田の会の勉強会等においてお互いに顔の見える関係を継続していく。主任ケアマネジャーだけでなく、三職種の全員が個別相談の対応が実践できるように、ケアマネジャーが困っていることに焦点を当て、そのことを一緒に考えることで気づきを得てもらうための研修を行う。個々のケアマネジャーからの相談内容を分析することで、今後のケアマネジャーへの研修や実践力向上へ繋げていく。

船橋市介護支援専門員協議会西部地区役員との連携及び情報共有を行い、ケアマネジャーの課題やニーズを把握し、地域包括支援センターとの共催で開催される研修（船橋市全体・西部地区）に反映していく。

塚田地区内の介護保険事業所が所属する塚田の会へは事務局として参加し、地区内介護保険事業所 36カ所の資質向上に向けた勉強会や地域ケア会議構成団体との交流会等を開催していく。中心的に活動している主任ケアマネジャー等と協議を行い、今年度のテーマや予定はほぼ決まってきた。塚田地区の重要な社会資源であり、当センターの協力機関である塚田の会での効果的な学びや課題を共に検討していく。塚田地区の主任ケアマネジャーに対しては、共に地域課題に取り組むための意識づけとして、個別ケア

会議や介護予防自立支援ケアマネジメント事業についての周知を継続していく。

地域リハビリテーション活動支援事業については、ケアマネジャーに対して自立支援についての理解と啓発を行っていく。ケアマネジャーにはリハビリ専門職等との同行訪問や連携を図ることにより、リハビリテーションの理念を取り入れることの重要性和、ケアマネジャーの自立支援型ケアマネジメントの実践への発想の転換を促すように助言を重ねて行うこととする。ICFの理念に基づいたケアマネジメントの視点について、介護予防サービス支援計画の確認時に助言を重ねていく。

西部圏域の主任ケアマネ連絡会においては、主任ケアマネジャーの質の向上と情報共有・連携強化を図るために、後方支援を行う。他地域包括支援センターと相談し、主任ケアマネジャーや特定事業所としての役割と機能が維持できるようにしていく。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

今年度は6、9、12、2月の計4回を予定している。構成員はこれまでと同様に民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会、自治会関係者、生活支援コーディネーター、歯科医師、介護保険関係者、病院関係者、行政書士、保健センター職員、行田団地自治会役員が加入している。引き続き、塚田地区全域の関係者が参加し、地域課題の把握と解決に向けて取り組んでいく。今年度取り組む地域課題は、1. 閉じこもり・孤立化対策の充実、2. 認知症対策の充実、3. 地域資源ネットワークの構築についてである。

塚田の会からは主任ケアマネジャーにオブザーバーとして地域ケア会議に参加してもらい、地域課題解決に向けた協力体制を推進したいと考えている。また、地域と介護保険事業所とのネットワークづくりのため、地域ケア会議構成団体と塚田の会の交流会を開催する予定である。

今年度第一回目の地域ケア会議において、前年度の当センターへ寄せられた相談の年間統計の報告を行い、まずは地域住民の抱える困りごとの実態を構成員が把握したうえで地域課題を検討していくこととする。また、その後の会議では毎回、当センターの月ごとの活動や相談件数及び傾向などを定例報告、情報発信し共有していき、各団体が随時地域の地域課題を把握していく場とする。地域の関係者が地域ニーズを自覚し、自分たちに何が求められているかを認識することで、実情に沿った相談対応力が身につけられると考えている。

地域ケア会議を主体とした講演会については、コロナ禍による閉じこもりの生活から危惧される「フレイル予防」をテーマとした講演会を開催予定である。

○個別ケア会議について

必要な支援につながっていない事例、支援者が困難と感じている事例など様々な事例に対応し、高齢者を取り巻く関係者が役割を担い、見守りを継続していくことで高齢者を中心としたネットワークを構築し、地域力向上につなげていく。ひとりひとりが自分事として受け止め、住み慣れた地域で安心した暮らしが送れるように、本人の意向を最大限尊重していく。そのためにも、会議には可能であれば本人にも参加してもらい、包括が意思決定を代弁できる機能が担えるようにしていきたい。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

塚田地区の高齢者人口統計（令和4年10月1日現在）においては、総人口は49,176人、そのうち65歳以上が4,743人、75歳以上が4,877人、合計で9,620人であり、高齢化率は19.6%となっている。65歳以上の認知症高齢者の人数は1,593人という状況であり、高齢者人口及び認知症高齢者数は増加傾向で、前期高齢者の減少、後期高齢者の増加が特徴となっている。

また、塚田地区の5つの地区は、それぞれ特性が明確にわかれており、地域ネットワークがより希薄になってくることが懸念されている。これは、マンション・戸建てに関わらず自治会未加入者の増加から推察ができる。その他に特徴として挙げられる問題は、若い世代の流入がもたらすヤングケアラー・ダブルワークによる困難事例の増加・マンションやアパートに暮らす認知症高齢者の孤立・セルフネグレクトの発見の遅れ・団塊世代の後期高齢者の増加・8050問題など、多種多様なニーズを抱えていることである。

前年度はコロナ禍により、各構成団体は対面活動が制限されていたため、塚田地区の5つの地区の特性や新しい変化、地域資源についての意見交換の機会が少なかったことが反省される。今年度はそれぞれの地域の実情を把握し、変化、特性、強み等を確認し合っていくことで、今後のネットワーク強化や介護予防、自立支援、認知症対策につながる取り組みを考える機会としていきたい。

認知症総合支援業務（介護保険法115条の45第2項第6号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

認知機能が低下しても、一人一人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしているために、本人・家族・医療・介護や福祉が地域一体となって対応していくことが必要である。本人が自らの意思に基づいた生活が継続でき、その上で支えている家族が疲弊しないように、早期に医療・介護に繋げるとともに地域での支える力も引き出して行く。

認知症についての相談を受けた際は、本人の意思に基づいた日常生活・社会生活が送れるよう適切に対応し、早期に専門医療機関の受診が出来るように支援を行っていく。受診につながるのが難しいケースへは法人の心療内科医（認知症専門医）と連携し迅速な同行訪問や助言を受け対応していく。受診にも介護保険サービスにもつながらないケースに関しては認知症初期集中支援チームや今年度から開始される、認知症高齢者等サポート医事業での介入を検討する。

また、認知症に関する研修等に積極的に参加し、センター内はもとより地域へも最新の情報や動向・知識を広めていく。認知症地域支援推進員は2名配置されているが今後は全職員が受講できるようにしていきたい。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

塚田地区には3か所の認知症カフェがある。1か所は高齢者施設内ということもあり感染症対策で休止中である。他2か所は昨年同様、認知症サポーター養成講座や介護予防教室を行っていく。立ち上げ支援に関しては「塚田サポーター」や地域関係者へ認知症カフェの説明会を行い、理解を深めて興味を持った方には立ち上げ支援を行う。

認知症サポーター養成講座は今まで通り民生児童委員が行う小中学校の講座の後方支援を行う。その際には当センターで作成した「認知症のサポート体制」のチラシを小中学校の協力を得て、保護者に向けて配布してもらうこととしている。介護と仕事、子育ての両立が継続できるように、情報提供を行う。

民生児童委員や地域関係者が認知症サポーター養成講座を受講していない場合は、積極的に参加を呼び掛けて開催していき、既受講者にはフォローアップ講座を提案する。講座開催時にはボランティア活動や地域活動への参加意向をアンケートで確認し、塚田サポーターの募集を継続する。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

地域ケア会議の構成員に対して、チームオレンジの土台作りを念頭に置いて徘徊模擬訓練を自治会などの小単位で開催できるように、周知活動を行い、実施できないかと声かけをしていく。新しい街となり、風景が変化している塚田地区での身近な見守り体制の構築を図っていきたい。

昨年度9月、世界アルツハイマー月間に認知症に対する啓発活動の一環として、イオンモール船橋において徘徊模擬訓練を行い、関係者だけでなく、一般市民の買い物客やイオンの従業員に参加していただき、とても好評であった。今年度も西部圏域の西部・法典地域包括支援センター、中山・葛飾在宅介護支援センターと協力して、当センターが事務局を担い、9月に開催を予定している。すでに4月19日にイオンモール船橋の担当者と打ち合わせを実施し、西部地域包括支援センター所長に実行委員長となっただく運びとなっている。イオンモール船橋の担当者は社会問題となっている認知症対策に強い関心を寄せており、企業の社会貢献活動の一環としたいとの話であった。今年度もイオンモールを利用する幅広い年齢層の方に参加していただき、地域の関係団体にもボランティア協力を依頼する予定である。声掛け訓練を通して、認知症についての正しい理解や知識の普及を図ることが出来るよう内容や周知方法の検討を行っていく。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

センター内では介護保険更新時にはサービス利用状況を確認し、事業対象者として検討ができないかを介護予防プランナー2名と常に相談している。

新規の総合相談では、インテーク時にセンター独自の簡易アセスメントを実施したうえで、事業対象者についての説明を行うようにしている。センター内の認定会議においては本人の目標を明確にし、意欲的に取り組むことを意識づけすることで、サービス利用が漫然とならないように検討していく。

○多様なサービスの活用

多様なサービスの活用にあたり、利用者の住む地域の特性の把握が重要であると考えられる。民生児童委員、生活支援コーディネーター、自治会、地区社会福祉協議会と連携の上、地域の変化や特性を把握し、サロン、シルバーリハビリ体操教室、助け合いの会などのインフォーマル情報の収集を行い、利用者に情報提供を行う。

当センターの介護予防プランナーと主任ケアマネジャーの会議は毎月開催し検討の

機会を確保していく。地域リハビリテーション事業における自立支援型介護予防ケアマネジメント検討会議及び同行訪問を活用し、自立支援に向けた介護予防プラン作成支援をしていく。

○総合事業の普及啓発

在宅介護支援教室や介護予防教室などの地域活動の機会では、フレイル予防の観点だけでなく、総合事業についての説明を行い、普及啓発をしていく。また、地域ケア会議や地域の勉強会などの機会を活用して情報提供を行っていく。さらに当センターのホームページや塚田だよりなどの媒体も利用していく。

事業計画書（重点事業等）

（令和5年度）

重点事業：権利擁護業務（主に意思決定支援）（介護保険法115条の45第2項第2号）

※判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

昨年度の当センターが受理した権利擁護を主訴とした新規相談件数は全体の僅か0.9%であった。高齢者が制度を利用することにメリットを感じにくいことや、権利擁護を必要としている高齢者がすでに認知症になり、SOSが発信できない状態になっているのではないかと推測できる。

「船橋市成年後見制度利用促進計画」（令和4年3月）に基づいて、『みんなでつくる支援の輪。自分らしく暮らせるまち、船橋』という基本理念が実現でき、2つの基本目標が達成できるように、3つの基本方針についての活動を計画する。

○中核機関の周知・広報

基本方針1の地域住民に対しては、高齢者の認知症に関する知識だけでなく、理解・判断能力の低下が及ぼす重大な問題として、健康被害、金銭被害、生活環境の悪化、ライフラインの危機などの被害を伝える講座等を開催していく。正しい知識の普及啓発を行うために、当センターの職員が昨年度「消費者教育コーディネーター」の15時間にわたる千葉県オンライン研修を受講し、消費者教育担い手リストに登録され、県の消費者啓発に関する事業にも協力する資格を有することができた。消費生活相談とその関連法令・決済方法の知識・製品の安全と表示・消費者教育・若者や高齢者の消費者被害の未然防止・講座の実施手法と啓発材料・消費者団体の活動等を学んだので、今後はその知識を生かし、まずはセンター内、地域ケア会議構成団体や塚田の会などへ勉強会を行うこととしている。地域住民に対して、地域のイベントや老人会や自治会等を利用し、啓発活動を行っていき、消費者被害を未然に防止し、権利擁護に関する理解を周知する機会としていく。

○地域連携ネットワークの構築

基本方針2の地域連携ネットワークの構築については、昨年度「塚田の会」において専門職による成年後見の研修を実施したが、今年度も継続して開催する。成年後見や任意後見などに加えて、法テラスやさーくるなどの支援機関と連携した事例をもとに検討することで資質向上を図っていきたい。後見制度等は実務を通して検討することでより理解が深まるので、基礎知識のみでなく、事例を用いることがより効果的であると考えている。

基本方針3に関しては「地域ケア会議構成団体と塚田の会との交流会」を6月15日に企画している。その交流会において中核機関「権利擁護サポートセンター」にすでに広報を依頼しており、広く地域住民に周知できるようにしていく。その交流会で権利擁護をテーマとする個別ケア会議の模擬事例を作成し、グループワークを行っていただき、それぞれの立場での意見交換を行い、効果的なネットワークの構築が図れるようにしていく。

○センター内の体制

「意思決定支援」については、「どんな人であっても、意思決定能力は存在している。本人による意思決定が実現できるためにあらゆる手段を尽くす必要がある」と

いう基本的理念を共通認識している。加えて、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」、「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難になった人へのガイドライン」、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」をすべての職員が理解し、まずは職員自身が本人を中心とした支援技術を磨き、実践に活用する。常に本人の意思が尊重され、尊厳が守られているかを中心にケース検討を行う。

成年後見市長申立ての書類作成を、社会福祉士以外の職種も担当している。その際に出てきた疑問点をセンター内で集約し、センター独自のQ&Aを作成した。そして成年後見や虐待対応時に使用するマニュアルや関係各課に提出する書類を最新版に更新していく。

困難事例に関しては、チーム支援を展開するため、常に検討を重ね方向性を統一できるようにしていく。ケース対応の場面では、特定の職員に負担が集中することのないように役割分担をし、全職員で一貫した対応ができるように、チームアプローチで支援を実践する。困難ケースは、職員の精神的な負担が大きい。当法人のストレスチェックは年に1回実施され、産業医（＝心療内科医）が結果を確認している。必要時は面談対応ができる体制となっている。

センター事業

○地域力の向上を目指して…チームオレンジ

1. 今年度は、来年度始動の「チームオレンジ」の準備期間として、まずは地域ケア会議構成員や塚田の会に「チームオレンジ」の説明を行っていく。生活支援コーディネーターと情報交換を行い、地域情報を集約し分析する。チームオレンジの初動地域としては、塚田地区では地域活動が盛んな自治会が数か所あるので、地域関係者とも検討し対応できる地域を決めていく予定である。

2. 集いの場所づくりの担い手として、千葉県ふれあいプラザが実施する「コミュニティカフェ開設講座」を職員が受講する予定である。地域コミュニティの立ち上げから運営方法、カフェの見学など10回シリーズだが、今後のコミュニティ形成に向けての学習としていく。

3. 4月のイオンモール船橋との打ち合わせにおいて、「空き店舗や場所を有効活用して、定期的な健康相談や体操教室などを開催し、高齢者へアプローチするのが良いのではないかと提案をいただいている。例えば、コミュニティカフェとして「集いの場」を開催できるように、下半期以降にイオンモール船橋担当者と生活支援コーディネーターを含めた関係団体や塚田サポーター、当センターでコミュニティカフェが実施できないかと一緒に検討していきたいと考えている。

○塚田サポータープロジェクトの展開に向けて

認知症サポーター養成講座等のイベントを開催した際のアンケートで「塚田サポーター」という名称でボランティア活動の意向がある住民を募り、塚田の会や民生児童委員など10名ほどの希望者がいた。そして2月の講演会アンケートで募集したところ、一般住民20数名の希望者がおり、ボランティアリストを作成できた。今後はその希望者に対して、アンケート調査を行い、どういったことに参加できるのか等を確認していく。また、生活支援コーディネーターからは塚田地区社協にもボランティア

が60名位の登録があることを聞いているので、今後も協働していく。

○在宅介護支援教室及び講話活動について

今年度も引き続き、老人会や自治会、認知症カフェ、UR行田団地、スポーツ推進委員、地区社協との協働で講話活動や在宅介護支援教室を開催していきたい。昨年度は船橋市のエンディングノート「大切な人に伝えるノート」や「体組成計を用いた健康相談」などが多かった。今年度は介護予防の体操教室や認知症予防も提案していきたい。例えば、前年度の地域ケア会議主体の講演会内容を編集した動画「なんで認知症になっちゃうの？講師赤川先生」を活用していく。定員を超えてしまったので、市民からの申し込みをお断りした経緯がある。今年度はできるだけ多くの方に見ていただけるようにしていきたい。また、高齢者の消費者被害の未然防止についての講話も行っていく。

○民生児童委員協議会での地区別懇談会の開催について

東武アーバンパークラインの新船橋駅と塚田駅を利用できる北本町及び山手、行田町のエリアは、工場跡地の再開発に伴いショッピングセンターやマンションが建設され、若い子育て世代が多く転入しているのが特徴である。JR西船橋駅を起点としたバス交通網がある行田・行田町エリアには団地がある。またJR船橋法典駅や東武アーバンパークライン馬込沢駅が利用できる旭町・前貝塚町エリアは交通網が不便なエリアがあり、買い物難民のために移動販売車が導入され、畑が残っている。これらのことを踏まえ、今年度は5つの地区別懇談会を開催していきたいとすでに民生児童委員協議会会長と打ち合わせをしている。「前貝塚町」はすでに独居・高齢者世帯の情報を地図に落としこみ、「可視化」を行っているので、これらの情報を有効に活用していく。

昨年12月から新委嘱された民生児童委員は40名のうち14名である。北本町の1名は夏見地区、旭町の1名は法典地区の民生児童委員協議会に出席されているため、当センターをはじめとして、塚田地区の関係団体との連携が図れておらず、イベントやお知らせ、塚田だよりなどの情報提供をするなどの配慮をしてこなかったのは反省である。地域住民からの相談窓口としての対応はできているが、今後は地域活動においても連携を図っていくこととして、当センターからのお知らせなどを郵送していく。

○地区社会福祉協議会、自治会連合会や老人会との連携について

地区社会福祉協議会の理事として会議に参加するだけでなく、生活支援協議会、4ブロックの安心登録カード会議にも参加し、顔の見える関係を継続していく。サロンでの講話についてはすでに今年度は2回の予約をいただいている。塚田まつりやさまざまなイベントに協力していく。

自治会連合会や老人会などにも当センターの講話活動などをお知らせし、連携を図っていく。

○行田団地への取組みについて

UR都市機構行田団地（約1,500戸）は交通の利便が良く、保証人不要のため、ほぼ空き家がない人気の団地である。令和3年当初の65歳以上の高齢者が世帯主となっている住戸は約42.5%である。今年度は「行田団地ケア推進会議」は当セン

ターとURコミュニティが並列で事務局となり、年4回開催する。今年度は自治会長が交代し、新委嘱の民生児童委員との連携を強化していく必要がある。行田クリニック、主任介護支援専門員、UR関係者や生活支援アドバイザーと、行田団地ならではの課題を話し合い、「顔が見える関係」ができるように支援をしていく。そして、地域コミュニティ形成支援としてイベントや相談会等を開催するときは、協力を行っていく。

今までは行田団地自治会は、地区社会福祉協議会の安心登録カード事業には参加していなかった。しかし、今年度からの自治会新役員と民生児童委員が地区社会福祉協議会に申し入れて、事業に参加していく方向で協議していくこととなっている。今後関係性が維持できるように後方支援を行い、団地住民が安心して暮らせるように対応していくこととする。

○ICTを活用した周知活動について

当センターのホームページの充実を図り、さまざまな情報発信を行っていくことで、若い世代や遠方の家族がアクセスしやすい環境を提供していく。例えば、動画配信による学習の機会、塚田だよりやブログの更新、認知症施策や権利擁護、イベント情報、地域情報などの紹介などを行う。また、ホームページのURLをQRコードにし、各種配布物に印刷し、よりアクセスしやすくする工夫を行う。

○相談統計の把握と活用について

すべての総合相談はパソコンソフトを活用した台帳で管理や相談記録の保存を行っている。新規相談者の属性（例えば町名、認知症、権利擁護、高齢者虐待、消費者詐欺被害、民生児童委員のかかわりなど）を統計処理し、塚田地区における相談の傾向を可視化している。今後は地域ケア会議で定期的な報告を行い、現状の把握及び分析、地域課題の検討資料となるようにしていく。

○マニュアルの更新とBCP策定について

災害と感染症のBCPについては、4・9月に定期更新と読み合わせを行い、必要に応じて随時の変更を行っていく。職員が常にマニュアルを念頭におき災害や感染症発生時に迅速な行動ができるようにしていく。センター内の全てマニュアルについては、4月の定期更新とともに、新入職員の入職時に必ず見直し、最新の情報に更新していく。

○センターの移転について

今年度10月に塚田駅近くへ新築移転の予定である。移転に伴う周知活動を地域住民や関係各所に丁寧に行い、地域の混乱を最低限にすると共に、地域活動や相談対応が滞ることの無いように最善の配慮をしていきたい。

事業報告書（概要）

（令和4年度：第4四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

- ・今年度の総合相談は、前年度に比べ特に10月以降から増加し始め、年度末までその傾向が続きました。（前年比：約10%増）また窓口対応の相談件数も増加傾向にあり、全体の相談件数の約40%以上を常に維持するようになりました。（前年比：約28%増）相談者の多い時はセンター3か所の相談窓口が全て埋まり、一時的に会議室を活用することや、時間を空けて再来館して頂くなどの対応をせざるを得ませんでした。また前年度は虐待や徘徊で保護する案件が多く、継続的な支援が必要でしたが、今年度はコロナ禍において介護保険の申請やサービス利用を控えていた方が一斉に相談に来られるという印象です。またここ数年の傾向としましては、相談内容が多岐に渡っており、介護保険申請だけでなく、認知症を始めとする医療・保険関連や生活困窮に係るなど継続した複合的な相談が増えてきています。サービスに繋げる際には、特に要支援認定者のケアマネジャー探しに難航し、鎌ヶ谷市や市川市等の他市の事業所に依頼する事も多々ありました。今年度の個別ケア会議の開催回数は5件となります。地域の民生委員等の見守り支援や関係者間との情報共有が必要なケースです。なかには個別ケア会議がきっかけとなり、ケースの流れが大きく展開した事例もありました。
- ・地域共生支援部では、定期的に複雑化・複合化したケースへの実践力を養えるように法人内の障害の相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター合同で内部研修会を開催しています。今年度は8月に「セルフネグレクト」、11月には「難病のこどもの移行期の支援」についての事例検討会を実施しました。また事例を基に「障害者総合相談支援」について情報共有も行っています。
- ・今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、出張相談会の開催に至っていませんが、定例で開催されている民生児童委員協議会などの場を活用して、事例検討を行うなどした際に「気になる高齢者」の情報共有もさせていただいています。
- ・総合相談の受付後は、実態把握を経て毎月1回三職種会議を開催し、今後の対応方法や状況確認の期間設定などを協議しています。また、同様に虐待ケースにおいても毎月1回のペースで虐待検討会議の中で支援計画に基づいた評価表を作成し、終結に向けた話し合いを行っています。その他にも今年度からは毎日朝礼後に情報共有とミニカンファレンスの時間枠を30分程度とるようにしており、3職種間でケースの共有を図り支援の方針を決定していきましました。カンファレンスに諮る際の情報ツールとなるような簡易的なシートも活用しています。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）*** 高齢者虐待関係**

・高齢者虐待については、直営地域包括支援センターとの連携を図りつつ、所内で対応検討会（適宜）や虐待検討会議（定期）を開催し支援の方向性を確認しました。今年度は虐待の通報として新規 17 件、そのうち虐待認定が 7 件となっております。所内においては毎月 1 回、虐待検討会議を開催し、ケースの進捗の他、対応方法の検討などを行いました。三職種全員がすべての虐待ケースの共有を行い、ケースを進めていく上での貴重な意見交換の場になっています。

・今年度の市長申立ての件数は 5 件、そのうち虐待による措置後の申立ては 2 件となっております。年度中に後見人に引き継ぎ終了した虐待ケース 2 件については、後見人支援や養護者支援のため引き続き対応中です。

・法典ほうかつ便り（9月号）にて高齢者虐待を防止するために「認知症の正しい知識」と題し、介護者や家族が認知症に関する正しい情報を知ることによって様々な症状に落ち着いて対処しやすくなることなどを地域住民に向けて発信しています。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）**1. 関係機関との連携体制の構築**

包括的・継続的ケアマネジメントの実践に向け、4 回目の開催となる「法典地区多職種ネットワーク」にて事例検討を行いました。地域におけるインフォーマル・フォーマルを含む関係機関（行政、さーくる、市社協、民生委員、生活支援コーディネーター、行政書士、障害関係、NPO 法人、ボランティア団体、福祉用具専門相談員、介護保険サービス事業所等）と介護支援専門員とが事例についての意見交換を行うことで、それぞれの専門性や役割を理解し合い、顔の見える関係性を構築できるよう、連携体制の支援を行いました。

また、地区の主任介護支援専門員には、地域活動の一環として実行委員を担っていただき、企画運営に携わり、事例検討では司会や事例提出、グループワークのファシリテーション等を担当してもらいました。

今回で 4 回目の開催となりましたが、年々参加人数や規模が大きくなるにつれ、グループワークのメンバー内だけの交流に限られてしまう、事例がそもそも難しく専門職向けの内容であるとの意見があがり、当初の開催目的であった「法典地区の介護保険事業所や民生委員等と、勉強会などを通じて顔の見える関係作りや連携体制の向上を進め、地域包括ケアシステムの構築につなげる」ことについて、関係を継続して地域包括ケアシステムの構築を遂行することを視野に入れ、改めて今後の運営方法について見直すことを検討しております。

民生児童委員協議会ではコロナ禍における救急搬送についての対応等、個別のケースへの相談、高齢者の見守り支援の事例共有等、民生委員が地域活動に取り組みやすい環境を支援しました。また地域ケア会議の構成員とともに地域活動を行う中で、関係機関

同士で協働体制がとれるようネットワークの構築に努めました。

2. 介護支援専門員を支える仕組み作り

地域の介護支援専門員からの個別の相談について、継続した支援が必要なケースかどうか、支援方針を含めて所内の3職種会議で意見交換し決定しました。支援困難ケースは電話相談だけでなく、必要に応じて介護支援専門員に来館していただき、現行のケアプランやアセスメントを確認した上で、支援の方向性について協議する機会も設けました。さらに介護支援専門員と民生委員ら地域の方々や関係者との連携が必要なケースについては、個別ケア会議を開催して支援チーム作りの構築に努めました。

その他介護支援専門員へのサポート体制として、情報共有や相談が行えるように「ケアマネサロン」をオンラインにて月1回の開催を継続しています。資質向上に向けた研修関連については、船橋市介護支援専門員協議会西部地区役員や西部圏域の地域包括支援センターと共に企画運営の打ち合わせを行い、6月は主任介護支援専門員を対象とした事例検討会、10月には「防災の基礎知識を学ぶ」をテーマにした研修会への協力を図りました。また11月には西部地区主任介護支援専門員連絡会を開催し、世話役である地域の主任介護支援専門員とオンラインで打ち合わせを重ねながら主任介護支援専門員同士のネットワーク構築支援を行いました。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

地域ケア会議全体会議では、地域関係者や幅広い専門家と共に地域課題の解決に向けて取り組んでいます。今年度は新たな構成員として、福祉用具専門相談員、生活支援コーディネーター、薬剤師を招聘しました。また新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、会議時間の短縮やオンラインと参集のハイブリット方式を活用するなどしてできる限り顔の見える関係性作りに努めました。定例の議題としては地域資源の情報共有や個別ケア会議の報告、地域課題に基づいた地域支援計画の進捗状況について確認してきました。また広報誌「法典ほうかつ便り」に議事録を掲載し、会議の振り返りができるようにしています。

第1回では改めて地域課題の掘り起こしの行程として「法典地区の目指す姿」を検討するためのグループワークを行いました。また10月開催予定の地域ケア会議を主体とした講演会に向けての役割分担の話し合いや、認知症サポーターステップアップ講座の開催報告を行いました。

第2回はコロナ禍での感染状況を踏まえ、参集とオンラインのハイブリット方式で開催しました。議題としては第1回のグループワークで話し合った結果、地域課題としては「通いの場」が必要であるという結論に至り、構成員同士で通いの場のイメージを膨らませるための意見交換の場を持ちました。

第3回は今年度実施した各種地域活動の報告と、来年度に向けて地域活動の取組内

容について擦り合わせを行いました。また今後、圏域内における学生（中・高校性）との地域活動の関わり方についても議論されました。

第4回は「地域課題に基づいた支援計画票」をもとに今年度の活動を振り返り、来年度の支援計画票についても承認を頂きました。また「通いの場」についての進捗状況の報告と年度末ということもあり、各団体から1年間の振り返りの報告を頂きました。

○個別ケア会議について

個別ケア会議については、新型コロナウイルス感染状況に留意しながら、当センター会議室や集合住宅の集会所などで飛沫防止シートや消毒、換気などの対策をとった上で計5回開催しました。参加者としては民生委員や自治会関係者、担当ケアマネジャー、介護事業所の関係者等です。会議の内容については、①もの忘れと被害妄想により、同居家族と近隣住民が疲弊しているケース、②独居で身の回りのことが徐々に出来なくなり、セルフネグレクトのリスクの高いケース③ゴミ出しが出来ず、近隣トラブルになるなど地域住民の理解と見守り支援が必要なケース、④独居で精神疾患により、金銭管理や体調管理、アパートの契約行為など難しくなってきたケース、⑤認知症により金銭管理が出来なくなったり、外出先から自宅に戻れなくなり警察に保護されるなど一人暮らしの継続が難しくなったケースです。会議で抽出された社会資源の分類として多い課題は、「閉じこもり・孤立化対策の充実」が4件、「医療面での支援体制の充実」が3件の順番となっています。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

個別ケア会議を積み上げた上で抽出された地域課題を全体会議でも共有し、取り組みに反映するなど「個別ケア会議」と「全体会議（定例会）」の連動性を重視すべく、昨年度から全体会議のグループワーク等で検討してきたテーマでもある「法典地区の目指すべき姿」はコロナ禍の影響もあってか結果としては「通いの場」の必要性でした。現状、個別ケア会議における社会資源の不足に挙がってくる課題分類の中で最も多いものが「閉じこもり・孤立化対策の充実」であったため、この地域課題については何らかの取り組みが必要であることは明確であると考えています。今後は全体会議を中心に構成員のみならず法典地区多職種ネットワークとも連動し、また認知症施策とも紐づけながら地域づくりへと発展させていくことが課題であると認識しています。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

チームオレンジについては、地区社会福祉協議会と協働して認知症サポーターステップアップ講座を6月に開催しました。参加者は35名、その大多数が民生委員でしたがグループワーク等を通じて認知症の人への「気づき」、「受けとめ」、「つなぐ」方法

を学び、より認知症に対する知識や対応方法について理解を深めることができました。また開催後のアンケートではオレンジサポーターとして地域で“活動したい”または“検討したい”と回答した方が25名いました。今年度のオレンジサポーターの地域活動としては、徘徊模擬訓練（地域で見守り声かけ体験inイオンモール船橋）や小学生を対象とした認知症サポーター養成講座の活動ボランティアとして参画していただきました。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

認知症カフェの立ち上げ支援に関して、丸山地区でオレンジカフェに興味を持っている方がおり、コロナ禍が落ち着いた頃に自宅での開催を検討しています。具体的な話になる際は本課とも連携しながら地域住民への周知と普及活動のフォローアップを図りたいと考えています。また10月には地域ケア会議を主体とした講演会において、「在宅医の視点から認知症の人を地域で支えるには」というテーマで在宅医からの講演と「認知症の人と共に暮らす地域とは」というテーマで地域ケア会議の構成員とパネルディスカッション（活動報告含む）を行いました。総合相談業務においては認知症ケアパスの冊子などを活用し、認知症の知識普及・啓発に努めました。

・認知症の疑いのある方の相談は、ご家族からの相談はもちろん、関係機関（警察、金融機関、薬局、民生委員、ケアマネジャー、ふらっと船橋など）や、地域住民からの相談がありました。適切にアセスメントし、専門医療機関や認知症初期集中支援チーム、家族交流会等についての情報提供、受診の支援、家族支援やケアマネ支援等を行いました。受診や介護保険サービス利用に至るまでに時間を要する事も多く要介護認定申請すら困難な場合があり、家族や地域住民、関係機関と連絡調整を行うなど支援を行いました。継続的に関わり見守ることで介入のタイミングをとらえ、サービス導入等の支援につなげることの重要性を感じております。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

今年度も小学生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施しており、圏域内の小学校3校と中学校1校（オンライン）で開催しました。そのほかにも7月に第一生命馬込沢営業オフィス（30名参加）、8月には西老人福祉センター（26名参加）にてそれぞれ認知症サポーター養成講座を開催しました。中学校以外は参集形式での開催であった為、感染予防に十分留意しながら開催しました。9月には西部地区の包括・在支合同での徘徊模擬訓練（地域で見守り声かけ体験 in イオンモール船橋）を実施しました。参加者数は35名であり、商業施設内での開催ということもあり、普段は認知症というテーマに触れる機会の少ない方にも啓発に繋がったと思われます。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法115条の45第1項第1号ニ）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

今年度はこれまでに基本チェックリストを10名実施し、10名全て事業対象者として認定されました。10名のうち1名は自前のプランナーのケースで要支援から更新時に

事業対象者への移行手続きを実施しました。船橋版アセスメントシート、検討会、居宅の届け出なし等、簡易化可能な手続きを確認しながら間違いのないように行いました。コロナによる臨時的な取り扱いの終了に向けて、総合事業への移行を提案する際に手続き面での簡便さだけでなく状態が悪化した場合の介護申請、サービス利用への切り替え等の手続きなど対象者が不安なく移行できるよう説明を行いました。

また、手続き上の簡便さから利用者の口コミや近隣のデイサービスへ見学に行き、包括への相談につながる方も見受けられますが、その際には介護保険により提供されるもので、誰もが利用できる訳ではないことの説明と同時に介護申請の必要性についても丁寧に聞き取りをおこない、その後の適切なケアマネジメントに繋がられるようにしました。

○多様なサービスの活用

今年度はシルバーリハビリ体操やグランドゴルフ、太極拳、公民館や西老人福祉センターでの活動が本格的に再開され、通所系サービスだけでなく、積極的に外出し楽しめる機会を増やせるよう情報提供をおこないました。また、介護予防教室「生き生きと若々しく過ごすための教室」は何年も継続利用されている方も多く、広報「ふなばし」を念入りにチェックし、ご自身で申し込みをされ、総合事業の緩和した基準によるサービスの不足分を補うような役割も果たしています。寒い時期は多くの方が自宅で過ごされる時間が長いため、ご近所の助け合いやマンションの見守りネットワークなどに助けられる方も見られました。さらに圏域内ではコンビニの移動販売も開始され、野菜等の移動販売と共に外出困難な高齢者への生活の支えとなっています。

○総合事業の普及啓発

通常は総合相談業務における窓口対応や更新申請の際に、相談者の意向や状態を適切に把握した上で、介護申請以外にも総合事業があることの説明を行っています。また介護保険サービスの未利用者宅への訪問時にご家族を含めて総合事業のメリットについて周知を図っています。引き続き、要支援の方へ更新のタイミングで総合事業への移行のメリットと不安解消等、丁寧に説明できるよう常に最新の情報をキャッチし職員間で共有できるようにしています。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第4四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務(主に意思決定支援)（介護保険法115条の45第2項第2号）

＊判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

中核機関の役割や機能については、ケアマネサロン、地域ケア会議などを通じて情報提供しました。また、「自営店を続けたいという本人の思いに反し、金銭管理や顧客対応が難しくなっているケース」について、12/1の権利擁護支援定例会に事例提出を行いました。理解力の低下が否めない店主の思いに寄り添いながらも、今起きている課題に対し包括としてどのように支援していくのかについて助言を頂きました。周囲の人々が困っている状況とは裏腹に、特に困っていない本人に対して、現段階では後見申し立ての時期ではなく、本人が困った時のタイミングを逃さないように、これまで通り周囲で見守りを継続することとなりました。

なおこのケースは、3月に入り、本人の体力や認知機能の著しい低下に伴い、親族と協議を重ねた結果、成年後見制度（親族申し立て）の手続きを開始しております。

○地域連携ネットワークの構築

今年度は個別ケア会議を5件開催しました。それぞれ民生委員、ケアマネジャー、行政機関、サービス事業所と連携して支援にあたりました。ケースの中には意思決定支援として、財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態にある高齢者の支援方法も検討しました。

○センター内の体制

・‘法典ほうかつ便り12月号’にて法典地区で実際に起きている消費者被害「キャッシュカードを盗られた」事例とその対応策を掲載し、地域住民へ周知、注意喚起を行いました。

・‘法典ほうかつ便り3月号’にて「その電話、アポ電かも」と題し、アポ電が詐欺のきっかけとなるだけでなく、強盗事件にまで発展する恐れがあるという報道を受けて、事例とその対処法を掲載し地域住民に向けて注意喚起を行っています。

・国民生活センターの「見守り新鮮情報」のポスターを定期的に掲示し、地域住民への消費者被害の注意啓発に努めました。

・朝礼後の9:00～9:30をケース共有の時間とし、支援に不安なケースや困難なケースについて他の専門職より助言をいただく良い機会となっています。

センター事業

○ケアマネサロン

法典地区の介護支援専門員が顔を合わせ気軽に情報共有や相談できる場として、毎月開催しています。コロナ禍を踏まえ引き続きオンラインでの開催となっておりますが、毎回地区内のほぼ全事業所が参加しています。利用者対応の相談、社会資源の紹介、事例検討などが行われました。司会を各事業所が輪番制で行うと共に、オンライン開催に際してのセッティングも一部を事業所が担うことにより、地域のケアマネジャーが主体的に開催する会となっています。ケアマネサロンを基盤として、特定事業所加算取得事業所主催での事例検討会や「法典地区多職種ネットワーク」の実行委員会も開催されています。

○情報の発信

センターの広報誌である「法典ほうかつ便り」は年4回（6月、9月、12月、3月）発行しました。具体的な記事については日頃の相談内容の傾向や時事の話題も盛り込みながら3職種が協働で作成し、地域住民へ伝えたい内容を掲載しています。また裏面には毎回地域ケア会議で協議された内容等を掲載することでセンターや地域ケア会議の周知に役立てています。

・6月発行：夏場における換気の工夫/高齢者虐待の防止（介護うつ）/地域ケア会議開催報告

・9月発行：健康増進普及月間について/高齢者虐待の防止（認知症の正しい知識）/地域ケア会議開催報告

・12月発行：健康づくりに必要な身体活動/消費者被害について/地域ケア会議開催報告/各種地域活動の報告

・3月発行：腸を健やかに/その電話、「アポ電」かも/地域ケア会議開催報告

○出張相談

今年度も出張相談会（もりおかさん家）はコロナ禍の影響により、開催を見合わせていますが6月には桐畑町会の老人会の中で介護保険制度の仕組みや地域包括支援センターの機能と役割についての講座を開催することができました。コロナ禍であっても少しずつ地域活動が再開されてくる中で、今後も情勢をみながら出張相談会の開催に向けて準備を進めて参ります。

○法典地区多職種ネットワーク

地域で活動する方同士で顔の見える関係性作りと連携を目的に開催している「法典地区多職種ネットワーク」は、昨年度コロナ禍の影響によりオンライン開催を行い、今年度は10月に参集形式で開催しました。来年度より開始となる重層的支援体制整

備事業を見据え、多職種による事例検討会を実施しました。実行委員である地域の主任介護支援専門員の意欲も高く、計5回の打ち合わせ（オンライン）の上で開催いたしました。また聴覚障害をお持ちの方には個別に相談し、地域外の方も含め、出来る限り多くの方に参加いただけるよう準備しました。

当日は介護保険事業所の他、自治会や民生委員、社会福祉協議会、医療関係者、民間企業や行政担当者、障害や法律分野の専門職の方々など58名が参加し、コロナ禍における高齢者の閉じこもりについての事例検討を行い、NPO 法人代表理事の方より地域活動のご紹介をいただきました。

○介護離職防止の取り組み

仕事と介護の両立に関する情報や介護保険制度の仕組みについて掲載した小冊子「仕事と介護の両立を目指すガイドブック」に関しては、今期、新たに医療機関（4か所）に配布することができました。2か所の医療機関では医師との面談を行うことができ、本冊子をツールとして活用できたと感じています。近隣スーパーにおいては手に取っていただく方も多いようで、毎月20部程度補充している状況です。今後も設置箇所を拡大するなどして、地域の方々に介護や福祉の情報を、身近な話題として、早期に提供できるような工夫や取り組みを進めていきたいと考えています。

事業計画書（概要）

（令和5年度）

総合相談支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

- ・アフターコロナを見据え、サービスの利用控えなどの要因から、閉じこもりや孤立化する恐れのある高齢者や支援困難ケース等に関しては、民生委員との連携や地域住民の見守り（「ご近所見守りチェックリスト」の活用等）のもと、早い段階から個別ケア会議や地域ケア会議に諮り、要援護者の支援方法、支援内容について共通認識を図り、地域で支え合う仕組みを作り上げていきます。
- ・センターより遠方地区の地域住民に対しては一人では窓口までたどり着くことができない方もおられます。そのためアウトリーチの相談強化を図るべく、これまでも出張相談会を定期的に開催してきました。コロナ禍の影響により、現在は休止しておりますが、再開に向けて計画的に実施の方向で検討していきます。
- ・法人の地域共生支援部としては、包括的な相談支援体制の構築に向けて、複数分野（高齢者・障害者・生活困窮者等）からの複合的な相談に対しても属性を限定せず、地域の様々な相談を受け止め、相談者の状態像や背景に応じて適切な関係機関等へ繋ぐなど、引き続き情報の提供や連携の強化を図ります。
- ・8050問題を始めとした複雑化・複合化したケースにも多機関で連携していけるように、定期的に事例検討会や勉強会などを企画し、地域共生社会の構築に向けた相談援助職としての実践力を養います。特に重層的支援体制整備の開始に伴い、多機関共同事業の一角を担う役割と、また月1回の頻度で開催している運営会議においては障害分野の相談支援専門員にも参加をしてもらうことで、制度や地域の社会資源などの情報共有を図っていきます。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

※高齢者虐待関係

○高齢者虐待の早期発見・防止・早期対応

- ・虐待の発見や通報があった際には所内で対応検討会（コア会議）を適宜開催し、センター内での支援の方向性を迅速に取り決め、直営センターとの連携を図ってまいります。
- ・高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議や臨時・検討会議、外部研修などに参加することで、各関係機関の役割や対応方法を参考にし、虐待支援のスキルアップに努めます。
- ・所内においては毎月1回、虐待検討会議を開催し、ケースの進捗の他、対応方法の検討などを行います。三職種全員ですべての虐待ケースの共有を図り、有事の際にはチームで対応していきます。
- ・年4回の‘法典ほうかつ便り’に高齢者虐待の記事を掲載し、地域住民に向けての注意喚起を引き続き行っていきます。
- ・今年度は、新型コロナウイルス感染症の終息に伴い、各会議や相談会、講演会などの

開催が見込まれます。普段から地域支援に尽力くださっている民生委員のスキルアップのため、また、虐待について関心のある地域住民へ向けて、虐待対応に関する講習会を行っていきます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

1. 関係機関との連携体制の構築

- ・地域での暮らしや生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、住民主体の通いの場の創設を目指します。体制構築に向けて地域関係者と連携する機会をつくるため、地域ケア会議や青少年委員会、今後、開催予定のチームオレンジ連絡会等で関係各所の構成員と対話する機会を増やしていきます。
- ・チームオレンジについては、地域ケア会議や居宅介護支援事業所、民生委員の他、地域の商店や金融機関、郵便局など、これまで培ってきた地域との関係をベースに協働して取り組みを進めていきます。
- ・アフターコロナにて認知症総合支援事業の再開が見込まれており、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座の積極的な開催、認知症カフェの支援、徘徊模擬訓練の企画・運営を行ってまいります。
- ・個別ケア会議から地域ケア会議全体会議を通して法典地区の地域課題を把握し、改善に向けた取り組みをPDCAに則り、計画的に実践していきます。
- ・在宅医療、介護連携の推進を図るため、退院前カンファレンスや個別ケア会議、法典地区多職種ネットワークなどを通して情報共有を図ります。
- ・民生児童委員協議会定例会に出席し、法典地区民生委員と意見交換を行うとともに、センターの活動や取り組み、地域課題等を発信していきます。
- ・個別ケア会議、地域ケア会議全体会議を開催し、多職種・他業種協働と地域の関係機関との連携により、地域づくり、資源開発並びに政策形成を促進していきます。
- ・多職種連携の場であった「法典地区多職種ネットワーク」に代わるものとして、「法典サポートネットワーク」の開催を目指します。引き続き「法典地区の介護保険事業所や民生委員等と、勉強会などを通じて顔の見える関係作りや連携体制の向上を進め、地域包括ケアシステムの構築につなげる」ことを目標に、今まで以上に地域包括ケアシステムの構築を効果的に遂行できるよう、地域の主任介護支援専門員や地域ケア会議構成員と協力しながら開催します。

2. 介護支援専門員を支える仕組み作り

- ・船橋市介護支援専門員協議会地区役員と協力して研修会や事例検討会を開催し、介護支援専門員の資質及び専門性の向上を支援していきます。
- ・主任介護支援専門員対象の事例検討会や連絡会を通じて、事例指導等、主任介護支援専門員としての資質向上及び新たな社会資源の構築につながる活動ができるように支援していきます。
- ・地域の介護支援専門員の情報交換や、学び支えあえる関係づくりの場として、引き続き、法典地区ケアマネサロンを毎月開催していきます。今年度より、司会担当事業所がトピックを準備し、地域の実情に即した効果的な意見交換が行える場として運用してい

きます。

- ・地域の介護支援専門員が抱える個別事例に対しては、必要に応じ、サービス担当者会議への参加や同行訪問などを行うことで、介護支援専門員を側面的・支持的に支援していきます。また、困難事例に対しては、現行プランやアセスメントを確認し、支援の方向性について協議すると共に、個別ケア会議や地域ケア会議全体会議で検討し、地域で協働し支える体制を構築していきます。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

法典地区地域ケア会議全体会議においては、引き続き自治会関係者や幅広い専門家と共に地域の課題（①閉じこもり・孤立化対策の充実、②認知症対策の充実、③地域資源ネットワークの充実、④地域活動への担い手不足対策の充実、⑤センターの周知と相談しやすい体制整備の改善）に対してPDCAサイクルを回りながら計画的に進めていきます。今年度はアフターコロナを見据え、徐々に地域活動が再開されてくることも想定し、感染予防対策を十分に行った上で計画的に実施していきます。

○個別ケア会議について

個別ケア会議については、高齢者の生活の安定、地域での協働につながる重要な機会と認識し、感染予防対策を徹底したうえで積極的に開催していき、情報の収集、共有や役割分担を図ります。またコロナ禍での民生委員の再編もあり、改めて連携のあり方と関係性の構築についても進めていきたいと思えます。会議の開催を重ねていく中で、地域課題の把握や整理につなげ、全体会議も共有できるように進めます。さらに多機関協働事業が開始されることに伴い必要に応じて、さーくる（アウトリーチ支援員）とも連携を図って参ります。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

- ・地域ケア会議の構成員と共に地域づくりを促進するために、連携強化に向けた取り組みの一環として、SNSを活用することで構成員への情報発信の迅速化と連帯感の強化に努めます。
- ・会議については、地域課題の改善に向けた意見交換が活発に行えるよう、構成員への事前事後の個別のフォローや、議題の内容に応じてグループワーク形式での協議を進め、さらなる地域づくりの促進を目指します。昨年度はコロナ禍により、新たな地域課題を抽出（見直し）するために構成員でディスカッションを重ねた結果、「閉じこもり・孤立化対策の充実」において、「通いの場」の必要性について共有できたことから今年度は実践に向けた準備を進めていきます。
- ・「法典ほうかつ便り」に地域ケア会議の活動内容を記載することで、「地域ケア会議」を地域住民へも広く知ってもらえるように啓発に努めます。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）**○関係機関との連携・ネットワークの構築**

認知症の症状が比較的軽度な状態からセンターと関わりを持ち、認知症の進行具合に応じて適切な専門医療機関への受診の促しや介護サービス、認知症初期集中支援チーム等の情報提供を行ないます。また家族に対しては介護負担の軽減や不安に対する精神的なサポート、接し方の指導について家族交流会などを活用しながら、かかりつけ医、かかりつけ薬剤師、民生委員、介護サービス事業所等とも連携を図りながらネットワークを構築していきます。チームオレンジに関しましては地域ケア会議の構成員の理解と協力を得ながら体制づくりの構築に努めます。昨年度、実施できなかった生活関連企業など（スーパー、薬局、郵便局、認知症カフェ等）にもアプローチしていき、チームオレンジのメンバーとして参画していただけるようにネットワークの拡大を図ります。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

これまでに開設した認知症カフェの立ち上げ支援後の継続的な関わり方についてはコロナ禍の情勢を見据えながら、開催できるようになった折にはフォローアップを図り、地域に根ざしたカフェが主体的に運営されるように後方支援を行います。またこれから法典地区にオープン予定の新規の認知症カフェについても立ち上げ支援の過程において自治会とのパイプ役を担い、地域住民への周知と普及を図ってまいります。認知症の人が、住み慣れた地域で「生きがい」をもった生活や認知症予防等の介護予防に資するよう、町会自治会等での介護予防教室の開催を実施していきます。さらに認知症サポーター養成講座を通じて小中学校、子育て・働き世代等を含めた様々な世代に対しても高齢社会の現状や認知症を含む高齢者の理解を深められるように努めます。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らしていくことができるように、地域で見守り体制を強化していきます。引き続き認知症サポーター養成講座を小中学校や町会自治会等からの依頼に応じて実施していきます。また、近隣のスーパー、郵便局からの情報提供、警察からの徘徊に関する情報提供書の扱いに関してもセンター内でその都度、対応方法を検討し、必要に応じて個別ケア会議に繋げ、ケアマネジャーと連携を図るなどして認知症の方が安心して外出できる地域づくりに努めます。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二）**○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施**

基本チェックリストの実施にあたっては、本人の意向や状態を適切に把握した上で介護保険制度の趣旨説明を行います。基本チェックリスト該当者は船橋市版アセスメントシートにより詳細に状態を把握し、所内で検討会を実施します。また要支援者の更新時期においても、事業対象者として該当する可能性のある方は、積極的に総合事業の周知を図ると共に要支援認定が無くなることへの不安が解消できるよう情報提供も行っていきます。事業対象者を含む総合事業の利用対象者については利用者本人、家族との合意

形成による自立支援型のケアプランに基づいたプログラムの提供がなされるよう、利用者自身の能力や環境を鑑みて、生活機能や望む暮らしを最大限発揮できるよう支援を進めていきます。所内の件数調整にも配慮した上で多様なサービスの活用の利用も踏まえ調整をしていきます。

○多様なサービスの活用

利用者の状態像を踏まえながら適切な支援に繋げるために、介護予防・生活支援サービス事業を始め、一般介護予防事業、シルバーリハビリ体操（公園を活用した体操教室なども含む）、はつらつ（ふれあい）サロン、その他公民館等でのサークル活動やボランティア活動など生活期における多種多様な社会資源の活用を図りながら介護予防に活かしていきます。また新たに必要な社会資源（地域活動の受け皿や新たな担い手など）については地域特性を踏まえた上で地域課題への取り組みの一環として、生活支援コーディネーターや地域ケア会議の構成員と共に情報収集を行い、既存の資源の見直しや新たな資源の創設等、関係各所と協議しながら進めていきます。

○総合事業の普及啓発

市民向けとしては窓口相談での対応をはじめ、出張相談などの場を活用して介護保険制度の理念やサービスの概要を説明する中で総合事業の内容も含めた啓発活動を実施していきます。必要に応じ、民生委員からの相談や情報提供のあった方に対して総合事業の説明を行います。また一般介護予防事業の参加者、民協にてチラシを配布する等、啓発活動を実施します。さらに介護保険サービスの未利用者宅、もしくは利用者宅への訪問の際にもご家族を含めて総合事業のメリット（多種多様な選択サービス、迅速かつ簡便な手続き）について周知を図っていきます。

事業計画書（重点事業等）

（令和5年度）

重点事業：権利擁護業務（主に意思決定支援）（介護保険法115条の45第2項第2号）

※判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

高齢者の判断能力が十分でなかったとしても、その人らしく地域で暮らすことができるように希望や願いを聞き取り支援にあたっていきます。

○中核機関の周知・広報

・中核機関の役割や機能については、民生委員協議会やケアマネサロン、地域ケア会議などのほか、各種講演会などを通じて情報提供していきます。また広報誌「法典ほうかつ便り」への掲載やセンター前の掲示板にポスターを貼り出したりするなどして、周知活動を引き続き行っていきます。

○地域連携ネットワークの構築

・成年後見制度は高齢者本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段ですが、支援者側の都合だけで制度利用の手続きを進めることのないように、常に高齢者自身の気持ちに寄り添った対応を心がけます。

・高齢者の意思表示が難しい場合、希望や選択が不合理な場合などは、包括が中心となって家族、民生委員、介護事業者などでチームとして話し合いなどを重ね、高齢者本人にとっての最善を探っていきます。

・課題のある高齢者については、地域で活動する民生委員や地域ケア会議の構成員からも情報を収集し、速やかに必要な支援に結び付けるように努めます。

・成年後見制度を円滑に活用できるよう、利用者自身の能力や環境を勘案し、ばあとなあ、コスモス成年後見サポートセンター、リーガルサポート等、専門職関係機関や、ふなばし権利擁護センター（日常生活自立支援事業を含む）などと連携を図っていきます。

・また複合・複雑化した困りごとを抱えた本人や世帯を対象にした重層的支援体制整備事業における他機関協働事業にも一時相談窓口として積極的に連携を図っていきます。

○センター内の体制

・認知症の人、障害を持たれている人などの支援者として、意思決定支援の基本的な考え方、姿勢や方法、配慮すべき事柄を学ぶため、「意思決定支援」の外部研修に積極的に参加します。また、外部研修に参加して得た知識は、内部研修にて共有いたします。

・消費者被害の防止については「法典ほうかつ便り」や「号外法典ほうかつ便り」にて法典地区で起きた消費者被害の事例や対応策を中心とした記事を掲載し、貼付や配布にて地域住民へ周知、注意喚起を引き続き行います。

・国民生活センターの「見守り新鮮情報」のポスターを定期的に掲示し、地域住民への消費者被害の注意啓発に努めます。

・朝礼後や相談受付時間終了後をケース共有の時間とし、支援に不安なケース、困難なケースについて他の専門職より助言をもらい支援の糧とします。

センター事業

○ケアマネサロン

毎月1回、圏域内の介護支援専門員が情報交換し、相談し合える場として「ケアマネサロン」をセンターの会議室で開催します。サロンでは自由に気兼ねなく話せる雰囲気大切にす一方、事例検討会を企画するなど、介護支援専門員の資質向上にもつながるように進めます。

○情報の発信

広報紙における紙媒体での報告やホームページ、SNSなどの利点を活かしたタイムリーなイベントの告知、また消費者被害防止策などの情報提供を行い、地域のネットワークの構築と連携強化を加速していきます。

①「法典ほうかつ便り」の発行を年2回実施。(主な掲載内容:センターの地域活動、健康管理や消費者被害などの啓発記事、サービスや制度利用などの紹介など)

②LINEを活用し、リアルタイムなイベント情報などを地域ケア会議の構成員に向けて定期的に発信していきます。

○出張相談

センターから遠距離に位置し、相談者がセンターへ来所しづらい地域の実情を考慮し、藤原1丁目付近の民家やマンションの自治会館などを活用し、健康講座やセンターの機能と役割について周知を目的としたミニ講座と総合相談(アウトリーチ)を開催します。

○法典サポートネットワークの開催

法典地区の地域資源ネットワークのさらなる構築に向けて、医療・介護の役割分担と連携の一層の推進や主任介護支援専門員の地域における介護支援専門員とのネットワーク構築などを旨とし、講演や交流の機会などを通じて法典地区内の医療、介護、福祉、他分野とのネットワークの組織化を図ります。

○介護離職防止の取り組み

小冊子「仕事と介護の両立を目指すガイドブック」の活用について、仕事と介護の両立に関する情報や介護保険制度の仕組みや法典地区にちなんだ社会資源の情報掲載など、介護に直面する可能性の高まる40歳代・50歳代を中心とした小冊子の更新を行うとともに、サロンや講座での配布のほか、関係機関等へ配布先の拡大を図っていきます。

事業報告書（概要）

（令和4年度：第4四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

開設して1年が経つ中で地域住民、関係者、介護サービス事業所へ当地域包括支援センターの周知活動に重きを置いた活動を中心とし、ホームページの作成、ブログを掲載し周知活動のツールとして定期的に更新を行った。

高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生活を継続していく事ができるよう、高齢者の総合相談窓口として、ワンストップでの対応、断らない窓口を開設時から心掛け対応を行った。高齢者自身の相談だけではなく、高齢者を取り巻く問題も多く、家族自身の精神面の問題、経済困窮、生活困窮している等、複合化した相談等が増加しつつある。

これらの問題については他機関と連携、共同し問題解決に向けた支援が行えるよう関係性を密にして支援を行っている。また、令和5年度より重層的支援体制整備事業の創設により属性や世代を問わず支援機関（多職種連携）のネットワーク作りが重要になってくる。

今年度の相談件数は令和4年4月～令和5年3月まで延べ5,908件（月平均492件）来所相談150件。独居、認知症で身寄りのない方への支援が必要なケースについて市長申立てへつなぐ件数が2件、検討中が1件となっている。

総合相談は日々専門職が共有できるよう、毎日の朝礼時に報告を行い、必要時は個別ケース検討会議を実施、情報の共有、支援の方向性等を3職種で判断し支援方針を決め、緊急性が必要な場合には速やかに対応している。

特に気になる方たちのケースや支援が困難なケースについては一覧表を作成し、毎月ケース検討会議を行い進捗状況の確認、今後の支援方針についての検討、また地域包括支援センターとして一方的な支援にならないように努め支援にあたっている。ケースの課題や今後の目標、支援方針、今までの支援方法、対応方法の振り返り等を行い3職種全員が共通した認識で対応できるようにしている。

個別ケア会議は4回開催した。回数を積み重ねていき、地域の方と介護サービス事業所が顔を合わせ、問題や解決方法について対話を行い、参加した方から問題解決に向けた多角的な意見をいただき、役割分担を確認し、対象者を包括的にケアができる流れを作れるよう心掛け開催している。今後も個別ケア会議を行っていく事で地域の民生委員を含め関係機関と連携し、個別のケースを地域で見守っていく体制を整え環境を構築し、地域ケア会議や民生委員児童委員協議会等において報告を行い、地域の課題の抽出や周知活動を行っていく。

センターの職員間の対応方法の平準化については、特に虐待が疑われるケースや成年

後見制度、消費者被害の権利擁護等について介護相談以外の問題があるケースについては初期の相談段階から面談や訪問を複数人体制で行うよう配置し、様々なケースについて多職種で関り、支援方針の検討やアセスメントを実践する事により、職員間の対応方法の平準化を行いながら、専門職による多角的な視点から意見交換を行い、支援方針の共有を行っている。

引き続き当センターは対象の高齢者を尊重し、見えている情報だけで判断せずに、見えていない情報を見える化し、総合的な判断のもと、問題を抱えた対象者に対して、対象者自身が自己決定できるような声かけや提案を行い、意思決定支援を行い対象者が安心した生活が送れるよう対応を行っていく。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

* 高齢者虐待関係

虐待の相談において、本人の権利が侵害されていないかを随時 3 職種で確認し、支援方法や振り返りを行い対応している。特に認知症の方に関しては意思決定支援に関して、本人の残存能力を把握し、本人の権利を守れるように対応をするよう心掛けている。また虐待の早期発見の為に、民生委員やサービス事業所、ケアマネジャーとの関係性を大事に連携が取れるよう努めている。

養護者支援に関しては、養護者と対話を重ね解決に向けて対応を行っていくが、判断に迷う時は直当地域包括支援センターと検討を重ねる事で役割や方向性について確認を行えている。

地域住民や民生委員、ケアマネジャーからの相談の中には権利侵害の可能性が疑われる報告もあり、早期からの同行訪問や関係機関での情報共有を行っている。起因されるものは様々な問題があり、早期の段階から同行訪問、情報共有を行い問題が重度化しないよう心掛けている。3 職種での支援方法の検討を行い直当地域包括支援センターへの報告、対応方法の共有を行い対応にあたっている。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

ケアマネジメントの要であるケアマネジャーからの個別事例の相談に対し、必要に応じて同行訪問を行い、地域の協力や専門的助言、連携が必要な事例等は、積極的に個別ケア会議を提案。また、地域のケアマネジャーに自立支援を意識できるよう、自立支援型ケアマネジメント検討会議の積極的な活用も推進していく。

ケアマネジャー向け勉強会については南部地区研修として令和 5 年 3 月 13 日にオンラインにて「事例検討を通じて、多職種との連携について学ぶ」をテーマに南部地区の居宅介護支援事業所 3 か所と後方支援として直当地域包括支援センター、当地域包括

支援センターと共に企画実施した。オンラインで行った事により、会場確保等が必要なく、日程の融通も効き、地区のケアマネジャーにとっても参加しやすい環境を整える事ができた。南部地区単独での研修に関しては今後もケアマネジャーの資質向上に則した内容になるよう心掛けていく。

一方で課題としては宮本地区には居宅介護支援事業所が少なく、本町地区の居宅介護支援事業所や他地区の居宅介護支援事業所に委託をしているケースが多いが、ケアマネジャー不足が顕著となっており、予防プランとなると介護プラン以上に委託先を見つける事に苦労している状況である。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

当センターで予定されていた年 4 回の定例会議は、5 月、8 月、11 月、2 月にそれぞれ開催している。感染予防対策に留意して開催し、各団体の活動状況報告、今後の予定や地区の課題、イベント開催等に向けて議論を交わした。

年度初めの地域ケア会議においては役割と意義について説明を行っている。

今年度から事務局として当地域包括支援センターが参加。地域の方の活発的な意見交換や地域課題に対する意見として『認知症の早期発見・対応ができる相談体制の充実』が地域課題として抽出され、令和 5 年 1 月 20 日に『認知症の正しい理解の普及と支援方法』を目的とし東京都健康長寿医療センター 桜井 良太氏を迎え、定員 50 名に対し 44 名の方が参加され企画実施された。構成員からは宮本地区での講演会は初めてであり地域住民や参加した構成員の方にとっても、非常にわかりやすい内容であったという声が多く聞かれ、講演会で学んだ内容をどのように次の活動に繋げていくのか、について今後の議題に上がった。

宮本地区では居宅介護支援事業所が少なく、また所属ケアマネジャーも少ない状況の為、ケアマネジャーの地域ケア会議への参加はないが、今後も地域のケアマネジャーに対して地域ケア会議を周知し、地域ケア会議に参加でき、地域と高齢者を支援するケアマネジャーとの繋がりを深めていけるよう支援していく。地域の民生委員は、対象となっている高齢者と関わりのあるケアマネジャーとの連携を求めている為、地域課題に即したイベント開催だけではなく、今後は地域の民生委員とケアマネジャーとの顔合わせができる交流会や勉強会等の開催を検討し、繋がりが持てるよう支援を行っていく。

○個別ケア会議について

今年度 4 回の個別ケア会議を実施している。

①認知症を患い、徘徊から一般市民に不審者として通報され警察の介入があった事例。

②高齢独居で認知症があり、介護サービス拒否がある。家族から金銭搾取が疑われる事例。

③親子間が不仲で、本人（病識無し）の被害妄想や認知症の進行により、長男（未成年）の生活に支障が生じている事例。

④高齢独居で介護保険サービス利用を拒否。親族の関わりがなく、近隣住民が心配している事例。

開催するにあたっては家族への説明、同意を丁寧に行い、会議の目的や方向性を参加者が理解できるよう、事前に関係者から情報収集を行った上で、3職種で検討し会議を開催している。会議では新たな情報収集やこれまでの情報の共有が主になっているが、問題の解決に向けての意見交換を行った。地域の方々に個別ケア会議へ参加して頂く事で、高齢者自身と地域の関係性、生活歴等の共有を行い、地域包括支援センターだけでは収集が難しい表面からは見えない対象者の情報を知る事ができ、新たな情報から問題解決に向けた支援方法が検討される事もある為、地域と高齢者自身の情報共有を行い地域での見守り体制等を今後も構築できるよう支援を行っていく。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

令和4年4月の開設前までに行われていた地域ケア会議での「地域資源マップ作成」をさらに発展的に進め、地域の強みを活かし、情報マップの作成の過程で構成員へ「防災や感染症」に意識を持ちながら「どこにどのような地域資源があるか、どこに何が足りないか」等も情報共有を行い、地域課題や街づくりへ反映させていきたいと考えている。

認知症の取り組みについては、令和5年1月に行った講演会のように、地域への啓発は必要であり、地域課題にもあがっている為、今後は地域、自治会等の小さな単位で認知症啓発や認知症サポーター養成講座の開催を実施していく。地域課題は、民生児童委員との話し合い、個別ケア会議等から抽出していく。また、現状の課題だけではなく、先を見据えた地域の課題も視野に入れて考えていく。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

年間を通して徘徊による警察からの通報が多く、徘徊高齢者を対応した後には必要時、警察に情報提供を行った。医療機関においては入院している方についての退院後の相談や受診されている方の支援についての相談があり、介護保険の申請やサービス調整についての相談が多かった。受診拒否や受診対応ケースについては病院と連携して対応し受診に繋がるまで、丁寧に対応を行っている。開設直後から密に相談体制を整えてきた為、徐々に病院の相談員とも連携が取れるようになってきた。

民生委員とは直接やり取りを行う機会が多く、都度の連携が行えている。今後、地域別の懇親会への参加、地域、自治会単位での出前講座等を行い、個別のケースについて事例検討等を行っていく。ここで抽出された課題は地域ケア会議へ発展させ地域で共有していく。個別ケースの相談は認知症で家族に負担が大きいケースが多く、相談後はケアマネジャーや本人、家族の継続的支援を行っている。周知活動を行っている中で、関係機関からの相談も増えており、顔の見える関係性が構築されつつあり、今後も関係機関とスムーズな連携が行え、ワンストップの窓口となれるよう推進していく。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

地域ケア会議主催の認知症に関する講演会を令和5年1月に行った。12月中旬には広報ふなばしに掲載し、船橋市全域への周知、地域（小学校や商店、病院、介護サービス事業所等）へ講演会のチラシを配布し周知を行っている。認知症カフェは引き続き開催を中止している状況であるが、再開後に素早く対応が行えるよう主催者側と定期的に連絡を取り合い状況の確認を行っている。

認知症サポーター養成講座は令和4年4月から令和5年3月までに企業向けが2件、小学校向けが3校実施。企業向けではボランティア活動に関する意思確認を行い、カフェ等立ち上げに関してボランティアを募る為の準備をしている。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

認知症が疑われ、徘徊を繰り返し包括へ通報するケースが多くなっている。特に担当のケアマネジャーがいる場合には、一緒に安全に生活していく為にどのような支援体制が整っていればよいか等について検討し、必要時には民生委員に参加いただき、個別ケア会議に発展させ、地域での情報共有や課題解決に向けた検討を行い、地域での見守り体制の構築を行っている。

地域住民が介入する事について不安を持っていた家族も、個別ケア会議を行い地域での見守り体制を整えていく事について、介護負担の軽減に繋がり、安心して在宅での生活を継続する事ができるようになっている。

宮本地区での徘徊模擬訓練は宮本在宅介護支援センターが令和元年度の事業にて行っているが、来年度以降に向けて周知活動や地域ケア会議での話し合いは必要と考えている。また、令和4年度に民生児童委員の改選も行われた為、認知症サポーター養成講座を受講できるように検討していく。今後、自治会が行う集会への参加や回覧板等を利用し当センターと地域を繋げ、地域との関係性を深め、見守り体制が構築できるよう進めていく。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法115条の45第1項第1号ニ）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

今年度事業対象者はなく、相談があった場合は十分なアセスメントを行い、総合事業や要介護認定について制度説明を行い、同意を得た上で基本チェックリストを実施する体制を整えている。相談者に関しては複合的な相談が多く、介護保険制度を利用する事

が多いと感じている。また、地域のコミュニティも徐々に再開している中で、ミニデイや南部エリアにある同法人が指定管理者を行っている南老人福祉センターを利用されている方も多く、介護予防に努めている方は多い。社協や南老人福祉センター、民生委員等からの連絡体制は構築できており、すぐに相談が取れる体制が整っている。また、専門的な知識が必要な場合は3職種又はプランナーと情報の共有、提供を行い適切な状態把握ができるよう整えている。今後、相談者に対してわかりやすい説明を行い、正しい制度を理解して利用していただけるよう心掛け案内していく事で積極的に事業対象者を拡充し、未利用者の方々にも都度、地域資源の説明や案内をしていく。総合事業の普及啓発は重要であるが、利便性のみが先走りしないよう、正しい制度説明を行い、事業対象者がスムーズに支援を受けられるよう対応を行っていく。

○多様なサービスの活用

地域の高齢者等が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、元気な時から地域と関わり、役割が持てるよう、当センターでは毎月第2水曜日に宮本公民館にて地域住民を対象とした介護予防教室を行っている。令和4年9月、10月は公民館の改修工事で開催できなかった期間もあるが令和4年4月から令和5年3月までに延べ151名の方が利用された。また、介護予防教室と共に、参加者の介護相談にも対応し、地域住民との直接的な関係性を強化し、虚弱や介護状態になった時にすぐに対応できる環境を整えている。令和5年度からは宮本地区社会福祉協議会が開催するふれあいサロンにも参加予定となっている。活動自粛期間が長かった為、身体面や精神面への影響が多くあったと実感している高齢者は多いと推測される。今後は1つ1つの相談に対して丁寧に話を聞き、必要な支援に繋げていく。

また、ケアマネジメント業務の流れに沿って、アセスメント結果に応じたサービス提供が行えるよう提案している。その際、介護保険以外のサービスにおいて利用者の意向に沿えるものがあれば提案し、利用に繋がるよう支援を行っている。しかしながら、全体的に活用できているかを考えると、従来からある介護保険サービスに比べて少ない事情から、地域課題の一つとしてとらえる必要がある。

○総合事業の普及啓発

総合相談受付時や地域への情報発信時に、総合事業が介護保険の申請の方法の一つである事を関係機関や地域住民へ情報を発信していく。また当地域包括支援センターやホームページ等に掲示する。

現在は徐々に地域の活動が再開され、各関係機関と検討を重ね町会・自治会での集まりにおいて総合事業の申請方法や利用サービス等、事例を用いて紹介し普及啓発に努めていく。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第4四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務(主に意思決定支援)（介護保険法115条の45第2項第2号）

＊判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

ケアマネジャーが普段支援を行っている中でも、権利擁護に関する問題や高齢者を取り巻く環境によりいくつもの問題が関わってくる案件は徐々に増えている、特に認知症を患う独居高齢者は多くの権利侵害を受ける可能性が高い為、多職種連携が必要とされる事から、中核機関の役割や権利擁護の視点について理解を広めていく事も必要である。中核機関の周知方法については民生児童委員協議会を中心に行い、当包括が行っている月に1回の介護予防教室等を利用し周知活動を行っていく。

令和6年度以降、宮本地区での地域ケア会議主体による講演会等で権利擁護や成年後見制度についての講演を行う等、消費者被害防止や権利擁護に関して地域への周知も行っていきたい。地域へ成年後見制度や後見支援団体についての情報提供を行っていき、地域の高齢者自身が権利擁護及び人生の終活について考えてもらえる機会を作っていく。

成年後見制度については令和4年4月から令和5年3月までで2件の市長申し立てを行っている中で、家族・親族関係が希薄で、本人や支援者側だけの情報では家族状況の把握ができない事が多く、本人や支援者へアセスメントの必要性を説明しながら、家族関係を整理していただくよう促し、当センターでも再度丁寧なアセスメントを行い、本来の問題点を整理・確認し申し立てを進められるように対応している。

繋がりを持てそうな家族がいれば医療同意等での関わりを持っていただけるよう連絡調整を行い、高齢者支援を行っている。これからも住み慣れた家で生活ができるよう、本人の意思、意向を尊重した支援を地域包括支援センターとして行っていく。

○地域連携ネットワークの構築

地域の民生委員や社会福祉協議会、在宅介護支援センター、病院、ケアマネジャー、他福祉関係機関等から、少しでも問題が生じれば直ぐに連絡が入り、一緒に考えて、問題解決に取り組み連携体制が徐々に構築されつつある。

地域の方々と協働で、個別支援に注視していき、積み重ねていく事で関係者との信頼関係を構築し、地域で暮らす高齢者の支援を行っている。

また、令和5年度より重層的支援体制整備事業が新たに始まる為、支援が途切れる事なく、相談支援機関同士で対応が止まる事なく円滑に繋がられるよう、対象となる方が安心して生活を送れるよう支援を行っていく。

地域ケア会議に関しては、地域のケアマネジャーやサービス事業所へ参加を促して

いき、宮本地区の事業所と高齢者を支援する民生委員等の関係性を深められるように支援を行っていく。ケアマネジャーやサービス事業所が地域へ出ていく事によって、地域包括支援センターを介さずに直接地域住民と交流をもって、問題解決に向けた支援が行えるよう働きかけていく。

○センター内の体制

判断能力を欠く状況にある人への支援、消費者被害、虐待の通報等があった際には直ぐに事業所内で共有し、初回担当者を決め、専門職2人以上で実態把握を行いセンター内において情報共有、直営地域包括支援センターとの情報共有、リスクアセスメントや対応方針を3職種全員で検討し支援方針を定めている。専門分野以外でも必要な場合は対応ができる体制を確保し、特定の職員に負荷が集中しないようにしている。都度の進捗状況やモニタリングの状況を共有し、月に1回3職種で全困難ケース、虐待ケースの評価会議を行い、対応の振り返りと支援方針を検討している。またその際にも職員の負担を踏まえ、業務の配分等について調整を行っている。

今後も虐待対応やその予防、意思決定支援、養護者支援等の外部研修会へ積極的な参加にも努め、職員全体のスキルアップに努めていく。

センター事業

開所年度となる今期の主な活動としては、当センターの周知活動、地域との関係性の構築を深化すべき事業とし宮本地区の社会福祉協議会、民生児童委員協議会他、各自治会、町会関係者を中心に行った。また薬局や生命保険会社、百貨店、宅配事業者等に「地域包括支援センターの役割と活動」について説明する事で、ご理解・ご協力いただけるようになり、地域包括ケアシステムの構築の為の活動にも繋がった。生命保険会社、百貨店については、認知症サポーター養成講座も開催。その他関係機関から開催の要望もあり、次年度も活動周知の中で認知症サポーター養成講座も行えるよう働きかけていく。当センターにおいては、中核的な位置づけとされている事から、医療・福祉関係者も含めた、多職種協働のネットワーク作りが必要と考えている。

当センターでは基本チェックリストの実施、セルフチェックの実施を行うとともに、介護保険に頼らずに健康で安心して住み慣れた地域で、生活が継続できるようなインフォーマルサービスを積極的に提案し、地域住民への普及に努めていく。

地域ケア会議では、特に認知症の方に係る対応方法や関係機関への連絡方法について、地域でどう対応していくかという要望が多く、令和5年1月に地域ケア会議主体による講演会を開催し、認知症の理解が深まったという声が多く聞かれた。開催後に民生委員の方から、再度認知症をテーマにした講演会を開催してほしいとお声をいただいている。

南部地区のケアマネジャー事業所に協力をお願いし、次年度以降、ケアマネジャー事業所同士の勉強会や地域との交流会を開催し、地域課題に取り組むチームとしての活動を行い地域との関係性を深めていく。

次年度以降も地域に密着した活動を行い、今後も増加していく独居高齢者、老々介護、認知症高齢者等を地域で支える重要さを地域全体の課題として捉え地域ケア会議主催による講演会等を実施していく。

地域への活動展開として、令和5年3月に本町ふれあい福祉まつりに参加し、地域包括支援センターの周知、健康相談、高齢者福祉に関する相談会を行い、子供から高齢者まで約50名以上の方がブースに立ち寄られ活動状況や、自身の相談等、様々な問い合わせに対応を行った。

今後は地域のケアマネジャーと生活支援コーディネーターの顔を合わせる体制を整え、地域ケア会議を活用し連携していく事で関係性を深め、地域のケアマネジャーがインフォーマル（地域住民による）支援へのコーディネートを行う事によって、支援者同士としての垣根がなくなり、地域に対する共有視点が深まり、地域住民組織をも巻き込んだ支援へと繋がる関係性の構築ができるよう働きかけていく。

当センターでは、地域で今後も起こりうる様々な問題を個々の状況や状態に応じた、細かなケース対応を心掛け、センター職員の資質の向上を図れるよう、多くの専門職や行政・警察等の関係機関とのチームケアを大切にし、誰もが安心して地域で生活できる体制で支援を行っていく。

事業計画書（概要）

（令和5年度）

総合相談支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

昨年度開設した新たな地域包括支援センターとして、地域住民、関係者への周知活動を引き続き行っていき、利用者や家族、地域及び関係機関等からの相談に対してワンストップサービスでの相談対応を常に心がけ、迅速に問題解決に向け、高齢者を取り巻く環境について関係機関と連携を行い、住み慣れた地域で安心して生活が続けていく事ができるよう支援し、地域住民へ信頼と安心を提供できるよう努めていく。

相談内容は、個々の身体状況、生活状況、家族状況、生活歴や親族、地域との関係性等により様々であることから、対象者それぞれの主張を尊重し、見えている情報だけで判断せずに、見えていない情報を見える化し総合的に対応していく。

問題を抱えた対象者に対して支援者側が全てに対して決定するのではなく、対象者自身が自己決定できるような声かけや提案を行い、適切な生活が行えるよう支援を行っていく。その中で、昨年度は支援を求めない、求められない方への対応方法に苦慮したケースもあった為、アウトリーチ的な個別の対応を重視し、支援を必要とする、必要とされる方へ漏れのない支援を行っていきたい。

利用者に不利益を及ぼす事が無いよう、地域包括支援センターの3職種が統一したアセスメントや日々の支援ができるよう、毎朝行っている情報共有の中で、必要時はケース検討も常に行い迅速に対応していく。

また、問題を多く抱えているケースについては、月に1回ケース検討会議を行い、当地域包括支援センターだけでは対応や解決が難しいケースに関しては、直営地域包括支援センターや地域包括ケア推進課と相談しながら対応していく。

今後も複合化している問題に直面しているケースの対応が多くなってくる事を予測している。高齢者自身よりも家族問題が複雑であったり、精神疾患、知的障害、発達障害も含め何かしらの疾患を抱えた家族への対応を予測している。本人への支援は特に問題なくても、家族支援について問題が長引く事が考えられる。背景には家族の問題があるが、支援の内容や目的について家族の理解不足からトラブルになるケースも考えられる為、困難事例は支援者側が作っている事も認めたいうえで、支援者も本人、家族が本当の意味で支援に対して理解しているのかをきちんと見極め、対応をしていかなければならない。また、ケースによっては、地域包括支援センターとして、支援できる事できない事をしっかり伝え、毅然とした対応を取りつつ支援を行っていく。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

※高齢者虐待関係

高齢者虐待対応では、高齢者自身や地域住民が警察へ通報する事がある。精神疾患のある養護者に対して、高齢者自身が認知症を患い対応できなくなるケースもある。また、高齢者の性格により、養護者が振り回されている事もある為、高齢者からの事実確認だけでなく、養護者にも直接事実確認を行い、慎重な対応と適切なアセスメントを心がけ、

高齢者への支援、養護者の支援について本来の問題解決に向けた支援を行っていく。

虐待を受けている高齢者が警察や当地域包括支援センターとの面談を拒否し、事実確認ができないケースについては、警察・直営地域包括支援センターと相談等を行い、地域住民、民生委員と密接に連携を取り、必要に応じて個別ケア会議を開催し、見守りネットワーク体制を構築し、継続的に地域や関係機関での見守りを行っていく。

地域包括支援センターの専門職は高齢者支援をしていく中で事実を適切に判断するのに必要な情報の収集や問題の整理等を行うアセスメント力が求められ、特に緊急的に分離が必要な状況においては、慎重かつ迅速に情報収集を行い、問題を整理し対応を行っていく。また、対応には適宜地域包括ケア推進課や直営地域包括支援センター、他関係機関と情報共有を行いながら連携を図り、支援を行っていく。

消費者被害については、地域のサロン等で具体的な事例を交えて犯罪被害の防止を呼び掛け、個別相談時にも状況に合わせて予防啓発を行っていく。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

今後も住み慣れた地域で高齢者が可能な限り現在の状況を維持し、ご自宅での生活が続けられるよう、ご利用者を担当している地域のケアマネジャーの支援を行っていく。ケアマネジャーが苦慮しているケースは、高齢者自身だけではなく家族関係に困難さが生じている場合も多く、地域や他機関、多職種との連携が必要と考えている。ケアマネジャーがこのようなケースを担当している場合には、積極的に地域関係者と繋ぐ支援を行っていく。特に圏域のケアマネジャーに対しては昨年応用、圏域ケアマネジャーの資質向上として、地域の事業所と連携し地区研修が開催できるよう調整を行っていく。

自立支援ケアマネジメント検討会議が、昨年度より開催され、引き続きケアマネジャーへの周知を行っていくとともに、実際に専門職と同行訪問、ケース会議を行う事で、ご自宅での生活が続けられるよう支援を行っていく。

個別相談や困難事例の対応については、積極的に関与し、地域の見守りや支援が必要な場合については関係者を交えての個別ケア会議の開催、地域ケア会議での関係者への周知、民生委員児童委員協議会での情報共有へと繋げ、これらを積み重ねていく事で地域課題を抽出し、課題解決に向けた一連の中で地域のケアマネジャーが積極的に参加できるよう周知活動を行っていく。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

年 4 回の定例会の開催を実施予定。

当地域包括支援センターの役割の周知、構成員の活動状況の共有を行い、地域の関係者との関係性深め、令和 6 年度以降の地域ケア会議主体によるイベント開催を予定している。令和 5 年度に関しては、地域資源マップに防災対策や感染症対策部門等を組み込んだものを新たに作成予定とし、また令和 6 年度に実施予定のチームオレンジ事業へ向けて検討していく。

宮本地区では居宅介護支援事業所数が少ない中でも、ケアマネジャーが地域に出たい

という声もある為、地域ケア会議の目的を居宅介護支援事業所に周知し、地域ケア会議に参加していく事で地域と高齢者を支援するケアマネジャーの繋がりを深めていけるよう支援していく。また、地域の民生委員は、ケアマネジャーとの連携を求めており、地域課題に即したイベント開催だけではなく、民生委員とケアマネジャーとの顔合わせの勉強会等を検討していく。

○個別ケア会議について

地域の要である民生委員の参加を必須としている為、引き続き個別ケア会議、地域ケア会議の役割を民生委員へ周知していきつつ、個別ケア会議が必要なケースについては、開催の必要性をきちんと判断した上で行っていく。会議の目的、方向性を参加者の誰もが理解できるよう、開催前に関係者から情報収集を行った上で、予め三職種で検討を行って会議に臨んでいく。

会議では、情報共有がメインとなるが、問題解決に向けて意見交換を行っていく。

地域の方々が個別会議に参加して頂く事で、高齢者自身の地域との関係性、生活歴等、地域包括支援センターだけでは知る事のできない情報から問題解決の方向性がたてられる事が考えられる。地域と高齢者自身の情報を共有する事で地域での見守り体制等が構築できるよう支援を行っていく。

個別ケア会議を通して民生委員、地域関係者とケアマネジャーが1つの問題に対して一緒になり検討していく事で、支援者同士の関係性、特にケアマネジャーと地域の繋がりを深めていきたい。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

当圏域は比較的交通の便もよく、買い物する箇所も駅近辺を中心に整っており、徒歩圏内の方については利便性が良い。一方で駅から離れた場所や身体的に不自由を感じている高齢者にとっては、自力で出かけられる範囲が制限されてしまう面もあり、個々の高齢者の生活実態の把握には、積極的なアセスメントが必要と感じている。地域の生活支援コーディネーターと情報を共有する事で、既存の助け合いの会もあるが、ボランティアの担い手不足等があり、移動販売の導入に向けた買い物難民への支援に向けた課題解決に取り組んでいきたい。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

認知症状のある方が安心して今の地域、住まいで生活が継続できるよう、地域の方々に理解頂く事に重点を置いていきたい。

令和 4 年度にそれぞれ宮本地区、本町地区で認知症をテーマにした講演会を実施した。講演会に参加された方や構成員からも再度認知症をテーマにした講演会を行ってほしいと多くの声を聴く事ができ、両地区で認知症に対する支援方法や理解等についての周知活動は今後も必要であると感じている。今後も認知症になっても見守りがある中で安心して過ごせる街を目標に活動を行っていきたい。

課題としては急に徘徊等の場面に若い世代の地域住民が問題に直面する機会が増え、認知症を意識し対応しなければならない場面が増えている。その為、若い方への認知症の周知も意識して対応していきたい。

地域ケア会議や個々のケース対応、個別ケア会議等の様々な会合で地域住民からの意見をもらい、時にはこちらからアドバイスし、協力を留まらず、立場を同じにして協働していく事で、認知症の方が地域で生活を継続させていく為の大きな解決力になっていくと考える。地域住民と担当ケアマネジャーや地域住民同士が円滑に連携を図れるように地域包括支援センターが仲介役となり意識的に対応していく。

○認知症への理解を深めるの普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

感染症の影響で思うままに開催できていない認知症カフェが多かった中で令和5年度以降は徐々に活動を行っていく事が予測される為、既存の認知症カフェと連携し地域へ普及・啓発活動を行っていく。

町会での健康教育や、民生委員協議会、地域ケア会議、個別ケア会議等、様々な場面において認知症相談に関わる事があり、誰もが認知症になりうる身近な事であり、認知症になっても、支援者が地域の見守りする機会が増える事によっても誰もが安心して地域で暮らしていく事ができる、その為には認知症に関わっている方がいつでも気軽に同じような方と交流ができるという事を目標に、宮本地区に1カ所しかない認知症カフェをさらに増やせるよう立ち上げ支援を行っていく。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

宮本在宅介護支援センターが宮本地区向けに令和元年11月に徘徊模擬訓練を実施しているが、今後も徘徊高齢者は増えていく事が予想されており、地域住民が徘徊高齢者に対する接し方等についての知識は引き続き必要であると考えている。多くの方が参加できるように、今後は小規模な単位での訓練を町会等へ働きかけていく。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法115条の45第1項第1号二）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

宮本・本町地区における総合事業の窓口として、十分にその機能を果たす為、適宜手続きや必要な援助を迅速に行う。

事業対象者の可能性がある方に関しては、基本チェックリストを行い、ケアマネジメントの実施においては、専門職やケアマネジャーで必要な情報共有と支援方針の確認を適宜行い、その方にあった目標の設定、サービスの導入を行っていく。

○多様なサービスの活用

介護予防・生活支援サービス事業に繋げる場合には、従来型サービスのみでなく、ボランティア等多様なサービスの活用を考慮する必要がある。徐々に活動も再開されてきている為、総合事業のサービス以外にも南老人福祉センターでの活動案内、地域のふれあいサロン、当地域包括支援センター等で行っている介護予防活動等を案内、利用をし

ていく事で高齢者が主体的に介護予防に取り組める地域づくりを行っていく。

○総合事業の普及啓発

地域や関係機関に向けた事業の周知について、当地域包括支援センターホームページや日々の地域活動等様々な機会に制度の仕組みや効果について情報を発信していきたい。

感染症の影響で長い期間、積極的な活動を控えられていた方が閉じこもり傾向にあった事によって、身体機能や認知機能の低下を食い止めていく支援の重要性があり、介護認定を要せずに生活改善の契機が速やかに得られる効果的な対策として、総合事業の利用を行ってきたい。

事業計画書（重点事業等）

（令和5年度）

重点事業：権利擁護業務（主に意思決定支援）（介護保険法115条の45第2項第2号）

※判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

ケアマネジャーが普段から対応している中で判断能力が低下している方の対応やモニタリングの中で消費者被害の相談は年々多くなっている。その為、地域で開催する後見支援団体の成年後見制度の無料相談会や、多くの後見支援団体を紹介する等、地域包括支援センターを介さずに成年後見制度等についての相談ができるようネットワーク作りの活動を行っていく。

地域住民へ成年後見制度や後見支援団体についての情報提供を行っていく、地域の高齢者が権利擁護及び人生の終活について考えてもらえる機会を作っていく為、宮本地区での地域ケア会議主体によるイベント等で成年後見制度についての講演を行う等、制度に関して地域への周知も行っていく。

宮本地区では令和4年度に認知症をテーマにした講演会を行ったが、この開催が地域住民にとって初めての講演会であったと構成員より確認できている。学ぶ場として講演会の開催を多く希望されている声が聞かれている為、地域ケア会議において開催に向けた検討を行っていく。

○地域連携ネットワークの構築

昨年開設した当地域包括支援センターは地域の民生委員や社会福祉協議会、在宅介護支援センター、病院、警察、ケアマネジャー、他福祉関係機関等から、少しでも問題が生じれば、すぐに連絡が入り、対応方法について一緒に検討し、問題解決に取り組み連携体制が徐々に構築されつつある。

地域の方と協働で、個別支援に注視していき、必要時は個別ケア会議を開催し、積み重ねていく事で関係者との信頼関係を構築し、地域で暮らす高齢者の支援を行っていく。

地域のケアマネジャーやサービス事業所が地域ケア会議の参加、地域に出ていきたいとの声も聞かれている。今後、地域ケア会議の参加を行ってもらう事で個別ケースの対応を通して知ってもらい、地域のメンバーとして共働できるよう引き続き働きかけていく。

ケアマネジャーやサービス事業所が地域へ出ていく事によって地域包括支援センターを介さずに直接地域住民と交流をもって、問題解決に向けた支援が行えるよう働きかけていく。

○センター内の体制

地域の住民、民生委員、ケアマネジャー等の支援だけでは問題解決が困難な場合や、適切な支援方法やサービスに繋がらない等の困難事例がある。地域においての尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行う事ができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護の為に必要な支援を行っていく。関係者からの情報を1つ1つ丁寧

に聞き取り、情報を整理し、必要に応じて個別ケア会議を開催する事で、高齢者支援に携わる方たちの負担や精神的なケアに繋がるよう当地域包括支援センターの専門職が対応に寄り添い、支援を行っていく。

センター事業

昨年度開設した当地域包括支援センターは、地域関係者（民生委員、サービス事業所、行政機関）や地域住民（町会や自治会関係者）との連携を引き続き深化すべき事業としている。地域密着を掲げ、今後も増加していく様々な問題を抱えた高齢者を地域で支える重要性を地域全体の課題として捉え地域ケア会議主催による課題解決に向けた検討を行っていく。

地域への活動展開として、令和5年度より宮本地区で再開されるふれあいサロン（年16回、計6自治会館）、当地域包括支援センターが行っている宮本公民館での在宅介護者教室（年12回）や町会・自治会で行われるイベントに出向いた際には、地域住民へ介護予防に関する意識の向上を目指し、介護予防・日常生活支援総合事業への勧奨や地域での体操教室への参加等、地域住民が自ら取り組む介護予防を目指していく。また、地域包括支援センターの周知と高齢者福祉の現状を伝えながら、地域住民に対して互助への参加を促す事を行っていく。

特に担当地域では、ケアマネジャーと生活支援コーディネーターの顔合わせについて、地域ケア会議を活用し連携していく事で関係性を深めていきたい。その為に、地域のケアマネジャーが地域ケア会議に参加できるよう促していく。

地域のケアマネジャーがインフォーマル（地域住民による）支援のコーディネートをする事によって、支援者同士での垣根がなくなり、地域に対する共有視点が深まり地域住民組織をも巻き込んだ支援へと繋がる関係性の構築ができるよう働きかけていく。

当センターでは、地域で起きている様々な問題を個々の状況や状態に応じた丁寧なアセスメントを心掛け、ケース対応にあたっていきたい。センター職員の資質の向上を図れるよう、外部研修への参加や多くの専門職や行政・警察等の関係機関とのチームケアを大切に、誰もが安心して地域で生活できる体制で支援を行っていく。

事業報告書（概要）

（令和4年度：第4四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

誰もが住み慣れた地域で、安心してその人が望む生活が継続していけるように、本人の意思と自己決定を尊重し、本人の状況に応じた自立した生活を営むことができるような支援を基本方針と掲げて、総合相談支援業務を行った。

コロナ禍が長引く中、孤立し相談につながらない高齢者が増えることを想定し、前年度に引き続き、「気になる高齢者」をキーワードに民生委員や地区社会福祉協議会と生活支援コーディネーター少人数で情報共有を目的とした懇談を今年度は6、7、10、11、12月に実施した。今年度は新たに八木が谷地区で民生委員や地区社会福祉協議会と少人数で情報共有を目的とした懇談を八木が谷在宅介護支援センターと協同で開催した。懇談に寄せられた日頃から気になるけれど訪問ができなかった高齢者の情報を元に、センター職員が訪問し、支援につながったケースもあった。また、地域ケア会議の構成員である地域互助団体との懇談も実施した。地域の互助団体が見守り支援をしている方は、民生委員が気になり把握をしているケースや、上記民生委員等との懇談会で出されるケースと重複している場合もあった。個別ケア会議等で高齢者を見守る支援者同士が顔合わせできているケースもあるが、相互に見守っている場合に双方がつながると良いが、互助団体にとって民生委員との関係は常時ではない。地域ケア会議を土台として、会議の場だけではなく、日頃から地域の高齢者等を見守る支援者同士が連携を取り合えるような関係性づくりを構築できるよう今後も支援していきたい。

高齢者自身の高齢化・認知症により相談が入り、介入すると、いわゆる8050世帯の課題が表面化され、その課題がセンターのみで対応することが困難なケースも複数あった。高齢者ひとり1人の価値観や取り巻く歴史は様々である。当該高齢者のみならず、世帯全体をアセスメントし、八木が谷在宅介護支援センターとともに、後見人等、コスモス成年後見サポートセンター、リーガルサポート、保健と福祉の相談窓口さーくる、基幹相談支援センターふらっと船橋、地域活動支援センター、保健センター、家庭児童相談室、女性相談室、すまいるサポートなど多様な支援機関と連携を図り、対応を行ってきた。支援機関につながらないケースは、適宜、個別ケア会議を開催し、情報共有や役割分担し、介入のタイミングを計るなど、民生委員との連携や見守り体制の構築を図った。

数年単位で八木が谷在宅介護支援センターと協働で見守っているケースでは、当初協力的ではなかった近隣住民の方々と関係性を構築することができ、当該高齢者に何か気になることがあれば、両センターに連絡が入るようになった。

このケースは、子と同居しているが、子が高齢の親との関わりが希薄であり、民生委員と情報を共有しながら生活状況の把握、身体状況や認知症状の変化を見守っている。地域の気づきの目とセンターがつながっており、高齢者の権利を守るため、早期に発見できるように見守り体制を整え、早期に対応ができる体制を構築することができている。

令和4年度は、コロナ関連の総合相談も複数寄せられ、その中には、コロナ対応における行政に対する行き場のない怒りをセンターにぶつけるご家族もおり、医療を受けることに対する不安を、地域で暮らす高齢者・遠方の家族双方が抱えていることを改めて痛感するケースがあった。その第8派が終息した頃から、総合相談・来訪者が増加した。センターへ相談に至る時点で要介護状態となっており、暫定でサービスを利用するケースや、すでに心身状態が悪く、即日訪問し救急車を要請するケースもあった。また感染予防への対策から自粛生活などにより身体機能が低下したため、介護サービスの利用希望者が増え、要支援認定者のみならず、要介護認定のケアマネジャー探しに苦慮することも増えた。

年度末には安否確認を要するケースが相次いだ。見守り体制を整えていた当該高齢者は地域と関わりはなかったが、近隣住民と民生委員が協働で見守りを行っていたため、数日の変化にすぐに気づき、通報に至った。親族とは疎遠、地域とつながりがなくても、地域住民が積極的に日々の様子を見守ることで早期発見に至ったケースである。

センター内では、朝礼時に3職種で総合相談ケースの情報共有や協議を行い、支援方針を決定している。その他、毎日短時間の夕礼を設け、当日の新規ケースの共有を行っている。これにより、担当者の選定による業務負荷の平準化を図ることにつながり、タイムリーな対応や協議を要するケースの支援方針の決定を行うことができた。今後も、一人一人の業務状況に応じた分担を行い、丁寧なケース対応がおこなえるようにセンターの体制をとっていきたい。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

* 高齢者虐待関係

《基本的対応》

高齢者虐待の通報や虐待等が疑われる相談を受けた際は、『船橋市高齢者虐待防止対応マニュアル』等に則り迅速に対応を行った。相談後、速やかに三職種で情報共有・協議を行い、方針を定め、対応している。ケースの共有は全体で行い、対応を担当する職員はチーム体制とし、複数人で担当することで、三職種による視点でケース対応を行うこと、特定の職員に負担が集中することを防ぐよう取り組んだ。夜間帯等の対応が想定

される際には、緊急連絡用の待機電話を担当者が持つなど、適宜、連絡が取れるようにした。ケースごとに支援展開は様々であるが、早期に事実確認や対応検討会議、評価等を行うように努め、対応している。高齢者虐待受付票の送付について、直営センターへ迅速に提出できるよう作成に努めた。センターで判断に悩む場合など、適宜センターの方針をもって直営センターへ相談し、その後、助言等はセンター内で共有した。

今年度、認定の有無に限らず、高齢者虐待の通報や虐待等が疑われる相談を受けているケースの約8割(実際の数字は22件中18件でした)が八木が谷在宅介護支援センターが支援する八木が谷地区であった。八木が谷地区は二和地区と比べ、高齢者人口が多く、また上記相談以外でも8050問題で支援するケースも多いことから、自ずと相談・発生件数は増加する。この状況を踏まえ、八木が谷在宅介護支援センターと適宜、情報共有し、個別ケア会議やケースカンファレンス等を開催し、連携を図りながら協働で対応を行った。

《職員の質の向上》

職種に限らず、センターの職員が相談に対する対応力に差異が生じないように、センター内で学習会の実施、他機関・他団体が主催する研修会への参加と参加後の所内伝達学習を実施した。また関連する所内マニュアルを見直し、整備を行った。直営地域包括支援センターからの助言を一つのシートにまとめ、三職種で共有した。

《啓発活動》

地域ケア会議・民児協との懇談などで随時高齢者虐待の気づきのポイントを、個人が特定されないよう配慮しながら事例を活用し伝えた。

《周知・広報活動》

現在センターでは①介護支援専門員向け②地域の支援者向け③地域住民向け④八木が谷在宅介護センター合同・地域の支援者向け⑤地域ケア会議と5種類を配布対象者毎に作成し発行した。この中で、支援者に向け気づきのポイントとなる視点や、気が付いた時はセンターにつなげて頂けるような内容に工夫し、早期発見・早期相談につながるよう広報を行った。

この取り組みは、新任民生委員の方が地域住民を地域包括支援センターにつなげた後にどのような支援が展開されているのかが見える化され、その効果も表れていると感じる。掲載する記事は、民生委員等の地域の気づきから支援につながったケースを取り上げ、民生委員等が記事を読み、つないだその先が見えるように工夫をしている。令和4年12月の改選で新任された民生委員やコロナ禍で戸別訪問ができなかった民生委員へ継続的に発信し、センターへの相談の心理的ハードルを下げる取り組みを行っていきたい。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

《介護支援専門員からの相談》

高齢者だけでなく、世帯に支援を必要とし、キーパーソン不在のケースや、経済的課題を抱えるケース、認知症独居高齢者ケースなど複数の課題を抱える相談が寄せられた。ケースごとに対応は異なるが、介護支援専門員とともに同行訪問、協議を行う等の対応を行った。介護支援専門員が、二和地区地域ケア会議にオブザーバー参加をした後、気軽に相談できる関係性を構築することができた。入院中に相談が入ったケースでは、入院先医療機関のソーシャルワーカーと情報を共有し課題を含めた情報の整理を行った。経済的課題を抱えたケースでは、早期にセンターへつないでくれたことで、生活破綻が起こる前にケアマネジャーと同行訪問し、本人のアセスメント、課題の整理ができた。専門相談機関と役割分担を行い、先の見通しを持った支援計画を介護支援専門員とともに立てることができた。

《地域機関との連携》

地域ケア会議にて介護支援専門員のオブザーバー参加の機会をつくり、介護支援専門員・地域の支援機関が顔の見える関係性を構築することができ、今後の個別事例においても連携を図る機会となった。参加された介護支援専門員からは、「次回もまた参加したい」「民生委員さんとつながりを持ちたい」と積極的な意見が寄せられ、継続して参加希望を頂いている。会場の関係と感染予防のため、大人数の参加は困難な状況が続いているが、令和4年度最後の地域ケア会議では久しぶりに小グループでのコミュニケーションを復活させ、顔だけでなく人柄もわかるようなアイスブレイクを取り入れた。今後も定期的に継続して参加をしていただくことにより、日頃の支援のつながりにも活かせるようにしていきたい。

《介護支援専門員向け学習会》

多様な制度への知識を深め活用できるように、毎年ニーズに応える学習会を企画してきた。昨年から要望が多く、相談としても複数あった後見人との連携をテーマに学習会を行った。北部圏域は居宅介護支援事業所数が少なく、隣接の豊富・坪井地域包括支援センターと重なる事業所も多い為、PC設備等の体制のため合同でWEB開催した。具体的事例や介護支援専門員の戸惑いや葛藤もリアルに伝えられるように工夫をし、獲得目標を、①介護支援専門員が具体的事例を通し、利用者の意思決定を支援する手立てや流れを知ることができる。②本研修を通じ、権利擁護が必要な事例に対し見通しを持ち、必要に応じ地域包括支援センターへ助言を求めることができるようになる。③中核機関

の周知、の3点を掲げた。21事業所44人が参加した。寄せられた感想に「後見人を検討するタイミングが良く理解できた」「意思決定の事前確認の重要性について改めて考えることができた」と、概ね研修の達成目標に到達することができた。

《介護事業所交流会》

八木が谷在宅介護支援センターと地域の介護事業所が事務局となり、多様な介護サービス事業所と地区社協が参加する介護事業所交流会へ参加した。交流会の中で地域包括支援センターの機能や取り組み、権利擁護等の社会資源についての情報提供を行った。介護支援専門員だけでなく、日頃、サービスを利用する高齢者と接する機会が多い様々な介護サービス事業者に対し、周知・広報を行うことができた。介護事業所交流会の開催目的に顔の見える関係づくりが掲げられている。センターとして参加を重ねることで、地域で暮らす高齢者と接する機会の多い介護サービス事業所からの率直な意見や想いを聞くことができ、センターへ相談することへの心理的ハードルを下げることに繋がっていけるようにしたい。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

今年度も年6回の開催予定を立て、参集による会議の要望が寄せられたため感染対策を講じ、原則参集形式で開催を行った。感染者数が増加した8月は文書会議とした。

《アクションプラン》

今年度は以下のアクションプランを掲げて、地域ケア会議を開催している。

課題1：災害対策

- ①災害をテーマとした地域ケア会議を主体とした講演会の開催
- ②あんしん登録カードの普及・啓発
- ③各構成団体の災害時における対策等の共有

課題2：コロナ禍の高齢者の見守り体制

- ①各構成団体と情報共有と連携
- ②地域ケア会議へ介護支援専門員のオブザーバー参加の促進

課題3：認知症の支援

- ①見守りやつなぎ支援等の担い手を増やす
- ②多様な世代への周知拡大

課題4：権利擁護支援、意思決定支援

- ①個別事例の共有を通して地域の見守りネットワーク構築に向けた体制づくり
- ②地域課題の抽出
- ③普及啓発

課題1については、地域ケア会議を主体とした講演会の開催とその際にあんしん登録カードの告知をするために準備を進めてきた。講演会が新型コロナウイルス感染症第7派の影響で延期となったため形を変えた開催方法にて実施の時期に、告知も併せて行いたい。③については地域ケア会議の中で各団体より報告を頂いた。

課題2については、地域ケア会議が参集できた際には介護支援専門員等にオブザーバー参加をいただいた。地域ケア会議の中で、センターが関わる事例を紹介し、見守り体制をとれるように啓発を行った。個別ケア会議も開催しその報告も行った。

課題3については、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を実施。また船橋市北図書館で介護予防教室の実施や、近隣ドラッグストアにて認知症啓発活動を実施した。

令和4年度2月の地域ケア会議で認知症当事者のメッセージ動画を視聴後、小グループで論議し、認知症を持つ人の理解を深めた。前後でアンケートを取り、議論の後にはより理解が深まったという結果が得られた。

課題4については、①権利擁護に関連する事例を報告し、構成員と意見交換を実施した。4月の会議では、主に「意思決定」をテーマに病院連携室看護師より事例を提供頂き、元気で在宅にいるときからどのような思いを持っているのかをお互い交流しておくことで、病気になったときもその意思を尊重し関わる事ができる事例などが報告された。6、8、10月会議では、日頃センターでかかわる事例から、どのような形で相談につながり、センターとして対応をしているのかについてお伝えした。構成員が各々の立場から、気づきのアンテナを高めていくこと、それぞれの立場がどのような形で支援をしているか事例を通して知り、気づいたケースをつなげていくことができるように協議を重ねた。地域ケア会議の中で新たに相談として出されるケースはなく、ほとんどのケースがすでに対応をしているまたはセンター等につなげた経験の交流がされた。権利擁護に関する課題としては、既につなげるネットワークは構築されているためさらに気づきのアンテナを上げることや、構成員の所属する団体の他の方々もそのアンテナを上げることにあると考える。

民生委員等の地域支援者に対し、地域ケア会議で報告された内容を地域ケア会議だよりとして配布することで普及啓発を図った。

《オブザーバー参加》

高齢者の見守り体制の構築やネットワークのさらなる拡大を目的にケア会議にオブザーバー参加を募った。コロナ禍のため、希望者全員に参加いただくことができず、抽選とした。介護支援専門員からは「次回も出たい」と意見を頂いた。また地域の薬局薬剤師より「参加したい」との声が寄せられ、構成員の薬剤師とは別にオブザーバーとし

でご参加いただいた。他にも介護サービス事業所からも参加希望があり、会場や人数の関係もあり調整をしながら参加いただけるよう調整をしていく。

《地域ケア会議を主体とした講演会》

地域ケア会議を主体とした講演会は、8月に開催を予定し会場も講師もすべて準備をしたが新型コロナウイルス感染症第7派と重なり断念せざるを得なかった。予定した時期には地域でも罹患患者が存在し、万が一開催していたら危険であった。そのような経験も踏まえ、密を避け安全を第一が良いとの地域からの意見もあり、令和5年1月にオンラインにて開催した。そのため、参加対象者は、パソコン操作が可能な地域ケア会議構成員と介護支援専門員とした。講演会では、災害に備えた日頃からの地域のつながりづくりとして、令和元年に台風被害を受け停電を経験した千葉市の地域包括支援センター所長の講義と、災害時に医療機関がどのような対応を取るかについて、船橋二和病院の副看護部長から講義を行った。また二和地区社会福祉協議会会長より、あんしん登録カードについて周知し、日頃の地域住民と介護支援専門員とのつながりは、日常だけでなく災害時にも役立つことを周知していただいた。

○個別ケア会議について

今年度は二和地区で4件八木が谷地区で7件実施した。

総合相談においても、二和・八木が谷地域包括支援センターの立地は、八木が谷地域の住民も来訪しやすく、センターで総合相談としてかかわりをはじめ、八木が谷在宅介護支援センターと情報を共有し、個別ケア会議開催をバックアップするケースもあった。

(特徴)

子と同居しているが、子の協力が得られず、高齢者本人の意思を確認することもできない、センター職員の訪問も拒否する世帯に対して、地域の見守り協力をお願いすることを目的とした個別ケア会議が令和4年度後半に続いた。高齢者やその家族と信頼関係の構築のために世帯とつながり続けたいが、新型コロナウイルス感染症への感染を懸念することを理由に、センターが訪問する理由を問い、訪問する必要性がないと訴え、継続的な訪問が困難なケースや、被害妄想からセンター職員が家の前に立つ事さえ困難なケースもあった。このようなケースが増え、民生委員等に地域の見守り協力をお願いすることが増えている。

高齢者人口がさらに増える中、一人一人の民生委員の方への負担は増していると推察される。民生委員以外の理解のある支援者が一人でも増えるように、様々なタイミングでつながりを構築していきたい。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

《オブザーバー参加への要望》

上記記載の通り、周知が広がるとともに参加を希望する方が増えているため、次年度は開催場所を変更し、小グループでの論議、交流等も取り入れながら、つながりを強化していく予定である。またコロナ禍により困難を抱えた方との接触が限られたこともあった。当事者の思いを理解するための工夫もケア会議の場で共有していきたい。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

介護支援専門員からも、民生委員を始めとする地域支援機関からも両者の顔の見える関係性づくりやそのための企画を希望するニーズはある。しかし参集形式は感染リスクが高く、密集を避けるため今年度は参加が困難な機関が多々あった。

今年度最後の地域ケア会議には介護支援専門員のオブザーバー参加を求め、認知症の当事者の方の動画を視聴した後、小グループの論議で当事者理解、支援者の経験等を討議した。このように新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いてきた時期に、顔の見える連携ができるよう構築した。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

《ドラッグストア店頭広報活動》

R2年より企画・開催を検討していたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、開催を断念してきたが、今年度実施時期の検討を店舗側と協議を重ね、八木が谷在宅介護支援センターと協働で11月に開催することができた。

ドラッグストアは、子育て世代から高齢者世代など多世代が足を運ぶ場であり、ダブルケアや稼働世代に向けて、啓発活動を行った。

当日は店舗の一部スペースをお借りして、認知症について理解を深める掲示やクイズ、認知症カフェを案内した。ご参加いただいた多世代の20名の方には、お土産として、船橋市で作成している認知症ケアパスやセンター独自に作成したこども向けのパンフレット、店舗から無償でいただいた風船を用意し、配布した。参加された方の様子から楽しんでいただけたことを実感した。感染対策のため、あまり接触しない形で内容で行った。これまでの店舗とのつながりをいかして、継続的な広報活動を実施していきたい。

《船橋北図書館との共同企画》

今年6月18日（土）に介護予防教室として認知症に関わる講演会を実施した。認知症に関する講義と寸劇、徘徊模擬訓練を二和公民館内で行った。北図書館と協同し、昨年より企画していたが、新型コロナウイルスの感染者数が急増した為、昨年度は教室開催を中止とした。今年度は、緊急事態宣言の発令以外は開催できるように、対面とWEBの各形式で開催する方法を北図書館の方々と相談した上で再度企画した。感染者数が

減少していた時期であった為、感染対策を実施した上で、対面形式で介護予防教室を行うことができた。

今年で終了ではなく、来年度も協同企画で実施することを北図書館ご担当者にて了諾を得ている。

《認知症カフェ》

・オレンジカフェ二和

カフェのご担当者には、状況確認の連絡を適時行っていた。カフェ運営母体がデイサービスを運営しており、新型コロナウイルスによる感染リスクが高いことから、カフェ開催は見送りたいとの意向であった。カフェ参加者の方々も、施設入所されるなどの状況変化もあり、個別に当センターから認知症に関わる情報書面を送付する方の数も少ない状態であった。認知症カフェは開催していないが、カフェに参加していた認知症高齢者の家族より、同窓会実施のご希望があった為、日程調整を行ってきたが、感染状況が落ち着かず開催予定には至らなかった。

・やぎさんカフェ

新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年2月の開催を最後に中止していた。コロナ禍、開催できない期間が続いていたが、カフェ実行委員会の中で準備を進め、7月に再開することができた。当日はチラシを見て参加された方1名の他はほぼ関係者で20名程だったが、同窓会気分できれい話と話が弾んだ。多くの認知症カフェが再開できていない中、まずは定期的集まる場所から始めようと10月～毎月第4月曜と定例で再開した。気軽に参加してほしいとお互いに集う場の提供として1時間フリートークのスタイルにしている。

《広報活動》

認知症高齢者に関するご家族からの相談の中で、周辺症状が出現してから相談に結び付くケースが多数見受けられた。また、認知症状に対し、具体的な対応方法を教えて欲しいと希望されるご家族がいた。認知症初期集中支援チーム員会議の席において、精神科医師に相談した所、具体的な対応方法を書面で作成する様にご提案があった。その為、認知症を早期発見する上での情報や具体的な対応方法を広報誌に掲載することとした。センター発行の広報誌に保健師情報欄を設け、認知症に関わる情報を船橋市発行の『認知症ケアパス』から一部抜粋し、また他書籍などから認知症の方への対応方法をシリーズで掲載している。各支援機関への配布に加え、当センター事務所の外に設置しているラックに認知症情報欄のみを読み易いようにカラー印刷し、A4版1枚で配置し、誰でも持ち帰ることができるようにしている。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

《ミニ徘徊模擬訓練》

6月18日開催の介護予防教室の中で、小規模であるが寸劇と徘徊模擬訓練を実施することができた。当初は13名の出席予定であったが、当日急遽休む方もおられ、実際は9名の出席であった。参加者の方からは、「時間が足りなかった。」などのご意見もあり、

次回実施時にご意見を生かしたい。徘徊模擬訓練の振り返りの際は、有意義な時間を過ごすことができたと言前向きな発言も聴取され、徘徊模擬訓練の実施は、今後も必要といえる。

《認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座》

6月に地域の見守り活動が手厚い自治会で認知症サポーター養成講座を開催した。令和4年10月に認知症サポーター養成講座、令和4年11月、12月に2回に分けてステップアップ講座、二和地区社協ミニデイボランティアを対象に開催した。開催後、ミニデイボランティアからは継続して学びたいという意見が複数あったが、チームオレンジの結成には至らなかった。令和4年6月、地域の互助団体を対象に認知症サポーター養成講座を開催した。また令和5年2月、この互助団体の代表者複数人と懇談を行った。元々、住民同士のつながりや助け合いの活動を自主的に展開しており、チームオレンジの結成を見据えて、各互助団体の活動状況や住民の様子、認知症を含む高齢者の見守り支援の状況を聞くことができた。

次年度は、さらに懇談を重ね、ステップアップ講座の開催へと発展させていきたい。

令和4年11月、小学生向け認知症サポーター養成講座を開催することができた。学習する内容は変わらないが、生徒と教員を巻き込みながら寸劇を行い、認知症高齢者に対する具体的な声かけ体験を展開した。

八木が谷地区のチームオレンジ立ち上げに向けて、八木が谷地区の社会福祉協議会会長、民児協会会長、自治連会長、八木が谷在宅介護支援センターとともに懇談を行い、事業の趣旨説明を行った。その後も八木が谷在宅介護支援センターと定期的に打合せを重ね、チームオレンジ結成に向けた地域情報の共有、地域資源の確認を行っている。これまで八木が谷在宅介護支援センターが地域とともに築き上げてきたつながりや、認知症を抱え暮らしている住民をともに支えたいという思いで活動している地域住民をつないでいけるような組織づくりが必要である。八木が谷在宅介護支援センターとともに地域の実情や課題等を踏まえながら地域づくりを展開していく。

《センターだより》

保健師欄に認知症に関わる情報を記載し、認知症に関する啓発活動に留まった為、地域での見守り体制の構築として、感染リスクを考慮しながら小規模での徘徊模擬訓練を来年度以降検討し、その際にセンターだよりを活用し周知していきたい。

《民生委員との懇談会》

二和地区、八木が谷地区の民生委員との懇談会に、定期的にセンター職員が交代して出席した。民生委員の方々も、入れ替わりながら少人数で会長同席の上開催した。民生委員の関わる個別ケースの相談を通じて、当センターや八木が谷在宅介護支援センター職員が民生員と連携して対応できたケースもある。相談の中には認知症高齢者のケースが多々あり、継続して関わる必要があるケースが民生委員とセンターの連携が今後も必要である。また、民生員からも、懇談会の席で普段悩んでいるケースを相談できること

や、民生委員間で共通する悩みなどを共有できる場として懇談会を引き続き開催を望む声もあった。

懇談会は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら、来年度以降も引き続き継続していく。

《地域分析としての懇談》

上記定例懇談の他、二和地区にある地域互助団体(2か所)、自治会会長(1か所)、八木が谷地区の県営住宅自治会会長(2か所)との懇談を行った。限定された地域・関係だが、どのような課題があり、どのような支援を行うのか、その地域の特性を把握しながら関係性を構築する。個別ケースでは民生委員へつなげられるようにしながら、その団体の活動内容や目的の把握と、その団体の活動を通じて見える地域情報を知り、より立体的に地域が見えるようにした。懇談による地域の把握、互助関係は様々であるが、今後も継続的につながりが必要な地域の互助団体である。地域の互助団体として各々が活動するが、本来このような互助団体と民生児童委員協議会がつながりを構築できると、地域にとってより良いと考えられる。実際にケースにおける個人情報や個別ケア会議であれば、守秘義務が求められ、守られるが、通常は団体間で個人情報を共有することは困難である。また各互助団体住民も多忙であるが、個別ケースの相談や地域ケア会議等を通じて、交流ができるように働きかけていきたい。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

総合相談の中から、自立した生活をするために目標を持ち意欲がある方へ、介護申請の情報提供とともに基本チェックリストにおける制度利用についても説明し、介護申請との違いも丁寧に伝えたいうえで希望者に実施する方針をセンター内で共通の方針として日々相談業務に対応をしてきた。今年度は3件実施した。

今年度の傾向として、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いた5月頃は、外出控え等により低下した心身機能の向上等を目指して相談に来訪する方が多く、事業対象者として、サービス利用に至る方がいた。しかし、夏頃の感染拡大を過ぎた後からは、相談ケースは心身状態が悪化し介護保険申請を勧めるケースが多く該当するケースが少なかった。長引くコロナ禍による体力低下と夏の猛暑による影響のため心身の状態を悪化させているケースが散見された。一時期住宅改修のニーズも相次ぎ、ADL低下がうかがえ、事業対象者には結び付きにくかった。令和4年度後半、第8派の最中であっても、来訪者の多くが介護サービスの利用希望や認知症における相談、介護保険申請を希望する相談であったため、基本チェックリストには結びつきづらい相談が多かった。

○多様なサービスの活用

配食リストや社会資源マップ、ミニデイサービスなど社会資源の資料を準備し随時提案を行った。しかしミニデイサービスは再開のめどが立ちにくく、再開しても当面はリピーターのみ対応など、感染予防のため限定的な再開であり活用に至ることは少なかった。

た。地区社協では個別対応を行う助け合いの会や、地域の互助団体である「ニコニコ支援の会」はコロナ禍でも継続して実施しており、買い物支援やゴミ出し支援、草取り等生活に欠かせない支援として情報提供、依頼をすることができた。特に買い物支援については、「すぐに対応してくださり助かった」という介護支援専門員からのフィードバックがあった。

○総合事業の普及啓発

総合相談業務にて窓口対応や訪問対応の際、高齢者の健康保持や介護予防の意識を共有しつつ、高齢者自らが早期に必要なサービスや情報を活用し、地域社会とのつながりを断絶することなく適切な支援を選択できるよう、福祉ガイドをはじめセンター独自に作成した地域資源情報などを活用し、介護保険制度の理念やサービスの概要等の説明や介護保険サービスだけでなくボランティア組織や民間企業、シルバー人材センター等による地域の生活支援等サービスの情報提供等をおこなっている。相談内容やその方の状況を把握した上で、総合事業についての説明をおこない、同意を得てチェックリストを実施している。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第4四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務(主に意思決定支援)（介護保険法115条の45第2項第2号）

＊判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

判断能力を欠く状況にある地域の高齢者を早期発見できるよう、あらゆる機会をとらえ地域の支援者に情報を発信し、気づきのアンテナを高められるように働きかけ、共有を図ってきた。

○中核機関の周知・広報

船橋市の二次相談機関として設置されたことを地域の支援者や住民にも周知・広報できるよう、センターが定期発行しているふたやぎ通信5月号に記事掲載し、普及啓発を行った。

令和4年10月開催した第4回地域ケア会議には、中核機関職員をお招きし、中核機関を改めて構成員へ周知した。地域ケア会議では開催時に権利擁護に関する事例を話題提供し、構成員で協議を行っているが、中核機関職員からも助言をいただいた。会議の様子を地域の支援者や介護支援専門員向けの地域ケア会議だより11月号(ふたやぎ通信)にて周知・広報した。

同月に開催した豊富・坪井地域包括支援センターと協働で開催した介護支援専門員向けの学習会『後見人とケアマネジャーとの連携を事例を通して学ぶ～それぞれの立場の葛藤と悩みから～』にもご参加いただき、周知・広報の機会をつくった。

認知症の高齢者が同居する子に年金を搾取されると話し、子とコンタクトを図るもつながる事ができず対応に苦慮するケースを、令和5年3月の権利擁護支援定例会議へ事例提出し、助言を受けた。また、ライフラインが止まり身寄りなし判断能力が不十分な認知症の高齢者の生活を守るために支援者が対応に苦慮したケースを同月、専門職相談に事例を提出し、協働で支援した八木が谷在宅介護支援センター職員と共に助言を受けた。

各々の会議で専門職より得た具体的な助言を参加しなかった職員が今後の権利擁護支援に活かせるようにセンター内で共有するとともに、支援者としてのリスクマネジメントの意識を高めることができた。

次年度も様々な会議体を活用し、センターの対応力や知識を深められるように努めていきたい。

○地域連携ネットワークの構築

《地域ケア会議》

地域ケア会議構成員に対して、権利擁護に関する気づきのアンテナが高められるように働きかけてきた。具体的には、様々な事例を活用し、気づきのタイミングや生じ

る課題・高齢者の権利を擁護するための支援内容を伝えた。文章や口頭だけでなく、当該高齢者の周囲との関係性や事例の経過をイラストにして視覚的に伝え早期に発見し、センター等につなげていただけるように発信した。事例提供後の協議を行うことで、各構成員が持つ地域住民を見守る視点を会議内で共有することができた。また、当事者自身の視点、ご本人の意思がどのようなものか理解できるよう当事者インタビュー動画を視聴し小グループで論議しながら交流を行った。終了後のアンケートでは「認知症の方のイメージが変わった」等の感想が寄せられ、より身近な存在として、一人の人としてどのように尊重し権利を守るか、という視点を持つ事ができた。

「気になる高齢者」をキーワードに民生委員や地区社会福祉協議会、生活支援コーディネーターと少人数で行う懇談会でも同様の働きかけを行うことで、民生委員の気づきのきっかけとなり、相談につながるケースがあった。

今年度開催した個別ケア会議では、介護サービス事業所の介入は拒否をするが地域のつながりは継続している認知症・独居高齢者のケースなどがあった。ゆるやかな地域の見守りネットワークの中で、当該高齢者が日常生活を送ることができているか、消費者被害等に遭遇していないか、困っていることはないか、などの視点を持ちながら関り、小さなことでも異変に気が付いた時には、速やかにセンターへつなげていただけるように支援者、家族、センターが連携を図ることを確認した。地域の方々の「見守り」の中にある権利擁護の視点をポイントとして伝えることと、気づいた時には悩まずにセンターへつなげていただくことをわかりやすく伝えることで、不安を抱えながら見守ることを防ぎ、早期対応ができるように発信してきた。

家族が本人と会うことを拒否し、地域のつながりもほとんどないケースでは、個別ケア会議の中で、小さなつながりである隣人同士の一瞬の交流の把握や、警察の見回りパトロールへの協働など、新たなアイデアが出され、一つ一つ実行し、見守りを重ねることとした。

○センター内の体制

《チームによる対応》

権利擁護・意思決定支援に関する制度や中核機関、消費者詐欺に関する情報などセンター内で共有している。特定の職員に負担が集中しないよう、必要に応じてチームでのケース担当者を決め、個人で抱え込まない支援体制を整えた。高齢者の権利を擁護することと、意思決定を尊重することは時に相反することも少なくない。高齢者虐待やそれに準ずるケースでは、適宜三職種で協議し、適切な対応が行えるようにした。終結したケースでも後々のケースに役立てるよう、必要に応じて、振り返りを行った。

ケース支援する中で判断や対応に苦慮することや課題等、センターとしての方針を立てた上で直営センターに相談し、対応力向上に努めた。直営センターからの助言を

都度センター内で共有し、意思統一に努めた。今年度、定期開催となった北部圏域の地域包括支援センターで行うノースカフェは、北部圏域のセンター間で顔の見える関係を構築するとともに、事例の共有・検討を行うことで、対応力の平準化に努めているよう、センター職員が順次参加している。

《職員研修とOJT》

令和4年6月には法人内複数地域包括支援センター・居宅介護支援事業所と合同で「高齢者虐待防止について」の合同研修会に、プランナーも含め複数参加した。令和4年10月には豊富坪井地域包括支援センター合同で権利擁護の学習会を主催し、所内複数職員が参加した。

令和4年10月に行われた船橋市成年後見利用促進基本計画に基づく専門職向け研修に参加し、センターが日頃から権利擁護の視点をもって、高齢者1人1人の想いを受け止め、その人らしく生きられる支援において、学びを深めることができた。高齢者を地域で支えるためにはセンターだけではなく、様々な支援者とともに支えるチーム・ネットワークの重要である。各種研修の伝達学習だけではなく、センター独自の権利擁護に関する研修計画を立てて、令和4年5月は事例を通し、虐待・任意後見・成年後見についてミニレクチャーを行った。令和5年3月にはセンターと八木が谷在宅介護支援センターで意思決定支援に関するミニレクチャーを実施した。権利擁護定例会議に事例を提出し、頂いた助言をセンター職員で共有した。

《地域への普及》

元気なうちから自身の想いを明確化し周囲に伝えることを目的に作成された「大切な人に伝えるノート」を活用し、平易な言葉で今年度ミニデイの講和の中で紹介する予定である。また同冊子を地域ケア会議にて事例とともに紹介し、普及を図った。地域住民に向けた「ふたやぎ通信」7月号では同冊子に関する記事を掲載し、普及を図った。

センター事業

《アウトリーチ》

昨年度の引き続き、二和地区民児協・地区社協・生活支援コーディネーターと少人数の懇談を行い、気になる高齢者の情報共有と支援の手立てを検討した。さらに、二和地区の互助団体との懇談を実施し気になる高齢者の情報収集を行った。両者の会議で出される「気になる高齢者」の中には重複しているケースも多く、見守りの手厚さが改めて浮き彫りになった。

また八木が谷在宅介護支援センターとともに八木が谷地域の民生委員と懇談を実施し、気になる高齢者の情報の把握、対応方法の検討をした。

《ドラッグストア店頭広報活動》

近隣のドラッグストアで、小学校低学年親子を含む多世代に向けた認知症啓発活動を企画、開催した。今年度6月に開催を予定していたが、第7波新型コロナウイルス感染症の流行により延期し、11月に実施した。これまで店内の薬局にセンターのパンフレットを置いていたが、店舗や地域の責任者と何度も話し合いを重ね、認知症啓発活動の企画を実施することができた。当日は店舗の一部スペースをお借りして、認知症について理解を深める掲示やクイズ、認知症カフェのご案内し多世代の参加者20名が参加した。今回、度重なる感染対策の中でなるべく接触しない形をとった内容で検討してきた。今後は興味を持っていただきたい40～50代の世代へつながりを作れるように、店舗とのつながりをいかして、継続的な広報活動を実施していきたい。

《災害に向けた対応 連携づくり》

独居高齢者、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者等の増加が著しい地域では、災害時の対応が常に地域課題として掲げられている。個別ケア会議や、介護支援専門員と民生委員が連携するケース支援等を通じて、日頃のつながり・顔の見える関係・災害時を想定し備えることが、日常的にスムーズな連携につながっていく。今年度開催した個別ケア会議では、ケースの情報共有や対応方法の検討だけでなく、災害時は誰がどのように対応をするかについても提起し、個別の災害支援計画となるように展開した。

ケース①認知症、独居、90代男性では、発災時は近所に住む民生委員が駆け付け、その後は利用している近所のデイサービスへ引き渡すなど、災害時を想定した具体的な対応方法を共有した。

ケース②認知症、独居、介護保険サービス拒否により利用なし、80代女性では、日頃から近所に住む複数の方々が見守り支援を行っているため、発災時は近所の住民同士で声を掛け合うことや、避難先の確認を行うなど、遠方に住む家族とともに対応方法を共有した。

令和5年1月には地域ケア会議構成員、介護支援専門員向けにWEBにて防災の講演会を開催した。地区社会福祉協議会会長よりあんしん登録カードについて広報していただいた。その講演会に参加した介護支援専門員が令和5年2月に開催した地域ケア会議にオブザーバー参加した際に、担当する利用者のあんしん登録カードの手続きを行った報告があり、地域の支援者へフィードバックを行うことができた。

センター内では、全職員が対応できるように震災を想定した机上訓練の実施や、独自マニュアルも作成し、毎月の防災品チェック、災害時台帳の整備を行った。

《センターだより活用》

センターだよりは今年度リニューアルし、ふたやぎ通信へ変更した。①地域住民向

け②地域の支援者向け③介護支援専門員向け④八木が谷在宅介護支援センターとの合同⑤地域ケア会議だよりと5種類の広報を作成している。配布先は、①近隣薬局・接骨院・クリニック・歯医者・自治会へ①、民生委員、地区社協へ②④、地域ケア会議構成員へ②④⑤、介護支援専門員へ③を配布した。

②は個人が特定されないように配慮しながら事例を掲載した。地域の支援者が気づき、センターへつないだ支援は、センターに相談するタイミングやきっかけ、つないだ先の支援がどのように展開していくのか、わかりやすく具体的に伝えるようにした。それにより、地域の支援者が日々の見守り・地域活動の中で気づきのアンテナを立てていただくことにつながり、気づいた時にセンターに相談・連携しやすいように伝え方にも工夫をしている。

また、認知症専門医より、認知症に対する具体的な対応方法を市民の方向けにわかりやすく伝えると良いと助言をいただいたことを機会に、地域住民・地域の支援者向けのふたやぎ通信へ認知症に関する知識や対応方法を広報するページを設けた。センターの立地を生かし、屋外に設置する資料ラックにそのページ単独を自由に手に取っていただけるように設置した。

また、近隣医療機関に向けて、地域で起きている高齢者の実態が伝わるよう事例を提供した。病院から退院後どのような生活を送るのか、どのような困難性があった上で病院へ相談をしているのか、地域に出たことがない職員にもわかるような内容を伝えた。

長引くコロナ禍もあり、今年度、地域住民や支援者等に向けて、多種多様に情報を発信できるようにおたよりをリニューアルしたが、第8波以降、地域は自粛した生活から脱する方向へ加速している。それに伴い、おたよりを通した情報発信を主とせず、地域へ足を運び、お互いに顔を見ながらつながりを構築できるよう、またおたよりでは厳選した情報を発信していきたい。

《薬剤師との地域連携学習会》

法人内の数か所の薬剤師訪問をしている薬局薬剤師と、薬剤師との地域連携をテーマに学習交流会を開催し、薬剤師が在宅へ訪問する際ケアマネジャーとどのような連携を求めているのかを知る機会とした。また、ケアマネジャーがどのように情報連携を行い、薬剤師へ期待する支援なども伝え、ケアマネジメントを支えるための両者の立ち位置の理解を促す取り組みとした。

《対人援助力向上研修》

所内及び八木が谷在宅介護支援センターとともに、面接技術向上、苦情対応向上を目的とした合同の研修会を企画・実施した。コロナ禍でリアルな研修の減少や、同行訪問も感染予防から最小限となっている情勢を踏まえ、ロールプレイを中心にお互い

の面接場面を観察し演じ、協議を行った。家族状況や課題が複雑化する現在において、課題への解決・対応のみならず、初回面接から相手と関係性を築き、支援関係を構築するためにも基礎となる面接技術は経験年数にかかわらず学び続ける必要があるため、今後も引き続きの課題とし、お互いが学びあえる機会を創設していく。

《感染予防のための所内研修》

新型コロナウイルス感染症を中心に、目まぐるしく変わる新株やその定義等も含め、所内で学習の機会をつくり、日々の訪問時の対応や、想定外が発生した時の対応方法などを学んだ。法人のガイドラインやマニュアル等も参照し、母体病院で日々起きている最新の情勢も情報共有し、危機感を持って感染予防に取り組めるように対応をしてきた。次年度も感染症は引き続き流行が発生することが想定され、標準予防策を中心に、随時注意喚起、研修会の開催を行い、利用者も職員自身も守るための研修・マニュアルの見直し、シミュレーション等を実施していきたい。

事業計画書（概要）

（令和5年度）

総合相談支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

誰もが住み慣れた地域で安心して、尊厳あるその人らしい生活が送れるよう、生活全般を支える視点を持ち、介護や福祉、医療、認知症等、幅広く寄せられる総合相談に対し、職種を問わず、丁寧且つ適切な医療や介護・福祉サービス、地域のインフォーマルサービス等、個々の問題に必要な支援につなげるようにする。問題解決の手段があっても、本人もしくはその家族が必ずしもその選択をするわけではないため、サービス等の利用に結びつかずとも、本人の意志を尊重し、個別ケア会議で見守り体制を構築するなど、つながり続ける支援を行う。

昨年度、新型コロナウイルス感染症の感染者数が落ち着きを見せた時期に、新規の総合相談の電話や来所が相次ぎ、同時に複数の相談者が来訪し、相談対応を行う日もあった。自粛生活により、これまで相談を控えていた方が支援につながる機会が増えた。近隣のスーパーや商店街への買い物、通院の往復路に来訪する方も多く、立地を活かし、気軽に足を運び相談できるセンターを目指していく。

来訪者の相談内容は年々多岐に渡っており、昨年は成年後見制度の相談の他、遠方に住む家族の金銭管理の相談や遺言書、死後事務、任意後見制度等、元気なうちに将来を見据えた相談も多々見られた。船橋市が作成した「大切な人に伝えるノート」の普及に伴い、1人1人が今後について考える機会となり、相談件数が増加したと予想する。

高齢者の総合相談窓口として、このような権利擁護に関する相談や法的な課題についても、相談者の話を聞き、課題をともに整理し、適切な機関へつなぐ。必要に応じて、つないだ後もモニタリングやフォロー支援を行う等の対応を行う。

総合相談の中には、高齢者本人だけの問題ではなく、ひきこもりの子の問題、障害を抱える問題、経済困窮など複数の課題が複雑に絡んだ相談も増えている。丁寧に聞き取りを行い、高齢者のみならず世帯全体をアセスメントし、集めた情報を元にセンター内で協議し、支援方針を定め、チームでケース対応を行う。

その他、地域の後期高齢者の人口が増加する中、介護力もない状況下、これまでお一人で何とか自立した生活を保ってきた方が、風邪による肺炎等をきっかけに急激な食欲不振、移動困難に至るケースもある。早急な対応を求められるケースも少なくなく、増加傾向である。

医療の優先度が高いケースは、相談時に介護だけでなく、医療に関するアセスメントを迅速に行い、介護保険等の手続き、入院等の療養の場や体制確保など即日に状態に合わせて多くの支援や調整を図ることを要する。このように緊急的な対応が求められるケースが随時あることを念頭に置き、職員の抱えるケースの進捗をタイムリーに確認する。

受理した総合相談において、収集した情報を整理し情報を記録し、残す。ケース記録に最新の支援経過やケースの支援方針等の情報を整理・蓄積、記載することで、担当職員が不在であっても他の職員が対応できるようにすることができる。継続的に支援する

ケースは、センター内で情報の共有、協議を行い、支援方針を確認することを適宜繰り返し行う。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

※高齢者虐待関係

前年度は、民生委員、介護支援専門員、地域住民など様々な支援者から相談が寄せられ、その都度対応を行ってきた。コロナ禍により潜在化しているケースがあること、これから顕在化されていくケースが増える可能性を念頭に置きながら早期発見・早期対応に努め、高齢者の生活、命が脅かされることがないように、今年度も高齢者の権利侵害から守る視点をもつ。高齢者がその人らしく、住み慣れた地域で望む生活が送れるようにセンター職員の対応力向上とセンター全体で高齢者虐待ケースや準ずる対応ケースへの対応を行う。

支援者から寄せられる総合相談の中には情報を聞き出す中で、何気ない相談が実は高齢者虐待の可能性が含まれていることもあり、1つ1つ丁寧にアセスメントを行う必要がある。新規の総合相談はセンター内で毎日共有し、必要に応じて協議し、さらに聞き取りを行うなど、積極的な働きかけに努める。またケース対応の都度、対応後の振り返りや検証を行う。積極的に直営の地域包括支援センターから助言を受け、センターとしての支援方針を定め、担当職員が不在時でも適切な対応が行なえるような体制を整える。

地域ケア会議等で仮想事例などを示し、高齢者虐待を疑う気づきのポイントを伝え、日頃の見守り支援の参考にしていただけるよう実践を引き続き行う。

権利擁護に関する研修への参加および研修参加者による伝達学習を行う他、高齢者虐待に関する所内シミュレーション学習を企画し、職員の対応力向上を図る。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

前年度は、新型コロナウイルス感染症の感染者数が減少した時期から二和地区の地域ケア会議に介護支援専門員のオブザーバー参加の希望を募り、参加いただいた。二和地区にあるサービス事業所より地域ケア会議に参加をしたいというニーズを受け、今年度は介護支援専門員のみならずサービス事業者にも参加を募る。また地域ケア会議において、小グループで論議の機会をつくり、介護支援専門員やサービス事業所が地域の支援者と顔の見える関係づくりができるようにし、インフォーマルな社会資源の具体的内容を知る機会となるように会議を開催していきたい。

個別の事例では8050世帯等、高齢者の支援者と子世代・孫世代の支援者とをつなぎ、随時情報共有を行う他機関で協働するケースが増えている。当該高齢者に対し介護支援専門員とともに関り、支援方針を共有し、子世代を子の相談支援窓口につなぎ、連携を図るなど、介護支援専門員が一人で抱えて悩まないよう、ケースや支援方針を共有する等の対応を行う。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）**○全体会議（定例会）について**

今年度も年 6 回の開催を予定する。地域の高齢化や地域支援者の担い手不足等が課題としてあり、今後、ますます民生委員等の地域支援者一人一人の負担が増えることが予想される。民生委員以外の理解のある支援者が一人でも増えるように、様々なタイミングでつながりの構築や強化ができるようにする。年 6 回のうち 1 回は地域ケア会議を主体とした講演会、うち 1 回は多職種事例検討会の開催を予定する。また介護支援専門員や介護サービス事業所へオブザーバー参加の希望を募り、参加された方が地域支援者等とつながることができるよう、グループ論議とアイスブレイクも取り入れ、お互いの人柄も含めたつながりができるよう会議の形態を工夫する。

○個別ケア会議について

地域の支援者にとって、個別ケア会議はケースの情報を共有し、参加者の役割と責任を明確にすることができ、介護支援専門員にとっては見守り体制の強化につながる。前年度は認知症の独居高齢者の見守り体制構築や、つながりを構築しづらい高齢者やその世帯情報を把握し、支援の糸口を見つけるためなど、地域支援者の力を借りるために開催する会議もあった。個別ケア会議を通じて、情報共有を図り、当該高齢者やその世帯への支援方針を確認することで、センターの機能やできること、日頃どのような支援を行っているか、地域の支援者や介護支援専門員と共有する機会にもなる。今年度も引き続き個別ケア会議を活用し、介護支援専門員や地域支援者一人一人の負担軽減、孤立しない、ともに支え合う体制を構築する。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

長引く新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域支援者が高齢者を含む地域住民とつながる機会がここ数年間で極端に減少した。支援者だけでなく、地域活動の場に参加した高齢者が、久しぶりに会った高齢者の認知症状が進んでいることに気づくなどの経験もあった。前回の民生委員の改選もコロナ禍に行われ、またこの間、今回の民生委員の改選が行われた。改めて、認知症や、分かりづらい精神疾患、発達障害などについて、地域ケア会議の構成員一人一人が知る機会を創設し、それを協議の場で深め、具体的な高齢者像やその世帯像を描けるようにする。それにより、地域や支援の場面において出会う高齢者がどのような課題を抱えているのか、またその課題は当該高齢者だけで解決できない課題である場合もあるため、多角的な視点で気づき、受け止めることができるようにする。

地域の事業や活動も徐々に自粛から再開へ進み、活動を自粛していた高齢者の参加がますます増加することが予測され、地域支援者が地域住民をつながる機会も同様に予測される。地域の状況を鑑みながら、高齢者等の変化に気づけるよう、タイムリーに総合相談の傾向を伝えられるようにし、早期発見・早期対応につながる相談ができる体制を図っていく。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）**○関係機関との連携・ネットワークの構築**

今年度は地域ケア会議を主体とした多職種事例検討会を予定している。その中で認知症があってもこれまでの生活歴や価値観を踏まえて、地域で暮らす一人の人として、受け止めて支援をする姿勢・視点が持てるように論議する。共通の事例を通じて、小グループの論議をすることで各関係機関同士がつながり、相互の立場や役割を理解し、新たなつながりの構築や強化することにつながるため、センター職員も小グループ論議に参加し、円滑に進むようアプローチする。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

認知症への理解を深めるため、介護予防教室や認知症に関する講座を開催し、普及・啓発活動を行う。サロンやミニデイ等、地域の住民が気軽に参加できる場などを地域活動の開催状況を鑑みながら、企画する。二和地区の集合住宅の自治会から認知症を知るための講座の開催要望があるため、実施する。参加者の認知症への理解を深め、見守り体制の強化を図る。

今年度も近隣のドラッグストアへ協力相談し、子育て世代から高齢者世代など多世代に向けて、啓発活動を行う。

その他、地域からの要望があれば、認知症に関する講座等を企画する。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

二和地区では前年度、地区社協ミニデイのボランティアを対象にチームオレンジのステップアップ講座を実施した。認知症に関する講座の要望があるため、引き続き、地区社協と協議し、見守り体制の構築につながる取り組みを行う。その他、二和地区の互助団体がある地域に対し、チームオレンジ立ち上げを働きかけていく。

八木が谷地区では、チームオレンジ立ち上げに向けて、八木が谷地区の自治連、民児協、社協へ相談しながら、地域の実情に合わせて進めていく。

地域ケア会議では、認知症の高齢者に気づき、支援につなげた連携事例等を取り上げ、気づきのポイントや、支援機関へつなぐまで、つないだその先にどのような支援体制が構築されるのか、個人が特定されないように留意し、具体的に伝えることで支援の見える化をし、見守りのアンテナを高めていく。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二）**○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施**

総合相談において、介護保険申請のみならず、事業対象者に該当する可能性のある方に対して、本人の意向を確認しながら、基本チェックリストを適切に行う。実施後は、三職種で本人の情報を十分に共有した上で支援方針の確認を行い、本人の意向や状態に合わせて、適切な目標の設定やサービス利用の選定を行う。

○多様なサービスの活用

新型コロナウイルス感染症が落ち着き、地域の事業や活動が徐々に再開される中でミ

ニデイやシルバーリハビリ体操など、再開が予定されている。地域の状況を随時把握し、相談者のニーズに応じた情報提供ができるようにする。

日頃の見守り支援だけでなく、緊急時等にも備えられるよう、安心登録カード事業を地区社協や民生委員に適宜、高齢者や支援者等に向けて、地域ケア会議を主体とする講演会や友愛訪問等の中で引き続き、事業の紹介を案内してもらう。センターでも総合相談の中で適宜、事業を案内し、登録希望者が利用できるようにする。

○総合事業の普及啓発

新規で総合事業の利用希望者に対し、介護保険申請だけでなく、基本チェックリストを実施し、事業該当者として総合事業を利用する方法を案内する。また事業該当者と介護認定を受けた場合の違い、できることとできないことその他、事業該当者と認定されても、その後、必要な時には介護保険申請を行うことができることを丁寧に説明する。

事業計画書（重点事業等）

（令和5年度）

重点事業：権利擁護業務（主に意思決定支援）（介護保険法115条の45第2項第2号）

※判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

令和4年度より、中核機関が地域包括ケア推進課内に直営として設置され、地域の高齢者の成年後見制度等、高齢者の権利擁護に関する具体的なケースを相談し助言を受けてきた。地域や地域の支援者に向けて、前年度、周知・広報してきたが、昨年12月に民生委員の改選が行われ、新たに5名の民生委員が任命された。新任の民生委員の任命や新たに二和・八木が谷地区で高齢者等の支援を行う介護支援専門員等が増えている。地域ケア会議等でセンターが中核機関と相談したケースを活用し、個人情報に配慮しながら、中核機関がどのように権利擁護支援を行っているのかを地域へ伝えることで周知を図る。

今年度も前年度に引き続き、解決の糸口やつながる方法が見つからない等、センターで悩むケース等は適宜相談し、地域の高齢者が尊厳ある暮らしを送れるよう、専門的・継続的な視点での権利擁護支援を行う。

またケースの状況に応じて、市で開催される権利擁護支援定例会や専門職相談を積極的に活用する。中核機関や専門職などから助言を受けた場合には、センター内で共有を図り、職種に限らず、センター職員が今後の権利擁護支援に生かせるよう、対応力向上に努める。

○地域連携ネットワークの構築

地域ケア会議の事例・多職種事例検討会などにおいて、高齢者の意思決定を支援するために、高齢者の置かれている状況、これまでの生活歴や価値観、現在の疾患や意思表出支援、意思決定支援を行う視点を伝え、地域の支援機関が高齢者の権利を守るために持つ視点が共有できるように働きかける。

○センター内の体制

権利擁護に関わる研修等に参加し、参加した職員は所内で伝達学習を行い、研修等で学んだことの共有を図る。高齢者虐待やそれに準ずる対応、セルフネグレクト、高度認知症など、権利擁護と意思決定支援に深くかかわる複雑化したケースが増えている。複数の職員体制で対応を行う他、支援の過程で得られた気づきや学び、助言等をセンター内で共有し、学習する体制を構築する。職種を問わず、センターの誰もが権利擁護支援を行うことができるように体制を構築する。

センター事業

《民生委員・地区社協・生活支援コーディネーター懇談 二和地地区》

前年度に引き続き、今年度も少数で定期的に懇談を行うことをすでに機関代表者と確認をしている。この懇談を行うことで、ケースの気づきや早期発見・早期対応、相

談のみならず、現在、各機関がどのような課題を持ち、何に重点を置いて取り組んでいるのか、近況を確認することができ、相互理解が深まっている。

また令和4年12月に民生委員の改選に伴い、新任された民生委員もいる。新任民生委員とも、気軽に相談し合える、顔の見える関係性を構築できるようにする。

《民生委員懇談 八木が谷地区》

前年度に引き続き、八木が谷在宅介護支援センターとともに少数の民生委員の方々と懇談を行っていきたい。日頃から民生委員が抱えている潜在的な気になるケース、悩んでいるケースの共有を行い、ケースの状況の把握のみならず、必要に応じて、早期発見・早期対応の機会とする。また各民生委員と顔の見える関係性の構築につなげていく。

《おたより》

地域はコロナ禍、自粛した生活を行っていたが、その自粛生活を改め、また地域行事等も再開している。今年度は、地域住民や地域支援者向けにセンターの事業や連携事例などを掲載し、高齢者の総合相談窓口としての機能やセンターの支援が具体的に見えるような内容を掲載する。地域ケア会議の実施後、地域ケア会議だよりを発行し、どのような会議をしているか、参加していない方へ見える化した内容を掲載する。地域ケア会議にオブザーバー参加した介護支援専門員からはケア会議に参加後に、「また参加したい」「このように民生委員の方と話せる場がないのでありがたい。つながりをつくる必要性を感じている。」という声を多数寄せられている。介護支援専門員へ地域ケア会議だよりを配布することでオブザーバー参加するきっかけとなれるようにしたい。

《ドラッグストア店頭広報活動》

前年度、地域住民への認知症啓発活動として、近隣のドラッグストアの一部スペースを借り、主に小学校低学年親子を対象にした企画を実施した。今年度もドラッグストア側に認知症啓発活動へのご協力をいただく予定であるため、引き続き幅広い世代に認知症の啓発活動を行う。

《体調管理》

法人内に、勤務時間中も活用できるカウンセリングや、定期的に管理部門と面談を行う制度がある。それらを活用し、体調不良時早期に対応できるようにする。また、定期的な面接を待たず必要に応じ柔軟に面接ができる体制も構築している。また年に1回の健康診断があり、要精密検査対象者の職員には個別に受診勧奨の案内が届く。法人内の健診部門が把握しているが、未受診の場合は職場管理者に案内が届き改めて受診を促すなど、職員が健康で働けるようなフォロー体制が整備されている。心身の体調を悪化させず業務を継続できる体制を取る。

事業報告書(概要)

(令和4年度:第4四半期終了時)

総合相談支援業務(介護保険法115条の45第2項第1号)

当年度の総合相談対応として、電話や来所による新規の相談が、計379件。継続ケースの支援も含め、延3,129件の相談対応を実施した。

受け付けた相談に対しては、三職種で共有し、緊急性を判断の上で支援方針を決め、速やかに対応している。他機関へつないだケースは、その後の結果を確認し、つながりが適切であったかも振り返った上で、対応終結としている。今年度から紙ベースからデータでの記録に方法を変え、対応中のケースと終結のケースを適切に管理できるようにした。

当圏域は広域に及び、交通の便が悪い地区も多いことから、個々の高齢者の生活実態の把握には、積極的な個別訪問や小規模な住民活動への参加が欠かせない。待つだけでなくこちらから地域へ出ていくことで、総合相談窓口としての存在を浸透させて、その役割が果たせるように努めている。当年度も、引き続くコロナ禍において各種地域活動の休止が続く中、相談窓口につながり難い高齢者へのアウトリーチに努めた。その一つとして、豊富地区社協の小室活動拠点(分室)「きらら」での、生活支援コーディネーターによる「困りごと相談」から、必要随時当センターへ相談がつけられており、小室地域における出張相談窓口的な連携が築かれている。

小室団地では民生委員や自治会役員、世話役となる住民の方々と定期的に情報交換の場を設け、見守り活動の状況や支援が必要な高齢者が相談支援につながるよう情報共有等を行った。

また、市内の買物不便地域に赴いている民間訪問販売の場へ、毎月定期的に顔を出して、声掛けや希望者への血圧測定・健康相談を行っている。小室地区では、民生委員の方が、ボランティアで毎回訪問販売の手伝いに出られていることから、その場で気になる高齢者についての情報交換なども行っている。

上記のように様々な機会や連携を活かし、個別ニーズの掘り上げに努めている。

権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

*高齢者虐待関連

虐待対応受付は14件、実人数は12人となっている。うち、虐待であると認定したケースは6件であり、うち1件は分離対応を行い、やむを得ない事由による措置にて施設入所となっている。

現在も措置入所は継続しており、高齢者の認知機能の低下が見られている為、成年後見制度（市長申立て）の利用に関する検討を行っている。また、養護者支援として、高齢者との面会の準備や養護者の自立に向け、北部地域包括支援センターや各関係機関と協働しながら支援を行っている。

その他の虐待認定を行ったケースに関しては、養護者の介護負担軽減を目的とした介護サービスの利用や生活環境の見直し、施設入所の検討等、再び虐待が起こらないよう、その要因の解消に努めた。

虐待認定をしていないケースでは、夫婦間のDVや高齢者が子の世話をしており、養護者にあたらぬケースなどが挙げられており、高齢者虐待防止法に準ずる対応が必要なケースとして、警察や各関係機関と適宜連携を図りながら対応した。セルフネグレクトが疑われるゴミ屋敷のケースでは長年、地域で問題のケースとなっていたが、本人の困り事に丁寧に対応し、信頼関係を築き、親族やごみ処理業者と協力し、ゴミの撤去、介護保険サービスの導入を進め、住環境の整備とゴミ屋敷の解消につなげる事ができ、その後も支援を継続している。

*成年後見制度関連

成年後見関係相談対応（訪問等により継続的な支援を行ったケース）が、現在までに実人数7件。うち市長申立てケースは3件であり、直営センターと適宜連携の上で手続きを進めた。

権利擁護に関する相談対応においては、当該高齢者の尊厳保持を優先した上で、関係専門機関との連携協働に努めている。

成年後見制度につなぐ際は、困難事情を伴うケースであっても、市長申立てのみに頼らず、可能な限り本人申立てや専門機関への申立て依頼の可否を検討し、速やかに利用に至るよう対応している。予め後見人候補者を定めて申し立てることで、利用者側も安心してその後の管理を任せられ、後見人側も支援を円滑に進めやすいことから、包括として制度の入り口を丁寧に検討する事の意義は大きいと考えている。

当年度としては、親族が遠方にいる独居の認知症高齢者や虐待の養護者が金銭の管理を行っているケース、養護老人ホームからの依頼があったケースにて、直営センターからの指示を仰ぎながら、市長申立てに係る手続きを行った。独居の認知症高齢者のケースについては、高齢者の逝去により途中で終了となっている。

また、認知症高齢者の親族申立てや補助類型の本人申立て（虐待ケース）に関する書類作成の支援等を行っている。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

当年度の居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）からの相談件数は、44件。必要に応じ、同行訪問を含めた継続的なフォローを行っている。

ケアマネジャーへの個別支援としては、利用者ごとの関係者の支援ネットワークづくりの積み重ねに努めている。ケアマネジャーと地域の関係者を随時結び付けるため、民生委員や生活支援コーディネーター等から情報が上がったケースがあれば、大きな問題が無くても、担当ケアマネジャーへ積極的にアプローチして、情報を共有している。それにより、民生委員等とケアマネジャーが、以降は必要に応じて直接連絡を取り合うケースも増えてきている。

地域のケアマネジャーとのネットワーク強化としては、9/27に行ったふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」を招いての独自のミニ勉強会では、圏域内及び近隣エリアの居宅介護支援事業所各所へ、主旨を伝えて参加の呼びかけを行い、参集にて8名のケアマネジャーの参加が得られた。

他に、二和・八木が谷地域包括支援センターとの共同にてケアマネ勉強会を実施。テーマとして「後見人とケアマネジャーの連携を事例通して学ぶ」として23事業所、53人の参加を得る事ができた（Zoom開催）。

一方、前年同様であるが、ケアマネジャーに関連する地域課題として、小室地域の「ケアマネ不足」がある。市内でありながら「小室地域は遠方で対応困難」というケアマネ事業所は少なくない。近隣の病院から、ケアマネが見付からないと、問合せが入ることも多い。まして予防プランとなると、近隣市を含めても、委託先が見付からない状況にある。年々新規ケアマネ探しは困難になっており、現場レベルの実感としては、綱渡り状態で辛うじてつなげているという印象がある。

小室地域は優先的に自前プランで対応したり、近隣市のケアマネ事業所と関係構築を図ったり等、現場レベルで対応に努めてはいるが、行政へも上げていくべき課題かと捉えている。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115 条の 48)

○全体会議（定例会）について

当年度は、4回全ての会議を対面で行う事ができた。
各地域課題については、以下のように継続的に取り組んでおり、会議の場で、報告・共有・検討を行っている。

*課題① 小室団地の高齢化と団地高齢者の孤立傾向。

- ・対策・団地高齢者の見守り。
- ・目的・地域とのつながりが希薄な高齢者が、相談につながらないまま深刻な事態に陥ることを防ぐ。
- ・取組み・A棟（賃貸棟）B棟（分譲棟）C棟（分譲棟）の各棟で見守りメンバー（民生委員及び町会関係者）と高齢者の個別情報を随時共有し、必要に応じて介入。さらに年一回、A・B・C棟合同で、地域課題についての情報交換を行う機会を設けた。

※A棟は、閉じこもりがち高齢者の地域参加の受け皿として、町会と共催の介護予防教室を年4回予定していたが、町会長の都合やコロナウイルスなどにより今年度の開催は出来ず。また参加人数の減少により、今後は開催しないこととなった。

- ・今後について・上記の体制に加え、小室団地はA・B・C棟とも必要随時、各管理事務所と一定の情報を共有できる状況にある。また、小室に唯一あるスーパーマーケットや、その隣にある「小室活動拠点 きらら(生活支援コーディネーターが駐在するサロン)」は、日常的に高齢者の立ち寄りが多くあり、団地居住者に限らず「気になる高齢者」の見守りに連携が図れている。その他、交番・消防署・郵便局・コンビニ等へも、必要に応じて個別ケースの見守り協力を求めている。

*課題② 独居や高齢世帯で暮らす認知症高齢者の増加。

- ・対策・幅広い世代の地域住民に認知症の理解を広げる。
- ・目的・認知症高齢者を含め、支え合いで暮らし続けることができる地域づくり。
- ・取組み・全体会議において認知症事例の報告や検討を重ね、皆で問題意識を共有して、各所属団体における対策検討の推進を図る。個別事例の検討においては、活発な意見交換がなされ、今後の当地区の一層の高齢化を見据えて危機意識が共有されていると感じられる。

また、小室活動拠点きららや老人会、認知症カフェにて認知症に関する講話や認知症サポーター養成講座を実施。今後も、その解決に向けた取組みを拡充させていく方針を共有している。

・今後について・これまでの取組みに加え、チームオレンジの展開を進めていく
 予定で

あり、認知症サポーターステップアップ講座の開催を進め、認知症高齢者の増加に対応
 していく。

*課題③・圏域では総合病院を利用する高齢者が多く、身近な医療が希薄。

- ・対策・総合病院・在宅医療・リハビリとの連携強化。
- ・目的・圏域における地域包括ケアシステムの推進。受診難高齢者を減らす。
- ・取組み・圏域の総合病院等との連携を強める。
- ・今後について・当圏域には個人医院が殆ど存在しないことから、個別のケース支

援において、病院・包括間での密な連携に努めており、今後も継続する。

*課題④…コロナ禍による活動機会の減少とそれに伴う高齢者の心身の機能低下。

- ・対策…状態変化の見守りや早期の個別フォロー。活用できる資源の確保。
- ・目的…廃用性の心身の衰えを食い止める。高齢者が参加できる事業の展開。
- ・取り組み…小室第一自治会では感染対策を講じながら、介護予防教室を年5回開催。ふなばし光陽に講師を依頼し、実施。ケアハウスシオン、老人会（白鷺会）でも介護予防教室を開催した。

・今後について…コロナ5類移行に伴い、地域での活動が幅広く再開予定。各関係機関

と連携し、高齢者の活動機会を増やし、高齢者の心身の機能低下を予防していく。

○個別ケア会議について

コロナ禍においては、気になる高齢者へ早期に介入し、丁寧な個別支援を行っていくことに一層注力する必要性を感じ、必要随時の個別ケア会議の実施に努めた。当年度は、5件実施した。

コロナ禍での活動自粛により、定期的に顔を合わせる機会が減り、感染予防への配慮から気軽に声を掛け合いづらくなったとの声も地域から聞かれる中、高齢者の見守りが希薄になっている現状がある。その中で、地域の見守りを可能なかぎり保つべく、個の支援ネットワークづくりに努めている。会議後には、民生委員へのフィードバックを漏れなく行うと共に、地区民協でも個別ケア会議の活用を常にアピールしている。

当年度の事例のひとつとしては、過去に分離を行っても自身の判断で自宅に戻ってしまう等、何度も虐待案件として対応しているケースについての個別ケア会議を実施。病院ソーシャルワーカー、民生委員、警察署、中核機関、訪問看護ステーションなど、本人や家族と関わりのある各関係機関に参加してもらい、8月に開催した。本人だけでなく同居の家族も各々、課題を抱えており、これまでの経過においても情報が錯綜そうしており、支援方針の決定に支障があった。この個別ケア会議で各関係機関と情報の共有、整理を実施。その後の支援に生かすことができている。また9月の全体会議では、その報告と今回の事例のように多問題を抱えるケースの支援について検討。各委員より、様々な意見や似たような事例の情報などがあり、各機関との連携や情報共有、相談体制の充実を図ることが必要であるとの認識が共有できた。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

地域課題に対する取り組みは、前述のとおりである。

豊富エリアは、高齢者施設が多く点在していることから、高齢化率が局所的に高い等、在宅高齢者の実際の動態が把握しづらい面がある。エリアの中でも、町ごとに規

模や風土に違いがあるため、きめ細やかな実態把握の上で、集落的なコミュニティにアプローチしていく必要がある。特に、高齢者施設が無いにも関わらず高齢化率が高いエリア（楠が山町や鈴身町等）については、注視の必要性が高いと捉えている。鈴身町にデイサービス開業予定の事業者があり、今後、認知症カフェ等の社会貢献活動も展開したいとの意向で、連携を模索していく。

小室エリアは、実感として高齢化の進行は著しいものの、一角には子育て世帯の流入が目立ち、町の姿は今後も変化していくと推測される。地理的な状況からも、小室エリアとして、ひとつのコミュニティが形成されているような実情があり、地域の密なネットワークを活かした地域づくりが求められる。

認知症総合支援業務(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

* 認知症支援における医療との連携が一層求められる中で、開業医の少ない当圏域においては、近隣の各病院等と、次のような連携を図っている。

[船橋北病院] [千葉病院] [市内のメンタルクリニック]

・ 認知症等ケースの受診・入院等の対応に際して、適宜連携を図っている。

[セコメディック病院]

・ 認知症高齢者が受診した際など、病院側から包括の関わりについて照会が入ることも多く、その後の対応も随時連携が図れている。

[近隣市の病院]

・ 北総白井病院、白井聖仁会病院、千葉白井病院等とは、認知症を含む困難ケース等の対応に際して、随時連携を図り協力を得ている。特に小室地域のケースは、隣市の総合病院等との丁寧な連携に努めている。

* 地域の関係諸団体との連携について

地区社協や、町会・自治会・老人クラブ・地域の自主サロン、地元スーパーやコンビニ、ふなばしメグspa、団地管理事務所、金融機関等と、顔の見える関係を維持していく活動に重きを置いている。

個別ケースの支援において、関係先へこまめに顔を出し、声を掛けることで、包括の存在や役割の理解の浸透に努めている。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

* 認知症サポーター養成講座

地域住民からの要望で開催するとともに、小室地域の交番、消防署、郵便局、コンビニなどへ広報活動をおこなった。

* 認知症カフェ

古和釜に新たに認知症カフェを設置。主催者からの依頼があり、認知症サポーター養成講座や講話依頼に適宜対応している。また、小室町のカフェについてはコロナ渦で休止が続いていたが、今後閉鎖するとの報告があった。

○地域での見守り体制の構築

報告書（概要）の中の「地域ケア会議推進業務」に記載したとおり、小室団地高齢者の見守り体制づくりを継続しており、またチームオレンジの展開に向けて、関係団体とも協議を開始している。

総合事業の介護予防ケアマネジメント(介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ)

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

圏域における総合事業の第一の窓口として、その機能を十分に果たすべく、適宜迅速に一連の手続きや必要な援助を行うこととしている。

該当の可能性のある方に対しては、基本チェックリストを適切に行い、ケアマネジメントの実施においては、三職種及び介護支援専門員で十分な情報共有と支援方針の確認を行い、適切な目標設定やサービス選定を行う体制としている。

当年度これまでに、該当ケースは発生していない。実情として、住宅改修や福祉用具の利用に備えたいと考える方や、(交通の便の悪い地域性から)タクシー券を希望される方が多く、相談の結果、認定取得を希望されることが殆どである。

○多様なサービスの活用

コロナ5類移行後には、社協のサロンや地区の住民自主サロン、老人会活動、シルバーリハビリ体操教室などの地域のインフォーマルサービスへ、対象者が自主的につながっていけるよう、活動再開等に関する最新情報の収集に努めている。

地域のケアマネジャーにも、各種インフォーマルサービスが再開された折には、積極的にプランに取り入れてもらえるよう働きかけていく。

住民に対しては、センター日より等による周知などをおこなった。

○総合事業の普及啓発

コロナ禍の現況では、虚弱高齢者が閉じこもりの果てに要介護状態に陥ることを、個別に水際で食い止めていく支援の重要性が一層増しており、そのための有効な方策のひとつとして、地域や関係者に向けた総合事業の周知に取り組んでいる。

具体的には、介護保険制度や介護予防に関する啓蒙と共に、総合事業の周知を行っている。その他、介護予防教室や老人会での講話でも、事業について説明している。

要支援利用者に関しては、認定満了時に、担当ケアマネジャーと更新申請の必要性や妥当性を都度確認し合っていくこととしているが、当年度はコロナ禍にて、利用者側にも漠然とした不安感があり、認定の自動延長を希望する方が殆どであったため、事業対象者へ切り替えるケースは生じていない。

事業報告書(重点事業等)

(令和4年度:第4四半期終了時)

重点事業:権利擁護業務(主に意思決定支援)(介護保険法115条の45第2項第2号)

*判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

6月に開催した地域ケア会議にて中核機関に関する説明をし、その後、発行した広報紙「地域包括支援センターだより」にて、中核機関が設置された案内を記載し、地域に向けての周知を行った。

8月に開催した個別ケア会議には複雑な家族関係、多問題のケースについて中核機関職員にも出席してもらい、事例検討、助言をもらうとともに会議に出席していた多機関への広報にもつながった。

10月に二和・八木が谷地域包括支援センターと協働で開催したケアマネ勉強会においては、中核機関の担当者にも出席して頂き、その役割や目的、意思決定支援を行う際の留意点を伝えていただいた。

○地域連携ネットワークの構築

地域の居宅介護支援事業所に向けて、二和・八木が谷地域包括支援センターと協働で行った勉強会や近隣エリアの事業所を対象としたミニ勉強会を開催し、関係機関とのネットワークの構築に努め、ケアマネ支援として個別ケースの対応中で、権利擁護に関する課題や意思決定への支援についても協働しながら実施。担当しているケアマネジャーとの連携も一段と深まっている。

また、民生委員や地域住民と協働で、団地の見守り活動を実施。定期的な打ち合わせにて情報の共有を行い、異変時に迅速に対応できる環境の整備を行った。

○センター内の体制

当センターの人員体制として、虐待対応に関する職員の経験値やスキルに差がある状況を踏まえ、まずは日頃の総合相談の中で、認知症等の介護負担や家族の関係性などを適切に把握した上で、虐待リスクについても漏れの無いようアセスメントを行うことを徹底している。対応結果を所内で共有する際は、足りない視点がないかの検証も含めたカンファレンスを、短時間でも行うようにしている。

コロナ禍で研修の機会も限られるため、前年度同様、OJTにより職員のスキル向上を図ることに注力し、虐待対応の際は、職員皆で関わるべく、経験に応じた役割分担やペア体制に配慮した。

職員のメンタルヘルスについては、精神的な負担は避けられない業務であるが故に、そ

れが過重となることを極力避ける体制づくりに努めている。担当者が困難を抱え込まないためのチーム体制に加え、管理者側は職務分担の流動的な調整に努め、職員同士も声を掛け合う意識が浸透している。状況に応じ、管理者と職員で個別の面談も行い、サポートやフォローの不足を把握した場合は、所内で話し合っ、従前のやり方を見直す等、ひとつずつ改善を図っている。

センター事業

◇地区における介護予防教室について

圏域内でも特に交通の便が悪く、介護予防のための社会資源が限られる地区(小室の二地区)において、地域住民とセンターの協働にて、当年度も介護予防教室を計画。

内容としては、コロナの影響で圏域の総合病院(セコメディック病院)のリハ職の協力は得られなかったが、同じく圏域の老人保健施設(ふなばし光陽)から専門職の協力により、地域多職種連携が拡充。具体的には、作業療法士・理学療法士による運動プログラム、言語聴覚士による嚥下プログラム、管理栄養士による栄養プログラムを盛り込んで、介護予防教室を開催出来ている。

当年度も昨年につき、コロナにより計画どおりの開催はできていないが、随時、コロナウイルス感染情勢に応じて臨機応変に対応し、世話役の住民と調整を図り、開催に向けた調整を実施してきた。詳細は以下のとおり。

*小室第一自治会地区

【計画と実施状況】有志の世話役住民と共に企画運営。自治会のご理解の下、会場(自治会館)提供等の協力を頂き、今年度は5回の開催を実施した。圏域の老人保健施設へ講師依頼をしたが、今年度の老人保健施設に年間を通じての開催は初めてで、住民や講師双方とも高評価を得られている。毎回行うプログラムとして、自彊術という体操の講師も、世話役のうちのお一人が、担当してくれることとなっている。開催時の周知は、世話役住民による案内チラシのポスティングの他、当該地区の老人会会報にも、お知らせが掲載される。

【課題及び今後に向けて】当該地区は、自治会住民の入れ替わりが少なく、世話役の方も年齢を重ねていく地域の現状の中、住民側の活動意欲をいかに支えていけるかも課題である。

*小室団地A棟地区(小室さざんか町会)

【計画と実施状況】町会と包括の共催として、公民館で実施。会場確保及び案内チラシの作成から掲示・配布までを町会長が行い、各種プログラムの提供は、包括と協力機関の専門職が担当する計画とした。

当年度、当初は年4回の実施計画としたが、町会長の都合と参加者の減少を理由に今後の開催は中止の申し出があったため、開催は全て中止となった。

【課題及び今後に向けて】A棟は「UR高齢者向け賃貸住宅」であることから、地域と交流が浅い高齢者が多い傾向にある。当教室は、予てより「小室団地の見守り体制づくり」と連動しており、高齢者の閉じこもりや孤立を防ぐための受け皿のひとつとなっていたこともあり、ひとりでも多くの方に興味を持って参加してもらえる予防活動を、地元で展開していくことの意義は大きい。

今後は A 棟で開催されるイベントへ参加させていただく等、何らかの形で介入していくことも必要と思われる。また、活動には新たな協力者を巻き込むことが鍵となると考えている。

*その他(ケアハウスシオン、白鷺会)

【計画と実施状況】ケアハウスシオンにおいては今年度が初めての依頼であり、入居者にむけ介護予防教室を実施。コロナ禍の活動再開が徐々に進む中の講演であり、感染予防対策は入念に行った。また老人会である白鷺会は毎年、継続的に行われており、今年度も介護予防に向けた講演を実施した。

【課題及び今後に向けて】高齢者の閉じこもりや孤立化を防ぎ、他者との交流をもつ機会の提供には欠かせない活動と思われる。今後も介護予防活動を展開し、いつまでも住み続けられる生活が継続できる働きかけが必要である。

◇地域活動との連携

コロナ禍にて、地区社協のさわやかサロン・ミニサロンやミニデイは、全て中止。

でき得る代替活動として、事業計画書(概要)の「総合相談支援業務」に記載のとおり、民間の訪問販売への顔出しや、地区社協の小室活動拠点(分室)「きらら」等において、高齢者の個別の状況把握に努め、地域との連携を保つよう努めている。

その他、定例で講話を依頼される老人会(小室白鷺会)や社協ボランティア、認知症カフェ、圏域のケアハウスからの講話依頼に都度対応し、当年度はこれまでに5回、認知症についての内容含め介護予防等をテーマに講話を行った。令和3年度に開催された豊明台自治会の講演も次年度計画されている。

地域との繋がりがあってこそ、個別ケースの発見や円滑な支援に繋がることから、「顔の見える包括」として、引き続き各種の地域活動と連携を保っていきたい。

◇合同ケアマネ勉強会

二和・八木が谷包括と協働にてケアマネ勉強会を実施。テーマとして「後見人とケアマネジャーの連携を事例を通して学ぶ」として23事業所、53人の参加を得る事ができた(Zoom開催)

◇広報紙及びその他の地域の媒体による情報発信

広報紙「地域包括支援センターだより」を発行し、圏域の町会・自治会への回覧・掲示及び関係団体への配布や、住民への直接配布等を行っている。

当年度は6月、9月、1月に発行しており、表面は介護予防教室や中核機関の案内、地域で行っている活動について記載。裏面には高齢者虐待や介護保険制度、成年後見制度に関する内容を記載し、啓発活動を行った。

また、地域での見守り活動に関するポイントをまとめたチラシを作成し、地区社協が配布する広報紙と共に配布して頂いた。

情報が地域全体へ行き渡るよう、各種機関との連携により、様々な媒体を通して情報が届くようにしている。

事業計画書(概要)

(令和5年度)

総合相談支援業務(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 1 号)

総合相談業務においては、引き続きワンストップサービス拠点としての機能を適切に果たして、高齢者の生活を総合的・継続的に支えていくことを主軸とする。

相手側から求められた相談への丁寧な対応は元より、サービス未利用(要支援)者訪問や、センター事業である「団地高齢者の見守り」「住民協働の介護予防教室」等の各種地域活動と連動した、支援を求めない(求められない)方へのアウトリーチ的な個別対応を重視する。コロナ5類への移行後の状況を見つつ、細かく網を張って、必要とする方への漏れの無い支援を行っていきたい。

並行して、地域と連携したことで得られた個別ケース支援の効果を、都度関係者と振り返って共有することの積み重ねを通じ、地域包括ケアに関する地域住民・関係機関の理解啓発に力を入れていく。

交通不便地区が多いという担当圏域の特性から、住民に向けて、身近で気軽な相談の入口を常に開いておくことの意味は大きいと考えており、地区社協のサロン等の各種事業を始め、老人クラブその他の地域活動との関わりを引続き重視していく。

権利擁護業務(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号)

※高齢者虐待関係

高齢者がその人権や財産を守られ、地域で安心して尊厳ある生活を送れるよう、高齢者虐待に関する相談や通報にはマニュアルに則って、迅速かつ適切な対応ができるよう常に体制を整備していく。具体的には研修等を通して職員の研鑽に勤め、直営地域包括支援センター、各関係機関との連携をより一層、強化していく。対応は複数での対応を基本とし、担当職員の負担が大きくなり過ぎないように、所内での情報共有や検討機会を確保し、センター全体で対応できるよう取り組んでいく。また OJT を含め、虐待対応についての知見を深め、職員のスキルアップを図っていく。

※成年後見関係等

権利擁護に関する個別対応においては、当該高齢者の意思や尊厳を優先した上で、関係機関との適切な連携に努める。特に、成年後見制度の利用支援に際しては、困難事情を抱えるケースであっても、可能な限り本人申立てや専門機関による申立て支援の余地を勘案した上で、市長申立ての適否を検討する。いずれにしるなるべく早期に、当該高齢者の暮らしが守られる状態となるよう、速やかな手続きに努める。中核機関(権利擁護サポートセ

ンター)との連携も図りながら、権利擁護が必要なケースに速やかに対応していく。また日常生活自立支援事業等の関係する社会資源についても、対象者のニーズに合わせて活用していく。

地域の中で社会的困難に置かれている高齢者を発見するところから始まる権利擁護業務においては、地域関係者との密接な連携は不可欠であり、他の業務同様に情報共有とネットワークの一層の拡充を図る。認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度関連の相談も増加が見込まれるため、職員間での情報共有も密にししながら、個別の相談に対応できるよう、職員の研鑽に努める。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

担当圏域に暮らす高齢者にとって、必要な医療・介護サービスが円滑に受けられ、インフォーマルサービス等の様々な社会資源を、柔軟かつ効果的に活用できるような地区を目指し、多職種連携の拡充等、圏域レベルでできる取り組みを進めていく。

特に医療連携に関しては、当圏域に位置する二病院(セコメディック病院、船橋北病院)を始め、近隣市の総合病院や専門科病院と連絡を取り合う場面が増えており、適宜柔軟に連携できる関係の強化に努める。

ケアマネジャーからの個別のケース相談や問い合わせに対しては、丁寧な対応と適切な後方支援を行う。ケアマネジャーに対して、圏域の社会資源がプランに適宜活用されるよう、センターとして地域の資源情報の集積と発信にも努める。

北部ブロックのケアマネ支援としては、ブロック内の三センターでケアマネジャーの研修企画等を行っており、今後も連携協力して、ネットワークづくりやケアマネジメント力向上に取り組んでいく。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115 条の 48)

○全体会議(定例会)について

当圏域の地域課題としては、これまで以下の①～④について継続的に取り組んでいる。

当年度も、それぞれに対して以下のとおり、取組みの継続及び更なる解決策の検討を進める。

*課題① 小室団地の高齢化と団地高齢者の孤立傾向

- ・対策として・・・団地高齢者の見守り体制の拡充
- ・目的として・・・見守りの薄い高齢者を把握し、孤立を防ぐ。様子が心配される高齢者早期につながりを持てるようにする。

A棟(賃貸棟)及びB棟(分譲棟)を対象とした、継続的な取組みと、前年度新たにC棟(分譲棟)とも連携できる体制をとった。さらに A 棟・B 棟・C 棟合同の団地全体の課

題抽出と対策に向けた取り組みをスタートでき、今後も継続して取り組んでいきたい。全体会議では、個別情報の収集及び進捗報告や傾向の分析等を行い、関係機関との連携の拡充を摸索していく。

*課題② 独居や高齢世帯で暮らす認知症等の高齢者の増加

- ・対策として・・・幅広い世代の地域住民に認知症を含む高齢者支援の理解を広げる。
- ・目的として・・・高齢になっても安心して暮らし続けることができる地域づくり
- ・取り組み・・・地区の中で、チームオレンジの立ち上げ関係団体や各自治会の協力を仰いでいる。

*課題③ 身近な医療機関は、ほぼ総合病院に限られ、受診難高齢者が生じやすい

- ・対策として・・・総合病院・在宅医療・リハビリとの連携強化
- ・目的として・・・圏域における地域包括ケアシステムの推進
- ・取り組み・・・地域ケア会議のネットワークを活かし、圏域の中核的な総合病院やその他関係機関と協働して、地域住民に向けた介護予防活動等を展開すると共に、必要時には受診が困難となっている高齢者の情報を共有し、支援の連携を図る。

*課題④ コロナ禍による活動機会の減少とそれに伴う高齢者の心身の機能低下

- ・対策として・・・コロナ5類移行後の状況を見つつ、虚弱高齢者の状態変化の見守りや早期の個別フォローの実施。介護予防事業等についての地域との情報共有。
- ・目的として・・・コロナ5類への移行を迎えるにあたり活動範囲が広がることで、廃用性の心身の衰えを食い止める。
- ・取り組み・・・地域の高齢者の見守り・声掛け活動における地域連携。コロナ5類移行後に再開予定である社会資源もあり、現在行っているものと併せて情報の共有と発信。

○個別ケア会議について

「高齢者を支えられる地域」を目指す上での基盤づくりとして、積極的に個別ケア会議を実施する。高齢者に関わる多様な関係者の参集に向けて、会議の理解と参加を求め、実践を重ねていく。

個別ケア会議については、内容の報告や助言のフィードバック等により、全体会議との双方向の相乗効果を、常に意図して働きかけていく。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

当圏域は比較的交通の便が悪く、特に高齢者にとっては、自力で出掛けられる範囲が物理的に制限されてしまう面もあり、個々の高齢者の生活実態の把握には、積極的な戸別訪

問や町ごとエリアごとの小規模な住民活動への参加が欠かせない。

いわゆる「8050」問題にて高齢者自身のみではなく、家族全体への支援が必要なケースが増えてきており、課題解決の為に新しい機関との連携を深めていくことで、身近な地域課題の解決に繋げていきたい。

認知症総合支援業務(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

初期集中支援チーム等の関連事業については、対象者にとってより有益な形で活用されるよう、タイムリーなケース抽出や連絡調整に努める。

また、認知症疾患医療センター及び圏域内の精神科専門病院と、個別のケース対応における受療相談等を含めて、ネットワークを強化していく

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む)

* 認知症カフェについて

コロナ禍において、認知症カフェの活動が停滞してしまった現状を踏まえて、感染対策等の要素を含めた新たなカフェのあり方の検討や今後の活動再開を、サポートしていく。新たなカフェ立ち上げの兆し等があれば、積極的なバックアップを行う。

* 認知症サポーター養成講座の実施

引き続き、地域の様々な団体に向けて、サポーター養成講座の開催を働きかけていく。具体的には、前年度コロナウイルスの影響により延期となった、圏域の認知症カフェでの講座などを、改めて実施したいと考えている。幅広い世代の住民や地域の民間企業、関係専門職への理解を広げるべく、講座実施先を開拓していきたい。

* チームオレンジ事業の実施

地域の認知症サポーターに対し、ステップアップ研修を実施し認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組みを推進していく。

○地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む)

当圏域においては、豊富・小室の両エリアとも高齢化は顕著であり、徘徊高齢者も今後増えていくと思われることから、過去に小室中学校で実施した豊富地区徘徊訓練を踏まえて、順次町会等の小規模な単位での訓練を実施していけるよう、地域へ働きかける。

総合事業の介護予防ケアマネジメント(介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ)

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

圏域における総合事業の第一の窓口として、その機能を十分に果たすべく、適宜迅速に一連の手続きや必要な援助を行うものとする。

該当の可能性のある方に対しては、基本チェックリストを適切に行い、ケアマネジメントの実施においては、三職種及び介護支援専門員で十分な情報共有と支援方針の確認を行い、適切な目標設定やサービス選定を行う。

○多様なサービスの活用

コロナ終息後には、できる限りにおいて、社協のサロンや地区の住民自主サロン、老人会活動、シルバーリハビリ体操教室などのインフォーマルサービスへのつなぎを試み、対象者が自主的に地域とつながっていけるよう支援する。

地域のケアマネジャーにも、これらのインフォーマルサービスを積極的にプランに取り入れてもらえるよう、都度の機会を捉えて働きかけていく。

住民に対しては、当センターの広報紙や日頃の地域活動のなるべく多くの機会に、介護予防の啓発及び地域の社会資源情報の発信や地域包括支援センターの周知を継続し、高齢者が主体的に介護予防に取り組める地域づくりを目指す。

○総合事業の普及啓発

地域や関係者に向けた事業の周知についても、当センター広報紙及び地域活動の様々な機会を捉えて、制度の仕組みや効果について情報を発信していく。

コロナ禍の現況では、虚弱高齢者が閉じこもりの果てに要介護状態に陥ることを、個別に水際で食い止めていく支援の重要性が一層増しており、介護認定を要せず生活改善の契機が速やかに得られる効果的な施策として、地域活動の現場からも、総合事業の積極的な利用を図っていきたい。

また要支援利用者に関しては、認定満了時に、担当ケアマネジャーと更新申請の必要性や妥当性を都度確認し合っていく。

事業計画書（重点事業等）

（令和5年度）

重点事業：権利擁護業務（主に意思決定支援）（介護保険法115条の45第2項第2号）

※判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

市で設置された権利擁護の中核機関（権利擁護サポートセンター）との連携を深めていく。令和4年度に個別ケア会議に担当職員を招き、概要説明をして頂いたが、今年度は地域ケア会議に出席して頂き実際に対応したケースの説明をして頂く事で地域への浸透を図る。またセンター日より等の広報を活用し、随時周知していく。

○地域連携ネットワークの構築

虐待対応に際しては、必要随時行政の助言を仰ぎ、直営センター等と支援方針を共有の上、関係機関と連携して、対象者の状況変化に応じた介入時期を逸しないよう心掛ける。傾向として、養護者が介護以外の様々な課題を抱える世帯への関わりが増えていると感じており、医療・精神保健・障害福祉・家計管理・引きこもり等に関する支援機関との幅広い協働を、一層意識して動く。

早期発見のためには、ケアマネだけでなくサービス事業所からの情報提供も重要であると考えていることから、サービス事業所に対しても、事案発見時の連絡対応などについて周知を図っていくような取り組みを検討していきたい。

また日頃から、民生委員との密な連携の他、町会・自治会等を通じた地域への働きかけに努める。今年度よりアフターコロナとなるか不透明ではあるが、引続き心配のあるケースが顕在化しづらい現況から、昨年に引き続き住民の見守り意識の一層の啓発を図る。

さらに、消費者被害の防止に対しても、事業所から発信する広報や啓発活動を行う。

○センター内の体制

虐待対応に関する経験値や知識・技術については、職員間でその差を補い合って協働し、個人及びチームとしての対応力の開発と向上を目指す。

今年度は、職員が大幅に入れ替わって約一年が経過し、日頃の総合相談支援において、認知症等の介護負担や家族の関係性などを適切に把握した上で、漏れの無いよう虐待リスクをアセスメントし、その結果をセンター内で共有していくことを徹底する。また、精神面も含めた業務負担が職員間で偏らないチーム支援を目指していく。権利擁護に関する知識や技能については研修等を通じて、より平準化できるよう取り組んでいく。

センター事業

◇「ピンピンきらり介護予防教室」について

圏域内でも特に交通の便が悪く、介護予防のための社会資源が限られる地区（小室地区）において、地域住民とセンターの協働にて介護予防教室を実施する。

前年度は、新型コロナウイルスの影響もあったが臨機応変に対応し、介護予防教室を開催することができた。当初2地区の開催予定であったが、1つの地区は、主催者の都合と参加者の軽減により中止となっている。今後住民の集まる機会の中で一緒に活動できることができないか、検討が必要である。

内容としては、地域における多職種連携として、圏域の老人保健施設の理学療法士・作業療法士及び管理栄養士に協力の元で、プログラムの充実を図る。

住民による介護予防拠点づくりが、地域住民の力量や地区のカラーに応じた形で維持継続されることを目指していく。

*小室第一自治会地区

【計画内容】有志の世話役住民と共に企画運営している。自治会のご理解の下、会場（自治会館）提供等の協力を頂いている。

当年度は、年5回の開催を予定。また、自彊術の体操講師は、これまで同様に世話役住民が担当する。

周知としては、毎回開催前に、世話役の方が手分けして、案内チラシをポスティングする他、当該地区の老人会会報にも、お知らせが掲載される。

【課題と新たな試み】自治会住民の入れ替わりが少なく、全体の高齢化が進んでいる地域であり、今後も参加者の減少が懸念される。引き続き自治会住民特に高齢者に向けた教室開催のチラシ170枚を、ボランティアの協力によりポスティングするとともに、世話役住民による開催直前の個別の勧誘などを行うことで、例年規模15人前後の参加を目指していきたい。

活動のあり方として、本来は、住民側へ主体を移行し、運営を任せていくのが理想的ではあるものの、世話役の方も年齢を重ね、止む無くメンバーから外れる方もおられる中で、寄り添って支えていく関わりも欠かせないものと感じている。

昨年度、年間を通じた活動の展開ができたことに、自治会住民の方と老人保健施設ふなばし光陽双方ともに高評価をいただき今年度の新たな展開も期待されている。今年度の内容としては、地域の方の要望も踏まえ、体力測定や介護予防体操を通じ運動習慣を身に付ける取り組み、レクリエーション、福祉用具の紹介、簡単に調理できる栄養満点の料理づくりにむけたアドバイス等、介護予防と認知症対策をおりこんだ、老人保健施設ふなばし光陽ならではの内容となるよう、スタッフの方々にご協力をいただく計画である。

◇地域でのイベントの開催

事業計画書（概要）の「認知症総合支援業務」に記載のとおり、認知症サポーター養成講座や徘徊声掛け訓練についても、地域の認知症に対する理解の裾野を広げるためのイベントとして、小規模で実施可能であることを伝えながら、若い世代の住民や民間団体等へ、催しを働きかけていく。

◇地域活動との連携

コロナ5類移行に伴い地区活動の再開、展開が期待される中、今まで活動できなかった地区社協のサロンやミニデイ等の事業の再開が予想される。包括としての参加の検討と内容も考えていきたい。例えば、講話や脳トレ等を提供する中で、介護予防・認知症予防や地域づくり等に関する情報発信や啓発を行うと共に、血压測定や健康相談等を入り口とした個別の状況把握をする。地域の高齢者にとって「顔の見える包括」であることで、相談窓口に来所しなくても気軽に相談できる関係を保っていきたいと考えている。

地区社協の拠点事業（カフェきらら）は、地区社協の事業の再開に伴い、毎月の健康相談活動の見直しを検討し、包括の窓口が継続して開かれ、定期的に個別相談を行うものとしたい。

また地区社協の事業以外にも、例年講話を依頼される老人会（小室白鷺会、小室みどり会）や自主サロン（豊明台ふれあいサロン）については、依頼があれば、年間の活動計画の中に位置づけ、土日を含めて対応する。

地域との繋がりがあってこそ、個別ケースの発見に繋がり、支援対応時の協力が得られることなども多くあると感じており、昨年から職員が大幅に入れ替わった当包括においては、様々な機会を捉えて、地域活動への関わりを求め、地域住民の信頼を積み重ねていきたい。

◇豊富・坪井地区ケアマネ勉強会

コロナ5類への移行に伴い、対面にて勉強会を2回実施予定。上半期にはケアマネを含む全事業所向けに虐待をテーマとして、躊躇しがちな虐待疑いの通報のハードルを下げる事を目指す。下半期にはケアマネを対象として権利擁護サポートセンターの周知及び成年後見制度について開催する予定としている。

ケアマネに限らず、圏域の関係専門職やサービス事業所も巻き込んで、多職種連携のネットワーク強化を図りたい。

勉強会の内容については、高齢者支援に役立つものを企画する他、気軽に身近で情報交換できる場を求める声も多く聞かれることから、柔軟に交流の機会を設けていきたいと考えている。

◇広報紙及びその他の地域の媒体による情報発信

広報紙「地域包括支援センターだより」を発行し、圏域の町会・自治会への回覧・掲示及び関係介護事業所、民生委員、地域関係団体への配布や、地域活動の際の住民への直接配布等を行っており、当年度も継続する。

内容としては、当センターの活動周知の他、地域ケア会議及び地区の社会資源に関する情報や認知症・介護予防等に関する啓発記事だけでなく、介護保険や成年後見など各制度に関する内容も記載し、周知していく。

また、その他の情報媒体として、老人会や地区社協等の地域関係団体の作成する広報紙や町会のホームページなどに、包括が関わる地域活動の紹介や事業のお知らせなどを随時掲載していただける状況にある。

色々な媒体を通して住民へ情報を届けられるよう、関係機関との連携を大切にしながら活動していきたい。